官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（六三）　六
○金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（六四）　七
○下水道法等の一部を改正する法律（六五）　八
〔政　令〕
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（二三〇）　八
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二三一）　八
〔省　令〕
○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（総務九〇）　九
○技術士法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二六）　一〇
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　一〇
〔法規的告示〕
○コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件の一部を改正する件（総務二六七）　一〇八
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（同二六八）　一〇九
○再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件の一部を改正する件（同二六九）　一一〇
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二七〇）　一一〇
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二七一）　一一〇
○無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二七二）　一一三
○無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件の一部を改正する件（同二七三）　一一三
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二三九）　一一四
○検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（厚生労働二六八）　一一五
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（同二六九）　一一五
○平成二十七年農林水産省告示第二千七百八十七号及び令和二年農林水産省告示第三百三十五号の一部を改正する告示（農林水産一〇五五）　一一六
○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（農林水産・国土交通一）　一一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三八
特殊法人等
公立学校共済組合役員の就職、会計検査院共済組合・文部科学省共済組合（定款の一部変更・令和七年度決算）、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　一八六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一九一
会社その他
会社決算公告　一九七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（法律第六十三号）（文部科学省）

1　題名の改正

題名を「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改める。（題名関係）

2　目的の改正

勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校の定時制教育及び通信教育の重要性に鑑み、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等を保障するとともに、教育の水準の維持向上を図るため、その振興並びに適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もって豊かな人生を送ることを目的とする。（第一条関係）

3　高等学校の定時制教育及び通信教育の振興並びに適正な実施及び運営の確保

⑴　国の責務

国は、定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する等の責務を有することとする。（第三条関係）

⑵　地方公共団体の責務

地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する等の責務を有することとする。（第四条関係）

⑶　定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務

設置者は、施設及び設備並びに管理運営体制を整備し、及びその充実を図る等の責務を有することとする。（第五条関係）

⑷　通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針の策定

文部科学大臣は、通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項、必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項、広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項等を定める基本的な指針を定めるものとする。（第九条関係）

⑸　定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る国及び地方公共団体の権限の適切な行使

国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、学校教育法、私立学校法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。（第十条関係）

⑹　国による調査研究の推進等

国は、定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。（第十一条関係）

4　施行期日等

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この法律の施行に関し必要な準備行為を定める。（附則第二項、第三項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

◇金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（法律第六十四号）（金融庁）

第１　金融商品取引法の一部改正

1　暗号資産取引に係る規制の整備

⑴　暗号資産に係る情報の公表制度に関する規定の整備

イ　暗号資産であって、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を「特定暗号資産」と定義する。（第二条第五十項関係）

ロ　特定暗号資産発行者に対し、特定暗号資産の募集・売出しにつき特定暗号資産情報の公表を義務付けるとともに、特定暗号資産の募集・売出し後の特定暗号資産定期情報及び特定暗号資産臨時情報の公表を義務付ける。（第二十七条の三十九、第二十七条の五十、第二十七条の五十一関係）

ハ　特定暗号資産情報が公表されている特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行う金融商品取引業者に対し、当該業務開始時における特定暗号資産情報等の公表を義務付けるとともに、当該業務期間中における特定暗号資産発行者が新たに公表した特定暗号資産情報等の公表を義務付ける。（第二十七条の五十三関係）

ニ　特定暗号資産発行者に対し、特定暗号資産の募集・売出しに関して公表する特定暗号資産情報について、当該特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付ける者が払い込む額が少額である場合を除き、監査証明を受けることを義務付ける。（第二十七条の五十九関係）

ホ　特定暗号資産情報が公表されていない暗号資産の暗号資産売買等業務を行う金融商品取引業者に対し、当該業務開始時における暗号資産情報の公表を義務付けるとともに、当該業務期間中における暗号資産臨時情報の公表を義務付ける。（第二十七条の六十、第二十七条の六十一関係）

ヘ　虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者等に係る民事責任、課徴金の規定の整備を行う。（第二十七条の四十一～第二十七条の四十八、第二十七条の六十六、第二十七条の六十七、第百七十二条の十三～第百七十二条の十九関係）

⑵　暗号資産取引等に係る業規制に関する規定の整備

イ　暗号資産の売買等を業として行う者に対する内閣総理大臣の登録に係る規定の整備

(ｲ)　暗号資産の売買、特定暗号資産の募集・売出し、暗号資産の借入れ等を業として行うことについて、金融商品取引業に含めることとする。（第二条第八項関係）

(ﾛ)　暗号資産取引業を行う金融商品取引業者に対し、金融商品取引業及び金融商品取引法第三十五条の二の二第一項又は第二項の規定により行う業務以外の業務を兼業しようとする場合、あらかじめ内閣総理大臣に届け出ることを義務付ける。（第三十五条の二の二関係）

(ﾊ)　金融商品取引業者に対し、暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制の整備を義務付ける。（第三十五条の三関係）

(ﾆ)　金融商品取引業者は、公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準に適合しない暗号資産の取扱いを行ってはならないこととする。（第四十三条の七関係）

(ﾎ)　金融商品取引業者は、ホの届出を行った業者以外の者から顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムを継続的に利用させる業務等の提供を受けてはならないこととするとともに、金融商品取引業者に対し、当該業者から当該業務等の提供を受ける場合には、当該業者の指導その他の業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを義務付ける。（第四十三条の十二関係）

(ﾍ)　金融商品取引業者が暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導その他の委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを当該金融商品取引業者に対し、義務付ける。（第四十三条の十三関係）

(ﾄ)　金融商品取引業者に対し、暗号資産取引に関して事故が生じた場合の顧客への補償原資として金融商品取引責任準備金の積み立てを義務付ける。（第四十六条の五関係）

(ﾁ)　暗号資産取引業を行う者の財務の健全性を確保するため、金融商品取引業者に対し、自己資本規制比率の算出等を義務付ける。（第四十六条の六関係）

ロ　暗号資産取引業のうち、暗号資産の借入れを業として行うこと等の暗号資産取引特例業務のみを行う者についての登録等の特例の規定の整備を行う。（第二十九条の六関係）

ハ　暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ投資運用業、投資助言・代理業の規制の対象とする。（第二条第八項第十一号～第十五号関係）

ニ　暗号資産取引に係る仲介業を金融商品仲介業に含める。（第二条第十一項、第三章の二関係）

ホ　金融商品取引業者に対し顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムを継続的に利用させる等の業務を行う者について、内閣総理大臣への届出、善管注意義務、業務管理体制の整備義務、監督上の処分等の規定の整備を行う。（第二条第五十四項、第五十五項、第三章の六関係）

⑶　暗号資産取引等に係る不公正取引規制等に関する規定の整備

イ　一定の暗号資産取引業を行う者による取扱いが行われている暗号資産の取引等に係るインサイダー取引規制の規定の整備を行う。

㈠　特定暗号資産発行者関係者であって、特定暗号資産等に関する重要事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該重要事実に係る特定暗号資産等の売買等を行ってはならないこととする。（第百七十一条の七関係）

㈡　暗号資産取引業者関係者であって、暗号資産の取扱い等に関する重要事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該重要事実に係る暗号資産等の売買等を行ってはならないこととする。（第百七十一条の八関係）

㈢　大量売買者関係者であって、暗号資産等の大量売付け若しくは大量買付けの実施又はその中止に関する事実を所定の方法により知ったものは、その公表前に当該事実に係る暗号資産等の売付け等又は買付け等を行ってはならないこととする。（第百七十一条の九関係）

㈣　㈠から㈢までに掲げる者は、他人に対し、当該重要事実等の公表前に取引をさせることにより利益を得させる等の目的をもって、当該重要事実等を伝達し、又は取引を勧めてはならないこととする。（第百七十一条の十関係）

ロ　暗号資産の取引等に係る風説の流布・偽計、相場操縦行為及びインサイダー取引等に係る課徴金の規定の整備を行う。（第百七十三条～第百七十四条の三、第百七十五条の三、第百七十五条の四関係）

ハ　何人も、特定暗号資産発行者や金融商品取引業者等から対価を受けて取引判断に関する意見を一般に表示をする場合には、対価を受ける旨の表示を併せてすることを義務付ける。（第百七十一条の十二関係）

ニ　金融商品取引法第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで暗号資産取引業を行う者が行った金融商品取引業者による取扱いが行われていない暗号資産等の売付け等は、その売買契約等を原則として無効とすることとする。（第百七十一条の十五関係）

ホ　犯則事件の定義に、暗号等資産の売買その他の取引に係る事件を追加する。（第二百十条関係）

⑷　その他

その他所要の規定の整備を行う。

2　特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備

⑴　一定の上場会社が特定非財務情報の開示を行う場合には、一般に公正妥当であると認められる作成基準に基づいて開示することを義務付けるとともに、当該上場会社に対し、当該情報に係る監査証明を受けることを義務付ける。（第二十六条の四、第二十六条の五関係）

⑵　有価証券報告書等に記載された将来情報等については、一定の場合には、民事責任規定における虚偽記載に該当しないことを明確化する。（第十七条、第十八条、第二十一条、第二十一条の二、第二十二条関係）

⑶　特定非財務情報監査証明業者に係る登録制度を導入し、登録申請書の記載事項及び添付書類、登録拒否要件その他の登録手続に関する規定の整備を行う。（第二条第四十六項～第四十八項、第二十六条の六～第二十六条の十関係）

⑷　特定非財務情報監査証明業者に対する秘密保持義務、業務管理体制の整備義務、業務執行担当者の交代制等の業務の制限、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定の整備を行う。（第二十六条の十一～第二十六条の二十二関係）

⑸　特定非財務情報監査証明業者に対する監督上の処分、報告徴取及び検査その他の監督に関する規定の整備を行う。（第二十六条の二十三～第二十六条の二十八関係）

⑹　特定非財務情報監査証明業者が設立した一般社団法人であって、特定非財務情報監査証明業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定特定非財務情報監査証明業協会に関する規定の整備を行う。（第二十六条の二十九～第二十六条の三十六関係）

⑺　その他所要の規定の整備を行う。

3　成長資金供給の拡大に係る開示制度の見直し

⑴　特定投資家のみを相手方とする私募等に係る勧誘対象者の範囲を拡大する。（第二条第三項、第四項関係）

⑵　企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、募集・売出しから除外する。（第二条第三項、第四項関係）

⑶　有価証券届出書の提出免除基準を一億円から五億円に引き上げる。（第四条関係）

⑷　少額募集に係る有価証券届出書（簡易な様式による有価証券届出書）を利用できる募集の範囲を発行価額総額が五億円未満の募集から十億円未満の募集に引き上げる。（第五条関係）

⑸　その他所要の規定の整備を行う。

4　有価証券に係る不公正取引規制等の見直し

⑴　公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大

公開買付け等対象者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者等の一定の関係者を公開買付者等関係者に追加する。（第百六十七条関係）

⑵　課徴金制度に係る算定方法の見直し

イ　公開買付者等関係者によるインサイダー取引等に係る課徴金の額の計算に用いる公開買付け等の実施に関する事実の公表後の価格について、その公表後二週間における最も高い価格と、その公表がされた日の前日における最終の価格に一・五を乗じて得た価格のいずれか高い価格等とする。（第百七十五条、第百七十五条の二関係）

ロ　大量保有・変更報告書を提出しない等の場合の課徴金の額を、対象となる株券等の発行者の時価総額の一万分の七とする。（第百七十二条の七、第百七十二条の八関係）

ハ　高速取引行為による相場操縦行為の課徴金の額を、違反行為が開始された日から終了した日までの期間における取引による利益等とする。（第百七十四条の二の二関係）

ニ　課徴金の額の端数計算につき、一円未満の端数切捨てとする。（第百七十六条関係）

⑶　課徴金制度の対象の拡大等

イ　他人の名義をもって有価証券等に係る不公正取引を行った者は、課徴金の額を一・五倍とする。（第百七十三条～第百七十五条関係）

ロ　違反行為等の実行を容易にする目的で自己の名義を利用させた者等に対する課徴金の規定の整備を行い、課徴金の額を違反者の利得相当額の二分の一とする。（第百七十五条の五関係）

ハ　課徴金に係る事実の報告等をした者との間の合意に基づき、資料の提出等の行為をすることに対し課徴金の額を一定割合減額することとする。（第百七十七条の二、第百七十七条の三、第百八十五条の七関係）

⑷　無登録業者に対する罰則の引上げ、犯則事件の定義の拡大

イ　金融商品取引法第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行った者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。（第百九十七条関係）

ロ　犯則事件の定義を、金融商品取引法第八章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を害するものその他の証券取引等監視委員会の調査の対象とすることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものに係る事件とする。（第二百十条関係）

⑸　外国金融商品取引規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限への出頭を求める権限の追加

内閣総理大臣は、外国金融商品取引規制当局から調査の協力の要請があった場合において、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、関係人又は参考人に対し、出頭を求め、当該職員に質問をさせることができることとする。（第百八十九条関係）

⑹　証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化

電磁的記録提供命令に係る規定の整備を行うとともに、裁判官の許可状が電磁的記録による場合及び証券取引等監視委員会の職員が調書を電磁的記録をもって作成する場合に係る規定等の整備を行う。（第二百十一条～第二百十一条の三、第二百十二条～第二百十五条、第二百十六条～第二百二十二条の四、第二百二十四条、第二百二十六条関係）

⑺　顧客財産管理人制度の導入

内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の廃止等に際し、当該金融商品取引業者の業務の運営が著しく不適切であることにより、顧客財産の返還等に支障があると認めるときは、顧客財産管理人を選任し、当該金融商品取引業者に対し、当該顧客財産管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができることとする。（第五十七条の二十八、第五十七条の三十関係）

⑻　その他

その他所要の規定の整備を行う。

５　罰則

所要の罰則規定の整備を行う。

６　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第２　資金決済に関する法律の一部改正

１　暗号資産取引に係る規定の削除

第１の１に伴い、暗号資産取引に係る規制を資金決済に関する法律から削除する。（改正前の第二条第十四項～第二十項、改正前の第三章の三、改正前の第三章の四のうち暗号資産仲介行為に係る部分関係）

２　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第３　施行期日等

１　この法律は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げるものは、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　無登録業者に対する罰則の引上げ、犯則事件の定義の拡大（暗号等資産の売買その他の取引に係る事件の追加に係る部分を除く。）に係る規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

⑵　特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備並びに成長資金供給の拡大に係る開示制度の見直しに係る規定　令和九年四月一日

⑶　証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化に係る規定　令和九年十月一日

２　この法律の施行に際し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。（附則第二条～第九十一条関係）

３　この法律の施行の状況等に関する検討規定を設ける。（附則第九十二条関係）

◇下水道法等の一部を改正する法律（法律第六十五号）（国土交通省）

第１　下水道法の一部改正

１　目的

この法律の目的に、下水道の基盤の強化を図ることを追加する。（第一条関係）

２　基本方針

⑴　国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（第二条の二関係）

⑵　流域別下水道整備総合計画は、基本方針に即するものでなければならないものとする。（第二条の四第六項関係）

⑶　事業計画は、基本方針に即したものでなければならないものとする。（第六条第五号及び第二十五条の二十五第五号関係）

３　責務

⑴　国は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないものとする。（第二条の三第一項関係）

⑵　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする。（第二条の三第二項関係）

⑶　下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならないものとする。（第二条の三第三項関係）

４　事業計画への道路管理者の協力が必要な事項の記載

⑴　事業計画に定めるべき事項のうち、点検の方法及び頻度においては、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の公共下水道管理者又は流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができるものとする。（第五条第二項及び第二十五条の二十四第二項関係）

⑵　公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならないものとする。（第四条第六項及び第二十五条の二十三第七項関係）

５　構造の原則の創設

公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止することができるものであって、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮したものでなければならないものとする。（第七条第一項関係）

６　維持又は修繕に関する技術上の基準

公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準は、公共下水道の施設の安全性の評価に関する基準を含むものでなければならないものとする。（第七条の三第三項関係）

７　計画的な改築等

公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならないものとするとともに、公共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないものとする。（第七条の四関係）

８　排水区域等の廃止に関する規定の整備

⑴　公共下水道管理者は、排水区域又は処理区域（以下「排水区域等」という。）の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域等の全部又は一部の下水を排除又は処理する必要がなくなったと認める場合には、当該排水区域等の全部又は一部を廃止することができるものとする。（第九条の二第一項及び第五項関係）

⑵　公共下水道管理者は、排水区域等の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域等を公示し、かつ、これを表示した図面を⑷により公示する日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならないものとする。（第九条の二第二項及び第五項関係）

⑶　公共下水道管理者は、排水区域等の全部又は一部の廃止を公示しようとするときは、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除又は処理に代わる措置を講ずる場合を除き、当該公示に係る排水区域等内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならないものとする。（第九条の二第三項及び第五項関係）

⑷　公共下水道管理者は⑴により排水区域等の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならないものとする。（第九条の二第四項及び第五項関係）

⑸　排水区域のうち⑵により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができるものとする。（第十条第四項関係）

9　都道府県による復旧工事の代行

⑴　流域下水道管理者である都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該都道府県の管理する流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができるものとする。（第十四条の二第一項関係）

⑵　⑴により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合においては、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。（第十四条の二第二項関係）

⑶　⑴により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行するものとし、この場合において、国は市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。（第十四条の二第四項関係）

10　施設の機能妨害行為に対する負担金

公共下水道管理者は、公共下水道の施設の機能を著しく妨げた行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事又は維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができるものとする。（第十八条関係）

11　使用料の原則の追加等

公共下水道管理者が公共下水道を使用する者から徴収することができる使用料の原則に、能率的な管理の下における適正な原価に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを超えないものであることを追加し、これらの原則によって使用料を定めるに当たって必要な技術的細目は、国土交通省令で定めるものとする。（第二十条第二項第二号及び第三項関係）

12　施設の工事及び維持管理の状況の公表

公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報であって国土交通省令で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。（第二十三条の二関係）

13　広域連携推進計画

⑴　都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、広域連携推進計画を定めるよう努めなければならないものとし、広域連携推進計画を定めようとするときは、関係下水道管理者の同意を得なければならないものとする。（第三十一条の二第一項及び第五項関係）

⑵　広域連携推進計画には、市町村における公共下水道の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道の管理を都道府県が行うことが適当であると認められるときは、当該都道府県による当該公共下水道の管理に関する事項を記載することができるものとし、都道府県は、広域連携推進計画に当該事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができるものとする。（第三条第三項及び第三十一条の二第三項関係）

⑶　下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、共同して、都道府県に対し、広域連携推進計画を定めることを要請することができるものとし、都道府県は、要請があった場合において、下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認めるときは、広域連携推進計画を定めるものとする。（第三十一条の二第七項及び第八項関係）

14　都道府県協議会

⑴　広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができるものとする。（第三十一条の三第一項関係）

⑵　都道府県は、都道府県協議会において協議を行おうとするときは、都道府県協議会の構成員に、当該協議を行う事項を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならないものとする。（第三十一条の三第三項及び第四項関係）

15　連携協力下水道の管理

⑴　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、協議してその管理の方法及び管理に要する費用の負担を別に定めることができるものとする。（第三十一条の五第一項及び第五項関係）

⑵　広域連携推進計画に連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならないものとする。（第三十一条の五第二項関係）

⑶　関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合においては、これらの者は、当該連携協力下水道の管理者に代わってその権限を行うものとする。（第三十一条の五第四項関係）

16　災害の発生時における連携及び協力の確保

国、都道府県、市町村及び下水道管理者並びにその他の関係者は、災害の発生時における速やかな下水道の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。（第三十一条の八関係）

17　その他

その他所要の改正を行う。

第２　道路法の一部改正

1　占用物件等維持修繕協定制度の創設

道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者との連携により道路及び占用物件の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、占用物件等維持修繕協定を締結することができるものとする。（第二十条の三関係）

2　公共下水道管理者等が行う点検への協力
道路管理者は、第１の４により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。（第二十八条の三関係）
3　道路の占用許可制度の見直し
⑴　道路の占用の許可を受けようとする者が道路管理者に提出しなければならない申請書の記載事項に、工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管、ガス管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の維持管理に関する事項を追加するものとする。（第三十二条第二項関係）
⑵　道路占用者は、道路の占用に関する工事（道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならないものとする。（第三十二条第四項関係）
4　その他
その他所要の改正を行う。
第３　道路整備特別措置法の一部改正
1　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、第２の１による占用物件等維持修繕協定の締結及び第１の４⑵による協議等を行うものとする。（第九条第一項及び第十七条第一項関係）
2　その他所要の改正を行う。
第４　附則
1　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）
2　所要の経過措置を定める。（附則第二条から第四条まで関係）
3　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第五条関係）
4　その他所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第二百三十号）（環境省）
1　太陽電池発電所の設置の工事の事業等の第一種事業及び第二種事業の要件を改める。（本則関係）
2　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第二百三十一号）（厚生労働省）
1　下地島空港を新たに検疫飛行場として定める。（別表第一関係）
2　下地島空港について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定める。（別表第三関係）
3　この政令は、令和八年七月三十日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

法　律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十三号

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律

第一条から第三条までを次のように改める。

（目的）
第一条　この法律は、勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制教育及び通信教育の重要性に鑑み、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのつとり、教育の機会均等を保障するとともに、高等学校の定時制教育及び通信教育の水準の維持向上を図るため、その振興並びに適正な実施及び運営の確保（以下「振興等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もつて豊かな人生を送ることに資することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「定時制教育」とは、高等学校が定時制の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）で行う教育をいう。
2　この法律において「通信教育」とは、高等学校が通信制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）で行う教育をいう。

（国の責務）
第三条　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上のために国が果たすべき役割を踏まえ、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2　国は、地方公共団体が行う定時制教育及び通信教育の振興等のための施策に関し、情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六条中「第四条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2　地方公共団体は、前項の責務を遂行するに当たつては、定時制教育及び通信教育の振興等に関する総合計画を策定するよう努めなければならない。

（定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務）

第五条　定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、その設置する高等学校における定時制教育及び通信教育について、次に掲げる責務を有する。

一　定時制教育及び通信教育に関する施設及び設備並びに管理運営体制を整備し、及びその充実を図ること。

二　情報通信技術の活用等により定時制教育及び通信教育の内容及び方法の改善を図ること。

三　定時制教育及び通信教育に従事する教員の研修について、定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒の特性を考慮して、計画を策定し、及び実施を図ること。

四　定時制教育及び通信教育の振興等に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力すること。

五　通信教育連携協力施設（通信制の課程を置く高等学校の行う通信教育について当該高等学校と連携協力を行うものとして文部科学省令で定める施設をいう。以下この号及び第九条第二項第三号において同じ。）を設置し、又は他の者が設置する通信教育連携協力施設と連携協力を行う高等学校にあつては、通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図ること。

（基本指針）

第九条　文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項

二　通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項

三　広域通信制課程（学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。）における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項

イ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項

ロ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項

四　前三号に掲げるもののほか、通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項

3　文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る権限の適切な行使）

第十条　国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、学校教育法、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（調査研究の推進等）

第十一条　国は、定時制教育及び通信教育の内容及び方法に関する研究その他の定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　文部科学大臣は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律（同項において「新法」という。）第九条の規定の例により、基本指針（同条第一項に規定する基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

3　前項の規定により定められ、公表された基本指針は、施行日において新法第九条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

4　学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条（見出しを含む。）中「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改め、同条のうち高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第四条の改正規定中「第四条の見出し」を「第六条（見出しを含む。）」に改め、「改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に」を削る。

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十四号

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

（金融商品取引法の一部改正）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　企業内容等の開示（第二条の三―第二十七条）」を

「第二章　企業内容等の開示
第一節　企業内容等の開示（第二条の三―第二十六条）
第二節　有価証券届出書等の監査証明等（第二十六条の二―第二十六条の五）
第三節　特定非財務情報の監査証明業者等（第二十六条の六―第二十六条の十）
第一款　総則（第二十六条の十一―第二十六条の二十）
第二款　業務（第二十六条の二十一・第二十六条の二十二）
第三款　経理（第二十六条の二十三―第二十六条の二十八）
第四款　監査証明業協会（第二十六条の二十九―第二十六条の三十六）
第五款　特定非財務情報認証業務（第二十六条の三十七―第二十六条の四十一・第二十七条）
第六款　雑則（第二十七条の二―第二十七条の四）」

に改める。

第二条第三項中「第二十三条の十三第四項」を「第二十三条の十三第六項」に改め、同項第一号中「特定投資家」を「次のイ又はロに掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　次に掲げる者

(1)　特定投資家

(2)　法人（(1)に掲げる者を除く。）

(3)　第三十四条の四第一項各号に掲げる個人（(1)に掲げる者を除く。）

ロ　有価証券（第一項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。ロ及び次項第一号ロにおいて同じ。）の発行者が、当該発行者の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。同号ロにおいて同じ。）又は使用人その他の当該有価証券に係る第五条第一項各号に掲げる事項に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができる者として、その者の職務執行の対価又は福利厚生の増進を図るための手段として当該有価証券を取得させることを目的とする取得勧誘であつて政令で定めるものを行う場合における当該相手方

第二条第三項第二号ロ中「特定投資家のみ」を「前号イに掲げる者（以下「特定投資家等」という。）のみ」に改め、同号ロ(1)中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改め、同号ロ(2)中「（特定投資家又は」を「及び」に、「）をいう。」を「第六十三条の八第一項第一号及び第六十三条の九第九項を除き、」に改め、同号ハ中「並びにイ及びロ」を「及びイからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前号ロに規定する場合

第二条第四項第一号中「特定投資家」を「次のイ又はロに掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　特定投資家等

ロ　有価証券の発行者が、当該発行者の役員又は使用人その他の当該有価証券に係る第五条第一項各号に掲げる事項に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができる者として内閣府令で定めるものを相手方として、その者の職務執行の対価又は福利厚生の増進を図るための手段として当該有価証券を交付することを目的とする売付け勧誘等であつて政令で定めるものを行う場合における当該相手方

第二条第四項第二号ロ中「特定投資家のみ」を「特定投資家等のみ」に改め、同号ロ(2)中「特定投資家等」の下に「及び非居住者」を加え、同号ハ中「並びにイ及びロ」を「及びイからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前号ロに規定する場合

第二条第六項中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改め、同条第七項中「含む。」の下に「第二十六条の四第二項第一号及び第二十六条の五第二項第四号を除き、」を加え、「同条第十三項」を「第五条第十三項」に改め、同条第八項第六号、第八号及び第九号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改め、同条第十項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条に次の三項を加える。

46　この法律において「特定非財務情報監査証明」とは、第二十六条の四第二項第一号に規定する記載対象書類に記載する同項第二号に規定する特定非財務情報について、第二十六条の五第三項に規定する基準及び手続により行う監査証明をいう。

47　この法律において「特定非財務情報監査証明業」とは、特定非財務情報監査証明を業として行うことをいう。

48　この法律において「特定非財務情報監査証明業者」とは、第二十六条の六の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第二章の章名中「開示」を「開示等」に改める。

第二条の三第一項から第三項までの規定中「この章」を「この節」に改め、同条第四項中「この章」を「この節」に改め、同項第一号中「第四条第一項第二号イ」を「第四条第一項第一号イ」に改め、同条第五項中「この章」を「この節」に改め、第二章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　企業内容等の開示

第四条第一項中「この章」を「この節」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「一億円」を「五億円」に、「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第二号中「第二条第三項第二号ハ」を「第二条第三項第二号ニ」に改め、同項第四号中「第二条第四項第二号ハ」を「第二条第四項第二号ニ」に改め、同条第三項中「の特定投資家」を「の特定投資家等」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、「委託して特定投資家等」の下に「及び非居住者」を加え、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項ただし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項第一号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改め、同条第四項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「この章」を「この節」に改め、同条第五項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条第六項中「又は第一項第三号」を「又は第一項第二号」に改め、同項ただし書中「一億円」を「五億円」に、「第一項第三号」を「同号」に、「同項第五号」を「第一項第四号」に改め、同条第七項中「第一項第二号イ」を「第一項第一号イ」に、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改める。

第五条第一項第二号中「状況」の下に「、気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」を加え、同条第二項中「五億円」を「十億円」に改め、同条第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、「会社の経理の状況」の下に「、気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」を加え、同条第八項中「この章に」を「この節に」に改める。

第十三条第一項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「この章」を「この節」に、「一億円」を「五億円」に改め、同条第五項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第十五条第一項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に、「この章」を「この節」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、第十三条第一項の目論見書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該目論見書を作成した発行者におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「と」の下に「第一項中」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、有価証券届出書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該有価証券届出書の届出者におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第二十一条第一項第三号中「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該有価証券届出書に係る特定非財務情報監査証明において、当該特定非財務情報監査証明に係る第二十六条の四第二項第二号に規定する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した特定非財務情報監査証明業者

第二十一条第二項第三号中「前項第四号」を「前項第五号」に、「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改め、「書類」の下に「及び特定非財務情報監査証明に係る第二十六条の四第二項第二号に規定する特定非財務情報」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前項第四号に掲げる者　同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

第二十一条第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号及び第二号並びに前項第一号」を「第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び前項」に改め、「受けて」と」の下に「同項第一号中」を、「作成」と」の下に「、前項中「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、有価証券届出書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該有価証券届出書を提出した会社におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第二十一条の二第一項中「書類（以下この条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「同項の」を「第二十五条第一項の」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、第二十五条第一項各号（第一号から第三号まで、第六号及び第八号に限る。）に掲げる書類に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該書類を提出した会社におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

3　第一項の場合において、有価証券届出書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該有価証券届出書の届出者におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第二十二条第一項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号」を「第二十一条第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、有価証券届出書に記載された事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報として内閣府令で定めるものについての記載は、当該有価証券届出書の届出者におけるその記載に至る検討の過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該記載と相違する事実が判明したときその他の内閣府令で定めるときにおいても、それのみを理由として虚偽の記載に該当すると解してはならない。

第二十三条の二中「第十七条中「目論見書」とあるのは「」を「第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第十三条第一項の」に、「同条第二項中「目論見書」を「同条第二項中「有価証券届出書に」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）に」と、同条第三項中「目論見書」に、「同条第三項中」を「同条第三項中「有価証券届出書に」とあるのは「有価証券届出書（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書又は当該届出書に係る第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正届出書にあつては、有価証券届出書及び当該有価証券届出書に係る参照書類）に」と、前条第一項中」に改める。

第二十三条の三第一項中「一億円」を「五億円」に改め、同項ただし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第二十三条の八第一項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同条第四項中「一億円」を「五億円」に、「第一項第三号」を「同項第五号」を「第一項第四号」に改める。

第二十三条の十二第五項中「同条第二項」を「同条第二項中「有価証券届出書に」とあるのは「発行登録書類等に」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第三項」に、「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に「同条第三項」を「同条第三項中「有価証券届出書に」とあるのは「発行登録書類等に」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第四項」に、「第二十三条中」を「同条第三項中「有価証券届出書に」とあるのは「発行登録書類等に」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、第二十三条中」に改め、同条第六項中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に、「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二十三条の十三第一項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同項第二号中「第二条第三項第二号ハ」を「第二条第三項第二号ニ」に改め、同項第四号中「第二条第四項第二号ハ」を「第二条第四項第二号ニ」に改め、同条第三項第一号中「特定投資家等向け取得勧誘」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同項第二号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同項第一号イ中「第二条第三項第二号ハ」を「第二条第三項第二号ニ」に改め、同号ロ中「第二条第四項第二号ハ」を「第二条第四項第二号ニ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち、第二条第三項第二号ハ又は第四項第二号ハに掲げる場合に該当するもの（以下この項及び次項において「役員等向け勧誘」という。）を行う者は、当該役員等向け勧誘が同条第三項第二号ハ又は第四項第二号ハに掲げる場合のいずれかに該当することにより当該役員等向け勧誘に関し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該役員等向け勧誘に係る有価証券に関して開示が行われている場合及び発行価額又は譲渡価額の総額が五億円未満の役員等向け勧誘で内閣府令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

5　前項本文の規定の適用を受ける役員等向け勧誘を行う者は、当該役員等向け勧誘により有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。

第二十四条第一項及び第五項中「会社の経理の状況」の下に「、気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」を加え、同条第八項中「この章」を「この節」に改める。

第二十四条の四の六中「第二十二条」の下に「（第三項を除く。）」を、「同条第一項中」の下に「、第三号及び第四号」とあるのは「及び第三号」と、」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、「を取得した者」と」の下に「、同条第二項中「から第三号まで」とあるのは「及び第二号」と」を加える。

第二十四条の五第五項中「第二十二条第一項中」の下に「、第三号及び第四号」とあるのは「及び第三号」と、」を加え、「前項」とあるのは「第二十四条の五第五項において準用する前項」を「から第三号まで」とあるのは「及び第二号」に改める。

第二十四条の六第二項中「第二十二条の」を「第二十二条（第三項を除く。）の」に、「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に、「第二十一条第二項第一号及び第二号」を「第一号から第三号まで」に、「第二十一条第二項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」を「第一号」に改める。

第二十五条第一項中「次条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（通知書の公衆縦覧）

第二十五条の二　内閣総理大臣は、第四条第六項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する通知書（発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものに係るものに限る。以下この項において同じ。）の提出を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該通知書を、当該通知書を受理した日から一年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　有価証券の発行者で前項に規定する通知書を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により当該通知書の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、同項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

第二十六条の次に次の二節並びに節名及び一条を加える。

第二節　有価証券届出書等の監査証明等

（財務諸表の用語、様式及び作成方法）

第二十六条の二　第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）その他内閣府令で定める書類に記載する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により作成しなければならない。

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第二十六条の三　第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の者で政令で定めるもの（以下この項、第二十六条の五第六項及び第二十六条の四十一において「特定発行者」という。）が提出する前条に規定する第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）その他内閣府令で定める書類に記載する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び第七項並びに第二十六条の四十一第一項及び第二項第一号において「財務計算に関する書類」という。）については、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条、第二十六条の四十一及び第四十三条の二第三項において同じ。）又は監査法人（特定発行者が同法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。）から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二　前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三　監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

2　金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社その他の者で政令で定めるもの（以下この項において「上場会社等」という。）が第二十四条の四の四の規定に基づき提出する内部統制報告書については、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（上場会社等が公認会計士法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　前項第一号の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二　前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三　監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

四　上場会社等（資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る。）が、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者に初めて該当することとなつた日その他の政令で定める日以後三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合

3　第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外国監査法人等について、公認会計士法第三十四条の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかつた旨又は同法第三十四条の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同条第二項の規定による公表がされた場合（同法第三十四条の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたときを除く。）には、適用しない。

4　第一項及び第二項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が財務計算に関する書類を提出する者及び内部統制報告書を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

5　第一項及び第二項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて行わなければならない。

6　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第一項及び第二項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

7　公認会計士又は監査法人が財務計算に関する書類及び第二項に規定する内部統制報告書について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

8　内閣総理大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（特定非財務情報の作成基準）

第二十六条の四　次条第一項に規定する特定提出者その他政令で定める者が提出する記載対象書類に記載する特定非財務情報については、一般に公正妥当であると認められる作成基準として内閣府令で定めるものに従つて作成しなければならない。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　記載対象書類　第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）その他内閣府令で定める書類

二　特定非財務情報　気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標に関する事項として内閣府令で定めるものに関する情報

（特定非財務情報監査証明業者による監査証明）

第二十六条の五　第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社のうち政令で定めるもの（以下この章及び第六章の二において「特定提出者」という。）が提出する記載対象書類（前条第二項第一号に規定する記載対象書類をいう。以下同じ。）に記載する前条第二項第二号に規定する特定非財務情報（投資者の投資判断に影響を及ぼすおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）については、その者と特別の利害関係のない特定非財務情報監査証明業者の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2　前項の特別の利害関係とは、特定非財務情報監査証明業者が特定提出者との間に有する次の各号のいずれかに掲げる関係をいう。

一　特定非財務情報監査証明業者が特定提出者の株式を所有し、又は特定提出者に出資している関係

二　特定提出者が特定非財務情報監査証明業者の株式を所有し、又は特定非財務情報監査証明業者に出資している関係

三　特定非財務情報監査証明業者の役員又は業務執行担当者（第二十六条の七第一項第四号に規定する業務執行担当者をいう。以下この項において同じ。）が、特定提出者の役員若しくは特定非財務情報（前条第二項第二号に規定する特定非財務情報をいう。第四項を除き、以下同じ。）の作成に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた者である関係

四　特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に業務執行担当者として関与した者が、当該特定非財務情報監査証明に係る特定非財務情報が記載された記載対象書類に係る事業年度（第五条第一項の規定による届出書（その訂正届出書を含む。）にあつては、その記載すべき財務計算に関する書類に係る事業年度。第二十六条の十八、第百七十二条の四の二第一項第一号並びに第百八十五条の七第八項及び第九項において同じ。）又はその翌事業年度（以下この号において「関与事業年度」という。）内に当該特定提出者又は当該特定提出者が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該特定提出者と密接な関係を有する者として内閣府令で定めるもの（第二十六条の十八において「子会社等」という。）の役員となつた関係（当該関与事業年度の期間内に限る。）

五　特定非財務情報監査証明業者（その役員又は業務執行担当者を含む。）又は当該特定非財務情報監査証明業者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、特定提出者から記載対象書類に記載する特定非財務情報の作成に関する業務その他の内閣府令で定める業務により継続的な報酬を受けている関係

六　前各号に掲げるもののほか、前項の監査証明の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるものとして政令で定める関係

3　第一項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて行わなければならない。

4　特定非財務情報監査証明業者が記載対象書類に記載する第一項に規定する特定非財務情報について監査証明をした場合において、当該監査証明が第二十六条の二十四第一項第一号又は第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される記載対象書類で当該特定非財務情報監査証明業者の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5　内閣総理大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該特定非財務情報監査証明業者に通知し、かつ、公表しなければならない。

6　特定発行者であつて特定提出者でない会社が提出する記載対象書類に記載する特定非財務情報については、第一項の監査証明を任意に受けることができる。この場合においては、特定発行者であつて特定提出者でない会社を特定提出者とみなして、この章の規定並びにこれに係る第六章の二及び第八章の規定を適用する。

第三節　特定非財務情報監査証明業者等

第一款　総則

（登録）

第二十六条の六　特定非財務情報監査証明業を行う法人は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第二十六条の七　前条の登録を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　資本金の額又は出資の総額（外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）

三　役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この節において同じ。）の氏名又は名称

四　業務執行担当者（当該法人の役員又は使用人のうち、特定非財務情報監査証明に係る業務の執行を担当する者をいう。以下この節において同じ。）の氏名

五　主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地

六　特定非財務情報監査証明業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

七　他に事業を行つているときは、その事業の種類

八　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第二十六条の九各号（第一号、第三号から第五号まで及び第十号（二に係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　特定非財務情報監査証明業の業務の内容及び方法として内閣府令で定める事項を記載した書類

三　定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　業務執行担当者が第二十六条の九第十号ニに規定する内閣府令で定める基準に該当することを確認するために必要な事項として内閣府令で定めるものを記載した書類

五　その他内閣府令で定める書類

3　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4　持込資本金の額の計算については、政令で定める。

（登録簿への登録）

第二十六条の八　内閣総理大臣は、第二十六条の六の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を特定非財務情報監査証明業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第二十六条の九　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　法人でない者

二　第二十六条の二十四第一項の規定により、第二十六条の六の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　他に行う事業が公益に反すると認められる法人

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らし、特定非財務情報監査証明業の信用を失墜させるおそれがあると認められる法人

五　特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として内閣府令で定めるものの整備が行われていない法人

六　資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

七　国内に営業所又は事務所を有しない法人

八　外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が特定非財務情報監査証明業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者

九　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　特定非財務情報監査証明業者であつた法人が第二十六条の二十四第一項の規定により第二十六条の六の登録を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ロ　第二十六条の二十四第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ　心身の故障により特定非財務情報監査証明業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ニ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ホ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十　業務執行担当者のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　特定非財務情報監査証明業者であつた法人が第二十六条の二十四第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定により第二十六条の六の登録を取り消されたことがある場合において、その処分を受ける原因となつた特定非財務情報監査証明を行つた業務執行担当者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ロ　第二十六条の二十四第三項において準用する同条第二項の規定により解任を命ぜられた業務執行担当者でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ　前号ハからホまでのいずれかに該当する者

ニ　特定非財務情報監査証明に係る業務の執行に必要な知識及び経験を有する者の基準として内閣府令で定める基準に該当しない者

（変更の届出）

第二十六条の十　特定非財務情報監査証明業者は、第二十六条の七第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が業務執行担当者の増員又は交代に係るものであるときは、当該業務執行担当者に係る同条第二項第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を特定非財務情報監査証明業者登録簿に登録しなければならない。

3　特定非財務情報監査証明業者は、第二十六条の七第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二款　業務

（誠実義務）

第二十六条の十一　特定非財務情報監査証明業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十六条の十二　特定非財務情報監査証明業者の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（業務管理体制の整備）

第二十六条の十三　特定非財務情報監査証明業者は、内閣府令で定めるところにより、その行う特定非財務情報監査証明業を公正かつ適確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制を整備しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第二十六条の十四　特定非財務情報監査証明業者は、自己の名義をもつて、他人に特定非財務情報監査証明業を行わせてはならない。

（業務の執行方法）

第二十六条の十五　特定非財務情報監査証明業者は、業務執行担当者に、第二十六条の五第三項に規定する内閣府令で定める基準及び手続によつて、特定非財務情報監査証明に係る業務を執行させなければならない。

（特定の特定提出者に係る業務の制限）

第二十六条の十六　特定非財務情報監査証明業者は、当該特定非財務情報監査証明業者との間に第二十六条の五第二項に規定する特別の利害関係を有する特定提出者に係る特定非財務情報監査証明を行つてはならない。

第二十六条の十七　特定非財務情報監査証明業者は、業務執行担当者が、一の特定提出者の七事業年度の範囲内で政令で定める連続する事業年度の期間（当該連続する事業年度の期間に準ずるものとして内閣府令で定める事業年度の期間にあつては、当該事業年度の期間。以下この条において「連続事業年度期間」という。）の全ての事業年度に係る特定非財務情報監査証明に係る業務を執行した場合には、当該業務執行担当者に当該連続事業年度期間の翌事業年度以後の政令で定める事業年度の期間に係る当該一の特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務を執行させ、又は当該業務に関与させてはならない。

（業務執行担当者の就職の制限）

第二十六条の十八　業務執行担当者が特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務を執行した場合には、当該業務執行担当者（業務執行担当者であつた者を含む。）は、当該特定非財務情報監査証明に係る特定非財務情報が記載された記載対象書類に係る事業年度の翌事業年度の終了の日までの間は、当該特定提出者又はその子会社等の役員に就いてはならない。ただし、当該特定提出者又はその子会社等の役員に就くことにつきやむを得ない事情があると認められる場合その他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

（研修）

第二十六条の十九　特定非財務情報監査証明業者は、内閣府令で定めるところにより、業務執行担当者に第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会その他内閣府令で定める者が行う特定非財務情報監査証明に関する資質の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

（業務上作成した書類）

第二十六条の二十　特定非財務情報監査証明業者は、内閣府令で定めるところにより、特定非財務情報監査証明を行うに際して内閣府令で定める資料その他の書類を作成し、これを保存しなければならない。

第三款　経理

（計算書類の作成等）

第二十六条の二十一　特定非財務情報監査証明業者は、毎事業年度経過後三月以内に、計算書類（貸借対照表、損益計算書その他特定非財務情報監査証明業者の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当な書類として内閣府令で定めるものをいう。）及び特定非財務情報監査証明業に係る業務の概況その他内閣府令で定める事項を記載した事業報告書を作成し、これらの書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　特定非財務情報監査証明業者は、前項の書類を作成した時から十年間、これを保存しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二十六条の二十二　特定非財務情報監査証明業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、内閣府令で定めるところにより、これを特定非財務情報監査証明業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四款　監督

（廃業等の届出等）

第二十六条の二十三　特定非財務情報監査証明業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　特定非財務情報監査証明業を廃止したとき（分割により事業（特定非財務情報監査証明業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）　その特定非財務情報監査証明業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人

二　特定非財務情報監査証明業者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者

三　特定非財務情報監査証明業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人

四　特定非財務情報監査証明業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

2　特定非財務情報監査証明業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該特定非財務情報監査証明業者の第二十六条の六の登録は、その効力を失う。

（監督上の処分）

第二十六条の二十四　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定非財務情報監査証明業者に対し、第二十六条の十三に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第二十六条の六の登録を取り消すことができる。

一　業務執行担当者の故意により、特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の重要な事項について記載が虚偽であり又は記載すべき重要な事項の記載が欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたとき。

二　業務執行担当者が相当の注意を怠つたことにより、特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の重要な事項について記載が虚偽であり又は記載すべき重要な事項の記載が欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は特定非財務情報監査証明業の運営が著しく不当と認められるとき。

四　第二十六条の九各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

五　不正の手段により第二十六条の六の登録を受けたとき。

2　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第二十六条の九第九号イからホまでのいずれかに該当することとなつたとき、第二十六条の六の登録当時既に同号イからホまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は特定非財務情報監査証明業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したときは、当該特定非財務情報監査証明業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3　前項の規定は、業務執行担当者について準用する。この場合において、同項中「第二十六条の九第九号イからホまで」とあるのは「第二十六条の九第十号イからニまで」と、「同号イからホまで」とあるのは「同号イからニまで」と、「特定非財務情報監査証明業に関し法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」とあるのは「前項第一号若しくは第二号に該当するとき」と読み替えるものとする。

4　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定非財務情報監査証明業者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定非財務情報監査証明業者から申出がないときは、当該特定非財務情報監査証明業者の登録を取り消すことができる。

5　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（監督処分の公告）

第二十六条の二十五　内閣総理大臣は、前条第一項の規定により業務管理体制の改善を命じ、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は同項若しくは同条第四項の規定により第二十六条の六の登録を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

（登録の抹消）

第二十六条の二十六　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者から第二十六条の六の登録の抹消の申請があつたとき、第二十六条の二十三第二項の規定により第二十六条の六の登録がその効力を失つたとき、又は第二十六条の二十四第一項若しくは第四項の規定により第二十六条の六の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（報告の徴取及び検査）

第二十六条の二十七　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定非財務情報監査証明業者、当該特定非財務情報監査証明業者の特定非財務情報監査証明を受けた特定提出者、当該特定非財務情報監査証明業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該特定非財務情報監査証明業者の関係法人（当該特定非財務情報監査証明業者の子法人、当該特定非財務情報監査証明業者を子法人とする法人又は当該特定非財務情報監査証明業者を子法人とする法人の子法人（当該特定非財務情報監査証明業者を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に対し当該特定非財務情報監査証明業者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定非財務情報監査証明業者、当該特定非財務情報監査証明業者の特定非財務情報監査証明を受けた特定提出者、当該特定非財務情報監査証明業者から業務の委託を受けた者若しくは当該特定非財務情報監査証明業者の関係法人の業務の状況若しくは書類その他の物件の検査（当該特定非財務情報監査証明業者から業務の委託を受けた者又は当該特定非財務情報監査証明業者の業務に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

２　前項の「子法人」とは、法人がその総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を保有する他の法人をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子法人又は当該法人の一若しくは二以上の子法人がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の法人は、当該法人の子法人とみなす。

（審問等）

第二十六条の二十八　内閣総理大臣は、第二十六条の六の登録を拒否しようとするときは、登録申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者につき審問を行わせなければならない。

２　内閣総理大臣は、第二十六条の二十四第一項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

３　内閣総理大臣は、第二十六条の六の登録をし、若しくはしないこととしたとき又は第二十六条の二十四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は特定非財務情報監査証明業者に通知しなければならない。

第五款　認定特定非財務情報監査証明業協会

（認定特定非財務情報監査証明業協会の認定）

第二十六条の二十九　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、特定非財務情報監査証明業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

一　特定非財務情報監査証明業の適切な実施を確保し、並びにその健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とすること。

二　特定非財務情報監査証明業者を会員とする旨の定款の定めがあること。

三　次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四　次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

２　前項の規定により認定された一般社団法人（以下この款において「認定特定非財務情報監査証明業協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　会員の行う特定非財務情報監査証明業に関するこの法律その他法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二　会員の行う特定非財務情報監査証明業に関し、その適正化その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三　会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款その他の規則の遵守の状況の調査

四　会員の行う特定非財務情報監査証明業に関する投資者からの苦情の解決

五　会員の業務執行担当者に対する研修

六　会員の行う特定非財務情報監査証明業の適正化のために必要な規則の制定その他の業務

七　投資者に対する広報その他認定特定非財務情報監査証明業協会の目的を達成するため必要な業務

八　前各号に掲げるもののほか、特定非財務情報監査証明業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第二十六条の三十　認定特定非財務情報監査証明業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

２　認定特定非財務情報監査証明業協会でない者は、その名称中に、認定特定非財務情報監査証明業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（投資者からの苦情に対する対応等）

第二十六条の三十一　認定特定非財務情報監査証明業協会は、投資者から会員の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

２　認定特定非財務情報監査証明業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

３　会員は、認定特定非財務情報監査証明業協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

４　認定特定非財務情報監査証明業協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（役職員の秘密保持義務等）

第二十六条の三十二　認定特定非財務情報監査証明業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

２　認定特定非財務情報監査証明業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、認定特定非財務情報監査証明業協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第二十六条の三十三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第二十六条の二十九第一項第二号に規定する定款の定めのほか、認定特定非財務情報監査証明業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は当該認定特定非財務情報監査証明業協会の定款その他の規則に違反した会員に対し、過怠金を課し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（業務規程）

第二十六条の三十四　認定特定非財務情報監査証明業協会は、第二十六条の二十九第二項に規定する業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　認定特定非財務情報監査証明業協会は、当該認定特定非財務情報監査証明業協会の役員又は会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（報告の徴取及び立入検査）

第二十六条の三十五　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認定特定非財務情報監査証明業協会又は当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該認定特定非財務情報監査証明業協会若しくは当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定特定非財務情報監査証明業協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該認定特定非財務情報監査証明業協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認定特定非財務情報監査証明業協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（認定特定非財務情報監査証明業協会に対する監督命令）

第二十六条の三十六　内閣総理大臣は、業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この款の規定の施行に必要な限度において、認定特定非財務情報監査証明業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、認定特定非財務情報監査証明業協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反していると認めるときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六款　雑則

（職務代行者）

第二十六条の三十七　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該特定非財務情報監査証明業者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、特定非財務情報監査証明業者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（外国法人に対するこの節の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第二十六条の三十八　特定非財務情報監査証明業者が外国法人である場合における第二十六条の二十一の規定の適用については、同条第一項中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、特定非財務情報監査証明業者が外国法人である場合におけるこの節の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第二十六条の三十九　第二十六条の六から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（特定非財務情報監査証明業者の自主的努力の尊重）

第二十六条の四十　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者を監督するに当たつては、業務の運営についての特定非財務情報監査証明業者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第四節　雑則

（法令違反等事実発見への対応）

第二十六条の四十一　公認会計士又は監査法人は、第二十六条の三第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2　前項の規定による通知を行つた公認会計士又は監査法人は、当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一　法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二　前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3　前項の規定による申出を行つた公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行つた旨及びその内容を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

4　前三項の規定は、特定非財務情報監査証明業者が第二十六条の五第一項の監査証明を行う場合について準用する。この場合において、前三項中「特定発行者」とあるのは「特定提出者」と、第一項及び第二項第一号中「財務計算に関する書類」とあるのは「記載対象書類に記載する特定非財務情報」と読み替えるものとする。

第二十七条中「及び第二十四条の七から前条まで」を「、第二十四条の七から第二十六条の五まで及び前条」に改める。

第二十七条の十九及び第二十七条の二十二の二第十項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二十七条の三十の二中「」と」の下に「、第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含み、第二十五条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する通知書に係る場合に限る。）」を、「第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）」の下に「、第二十五条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）」を加え、「含む。）若しくは第二十七条の五第二号」を「含み、第二十五条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する通知書に係る場合を除く。）若しくは第二十七条の五第二号」に改める。

第二十七条の三十の七第一項中「第二十五条第一項（」を「第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項（これらの規定を」に、「第二十五条第四項（」を「第二十五条第四項若しくは第二十五条の二第二項（これらの規定を」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項（」を「第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項（これらの規定を」に改める。

第二十七条の三十の九第二項中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改める。

第二十七条の三十一第一項中「特定投資家向け取得勧誘」を「特定投資家等向け取得勧誘」に、「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第三十一項第四号」を「第百八十五条の七第三十三項第四号」に改め、同項第一号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条第二項及び第四項中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第二十七条の三十二の二第一項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第二十七条の三十三中「、第二項第二号及び第三号並びに第三項」を「及び第四号、第二項第二号から第四号まで、第三項並びに第四項」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「又は第四号」を「又は第五号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十七条の三十四中「から第二十二条まで」を「（第三項を除く。）、第二十一条の三及び第二十二条（第三項を除く。）」に改め、「この条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「同項の」を「第二十五条第一項の」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に、「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に、「及び第二号の規定」を「第一号から第三号まで」に、「の規定」を「第一号」に改める。

第二十九条の二第一項第二号中「（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十九条の四第一項第一号ホ⑴中「（平成三年法律第七十七号）」を削り、同条第二項中「（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）」を削る。

第二十九条の四の四第八項第一号イ中「特定投資家等」の下に「、非居住者」を加える。

第三十三条第二項第二号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改める。

第四十条の四の見出し中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条中「、特定投資家向け有価証券」を「、特定投資家等向け有価証券」に、「当該特定投資家向け有価証券の」を「非居住者、当該特定投資家等向け有価証券の」に改め、同条ただし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第四十条の五の見出し及び同条第一項中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条第二項中「特定投資家等（」を「特定投資家等又は非居住者（これらの者のうち」に改め、「者を除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「特定投資家向け有価証券取引契約」を「特定投資家等向け有価証券取引契約」に、「特定投資家向け有価証券に係る」を「特定投資家等向け有価証券に係る」に、「特定投資家向け有価証券の売買」を「特定投資家等向け有価証券の売買」に改め、「当該特定投資家等」の下に「又は非居住者」を加え、同項各号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第四十三条の二第三項中「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第百九十三条の二及び第百九十三条の三において同じ。）」を削る。

第五十九条第一項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改める。

第六十六条の十四の二の見出し中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条中「、特定投資家向け有価証券」を「、特定投資家等向け有価証券」に、「当該特定投資家向け有価証券の」を「非居住者、当該特定投資家等向け有価証券の」に改め、同条ただし書中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第六十七条第三項中「特定投資家等」の下に「及び非居住者」を加える。

第六十七条の十二第五号ロ中「特定投資家向け有価証券（」を「特定投資家等向け有価証券（」に、「店頭売買特定投資家向け有価証券」を「店頭売買特定投資家等向け有価証券」に改める。

第七十五条中「認可協会又は」を「認可協会若しくは」に改める。

第七十九条の二中「（平成十八年法律第四十八号）」を削る。

第七十九条の四中「当該認定協会又は」を「当該認定協会若しくは」に改める。

第百十七条の二第一項中「特定投資家等」の下に「及び非居住者」を加える。

第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改める。

第百七十二条第一項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条第二項中「第百八十五条の七第十四項及び第十五項」を「第百八十五条の七第十六項及び第十七項」に改め、同条第三項中「第百八十五条の七第十四項」を「第百八十五条の七第十六項」に改める。

第百七十二条の三第一項中「第百八十五条の七第三十一項」を「第百八十五条の七第三十三項」に、「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項及び第二十六条の五第一項」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第二項中「監査報酬額」の下に「第二十六条の三第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。」を加える。

第百七十二条の四の次に次の一条を加える。

（虚偽記載等のある特定非財務情報を虚偽記載等のないものとして監査証明をした特定非財務情報監査証明業者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の四の二　特定非財務情報監査証明業者が、特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をしたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定非財務情報監査証明業者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　当該監査証明について特定非財務情報監査証明業者が第二十六条の二十四第一項第一号に該当する事実がある場合　当該監査証明を受けた特定提出者の特定非財務情報が記載された記載対象書類に係る事業年度における報酬その他の対価として政令で定める額（次号において「特定非財務情報監査証明報酬相当額」という。）の一・五倍に相当する額

二　当該監査証明について特定非財務情報監査証明業者が第二十六条の二十四第一項第二号に該当する事実がある場合　特定非財務情報監査証明報酬相当額

2　前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の特定非財務情報監査証明業者に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一　第二十六条の二十四第一項第一号に該当する事実がある場合において、当該特定非財務情報監査証明業者に対して同項の処分をする場合（同号の特定非財務情報について虚偽であり又は欠けているものが当該特定非財務情報全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二　第二十六条の二十四第一項第二号に該当する事実がある場合において、当該特定非財務情報監査証明業者に対して同項の処分をする場合（同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。）

三　既に締結されている契約に基づく特定非財務情報監査証明に係る業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四　第二十六条の二十四第一項の規定により第二十六条の六の登録を取り消す場合

第百七十二条の五中「第百七十八条第十三項」を「第百七十八条第十四項」に、「第百八十五条の七第十五項」を「第百八十五条の七第十七項」に改める。

第百七十二条の六第一項第一号中「第百八十五条の七第八項及び第九項」を「第百八十五条の七第十項及び第十一項」に改める。

第百七十二条の十第一項中「第百七十八条第二十項及び第百八十五条の七第十五項」を「第百七十八条第二十一項及び第百八十五条の七第十六項」に改める。

第百七十二条の十一第一項中「第百七十八条第二十一項及び第百八十五条の七第十五項」を「第百七十八条第二十二項及び第百八十五条の七第十七項」に改める。

第百七十二条の十二第二項第二号中「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改める。

第百七十五条の二第一項第二号中「第百八十五条の七第十二項及び第十三項」を「第百八十五条の七第十四項及び第十五項」に改める。

第百七十六条第四項中「までに規定する発行者」の下に「、第百七十二条の四の二第一項に規定する特定非財務情報監査証明業者」を加える。

第百七十八条第一項中「とき」の下に「（第四号の二に掲げる事実があると認めるときにあつては、第百七十二条の四の二第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第百七十二条の四の二第一項に該当する事実

第百七十八条第三項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第十三項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして監査証明をした日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該監査証明に係る第一項第四号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第十九項」を「第百八十五条の七第二十一項」に改める。

第百八十五条の七第一項中「第百七十二条の五」を「第百七十二条の四の二第一項、第百七十二条の五」に改め、同条第三項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第五項中「第十五項（」を「第十七項（」に改め、同項第二号中「又は本条第十五項」を「の規定又は第十七項」に改め、同条第六項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第七項中「第十四項（」を「第十六項（」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項（」を「第十八項（」に、「又は前項の規定による額」を「の規定又は前項の規定による額」に改め、同項ただし書中「。）」の下に「の規定」を加え、同項第二号中「。）」の下に「の規定」を加え、「第十四項から第十六項」を「第十六項から第十八項」に改め、同条第三十一項中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条第三十三項とし、同条第三十項中「第八項まで及び第十項から第十六項」を「第十項まで及び第十二項から第十八項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十四項ただし書」を「第二十六項ただし書」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十三項本文又は第二十四項本文」を「第二十五項本文又は第二十六項本文」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十四項ただし書」を「第二十六項ただし書」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十三項ただし書」を「第二十五項ただし書」に、「第十項、第十一項、第十四項」を「第十二項、第十三項、第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十二項ただし書」を「第二十四項ただし書」に、「第十項、第十一項、第十四項」を「第十二項、第十三項、第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第十四項」を「第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十項、第十四項」を「第十二項、第十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十項、第十一項、第十四項」を「第十二項、第十三項、第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第八項まで及び第十項から第十七項」を「第十項まで及び第十二項から第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第八項まで及び第十項から第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第八項まで及び第十項から第十七項」を「第十項まで及び第十二項から第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第八項まで及び第十項」を「第十項まで及び第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項、第十一項ただし書、第十六項ただし書」を「第九項ただし書、第十一項、第十三項ただし書、第十八項ただし書」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十四項（」を「第十六項（」に、「第十五項（」を「第十七項（」に、「第十四項若しくは第十五項の規定による額に」を「第十六項若しくは第十七項の規定による額に」に改め、同項ただし書中「第十四項若しくは第十五項」を「第十六項若しくは第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十項、第十一項」を「第十二項、第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「、第一項」の下に「第百七十八条第一項第四号の二に掲げる事実があると認める場合を除く。」を加え、「第八項まで又は第十項」を「第七項まで、第十項又は第十二項」に改め、「課徴金納付命令（」の下に「第一項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第八項及び第九項の決定を除く。）（」を加え、「第十八項」を「第二十項」に、「第九項、第十一項ただし書」を「第十一項、第十三項ただし書」に、「第十七項ただし書」を「第十九項ただし書」に改め、同項の表第百七十二条第一項に規定する者の項中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同表第百七十二条の四第三項に規定する発行者の項中「本条第四項」を「この条第四項」に改め、同表第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「本条第六項、」を「この条第六項若しくは」に改め、同表第百七十二条の四第三項に規定する発行者の項中「本条第六項」を「この条第六項」に改め、同表第百七十二条の六第一項に規定する者の項及び第百七十二条の六第二項に規定する発行者の項中「本条第八項」を「この条第十項」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「本条第十項、第十一項」を「この条第十二項若しくは第十三項」に改め、同表第百七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等の項中「本条第十二項若しくは第十三項」を「この条第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を「第七項、第十項又は第十一項」を「第七項、第十二項又は第十三項」に改め、同項の表第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「又は本条第六項」を「の規定又は第六項」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「又は本条第十項若しくは第十一項」を「の規定又は第十二項若しくは第十三項」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十七項」に改め、「若しくは第二項」の下に「の規定」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第十四項（」を「第十六項（」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項（」を「第十八項（」に、「又は前項の規定による額」を「の規定又は前項の規定による額」に改め、同項ただし書中「又は」を「の規定又は」に、「第十四項から第十六項」を「第十六項から第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　内閣総理大臣は、特定提出者の同一の事業年度に係る記載対象書類に記載する特定非財務情報の二以上の監査証明について第一項の決定（第百七十八条第一項第四号の二に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十二条の四の二第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により算出した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

9　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第四号の二に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の監査証明と同一の事業年度に係る当該特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報の監査証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の四の二第一項の規定又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項の規定又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二　既決定に係る第百七十二条の四の二第一項の規定又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

第百八十五条の八第一項及び第二項中「第十項、第十一項、第十四項」を「第十二項、第十三項、第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第三項中「前条第十四項」を「前条第十六項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」を「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」に改め、同条第六項中「第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項」

二項、第十三項、第十六項若しくは第十七項」に改め、同条第七項中「同条第十四項若しくは第十五項」を「同条第十六項若しくは第十七項」に改め、同項第一号中「前条第十四項若しくは第十五項」を「前条第十六項若しくは第十七項」に改め、同条第八項及び第十一項中「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」を「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」に改める。

第百八十五条の十の二中「第百八十五条の七第二十二項」を「第百八十五条の七第二十四項」に、「第百八十五条の七第十九項」を「第百八十五条の七第二十一項」に改める。

第百八十五条の十二第二項第三号中「第百八十五条の七第十九項」を「第百八十五条の七第二十一項」に改める。

第百八十五条の十五第一項及び第百八十五条の十八第一項中「第八項まで及び第十項から第十七項」を「第十項まで及び第十二項から第十九項」に改める。

第百八十八条中「金融商品取引業者等」を「特定非財務情報監査証明業者、第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会、金融商品取引業者等」に改める。

第百九十条第一項中「第二十七条において準用する場合を含む。）」の下に「、第二十六条の二十七第一項、第二十六条の三十五」を加える。

第百九十三条から第百九十三条の三までを削り、第百九十二条の二を第百九十三条とする。

第百九十四条の七第三項中「第二十六条（」を「第二十六条及び第二十六条の三第六項（これらの規定を」に、「、第百九十二条の二並びに第百九十三条の二第六項」を「並びに第百九十三条」に改める。

第百九十七条第一項第四号の二の次に次の三号を加える。

四の三　第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つたとき。

四の四　不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

四の五　第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせたとき。

第百九十七条の二第一項第一号中「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」を「特定投資家等取得有価証券一般勧誘等」に改め、同項第十号の四から第十号の六までを削り、同項第十号の七を同項第十号の四とし、同項第十号の八を同項第十号の五とする。

第百九十八条第一項第一号中「により」の下に「第二十六条の六」を加え、同項第二号中「第三十六条の三」を「第二十六条の十四、第三十六条の三」に改め、「他人に」の下に「特定非財務情報監査証明業」を加える。

第百九十八条の五第二号中「第五十二条第一項」を「第二十六条の二十四第一項、第五十二条第一項」に改め、同条第三号中「第七十四条第一項」を「第二十六条の三十六第一項の規定による措置若しくは同条第二項の規定による停止、第七十四条第一項」に、「第七十九条の六の規定による停止若しくは措置」を「第七十九条の六第一項の規定による措置若しくは同条第二項の規定による停止」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百九十八条の五の二　第二十六条の十二の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

２　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第百九十八条の六第一号中「第二十九条の二第一項」を「第二十六条の七第一項から第三項まで、第二十九条の二第一項」に改め、同条第三号中「第四十六条の二」を「第二十六条の二十、第四十六条の二」に改め、同条第四号中「第四十六条の三第一項」を「第二十六条の二十一第一項、第四十六条の三第一項」に改め、同条第六号中「第四十六条の四」を「第二十六条の二十二、第四十六条の四」に改め、同条第八号中「第五十条の二第一項」を「第二十六条の二十三第一項、第五十条の二第一項」に改め、同条第十号中「第五十六条の二」を「第二十六条の二十七第一項、第五十六条の二」に改め、同条第十一号中「第五十六条の二」を「第二十六条の二十七第一項、第二十六条の三十五、第五十六条の二」に改める。

第百九十九条中「第七十五条」を「第二十六条の三十五、第七十五条」に改め、「をした」の下に「第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会、」を加え、「認可金融商品取引業協会等」を「認定特定非財務情報監査証明業協会等」に改める。

第二百三条第一項中「同じ。）若しくは職員」の下に「、第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会の役員若しくは職員」を加える。

第二百四条中「第七十二条」を「第二十六条の三十二、第七十二条」に改める。

第二百五条第五号中「第二十六条第一項（」を「第二十六条第一項若しくは第二十六条の三第六項（これらの規定を」に、「、第二十七条の三十七第一項又は第百九十三条の二第六項」を「又は第二十七条の三十七第一項」に改める。

第二百五条の二の三第一項第一号中「第三十一条第一項」を「第二十六条の十第一項若しくは第三項、第三十一条第一項」に改め、同項第八号中「第七十九条の三第一項後段」を「第二十六条の三十四第一項後段又は第七十九条の三第一項後段」に改める。

第二百七条の四中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第二十六条の十八の規定に違反して、同条に規定する特定提出者又はその子会社等の役員に就いた者

第二百八条中「発行者」の下に「、特定非財務情報監査証明業者」を、「個人である投資運用関係業務受託業者」の下に「、外国法人である特定非財務情報監査証明業者」を、「信用格付業者の国内における代表者」の下に「、第二十六条の二十九第二項に規定する認定特定非財務情報監査証明業協会」を加え、同条第五号中「第三十二条の二第二項」を「第二十六条の二十四第一項、第三十二条の二第二項」に改め、「命令（」の下に「第二十六条の二十四第一項、」を加え、同条第十二号中「第六十八条第六項」を「第二十六条の三十第一項、第六十八条第六項」に改める。

第二百八条の二中第四号から第六号までを削り、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　第二十六条の四十一第一項（同条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二　第二十六条の四十一第二項（同条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

三　第二十六条の四十一第三項（同条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二百九条第一号中「又は第四項」を「、第四項又は第六項」に改め、同条第二号中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改め、同条第七号中「第六十条の四第二項」を「第二十六条の三十七第二項、第六十条の四第二項」に改める。

第二百九条の五第二項中「抄本」の下に「（裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百十条第一項中「害するもの」の下に「その他の委員会職員の調査の対象とすることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」を加える。

第二条　金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　金融商品取引業者等」を「第二章の七　特定暗号資産情報等及び暗号資産情報の公表（第二十七条の三十九―第二十七条の五十九）
第一節　特定暗号資産発行者による特定暗号資産等の公表等（第二十七条の三十九―第二十七条の六十）
第二節　金融商品取引業者による暗号資産情報等の公表（第二十七条の六十一―第二十七条の六十八）
第三章　金融商品取引業者等」に改める。

第二条の五十九の次に次の一条を加える。

（暗号等資産関連業務）

第二条の五十九の二　この法律において「暗号等資産関連業務」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一　暗号等資産の売買又は他の暗号等資産との交換

二　暗号等資産の媒介、取次ぎ又は代理

三　暗号等資産の引受け（特定暗号資産の引受けを除く。）

四　暗号等資産の募集・売出し

五　暗号等資産の取得勧誘等の取扱い

六　その行う第十八号から前号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭の預託を受けること。

七　他人のために暗号等資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

八　暗号資産の借入れ

第二条第十一項を次のように改める。

11　この法律において「金融商品仲介業」とは、次に掲げる業務をいう。

一　金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は第二十八条第四項に規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者が行う二に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務

イ　有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）

ロ　第八項第三号に規定する媒介

ハ　第八項第九号に掲げる行為

ニ　第八項第十三号に規定する媒介

二　金融商品取引業者（第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業（第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引例業務を除く。）を行う者に限る。）の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該金融商品取引業者のために行う業務

イ　第八項第十九号に規定する媒介

ロ　第八項第二十二号に掲げる行為

第二条第二十四項第三号の二中「資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する」を削り、「同条第五項第四号」を「資金決済に関する法律第二条第五項第四号」に改め、同条第四十項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条に次の七項を加える。

49　この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一　物品その他の財産的価値（通貨を除く。）を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、通貨、通貨建資産（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する通貨建資産をいう。以下この号において同じ。）及び同条第五項に規定する電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二　不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

50　この法律において「特定暗号資産」とは、暗号資産であつて、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいう。

51　この法律において「特定暗号資産発行者」とは、特定暗号資産を発行し、又は発行しようとする者（前項の内閣府令で定める特定暗号資産については、内閣府令で定める者）をいう。

十　暗号資産の売買（他の暗号資産との交換を含み、デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）

十九　前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

第二条　金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　金融商品取引業者等」を「第二章の七　特定暗号資産情報等及び暗号資産情報の公表（第二十七条の三十九―第二十七条の六十）
第一節　特定暗号資産発行者による特定暗号資産等の公表等（第二十七条の三十九―第二十七条の六十八）
第二節　金融商品取引業者による暗号資産情報等の公表（第二十七条の六十一―第二十七条の六十八）
第三章　金融商品取引業者等」に改める。

第二条の五十九の次に次の一条を加える。

（暗号等資産関連業務）

第二条の五十九の二　この法律において「暗号等資産関連業務」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一　暗号等資産の売買又は他の暗号等資産との交換

二　暗号等資産の媒介、取次ぎ又は代理

三　暗号等資産の引受け（特定暗号資産の引受けを除く。）

四　暗号等資産の募集・売出し

五　暗号等資産の取得勧誘等の取扱い

六　その行う第十八号から前号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭の預託を受けること。

七　他人のために暗号等資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

八　暗号資産の借入れ

第二条第十一項を次のように改める。

11　この法律において「金融商品仲介業」とは、次に掲げる業務をいう。

一　金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は第二十八条第四項に規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者が行う二に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務

イ　有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）

ロ　第八項第三号に規定する媒介

ハ　第八項第九号に掲げる行為

ニ　第八項第十三号に規定する媒介

二　金融商品取引業者（第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業（第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引例業務を除く。）を行う者に限る。）の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該金融商品取引業者のために行う業務

イ　第八項第十九号に規定する媒介

ロ　第八項第二十二号に掲げる行為

第二条第二十四項第三号の二中「資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する」を削り、「同条第五項第四号」を「資金決済に関する法律第二条第五項第四号」に改め、同条第四十項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条に次の七項を加える。

49　この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一　物品その他の財産的価値（通貨を除く。）を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、通貨、通貨建資産（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する通貨建資産をいう。以下この号において同じ。）及び同条第五項に規定する電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二　不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

50　この法律において「特定暗号資産」とは、暗号資産であつて、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいう。

51　この法律において「特定暗号資産発行者」とは、特定暗号資産を発行し、又は発行しようとする者（前項の内閣府令で定める特定暗号資産については、内閣府令で定める者）をいう。

52　この法律において「特定暗号資産の募集・売出し」とは、新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込み若しくはその有償の取得の申込みの勧誘又は既に発行された特定暗号資産の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘（以下「特定暗号資産取得勧誘等」という。）のうち、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するもの（金融商品取引業者（第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者に限る。第一号及び第二章の七において同じ。）の暗号資産売買等業務（第八項第十八号又は第十九号に掲げる行為であつて、電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として政令で定める方法により行うものに係る業務をいう。以下同じ。）による特定暗号資産の売買であつて当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者（当該特定暗号資産発行者と密接な関係を有する者として政令で定める者を含む。）以外の者による売付けに係るもの及びこれに準ずる取引その他の政令で定める特定暗号資産の取引に係るものを除く。）をいう。

一　多数の者（当該者が適格機関投資家（金融商品取引業者を含む。以下この項及び第二章の七において同じ。）であつて、当該特定暗号資産がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合

二　前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ　適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該特定暗号資産がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ　前号に掲げる場合及びイに掲げる場合以外の場合（当該特定暗号資産と同一の銘柄の特定暗号資産の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該特定暗号資産が多数の者に保有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

53　この法律において「特定暗号資産引受人」とは、特定暗号資産取得勧誘等に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一　当該特定暗号資産を取得させ、又は売り付けることを目的として当該特定暗号資産の全部又は一部を取得し、又は買い付けること。

二　当該特定暗号資産の全部又は一部につき他にこれを取得し、又は買い付ける者がない場合にその残部を取得し、又は買い付けることを内容とする契約をすること。

54　この法律において「暗号資産管理関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一　金融商品取引業者（第八項第二十四号に掲げる行為を業として行う者に限る。次号及び第三号において同じ。）に対し顧客の暗号資産の管理に必要な情報システム（内閣府令で定めるものに限る。）を継続的に利用させる業務

二　金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者の前号に規定する情報システムの保守又は管理（内閣府令で定めるものに限る。）を行う業務

三　前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業者の委託を受けて第八項第二十四号に掲げる行為に係る業務のうち内閣府令で定めるものを行う業務

55　この法律において「暗号資産管理関係業務提供者」とは、第六十六条の九十四第一項の規定による届出をした者（第六十六条の百一第二号に該当する旨の同条の規定による届出をした者を除く。）をいう。

第二十六条の三第一項中「及び第四十三条の二第三項」を「、第二十七条の五十九、第四十三条の二第三項及び第四十三条の十四第三項」に改める。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第三十三項第四号」を「第百八十五条の七第四十一項第四号」に改める。

第二章の六の次に次の一章を加える。

第二章の七　特定暗号資産情報等及び暗号資産情報等の公表等

第一節　特定暗号資産発行者による特定暗号資産情報等の公表等

（特定暗号資産の募集・売出し等に係る特定暗号資産情報の公表）

第二十七条の三十九　特定暗号資産の募集・売出し（次項に規定する適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に該当するものを除く。以下この項において同じ。）は、特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産の募集・売出しに関し次に掲げる情報（以下「特定暗号資産情報」という。）を内閣府令で定めるところにより公表しているものでなければ、することができない。ただし、当該特定暗号資産の募集・売出し（特定暗号資産発行者（当該特定暗号資産発行者と密接な関係を有する者として政令で定める者を含む。）が行うもの（当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係るものに限る。）を除く。）に係る特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一　当該特定暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報

二　当該特定暗号資産に係る特定暗号資産取得勧誘等に関する事項として内閣府令で定める事項に関する情報

三　当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者の商号、当該特定暗号資産に係る業務の内容及び経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する情報

2　その特定暗号資産取得勧誘等が第二条第五十二項第二号イ又はロに掲げる場合（同号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。）に該当するものであつた特定暗号資産（同項第二号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により除かれた適格機関投資家が取得し、又は買い付けた特定暗号資産に限る。）に係る特定暗号資産取得勧誘等で、適格機関投資家が適格機関投資家以外の者に対して行うもの（以下「適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘」という。）は、特定暗号資産発行者が当該適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に関し特定暗号資産情報を内閣府令で定めるところにより公表しているものでなければ、することができない。ただし、当該適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に係る特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3　第一項ただし書及び前項ただし書に規定する情報の公表が行われている場合とは、次に掲げる場合をいう。

一　当該特定暗号資産について既に行われた特定暗号資産の募集・売出し（適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に該当するものを除く。）に関する第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表又は当該特定暗号資産について既に行われた適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に関する前項本文の規定による特定暗号資産情報の公表がされている場合（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた場合その他内閣府令で定める場合を除く。）

二　前号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

4　金融商品取引業者は、第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける特定暗号資産の募集・売出し（適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘（特定暗号資産の募集・売出しに該当するものを除く。）を含む。以下この章及び第百七十二条の十四において同じ。）の取扱い（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を行おうとする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定暗号資産の募集・売出しに関し第一項本文又は第二項本文の規定により公表される特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等（第二十七条の五十二に規定する訂正特定暗号資産情報等をいう。以下この項、次条第二項、第二十七条の四十四第二号及び第二十七条の四十六第一項において同じ。）を含む。第二十七条の四十九第一項及び第三項並びに第二十七条の五十二を除き、以下この章において同じ。）を公表しなければならない。この場合において、金融商品取引業者は、当該特定暗号資産情報のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項において「虚偽情報等」という。）があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報を公表してはならず、及び当該特定暗号資産の募集・売出しの取扱いを行つてはならない。

（特定暗号資産の募集・売出しに係る特定暗号資産情報の提供）

第二十七条の四十　特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人、金融商品取引業者又は金融商品仲介業者（次項において「特定暗号資産発行者等」という。）は、前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける特定暗号資産の募集・売出しにより特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、当該特定暗号資産の募集・売出しに関し同条第一項本文又は第二項本文の規定により公表される特定暗号資産情報を提供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該特定暗号資産の募集・売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該特定暗号資産情報の提供の請求があつた場合を除く。）

二　当該特定暗号資産情報の提供を受けないことについて同意した当該特定暗号資産と同一の銘柄を保有する者に当該特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合（当該特定暗号資産を特定暗号資産の募集・売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該特定暗号資産情報の提供の請求があつた場合を除く。）

2　前項の場合において、特定暗号資産発行者等は、当該特定暗号資産情報のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項において「虚偽情報等」という。）があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報を提供してはならず、及び当該特定暗号資産の募集・売出しにより特定暗号資産を取得させ、又は売り付けてはならない。

（違反行為者の賠償責任）

第二十七条の四十一　第二十七条の三十九第一項又は第二項の規定に違反して特定暗号資産の募集・売出しをした者は、当該特定暗号資産を当該特定暗号資産の募集・売出しに応じて取得し、又は買い付けた者に対し、当該違反行為により生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の賠償責任）

第二十七条の四十二　特定暗号資産情報のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、当該特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者が、その取得又は買付けの申込みの際情報が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の賠償責任額）

第二十七条の四十三　前条の規定により賠償の責めに任ずべき額は、請求権者が当該特定暗号資産の取得又は買付けについて支払つた額から次の各号のいずれかに掲げる額を控除した額とする。

一　前条の規定により損害賠償を請求する時における当該特定暗号資産の取引価額（取引価額がないときは、その時における処分推定価額）

二　前条の規定により損害賠償を請求する時前に当該特定暗号資産を処分した場合においては、その処分価額

2　前条の規定により賠償の責めに任ずべき特定暗号資産発行者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、特定暗号資産情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたことによつて生ずべき当該特定暗号資産の値下り以外の事情により生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者に対する賠償請求権の時効）

第二十七条の四十四　第二十七条の四十二の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が特定暗号資産情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたこと（次号において「虚偽情報等」という。）があることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間行使しないとき。

二　当該特定暗号資産情報の公表があつた時から七年間（第二十七条の五十七第二項の規定による当該特定暗号資産情報の全部又は一部の公表の停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日から同条第一項の規定による公表命令に基づく当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等の公表があつた日までの期間は、算入しない。）行使しないとき。

（虚偽の特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の役員等の賠償責任）

第二十七条の四十五　特定暗号資産情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、次に掲げる者は、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該特定暗号資産を取得し、又は買い付けた者が、その取得又は買付けの申込みの際情報が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

一　当該特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者が法人その他の団体である場合には、当該特定暗号資産発行者のその公表の時における取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

二　当該特定暗号資産の保有者（当該特定暗号資産の募集・売出しに係る特定暗号資産発行者を除き、その保有者が当該特定暗号資産を保有している者からその特定暗号資産の募集・売出しをすることを内容とする契約によりこれを買い付けた場合には、当該契約の相手方）

三　当該特定暗号資産情報に係る第二十七条の五十九第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る情報が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2　前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

一　前項第一号又は第二号に掲げる者　情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

二　前項第三号に掲げる者　同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

（虚偽の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者の賠償責任）

第二十七条の四十六　特定暗号資産情報等（第二十七条の五十二に規定する特定暗号資産情報等をいい、当該特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。同条、第二十七条の五十四第一項及び第二十七条の五十七を除き、以下この章において同じ。）のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産情報等が同項の規定により公表されている間に当該特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産を取得し、若しくは買い付けた者（当該特定暗号資産情報等が特定暗号資産情報である場合にあつては、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しによらないで取得し、又は買い付けた者に限る。）又は処分した者に対し、第二十七条の四十三第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、情報が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽情報等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該特定暗号資産を取得し、若しくは買い付けた者又は処分した者がその取得若しくは買付け又は処分の際虚偽情報等を知つていたときは、この限りでない。

２　前項の場合において、賠償の責めに任ずべき特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等について故意又は過失がなかつたことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

３　第一項本文の場合において、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等の事実の公表がされたときは、当該虚偽情報等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該特定暗号資産を取得し、又は買い付け、当該公表日において引き続き当該特定暗号資産を保有する者は、当該公表日前一月間の当該特定暗号資産の取引価額（取引価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該特定暗号資産の取引価額の平均額を控除した額を、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等により生じた損害の額とすることができる。

４　前項の「虚偽情報等の事実の公表」とは、当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者又は当該特定暗号資産発行者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等に係る公表すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、内閣府令で定めるところにより、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

５　第三項の場合において、その賠償の責めに任ずべき特定暗号資産発行者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等によつて生ずべき当該特定暗号資産の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

６　前項の場合を除くほか、第三項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該特定暗号資産情報等の虚偽情報等によつて生ずべき当該特定暗号資産の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

（虚偽の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者に対する賠償請求権の時効）

第二十七条の四十七　前条の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が特定暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたことがあることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から二年間行使しないとき。

二　当該特定暗号資産情報等の公表があつた時から五年間行使しないとき。

（虚偽の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者の役員等の賠償責任）

第二十七条の四十八　特定暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、次に掲げる者は、当該特定暗号資産情報等が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産を取得し、若しくは買い付けた者（当該特定暗号資産情報等が特定暗号資産情報である場合にあつては、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しによらないで取得し、又は買い付けた者に限る。）又は処分した者に対し、当該特定暗号資産情報等が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

一　当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者が法人その他の団体である場合には、当該特定暗号資産発行者のその公表の時における取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

二　当該特定暗号資産情報等に係る第二十七条の五十九第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る情報が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

２　第二十七条の四十五第二項の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第二十七条の四十八第一項の」と、同項第一号中「前項第一号又は第二号」とあるのは「第二十七条の四十八第一項第一号」と、同項第二号中「前項第三号」とあるのは「第二十七条の四十八第一項第二号」と読み替えるものとする。

（適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等の告知等）

第二十七条の四十九　特定暗号資産取得勧誘等のうち、第二条第五十二項第二号イ又はロに掲げる場合（同号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により適格機関投資家を除くことにより同号に掲げる場合に該当しないこととなる場合に限る。）に該当するもの（同項第二号ロに掲げる場合にあつては、同項第一号の規定により除かれる適格機関投資家を相手方とするものに限る。以下この条において「適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等」という。）を行う者は、当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等が同項第二号イ又はロに掲げる場合に該当することにより当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等に関し第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等に係る特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合（同条第三項に規定する情報の公表が行われている場合をいう。第三項において同じ。）その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

２　前項本文の規定の適用を受ける適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等を行う者は、当該適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等により特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項に係る情報を提供しなければならない。

３　特定暗号資産取得勧誘等のうち、第二条第五十二項第二号ロに掲げる場合に該当するもの（適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等に該当するものを除く。以下この条において「少人数向け特定暗号資産取得勧誘等」という。）を行う者は、当該少人数向け特定暗号資産取得勧誘等が同号ロに掲げる場合に該当することにより当該少人数向け特定暗号資産取得勧誘等に関し第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手方に対して告知しなければならない。ただし、当該少人数向け特定暗号資産取得勧誘等に係る特定暗号資産に関して情報の公表が行われている場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

４　前項本文の規定の適用を受ける少人数向け特定暗号資産取得勧誘等を行う者は、当該少人数向け特定暗号資産取得勧誘等により特定暗号資産を取得させ、又は売り付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項に係る情報を提供しなければならない。

（特定暗号資産定期情報の公表）

第二十七条の五十　特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産が特定暗号資産の募集・売出しにつき第二十七条の三十九第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた特定暗号資産に該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度（当該特定暗号資産発行者が会社以外の者である場合その他内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第百七十二条の十六第一項及び第百八十五条の七第四十二項において同じ。）ごとに、第二十七条の三十九第一項第一号及び第三号に掲げる情報を、当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に公表できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、公表しなければならない。ただし、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産の流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

２　内閣総理大臣は、前項ただし書の承認をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（特定暗号資産臨時情報の公表）

第二十七条の五十一　特定暗号資産定期情報（前条第一項の規定により公表しなければならない情報をいう。以下同じ。）を公表しなければならない特定暗号資産発行者は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その内容に関する情報（以下「特定暗号資産臨時情報」という。）を公表しなければならない。

（訂正特定暗号資産情報等の公表）

第二十七条の五十二　特定暗号資産情報、特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報（以下「特定暗号資産情報等」という。）を公表した特定暗号資産発行者は、第二十七条の五十四第一項に規定する期間において、当該特定暗号資産情報等に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報（以下「訂正特定暗号資産情報等」という。）を公表しなければならない。

（暗号資産売買等業務に係る特定暗号資産情報等の公表）

第二十七条の五十三　金融商品取引業者は、ある銘柄の特定暗号資産（第二十七条の三十九第三項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）について新たに暗号資産売買等業務を行おうとする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、次条第一項の規定により継続して公表されている全ての当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報等（第二十七条の三十九第四項の規定により当該金融商品取引業者が公表する特定暗号資産情報を除く。）を公表しなければならない。この場合において、金融商品取引業者は、公表すべき特定暗号資産情報等のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項及び第四項において「虚偽情報等」という。）があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報等を公表してはならず、及び当該特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始してはならない。

2　金融商品取引業者は、暗号資産売買等業務を行つている特定暗号資産（第二十七条の三十九第三項第一号に掲げる場合に該当するものを除く。）について同条第一項本文又は第二項本文の規定により特定暗号資産情報が公表された場合には、同条第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表する場合を除き、内閣府令で定めるところにより、同条第一項本文又は第二項本文の規定による当該特定暗号資産情報の公表があつた日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該特定暗号資産情報を公表しなければならない。

3　前二項の金融商品取引業者は、前二項の特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産に関して新たに特定暗号資産情報等を公表した場合には、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報等を公表する場合を除き、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産発行者による当該特定暗号資産情報等の公表があつた日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該特定暗号資産情報等を公表しなければならない。ただし、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4　前二項の場合において、金融商品取引業者は、公表すべき特定暗号資産情報等のうちに、虚偽情報等があることを知つたときは、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、前二項の規定にかかわらず、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報等を公表してはならない。

（特定暗号資産情報等の公表の継続）

第二十七条の五十四　特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産情報等を公表した日から五年を経過する日までの間（公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間）、当該特定暗号資産情報等（当該特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を継続して公表しなければならない。

2　第二十七条の三十九第四項又は前条第一項から第三項までの規定により特定暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、前項に規定する期間が経過する日までの間（公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間）、当該特定暗号資産情報等を継続して公表しなければならない。

3　前項に規定する金融商品取引業者は、同項の規定により継続して公表すべき特定暗号資産情報等のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この項において「虚偽情報等」という。）があることを知つた場合には、当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、前項の規定にかかわらず、当該虚偽情報等に係る特定暗号資産情報等の公表を停止しなければならない。

（特定暗号資産情報等の届出）

第二十七条の五十五　特定暗号資産発行者は、特定暗号資産情報等を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産情報等を公表した日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該特定暗号資産情報等を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（特定暗号資産発行者の義務の承継等）

第二十七条の五十六　特定暗号資産発行者が、特定暗号資産を発行する権限（第二条第五十項の内閣府令で定める特定暗号資産については、内閣府令で定める権限）を他の者に承継させた場合には、その権限を承継した承継人は、被承継人の当該特定暗号資産に係る第二十七条の五十第一項の規定による特定暗号資産定期情報の公表の義務を承継する。

2　前項の規定により特定暗号資産定期情報の公表の義務を承継した承継人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（虚偽の情報等による訂正特定暗号資産情報等の公表の命令等）

第二十七条の五十七　内閣総理大臣は、特定暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この条において「虚偽情報等」という。）を発見したときは、当該特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者に対し、当該特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等の公表を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により訂正特定暗号資産情報等の公表を命じた場合において、必要があると認めるときは、この節の規定により当該特定暗号資産情報等を公表した者に対し、同項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該特定暗号資産情報等の全部又は一部の公表の停止を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　前項の規定により内閣総理大臣が特定暗号資産情報等の全部又は一部の公表の停止を命じたときは、第一項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正特定暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該停止命令に係る特定暗号資産情報等については、第二十七条の五十四第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（特定暗号資産情報等の公表者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の五十八　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定暗号資産情報等を公表した特定暗号資産発行者若しくは特定暗号資産情報等を公表すべき特定暗号資産発行者と認められる者若しくは特定暗号資産引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第二十七条の五十九　特定暗号資産発行者は、特定暗号資産の募集・売出しに関して第二十七条の三十九第一項本文又は第二項本文の規定により公表する特定暗号資産情報のうち、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する情報で内閣府令で定めるものについて、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、当該特定暗号資産の募集・売出しに応じて特定暗号資産を取得し、又は買い付ける者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

2　前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が特定暗号資産発行者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

3　第一項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて行わなければならない。

4　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第二節　金融商品取引業者による暗号資産情報等の公表

（暗号資産情報の公表）

第二十七条の六十　金融商品取引業者は、ある銘柄の暗号資産について新たに暗号資産売買等業務を行おうとする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報（以下「暗号資産情報」という。）を公表しなければならない。ただし、当該暗号資産が特定暗号資産であつて、第二十七条の三十九第三項第一号に掲げる場合に該当するものである場合は、この限りでない。

2　金融商品取引業者は、暗号資産売買等業務を行つている特定暗号資産である暗号資産に関して第二十七条の五十第一項の規定により特定暗号資産定期情報を公表しなければならない特定暗号資産発行者が、当該特定暗号資産の流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして同項ただし書の承認を受けた場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、当該暗号資産に係る暗号資産情報を公表しなければならない。

（暗号資産臨時情報の公表）

第二十七条の六十一　前条の規定により暗号資産情報を公表した金融商品取引業者は、当該暗号資産について公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたことを知つたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その内容に関する情報（以下「暗号資産臨時情報」という。）を公表しなければならない。ただし、当該金融商品取引業者が当該暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（訂正暗号資産情報等の公表）

第二十七条の六十二　暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（以下「暗号資産情報等」という。）を公表した金融商品取引業者は、当該暗号資産情報等に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報（以下「訂正暗号資産情報等」という。）を公表しなければならない。ただし、当該金融商品取引業者が当該暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（暗号資産情報等の公表の継続）

第二十七条の六十三　暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止する日までの間（公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間）、当該暗号資産情報等（当該暗号資産情報等に係る訂正暗号資産情報等を含む。次条、第二十七条の六十七及び第二十七条の六十八第一項において同じ。）を継続して公表しなければならない。

（暗号資産情報等の届出）

第二十七条の六十四　金融商品取引業者は、暗号資産情報等を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産情報等を公表した日から起算して内閣府令で定める期間内に、当該暗号資産情報等を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（虚偽の情報等による訂正暗号資産情報等の公表の命令等）

第二十七条の六十五　内閣総理大臣は、暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていること（以下この条において「虚偽情報等」という。）を発見したときは、当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者に対し、当該暗号資産情報等に係る訂正暗号資産情報等の公表を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により訂正暗号資産情報等の公表を命じた場合において、必要があると認めるときは、当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者に対し、同項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該暗号資産情報等の全部又は一部の公表の停止を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　前項の規定により内閣総理大臣が暗号資産情報等の全部又は一部の公表の停止を命じたときは、第一項の規定による公表命令に基づき当該虚偽情報等を解消する訂正暗号資産情報等が公表されるまでの間、当該停止命令に係る暗号資産情報等については、第二十七条の六十三の規定は、適用しない。

（違反行為者の賠償責任）

第二十七条の六十六　第二十七条の六十第一項の規定に違反して暗号資産情報を公表せず暗号資産を売り付けた金融商品取引業者は、これを買い付けた者に対し当該違反行為により生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（虚偽の暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者の賠償責任）

第二十七条の六十七　暗号資産情報等のうちに、重要な事項について虚偽の情報があるときは、当該虚偽の情報があることについて故意又は過失があつた当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者は、当該暗号資産情報等が第二十七条の六十三の規定により公表されている間に当該金融商品取引業者が行つた暗号資産売買等業務により当該暗号資産情報等に係る暗号資産を買い付けた者又は処分した者に対し、情報が虚偽であること（以下この条において「虚偽情報」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該暗号資産を買い付けた者又は処分した者がその買付け又は処分の際虚偽情報を知つていたときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、当該暗号資産情報等の虚偽情報の事実の公表がされたときは、当該虚偽情報の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該暗号資産を買い付け、当該公表日において引き続き当該暗号資産を保有する者は、当該公表日前一月間の当該暗号資産の取引価額（取引価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該暗号資産の取引価額の平均額を控除した額を、当該暗号資産情報等の虚偽情報により生じた損害の額とすることができる。

3　前項の「虚偽情報の事実の公表」とは、当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該暗号資産情報等の虚偽情報に係る公表すべき重要な事項について、内閣府令で定めるところにより、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

4　第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき金融商品取引業者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該暗号資産情報等の虚偽情報によつて生ずべき当該暗号資産の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

5　前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該暗号資産情報等の虚偽情報によつて生ずべき当該暗号資産の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない。

（金融商品取引業者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の六十八　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者若しくは暗号資産情報等を公表すべきであると認められる金融商品取引業者若しくはその他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十八条第二項第四号中「第二条第八項第十八号」を「第二条第八項第二十六号」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　この章において「暗号資産等管理業務」とは、暗号資産取引業に係る業務のうち、第五項第二号に掲げる行為に係る業務をいう。

第二十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この章において「暗号資産取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。

一　第二条第八項第十八号から第二十二号まで又は第二十五号に掲げる行為

二　第二条第八項第二十三号又は第二十四号に掲げる行為

第二十九条の二第一項第二号中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、同項第三号中「第二十九条の四第一項第五号ホ(3)」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(3)」に、「第三章の五」を「第三章の六」に改め、同項第五号中「並びに投資運用業」を「、投資運用業並びに同条第五項第一号に掲げる行為に係る業務及び暗号資産等管理業務」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　暗号資産取引業を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ　取り扱う暗号資産（第二条第八項第二十五号に掲げる行為のみにおいて取り扱うものを除く。）の名称

ロ　暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合においては、その旨並びに当該暗号資産管理関係業務提供者の商号、名称又は氏名及び当該提供を受ける暗号資産管理関係業務の内容その他内閣府令で定める事項

第二十九条の二第二項第一号中「第五号ハ」を「第五号の二」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「若しくは第六十六条の八十五第一項」を「第六十六条の百五第一項」に改め、「第六十六条の七十一の登録を取り消され」の下に「、若しくは第三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられ」を加え、「若しくは海外投資家等特例業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ロ(12)中「(12)及び第二号ヘ(12)」を「(13)及び第二号ヘ(13)」に改め、同号ロ(11)の次に次のように加える。

(12)　第六十六条の百三第一項の規定による暗号資産管理関係業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の百一第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に暗号資産管理関係業務を廃止し、分割により暗号資産管理関係業務に係る事業の全部を承継させ、又は暗号資産管理関係業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第一号の二中「及び次号」を「、次号及び第八号ハ」に、「並びに第六十六条の八十五第二項」を「、第六十六条の八十五第二項、第六十六条の九十四第五項第三号イ及びニ並びに第六十六条の百三第二項」に改め、同項第二号ニ中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者」に「金融サービス仲介業者」を「暗号資産管理関係業務提供者であつた法人が第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者」に、「若しくは海外投資家等特例業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ホ中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者」に、「金融サービス仲介業者」を「暗号資産管理関係業務提供者であつた個人が第六十六条の百三第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命ぜられたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者」に、「若しくは海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」を「、海外投資家等特例業務若しくは暗号資産管理関係業務」に改め、同号ヘ(12)を同号ヘ(13)とし、同号ヘ(11)の次に次のように加える。

(12)　第六十六条の百三第一項の規定による暗号資産管理関係業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の百一第二号から第五号までのいずれかに該当する旨の同条の規定による届出をした法人（同条第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同条の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る暗号資産管理関係業務提供者であつた法人とし、当該通知があつた日前に暗号資産管理関係業務を廃止し、合併（暗号資産管理関係業務提供者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により暗号資産管理関係業務に係る事業の全部を承継させ、又は暗号資産管理関係業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第四号中「又は投資運用業を行おうと」を「、投資運用業又は暗号資産取引業を行おうと」に改め、同号ハ中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同号ニ中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同項第五号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同号イ中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、「第一種金融商品取引業と」を「当該第一種金融商品取引業又は暗号資産取引業と」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「ホ及びヘ」を「ニ及びホ」に改め、同号ニ(1)中「まで」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、当該内閣府令で定める者又は同号ロからリまで若しくは第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同号ニ(2)中「まで」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号ロからリまで又は第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同号ニを同号ハとし、同号ホ(1)中「又はロ」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号イ若しくはロ又は第八号イ若しくはロ）」を加え、同号ホ(3)(ロ)中「まで」の下に「（暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、同号ロからリまで又は第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同号の次に次の一号を加える。

五の二　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、他に行つている事業が第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者

第二十九条の四第一項第六号中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、同項第七号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同項に次の一号を加える。

八　暗号資産取引業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ　資金決済に関する法律第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により同法第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは同法第六十三条の二十第一項若しくは第二項の規定により同法第六十三条の二の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ　資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十二条の二十二第一項の規定により電子決済手段等取引業（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。以下同じ。）の廃止を命ぜられ、その命令の日から五年を経過しない者又は同法若しくは銀行法等（同法第二条第三十項に規定する銀行法等をいう。ハ(2)において同じ。）に相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その命令の日から五年を経過しない者

ハ　役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1)　電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいう。）であつた法人が同法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により同法第六十二条の三の登録を取り消されたことがある場合若しくは電子決済手段サービス仲介業者（同法第二条第十五項に規定する電子決済手段サービス仲介業者をいう。(3)において同じ。）であつた法人が同法第六十三条の二十第一項若しくは第二項の規定により同法第六十三条の二の登録を取り消されたことがある場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。(1)において同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(2)　資金決済に関する法律第六十二条の八第一項の規定により電子決済手段等取引業を行う同項に規定する発行者であつた法人が同条第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十二条の二十二第一項の規定により電子決済手段等取引業の廃止を命ぜられたことがある場合又は同法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務を行つていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しない者

(3)　電子決済手段サービス仲介業者であつた個人が資金決済に関する法律第六十三条の二十第一項若しくは第二項の規定により同法第六十三条の二の登録を取り消されたことがある場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。(3)において同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ニ　暗号資産等管理業務を行おうとする場合にあつては、第四号イ、第五号ロ及び第六号イに掲げるもののほか、暗号資産等管理業務を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

第二十九条の四第二項中「第一項第五号ニからヘまで」を「前項第五号ニからホまで」に改め、同条第三項及び第四項中「第一項第五号ニ」を「第一項第五号ハ」に改める。

第二十九条の四の二第一項中「第五号ハ」を「第五号の二」に改め、同条第二項中「前条第一項第五号ハ」を「前条第一項第五号の二」に改め、同条第六項中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「（暗号資産取引業（第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引特例業務を除く。）を行う者を除く。）」を加え、同条第七項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の二第一項第五号イ」に改める。

第二十九条の四の四第一項中「投資運用業」を「暗号資産等管理業務」に、「第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務」を「第一種金融商品取引業のうち第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合」に、「第五号ハ」を「第五号の二」に改め、同条第二項中「第二十九条の四第一項第五号ハ」を「第二十九条の四第一項第五号の二」に改め、同条第五項中「非上場有価証券特例仲介等業者」の下に「（暗号資産取引業（第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引特例業務を除く。）を行う者を除く。）」を加え、同条第六項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の二第一項第五号イ」に改め、同条第七項中「非上場有価証券特例仲介等業務」を「第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合」に改める。

第二十九条の五第一項中「「投資運用業」を「「暗号資産等管理業務」に、「第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を行う場合」に改め、同条第五項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の二第一項第五号イ」に、「同号」を「同号イ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（暗号資産取引特例業者についての登録等の特例）

第二十九条の六　第二十九条の登録を受けようとする者が暗号資産取引業のうち暗号資産取引特例業務のみを行おうとする場合における暗号資産取引特例業務についての第二十九条の二第一項第五号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第五号中「暗号資産等管理業務の種別」とあるのは「暗号資産取引業のうち第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引特例業務のみを行う場合にあつては、これに該当する旨を含む。）」と、同条第二項第一号中「第五号の二」とあるのは「第五号の二、第六号イ」とする。

2　第二十九条の四第一項第六号イ（第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合又は第三十一条第四項の変更登録を受けようとする者が暗号資産取引業のうち暗号資産取引特例業務のみを行おうとする場合における暗号資産取引特例業務については、適用しない。

3　暗号資産取引特例業者（第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は投資運用業を行う者を除く。）は、第三十五条の二の二第四項の規定にかかわらず、同条第三項に規定する他の業務を兼業しようとする旨を内閣総理大臣に届け出ることを要しない。

4　第四十六条の五及び第四十六条の六の規定は、暗号資産取引特例業者（第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を行う者を除く。）については、適用しない。

5　暗号資産取引特例業者が暗号資産取引特例業務を行う場合における第六十六条の二第一項第五号ロの規定の適用については、同号ロ中「暗号資産取引業」とあるのは、「暗号資産取引業（第二十九条の六第七項に規定する暗号資産取引特例業務を除く。）」とする。

6　前三項の「暗号資産取引特例業者」とは、登録申請書に暗号資産取引業のうち暗号資産取引特例業務のみを行う場合に該当する旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。

7　第一項、第二項及び前二項の「暗号資産取引特例業務」とは、暗号資産取引業のうち、第二条第八項第二十一号又は第二十五号に掲げる行為（同項第二十一号に掲げる行為にあつては、特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産について行うものに限る。）を業として行うことをいう。

第三十一条第一項中「第二十九条の二第一項各号（第五号から第六号まで、第七号ロ、第八号及び第九号を除く。）に掲げる事項について変更があつたときは、その日」を「第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号に掲げる場合に該当するときはその日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十九条の二第一項第十一号イに掲げる事項を変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は金融商品取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）。

二　第二十九条の二第一項各号（第五号から第六号まで、第七号ロ、第八号及び第九号を除く。）に掲げる事項について変更があつたとき（この項（前号に係る部分に限る。）の規定による届出をした場合を除く。）。

第三十一条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号」に改め、「行為」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第三十一条の四第一項及び第三十一条の五中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改める。

第三十二条第一項中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同条第二項中「第二十九条の四第一項第五号ニ⑴」を「第二十九条の四第一項第五号ハ⑴」に、「ホ⑴」を「ニ⑴」に改める。

第三十二条の二第一項中「第二十九条の四第一項第五号ニ⑴」を「第二十九条の四第一項第五号ハ⑴」に、「ホ⑴」を「ニ⑴」に改める。

第三十三条第一項中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同項ただし書中「有価証券関連業」の下に「又は暗号資産取引業」を、「おいて有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第二項第三号ハ及び第四号ロ中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第三項中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に、「第二十八条第八項第七号」を「第二十八条第十項第七号」に改める。

第三十三条の二第三号中「第二十八条第八項第七号」を「第二十八条第十項第七号」に改める。

第三十三条の八第一項中「又は投資運用業」とあるのは「有価証券関連業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」とあるのは「有価証券関連業又は暗号資産取引業」と、同項ただし書中「ただし、有価証券関連業又は暗号資産取引業については」とあるのは「ただし」に改める。

第三十四条の二第六項及び第三十四条の三第五項中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十九号」に改める。

第三十五条第一項中「その他の金融商品取引業」の下に「（暗号資産取引業を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項第六号中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（暗号資産取引業を行う者の業務の範囲）

第三十五条の二の二　金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業（暗号資産取引業に限る。以下この項において同じ。）に付随する業務を行うことができる。この場合において、当該金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、当該業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

一　暗号資産の貸付け又はその媒介若しくは代理

二　金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行う暗号資産の売買その他の取引（以下「暗号資産信用取引」という。）に付随する金銭の貸付け

三　顧客のために管理する暗号資産を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

四　暗号資産に関する顧客の代理

五　暗号資産累積投資契約（金融商品取引業者（暗号資産等管理業務を行う者に限る。）が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に暗号資産を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

六　暗号資産に関連する情報の提供又は助言（第二条第八項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

七　他の金融商品取引業者の業務の代理（金融商品取引業及び金融商品取引業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るものに限る。）

八　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの（第六号に掲げる行為に該当するものを除く。）

九　当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

2　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は投資運用業を行う者を除く。次項から第五項までにおいて同じ。）は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　電子決済手段等取引業

二　資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する電子決済手段サービス仲介業

3　金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前二項の規定により行う業務のほか、他の業務を兼業することができる。

4　金融商品取引業者は、前項に規定する他の業務を兼業しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5　金融商品取引業者は、前項の規定により届け出た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6　第一項から第三項までの規定は、金融商品取引業者が第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務を行う場合又は第三項に規定する他の業務を兼業する場合において、これらの業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

第三十五条の三に次の一項を加える。

2　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十七条の二中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第三十七条の五の見出し中「書面の交付」を「通知」に改め、同条第一項中「記載した書面を交付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条の七第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同号イ中「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め、同項第五号イ中「第百五十六条の三十八第六項」を「第百五十六条の三十八第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　当該金融商品取引業者等が暗号資産取引業を行う者である場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　指定暗号資産取引紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定暗号資産取引業務（第百五十六条の三十八第六項に規定する特定暗号資産取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合　一の指定暗号資産取引紛争解決機関との間で特定暗号資産取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ　指定暗号資産取引紛争解決機関が存在しない場合　特定暗号資産取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

第三十七条の七第三項第一号中「又は第五号イ」を「、第五号イ又は第六号イ」に、「又は第五号ロ」を「、第五号ロ又は第六号ロ」に改め、同項第二号中「又は第五号イ」を「、第五号イ又は第六号イ」に、「若しくは同項第五号イ」を「、同項第五号イの一の指定暗号資産取引紛争解決機関若しくは同項第六号イ」に改め、同項第三号中「又は第五号ロ」を「、第五号ロ又は第六号ロ」に、「又は第五号イ」を「、第五号イ又は第六号イ」に改める。

第三十九条第一項第一号中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改め、「当該有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第四十条の二第一項中「の売買及び」を「及び暗号資産の売買並びに」に改める。

第四十条の五第二項中「かつ」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条の二第四号中「おいて有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第五号中「補てんし」を「補塡し」に、「補てんする」を「補塡する」に改める。

第四十一条の三中「まで」の下に「、第十八号又は第十九号」を加え、同条ただし書中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第四十二条の五ただし書中「まで」の下に「、第十八号若しくは第十九号」を加える。

第三章第二節第六款の款名中「暗号等資産関連業務」を「暗号資産取引業等」に改める。

第四十三条の六に見出しとして「（暗号等資産関連業務における暗号等資産の性質に関する説明等）」を付し、同条第一項中「暗号等資産関連業務（」の下に「第二条第八項第十八号から第二十五号までに掲げる行為その他」を加え、「同項」を「次項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三章第二節第六款に次の十二条を加える。

（公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準に適合しない暗号資産の取扱いの禁止）

第四十三条の七　金融商品取引業者は、公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準として内閣府令で定める基準に適合しない暗号資産については、第二条第八項第十八号から第二十四号までに掲げる行為をしてはならない。

（売買停止命令等）

第四十三条の八　内閣総理大臣は、金融商品取引業者が取り扱う特定暗号資産の特定暗号資産発行者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該金融商品取引業者に対し、当該特定暗号資産に係る暗号資産売買等業務を停止し、又は当該特定暗号資産を取り扱うことをやめることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、前項に規定する特定暗号資産発行者は、同条第一項の通知を受けた者とみなす。

（売買高、価格等の公表）

第四十三条の九　金融商品取引業者は、その行う暗号資産売買等業務による暗号資産の売買について、内閣府令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を公表しなければならない。

（暗号資産等管理業務に係る善管注意義務）

第四十三条の十　金融商品取引業者は、顧客に対し、善良な管理者の注意をもつて暗号資産等管理業務を行わなければならない。

（暗号資産等管理業務の方法）

第四十三条の十一　金融商品取引業者は、暗号資産等管理業務を行うに当たつては、顧客の暗号資産を適正に管理するための方法として内閣府令で定める方法によらなければならない。

（暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けることの禁止等）

第四十三条の十二　金融商品取引業者は、その行う暗号資産等管理業務に関し、暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産等管理業務の提供を受けてはならない。

2　金融商品取引業者は、暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合には、内閣府令で定めるところにより、暗号資産管理関係業務提供者の選定に係る基準及び手続の整備、当該暗号資産管理関係業務提供者に対する指導その他の顧客の暗号資産の管理に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（委託先等に対する指導等）

第四十三条の十三　金融商品取引業者は、他の者が提供する暗号資産売買等業務に必要な情報システムを継続的に利用する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該情報システムを提供する者の選定に係る基準及び手続の整備、当該者に対する指導その他の暗号資産売買等業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合のほか、金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業の一部を他の者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（分別管理）

第四十三条の十四　金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して、顧客の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

2　金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、顧客の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者は、顧客の暗号資産（顧客の利便の確保及び暗号資産取引業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を顧客の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

3　金融商品取引業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

（履行保証暗号資産）

第四十三条の十五　金融商品取引業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第四十三条の十七第一項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者は、履行保証暗号資産を顧客の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。

（顧客の暗号資産を担保に供する行為等の制限）

第四十三条の十六　金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して管理する顧客の暗号資産を担保に供する場合（当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約に基づき顧客が当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権を担保に供する場合を含む。）又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

2　第三十四条の二第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

（対象暗号資産の弁済）

第四十三条の十七　金融商品取引業者との間で当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産（当該金融商品取引業者が第四十三条の十四第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する顧客の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2　民法第三百三十三条の規定は、前項の権利について準用する。

3　第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

（対象暗号資産の弁済への協力）

第四十三条の十八　金融商品取引業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該金融商品取引業者の関係者は、当該金融商品取引業者がその行う暗号資産取引業に関し管理する顧客の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

第四十四条の二第一項第一号中「信用取引」の下に「及び暗号資産信用取引」を、「有価証券」の下に「又は暗号資産」を加える。

第四十四条の三第一項第一号中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加える。

第四十四条の四の見出し中「引受人」を「引受人等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定暗号資産の特定暗号資産引受人となつた金融商品取引業者は、当該特定暗号資産を売却する場合（他の暗号資産と交換する場合を含む。）において、特定暗号資産引受人となつた日から六月を経過する日までは、その相手方に対し買入代金（他の暗号資産と交換する場合にあつては、当該他の暗号資産）につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。

第三章第三節第一款の款名及び第四十六条中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

4　金融商品取引業者（暗号資産等管理業務を行う者に限る。）は、第一項の規定により事業報告書を提出し、及び第二項の規定により報告するほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産取引業に関し管理する顧客の金銭の額及び暗号資産の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5　前項の報告書には、暗号資産取引業に関し管理する顧客の金銭の額及び暗号資産の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第四十六条の四中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第四十六条の五第一項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第二項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、「補てん」を「補塡」に改める。

第四十六条の六第一項中「有価証券」の下に「又は暗号資産」を加え、同条第三項中「三月間、」の下に「内閣府令で定めるところにより、これを」を加え、「又は」を「若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三章第三節第二款の款名中「第一種金融商品取引業」の下に「及び暗号資産取引業」を加える。

第四十七条中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第四十七条の三中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を「又は」に改める。

第四十九条の三第一項中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第五十条第一項第六号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改める。

第五十条の二第一項第八号中「第十一項及び第十二項において同じ。）が」を「）が」に改め、同条第四項中「第四十一条の五まで」の下に「、第四十三条の六」を加え、「第七号から第十号まで」を「第八号から第十一号まで」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、掲示することを要しない。

第五十条の二第八項中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に、「及び第五十七条の九」を「、第五十七条の九及び第四節の三」に改め、「占有する財産」の下に「並びに管理する顧客の暗号資産（第五十六条第一項、第五十七条の九及び同節において「顧客財産」という。）」を加え、「返還しなければ」を「顧客に返還し、又は移転しなければ」に改め、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

一　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次項第一号において同じ。）若しくは第六十六条の五第四項の変更登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第一号において同じ。）を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第二号及び第三号ロにおいて同じ。）又は第六十六条の五第四項の変更登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第二号において同じ。）を受けたとき。

二　金融商品取引業者（暗号資産取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次号ロ並びに次項第二号及び第三号ロにおいて同じ。）又は第六十六条の五第四項の変更登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。次項第二号において同じ。）を受けたとき。

三　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業のみを行う者に限る。）が次のいずれかに該当する場合

イ　第六十六条の登録（第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務及び暗号資産売買媒介等業務の種別に係るものに限る。次項第三号イにおいて同じ。）を受けたとき。

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録又は同法第十六条の二第一項の変更登録を受け、かつ、第六十六条の登録を受けたとき。

12　次の各号のいずれかに該当するときは、前項第三号に規定する場合を除き、当該金融商品取引業者は、当該各号に定める内容の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

一　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録若しくは第六十六条の五第四項の変更登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたとき　第一種金融商品取引業を行わない旨

二　暗号資産取引業を行う金融商品取引業者（暗号資産取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録又は第六十六条の五第四項の変更登録を受けたとき　暗号資産取引業を行わない旨

三　第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業のみを行う者を除く。）が次のいずれかに該当する場合　第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行わない旨

イ　第六十六条の登録を受けたとき。

ロ　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録又は同法第十六条第一項の変更登録を受け、かつ、第六十六条の登録を受けたとき。

第五十二条第一項第二号及び第三号中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改め、同項第四号中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　暗号資産取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第八号に該当することとなつたとき。

第五十二条第二項中「第二十九条の四第一項第二号イからリまで」の下に「（暗号資産取引業を行う金融商品取引業者の役員にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで。以下この項において同じ。）」を加え、「同号イからリまで」を「第二十九条の四第一項第二号イからリまで」に、「前項第七号若しくは第九号から第十一号まで」を「前項第八号若しくは第十号から第十二号まで」に改める。

第五十三条第一項中「第一種金融商品取引業」の下に「又は暗号資産取引業」を加える。

第五十六条第一項中「結了する」を「結了し、又は顧客財産を顧客に返還し、若しくは移転する」に改める。

第五十六条の二第二項中「又は投資運用業」を「、投資運用業又は暗号資産取引業」に改める。

第五十七条の四中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第五十七条の五第三項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供しなければ、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第五十七条の九中「結了する」を「結了し、又は顧客財産を顧客に返還し、若しくは移転する」に改める。

第五十七条の十六中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第五十七条の十七第三項中「又は」を「若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなければ」を「供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三章第四節の二の次に次の一節を加える。

第四節の三　顧客財産管理人による管理

（業務及び財産の管理を命ずる処分）

第五十七条の二十八　内閣総理大臣は、第五十条の二第八項（第五十六条第一項及び第五十七条の九において準用する場合を含む。第五十七条の三十第一項において同じ。）の規定の適用がある場合において、金融商品取引業者の業務の運営が著しく不適切であることによつて当該規定による顧客取引の結了及び顧客財産の返還又は移転に支障があると認めるときは、当該金融商品取引業者に対し、顧客財産管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下この節及び第二百七条の五第二項第一号において「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。

2　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、官報により、これを公告しなければならない。

（管理を命ずる処分の取消し）

第五十七条の二十九　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（顧客財産管理人の選任等）

第五十七条の三十　管理を命ずる処分があつたときは、当該管理を命ずる処分を受けた金融商品取引業者（以下「被管理金融商品取引業者」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利（第五十条の二第八項の規定による顧客取引の結了及び顧客財産の返還又は移転に必要な範囲に限る。）は、顧客財産管理人に専属する。

2　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の顧客財産管理人を選任しなければならない。

3　内閣総理大臣は、顧客財産管理人に対し、その職務に係る被管理金融商品取引業者の業務及び財産の管理に関し必要な措置を命ずることができる。

4　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、第二項の規定により顧客財産管理人を選任した後においても、更に顧客財産管理人を選任し、又は顧客財産管理人が被管理金融商品取引業者の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、顧客財産管理人を解任することができる。

5　内閣総理大臣は、第二項若しくは前項の規定により顧客財産管理人を選任したとき又は同項の規定により顧客財産管理人を解任したときは、被管理金融商品取引業者にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

6　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は顧客財産管理人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は被管理金融商品取引業者について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項ただし書中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「顧客財産管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「顧客財産管理人代理」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「顧客財産管理人」と読み替えるものとする。

第五十七条の三十一　法人は、顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理となることができる。

2　金融商品取引業者及び協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項及び第二百七条の五第一項において同じ。）は、この法律又は他の法令の規定にかかわらず、顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理となり、その業務を行うことができる。

3　金融商品取引業者及び協会は、内閣総理大臣から顧客財産管理人となることを求められた場合には、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（通知及び登記）

第五十七条の三十二　内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、被管理金融商品取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融商品取引業者の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、顧客財産管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合及び管理を命ずる処分を取り消した場合について準用する。

（報告又は資料の提出）

第五十七条の三十三　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、顧客財産管理人に対し、その職務に係る被管理金融商品取引業者の業務及び財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（顧客財産管理人の調査等）

第五十七条の三十四　顧客財産管理人は、その職務を行うため必要があるときは、被管理金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）及び会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）並びに使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融商品取引業者の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融商品取引業者の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理金融商品取引業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　顧客財産管理人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（顧客財産管理人等の秘密保持義務）

第五十七条の三十五　顧客財産管理人及び顧客財産管理人代理（以下この条において「顧客財産管理人等」という。）は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。顧客財産管理人等がその職を退いた後も、同様とする。

2　顧客財産管理人等が法人であるときは、顧客財産管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が顧客財産管理人等の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

（被管理金融商品取引業者の役員等の責任を明確にするための措置）

第五十七条の三十六　顧客財産管理人は、その職務を行うため必要があるときは、被管理金融商品取引業者の役員若しくは会計監査人又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2　顧客財産管理人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

（顧客財産管理人と被管理金融商品取引業者との取引）

第五十七条の三十七　顧客財産管理人は、自己又は第三者のために被管理金融商品取引業者と取引をするときは、内閣総理大臣の承認を得なければならない。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

（株主総会等の決議に代わる許可）

第五十七条の三十八　顧客財産管理人は、株式会社である被管理金融商品取引業者の取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役。以下この項から第三項までにおいて同じ。）又は執行役が顧客財産管理人の職務の遂行を妨げ、又は妨げようとする行為をしたときその他その職務を行うため必要があるときは、会社法第三百三十九条第一項（同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百三条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、株式会社である被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を解任することができる。

2　前項の規定により被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役又は執行役の員数を欠くこととなるときは、顧客財産管理人は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役を選任することができる。

3　前項の規定により選任された被管理金融商品取引業者の取締役又は執行役は、当該被管理金融商品取引業者に係る顧客財産管理人による管理の終了の後最初に招集される定時株主総会の終結の時又は当該定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に、それぞれ退任する。

4　第一項又は第二項に規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなす。

5　代替許可に係る事件は、当該被管理金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

6　裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）を被管理金融商品取引業者に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

7　前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

8　代替許可の決定は、第六項の規定による被管理金融商品取引業者に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

9　代替許可の決定に対しては、株主は、第六項の公告のあつた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

10　非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

（代替許可に係る登記の特例）

第五十七条の三十九　代替許可があつた場合においては、当該代替許可に係る事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

（課税の特例）

第五十七条の四十　第五十七条の三十二の規定による登記については、登録免許税を課さない。

第五十八条の二中「第二十八条第八項各号」を「第二十八条第十項各号」に改める。

第五十九条の六中「第四十四条の四」を「第四十四条の四第一項」に改める。

第六十条の六中「第四十六条の三及び」を「第四十六条の三第一項から第三項まで及び」に改める。

第三章第五節に次の一款を加える。

第七款　外国暗号資産取引業者

第六十二条の二　外国暗号資産取引業者（金融商品取引業者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産取引業を行う者をいう。）は、国内にある者を相手方として第二十八条第五項各号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。）を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

第六十三条第六項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削る。

第六十三条の四第三項中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十三条の九第五項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「内閣府令で定めるところにより、」を削り、同条第六項第二号ホ中「同条第一項第五号ニ(1)」を「同条第一項第五号ハ(1)」に改め、同号ヘ中「第二十九条の四第一項第五号ニ(1)」に改める。

第六十三条の十二第三項中「一年間」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　次に掲げる行為（以下「暗号資産関係職務」という。）

イ　第二条第八項第十八号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる行為

ロ　暗号資産の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

第六十四条第三項第三号に次のように加える。

ホ　暗号資産関係職務を行う場合にあつては、その旨

第六十四条の二第一項第一号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行おうとする場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

第六十四条の四の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第一号中「第六十四条第三項第三号イ又はロ」を「第六十四条第三項第三号イ、ロ又はホ」に改め、「とき」の下に「（次項の規定による変更登録を受けた場合を除く。）」を加え、同条第三号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行つている場合にあつては、同号ロからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

2　金融商品取引業者は、第六十四条第三項第三号ホに掲げる事項について変更（新たに暗号資産関係職務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

3　第六十四条第三項及び第四項並びに第六十四条の二の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十四条第三項中「次に掲げる事項を」とあるのは「変更に係る事項を」と、第六十四条の二第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号（第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までに係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

第六十四条の五第一項第一号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行つている場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

第六十四条の七第五項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改め、「変更」の下に「、同条第二項の規定による変更登録」を加え、同条第七項中「第六十四条の五第一項第一号から第三号まで」を「第六十四条の五第一項各号」に改める。

第六十四条の八第一項中「の登録」の下に「又は変更登録」を加える。

第六十四条の九中「第六十四条第三項」及び「第六十四条の二第一項」の下に「（第六十四条の四第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条の五第二項中「第七号又は第十号」を「第八号又は第十一号」に、「同号イからリまで」を「同項第二号イからリまで」に、「前項第七号若しくは第九号から第十一号まで」を「前項第八号若しくは第十号から第十二号まで」に、「前項第七号若しくは第十号」を「前項第八号若しくは第十一号」に改める。

第六十六条中「同じ。）」の下に「又は暗号資産取引業（同条第五項に規定する暗号資産取引業をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第六十六条の二第一項第四号を次のように改める。

四　業務の種別（有価証券売買媒介等業務（第二条第十一項第一号に掲げる業務をいう。以下この章において同じ。）及び暗号資産売買媒介等業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下この章において同じ。）の種別をいう。）

第六十六条の二第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　有価証券売買媒介等業務を行う場合　委託を受ける金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ニにおいて同じ。）を行う者に限る。）又は登録金融機関の商号又は名称

ロ　暗号資産売買媒介等業務を行う場合　委託を受ける金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。）の商号

六　暗号資産売買媒介等業務を行う場合にあつては、取り扱う暗号資産の名称

第六十六条の四第五号中「のいずれかが協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）」を「（第六十六条の二第一項第五号イに規定する金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は同号ロに規定する金融商品取引業者をいう。以下この章及び第四章において同じ。）のいずれかが、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該所属金融商品取引業者等が第六十六条の二第一項第五号イに規定する金融商品取引業者又は登録金融機関である場合　協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）

ロ　当該所属金融商品取引業者等が第六十六条の二第一項第五号ロに規定する金融商品取引業者である場合　第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会

第六十六条の四に次の一号を加える。

六　登録申請者が暗号資産売買媒介等業務を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第八号イ又はロに該当する者

ロ　個人である場合においては、第二十九条の四第一項第八号ハ(1)又は(2)に該当する者

ハ　法人である場合においては、役員のうちに第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

第六十六条の五の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第一項中「第六十六条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、」を「第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号に掲げる場合に該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第六十六条の二第一項第五号ロ又は第六号に掲げる事項を変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は金融商品仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）。

二　第六十六条の二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項について変更があつたとき（この項（前号に係る部分に限る。）の規定による届出をした場合を除く。）。

第六十六条の五第三項中「方法」の下に「のうち、暗号資産売買媒介等業務に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものについて変更をしようとするときはあらかじめ、その他のもの」を加え、「、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく」を「遅滞なく、内閣府令で定めるところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

4　金融商品仲介業者は、第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

5　前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十六条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号及び第二号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条の八第一項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第六十六条の十一中「掲げる行為」を「規定する行為」に改める。

第六十六条の十四第一号ニ中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第六十六条の十四の二中「第二条第十一項第一号又は第二号」を「第二条第十一項第一号イ又はロ」に改める。

第六十六条の十五の見出し中「損失補塡等の禁止等」を「業務管理体制の整備等」に改め、同条中「第三十八条の二」を「第三十五条の三、第三十八条の二」に改め、「顧客について」の下に「、第四十三条の十三の規定は暗号資産売買媒介等業務を行う金融商品仲介業者について」を加え、「同条第三項」を「第三十九条第三項」に改める。

第六十六条の十七第二項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十六条の十八中「内閣府令で定めるところにより、」を削り、「説明書類を」の下に「、内閣府令で定めるところにより、」を加える。

第六十六条の十九第二項を次のように改める。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録は、その効力を失う。

一　金融商品仲介業者が前項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二　全ての所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

三　金融商品仲介業者（第二条第十一項各号に掲げる業務のいずれも行う者に限る。）が次のいずれかに該当することとなつたとき。

イ　前項第六号に該当することとなり、かつ、第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（暗号資産取引業を行う者以外の者が暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ロ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ハ　前項第六号に該当することとなり、かつ、暗号資産売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

ニ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受け、かつ、暗号資産売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

ホ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（暗号資産取引業を行う者以外の者が暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受け、かつ、有価証券売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

四　金融商品仲介業者（有価証券売買媒介等業務のみを行う者に限る。）が前項第六号に該当することとなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）若しくは第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

五　金融商品仲介業者（暗号資産売買媒介等業務のみを行う者に限る。）が第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（暗号資産取引業を行う者以外の者が暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

第六十六条の十九に次の一項を加える。

3　第二条第十一項各号に掲げる業務のいずれも行う金融商品仲介業者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合を除く。）は、当該各号に定める内容の第六十六条の五第四項の規定による変更登録を受けたものとみなす。

一　次のいずれかに該当するとき　第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について有価証券売買媒介等業務を行わない旨

イ　第一項第六号に該当することとなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）若しくは第三十一条第四項の規定による変更登録（第一種金融商品取引業を行う者以外の者が第一種金融商品取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ロ　有価証券売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

二　次のいずれかに該当するとき　第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について暗号資産売買媒介等業務を行わない旨

イ　第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（暗号資産取引業を行う者以外の者が暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。

ロ　暗号資産売買媒介等業務に係る所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

第六十六条の十九の次に次の一条を加える。

（業務改善命令）

第六十六条の十九の二　内閣総理大臣は、金融商品仲介業者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品仲介業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十六条の二十第一項中「六月」を「又は六月」に、「又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項」を「若しくは一部の停止」に改め、同項第一号中「第二号ロ」の下に「及び第六号ハ」を加え、同条第二項中「まで」の下に「（暗号資産売買媒介等業務を行う金融商品仲介業者の役員にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ⑴から⑶まで）」を加え、同条に次の二項を加える。

3　内閣総理大臣は、金融商品仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融商品仲介業者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融商品仲介業者から申出がないときは、当該金融商品仲介業者の登録を取り消すことができる。

4　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第六十六条の二十一中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六十六条の二十二中「若しくはこれと取引をする者」を「、これと取引をする者若しくは当該金融商品仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」に、「の金融商品仲介業務の」を「若しくは当該金融商品仲介業者から業務の委託を受けた者の業務の」に改め、「検査」の下に「（当該金融商品仲介業者から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に関し必要な検査に限る。）」を加える。

第六十六条の二十三中「登録」の下に「及び第六十六条の五第四項の変更登録」を加える。

第三章の五の次に次の一章を加える。

第三章の六　暗号資産管理関係業務提供者

第一節　総則

第六十六条の九十四　暗号資産管理関係業務を行う者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　財産的基礎に係る事項として内閣府令で定めるもの

三　法人であるときは、役員の氏名又は名称

四　主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所）の名称及び所在地

五　暗号資産管理関係業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

六　他に事業を行つているときは、その事業の種類

七　その他内閣府令で定める事項

2　前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　暗号資産管理関係業務の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

3　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、暗号資産管理関係業務を行つてはならない。

一　第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二　国内に営業所又は事務所を有しない者

三　法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

⑴　心身の故障により暗号資産管理関係業務に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

⑵　第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

ロ　第二十九条の四第一項第八号イからハまでのいずれかに該当する者
ハ　外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者
ニ　役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号ニにおいて「暴力団員等」という。）のある者
四　個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ　第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）又は前号イ(1)のいずれかに該当する者
ロ　第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当する者
ハ　外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者
ニ　暴力団員等又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等のある者

6　暗号資産管理関係業務提供者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7　暗号資産管理関係業務提供者は、第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節　業務

（誠実義務）

第六十六条の九十五　暗号資産管理関係業務提供者並びにその役員及び使用人は、暗号資産管理関係業務の提供を受ける金融商品取引業者のため誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

（善管注意義務）

第六十六条の九十六　暗号資産管理関係業務提供者は、暗号資産管理関係業務の提供を受ける金融商品取引業者に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第六十六条の九十七　暗号資産管理関係業務提供者は、その行う暗号資産管理関係業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、暗号資産管理関係業務提供者は、内閣府令で定めるところにより、その行う暗号資産管理関係業務に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十六条の九十八　暗号資産管理関係業務提供者は、自己の名義をもつて、他人に暗号資産管理関係業務を行わせてはならない。

（記録の保存）

第六十六条の九十九　暗号資産管理関係業務提供者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産管理関係業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三節　監督

（事業報告書の提出）

第六十六条の百　暗号資産管理関係業務提供者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第六十六条の百一　暗号資産管理関係業務提供者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　暗号資産管理関係業務提供者である個人が死亡したとき　その相続人
二　暗号資産管理関係業務を廃止したとき　その法人又は個人
三　暗号資産管理関係業務提供者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者
四　暗号資産管理関係業務提供者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人
五　暗号資産管理関係業務提供者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人
六　暗号資産管理関係業務提供者である法人が分割により事業（暗号資産管理関係業務に係る事業に限る。次号において同じ。）の全部を承継させたとき　その法人
七　事業の全部を譲渡したとき　その法人又は個人

（業務改善命令）

第六十六条の百二　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該暗号資産管理関係業務提供者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（監督上の処分）

第六十六条の百三　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、暗号資産管理関係業務の廃止を命じ、又は六月以内の期間を定めて暗号資産管理関係業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第六十六条の九十四第五項各号（第三号イ及びロ（第二十九条の四第一項第八号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。
二　暗号資産管理関係業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。
三　暗号資産管理関係業務に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第六十六条の九十四第五項第三号イ若しくはロ（第二十九条の四第一項第八号ハに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に該当することとなつたとき、第六十六条の九十四第一項の規定による届出を行つた当時既に同条第五項第三号イ若しくはロに該当していたことが判明したとき、又は前項第二号若しくは第三号に該当することとなつたときは、当該暗号資産管理関係業務提供者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

（監督処分の公告）

第六十六条の百四　内閣総理大臣は、前条第一項の規定により暗号資産管理関係業務の廃止を命じ、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（報告の徴取及び検査）

第六十六条の百五　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、暗号資産管理関係業務提供者、これと取引をする者若しくは当該暗号資産管理関係業務提供者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該暗号資産管理関係業務提供者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該暗号資産管理関係業務提供者若しくは当該暗号資産管理関係業務提供者から業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは記録その他の物件の検査（当該暗号資産管理関係業務提供者から業務の委託を受けた者にあつては、当該暗号資産管理関係業務提供者の業務に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（審問等）

第六十六条の百六　内閣総理大臣は、第六十六条の百二又は第六十六条の百三第一項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、第六十六条の百二又は第六十六条の百三の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を暗号資産管理関係業務提供者に通知しなければならない。

第四節　雑則

（職務代行者）

第六十六条の百七　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該暗号資産管理関係業務提供者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、暗号資産管理関係業務提供者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等）

第六十六条の百八　暗号資産管理関係業務提供者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六条の百の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、暗号資産管理関係業務提供者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第六十六条の百九　第六十六条の九十四から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（暗号資産管理関係業務提供者の自主的努力の尊重）

第六十六条の百十　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者を監督するに当たっては、業務の運営についての暗号資産管理関係業務提供者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第七十七条第五項中「第百五十六条の三十八第十二項」を「第百五十六条の三十八第十三項」に改める。

第七十八条第一項第一号中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に改め、同条第二項第七号中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加える。

第七十八条の七中「及び第五項」を削り、「「会員」を「「会員」と、「有価証券」とあるのは「有価証券若しくは暗号資産」と、同条第五項中「協会員」とあるのは「会員」に改める。

第七十九条の七第一項中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に改める。

第七十九条の十三中「、」の下に「有価証券の売買その他の取引又は」を、「デリバティブ取引等」とあるのは「」の下に「有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又は」を加える。

第七十九条の二十第一項中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改める。

第七十九条の四十九第一項第七号中「（平成十四年法律第百五十四号）」を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　第五十七条の三十一第一項に規定する顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理の業務

第七十九条の五十三第一項第四号及び第三項第二号中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第百五十五条の三第二項第三号中「第六十六条の二十第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第百五十六条の三十一の二第一項第一号中「第百五十六条の三十八第七項」を「第百五十六条の三十八第八項」に改める。

第百五十六条の三十八第二項中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項中「第二条第十一項第四号」を「第二条第十一項第一号ニ」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「特定投資運用業務」の下に「、特定暗号資産取引業務」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「特定投資運用業務」の下に「、特定暗号資産取引業務」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二条第十一項第一号から第四号まで」を「第二条第十一項第一号イからニまで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　この章において「特定暗号資産取引業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第五項各号に掲げる行為に係る業務及び第三十五条の二の二第一項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う第二条第十一項第二号イ及びロに掲げる行為に係る業務をいう。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　有価証券等の取引等に関する規制

第百五十七条第一号中「デリバティブ取引等」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等を除く。以下この条、次条及び第百九十七条第二項第一号において同じ。）」を加え、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　有価証券の取引等に関する規制

第百五十八条中「オプション」の下に「（第百七十一条の四に規定する暗号等資産関連オプションを除く。次条第一項第三号及び第二項第一号並びに第百六十条第一項において同じ。）」を、「金融商品（有価証券」の下に「及び暗号等資産」を、「金融指標」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連金融指標を除く。次条第一項及び第二項第一号並びに第百六十条第一項において同じ。）」を加え、「及び」を「、第百七十四条第一項第一号及び第二号、第百七十四条の二第一項第二号、第百七十四条の二の二第一項、第七項、第十項及び第十一項並びに」に改める。

第百五十九条第一項中「売買（金融商品取引所が」の下に「売買のため」を、「）、市場デリバティブ取引」の下に「（第百七十一条の五第一項に規定する暗号等資産関連市場デリバティブ取引を除く。以下この条、次条第一項、第百六十一条第二項及び第百六十七条の三第二号において同じ。）」を、「店頭デリバティブ取引（金融商品取引所が」の下に「売買のため上場する有価証券若しくは市場デリバティブ取引のため」を、「上場する金融商品」の下に「（暗号等資産を除く。）」を加え、「、取扱有価証券」を「若しくは取扱有価証券」に改め、「又は金融商品取引所が」の下に「市場デリバティブ取引のため」を加え、同項第四号中「売付け（」の下に「暗号等資産の売付けを除き、」を、「有価証券」の下に「、暗号等資産」を、「買い付けること（」の下に「暗号等資産を買い付けることを除き、」を加え、同項第五号中「買付け（」の下に「暗号等資産の買付けを除き、」を、「有価証券」の下に「、暗号等資産」を、「売り付けること（」の下に「暗号等資産を売り付けることを除き、」を加え、同項に次の一号を加える。

十　第百七十一条の五第一項第一号から第九号までに掲げる行為

第百五十九条第二項第一号中「金融商品取引所が」の下に「売買のため上場する有価証券又は市場デリバティブ取引のため」を加え、「、金融指標又は」を「（暗号等資産を除く。）、金融指標若しくは」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第百七十一条の五第二項第一号から第三号までに掲げる行為（同項第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、同項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

第百五十九条第三項中「一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等」を「次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等

二　第百七十一条の五第三項第一号に掲げる行為

第百六十条第一項中「形成された金融商品」及び「当該金融商品」の下に「（暗号等資産を除く。）」を加える。

第百六十一条第二項中「店頭デリバティブ取引」の下に「（第百七十一条の五第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を除く。）」を加える。

第百六十二条第二項中「前項第二号の」を「前項（第二号に係る部分に限る。）の」に改め、「規定する取引」の下に「（第百七十一条の五第一項に規定する暗号等資産関連市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）」を加え、「同項第二号」を「第二条第二十一項第二号」に改め、「有価証券」の下に「の相場が委託当時の相場より騰貴して」を、「「約定数値」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値を除く。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の相場より上昇して」を加え、「、騰貴して」とあるのは「上昇して」と」を削り、「買付けをし」の下に「、又は有価証券」を加え、「現実数値が約定数値を上回つた」を「現実数値（同条第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値を除く。以下この号において同じ。）が約定数値を上回つた」に改め、「取引をし」の下に「、又は約定数値」を加え、「オプション」を「オプション（第百七十一条の四に規定する暗号等資産関連オプションを除く。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の相場より騰貴して」に改め、「なり」の下に「、又はオプション」を加える。

第百六十六条第一項第一号及び第二号中「及び次条」を「、次条及び第百七十一条の七から第百七十一条の九まで」に改め、同条第六項第八号中「及び次条第五項」を「、次条第五項、第百七十一条の七第六項、第百七十一条の八第五項及び第百七十一条の九第五項第八号」に改め、同項第十号中「次条第五項第十二号」の下に「、第百七十一条の七第六項第八号、第百七十一条の八第五項第八号及び第百七十一条の九第五項第九号」を加える。

第百六十七条第一項第一号中「その親会社」を「当該法人の親会社並びに当該法人が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。次号において同じ。）である場合における当該法人の資産運用会社（同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。同号において同じ。）及びその親会社」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「と契約」を「又は公開買付け等対象者と契約」に、「が法人であるときはその役員等以外」を「又は公開買付け等対象者の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）以外」に改め、「、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「公開買付者等」の下に「又は公開買付け等対象者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「公開買付者等」の下に「又は公開買付け等対象者（前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた者に限る。次号及び第五号において同じ。）」を、「有する株主」及び「有する社員」の下に「（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該公開買付け等（上場株券等の第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除く。）に係る上場等株券等の発行者（当該発行者が投資法人である場合における当該投資法人の資産運用会社及びその親会社を含む。以下この号から第五号までにおいて「公開買付け等対象者」という。）又は当該公開買付け等対象者の役員等（当該公開買付者等からの伝達により知つたとき（当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該公開買付者等からの伝達により知つたとき。）。

第百六十七条第一項第六号中「第四号」を「第三号」に改める。

第六章に次の一節を加える。

第二節　暗号等資産の取引等に関する規制

（不正行為の禁止）

第百七十一条の三　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号等資産の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この節、第百八十九条第一項、第百九十七条第二項第二号及び第二百十条第一項において同じ。）その他の取引又はデリバティブ取引等（暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。以下この節及び次章第一節において「暗号等資産関連金融指標」という。）に係るものに限る。以下この条、次条及び同号において「暗号等資産関連デリバティブ取引等」という。）について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二　暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三　暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第百七十一条の四　何人も、特定暗号資産の募集・売出し、暗号等資産の売買その他の取引若しくは暗号等資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号等資産等（暗号等資産若しくはオプション（暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号、第百七十一条の六第一項及び次章第一節において「暗号等資産関連オプション」という。）又はデリバティブ取引に係る暗号等資産関連金融指標をいう。以下この節、同章第一節及び第百九十七条第二項第二号において同じ。）の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

（相場操縦行為等の禁止）

第百七十一条の五　何人も、暗号等資産の売買、市場デリバティブ取引（暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条及び第百七十一条の十六において「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」という。）又は店頭デリバティブ取引（暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条及び第百七十一条の十六において「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」という。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一　権利の移転を目的としない仮装の暗号等資産の売買、暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

二　金銭の授受を目的としない仮装の暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）をすること。

三　暗号等資産関連オプションの付与又は取得を目的としない仮装の暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）をすること。

四　自己のする暗号等資産の売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号等資産を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五　自己のする暗号等資産の買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号等資産を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六　暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七　暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八　暗号等資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九　前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をすること。

十　第百五十九条第一項第一号から第九号までに掲げる行為

２　何人も、暗号等資産の売買、暗号等資産関連市場デリバティブ取引又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（以下この条及び次条第一項において「暗号等資産売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）をしてはならない。

一　暗号等資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号等資産等の相場を変動させるべき一連の暗号等資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をすること。

二　暗号等資産等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三　暗号等資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

四　第百五十九条第二項第一号から第三号までに掲げる行為

３　何人も、政令で定めるところに違反して、暗号等資産等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一　一連の暗号等資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等

二　第百五十九条第三項第一号に掲げる行為

（相場操縦行為等による賠償責任）

第百七十一条の六　前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された暗号等資産、暗号等資産関連金融指標若しくは暗号等資産関連オプションに係る価格、約定数値若しくは対価の額により、当該暗号等資産、暗号等資産関連金融指標若しくは暗号等資産関連オプションについて、暗号等資産売買等をし、又はその委託をした者が当該暗号等資産売買等又は委託につき受けた損害を賠償する責任を負う。

２　前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

（特定暗号資産発行者関係者の禁止行為）

第百七十一条の七　次の各号に掲げる者（以下この条において「特定暗号資産発行者関係者」という。）であつて、特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該特定暗号資産等に関する重要事実に係る特定暗号資産（金融商品取引業者（暗号資産売買等業務を行う者に限る。以下この条から第百七十一条の九まで、第百七十一条の十五第二項、第百七十五条の三第十三項及び第百七十五条の四第二十項において同じ。）による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの（金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。）に限る。以下この項並びに第六項第一号及び第十号において「対象特定暗号資産」という。）又は当該対象特定暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該対象特定暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産（第三項及び第六項第二号から第十号まで、第百七十一条の十第一項、第百七十五条の三第一項、第十二項及び第十四項、第百七十五条の四第一項、第七項及び第九項、第百七十五条の五、第百七十八条第四十七項、第百八十五条の七第二十二項及び第二十五項並びに第百九十七条の二第一項第十七号において「対象特定暗号資産等」という。）に係る売買その他の有償の提供若しくは譲渡若しくは取得若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブ取引（以下この条、次条、第百七十一条の十第一項及び第二項、第百七十五条の三第一項、第二項及び第十二項から第十五項まで、第百七十五条の四第一項及び第二項、第百七十八条第四十七項及び第四十八項並びに第百九十七条の二第一項第十七号及び第十八号において「売買等」という。）をしてはならない。当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた特定暗号資産発行者関係者であつて、当該各号に掲げる特定暗号資産発行者関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一　当該特定暗号資産発行者（その者が法人であるときは、当該法人の親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等（当該特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）　その者の職務に関し知つたとき。

二　当該特定暗号資産発行者の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）又は同条第三項に定める権利を有する社員（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）（当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）　当該権利の行使に関し知つたとき。

三　当該特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者　当該権限の行使に関し知つたとき。

四　当該特定暗号資産発行者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該特定暗号資産発行者の役員等（当該特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）以外のもの　当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

五　第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。）　その者の職務に関し知つたとき。

２　前項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一　当該特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の変更

ロ　新たに発行される当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘若しくは既に発行された当該特定暗号資産の譲渡の申込み若しくはその譲受けの申込みの勧誘又は当該特定暗号資産発行者に対して行使することにより当該特定暗号資産の提供若しくは譲渡を受けることができる権利の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘

ハ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了

ニ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係る業務上の提携又はその解消

ホ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の保守に係る業務の廃止

ヘ　当該特定暗号資産発行者の解散（合併による解散を除く。）

ト　イからヘまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二　当該特定暗号資産発行者に次に掲げる事実が発生したこと。

イ　当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産又はこれに係る業務について災害に起因して生じた障害又は業務遂行の過程で生じた障害

ロ　金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いの開始の決定又は当該特定暗号資産に係るオプションの上場の承認

ハ　金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いをやめることの決定又は当該特定暗号資産に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実

ニ　提携先による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了の決定

ホ　イからニまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三　前二号に掲げる事実を除き、当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産又はこれに係る業務に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3　特定暗号資産発行者関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該特定暗号資産発行者関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該特定暗号資産等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該特定暗号資産等に関する重要事実を知つたものは、当該特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、対象特定暗号資産等に係る売買等をしてはならない。

4　第一項、第二項第一号及び前項の公表がされたとは、第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実について、当該特定暗号資産発行者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該特定暗号資産等に関する重要事実が記載され、若しくは記録されている当該特定暗号資産発行者の特定暗号資産情報等若しくは訂正特定暗号資産情報等が公表されたことをいう。

5　第一項、次条第一項第一号並びに第百七十一条の九第一項第一号及び第二号において「親会社」とは、他の会社を支配する会社として政令で定めるものをいう。

6　第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　特定暗号資産発行者に対して行使することにより対象特定暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより対象特定暗号資産の取得又は譲受けをする場合

二　対象特定暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合

三　法令上の義務に基づき対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合

四　第百五十九条第三項又は第百七十一条の五第三項の政令で定めるところにより対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合

五　第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知つた者が当該特定暗号資産等に関する重要事実を知つている者との間において、対象特定暗号資産等に係る売買等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る対象特定暗号資産等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つている場合を除く。）

六　合併等により対象特定暗号資産等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該対象特定暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

七　合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が特定暗号資産発行者に係る第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該特定暗号資産発行者の対象特定暗号資産等を承継させ、又は承継するとき。

八　新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に対象特定暗号資産等を承継させる場合

九　第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前に締結された対象特定暗号資産等に係る売買等に関する契約の履行又は同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前に決定された対象特定暗号資産等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

十　対象特定暗号資産の技術的仕様に基づいて一定の役務を提供することにより当該対象特定暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象特定暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（暗号資産取引業者関係者の禁止行為）

第百七十一条の八　次の各号に掲げる者（以下この条において「暗号資産取引業者関係者」という。）であつて、金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実に係る暗号資産（金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。）に限る。以下この項並びに第五項第一号及び第十号において「対象暗号資産」という。）又は当該対象暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該対象暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産（第三項及び第五項第二号から第十号まで、第百七十一条の十第二項、第百七十五条の三第二項、第十三項及び第十五項、第百七十五条の四第二項、第十一項及び第十三項、第百七十五条の五、第百七十八条第四十八項、第百八十五条の七第二十五項並びに第百九十七条の二第一項第十八号において「対象暗号資産等」という。）に係る売買等をしてはならない。当該金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた暗号資産取引業者関係者であつて、当該各号に掲げる暗号資産取引業者関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一　当該金融商品取引業者（当該金融商品取引業者の親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等　その者の職務に関し知つたとき。

二　当該金融商品取引業者の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主又は同条第三項に定める権利を有する社員（当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）　当該権利の行使に関し知つたとき。

三　当該金融商品取引業者に対する法令に基づく権限を有する者　当該権限の行使に関し知つたとき。

四　当該金融商品取引業者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該金融商品取引業者の役員等以外のもの　当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

五　第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。）　その者の職務に関し知つたとき。

2　前項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一　当該金融商品取引業者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ　暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いの開始

ロ　暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いをやめること。

ハ　当該金融商品取引業者の解散（合併による解散を除く。）

ニ　イからハまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二　当該金融商品取引業者に次に掲げる事実が発生したこと。

イ　管理する顧客の暗号資産の不正の手段による移転

ロ　暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱い又は暗号資産の管理について災害に起因して生じた障害又は業務遂行の過程で生じた障害

ハ　暗号資産売買等業務において取り扱う特定暗号資産についての他の者による関連するサービスの提供の開始、休止又は終了の決定

ニ　イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三　前二号に掲げる事実を除き、当該金融商品取引業者による暗号資産の取扱い又は当該取扱いに係る暗号資産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

3　暗号資産取引業者関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該暗号資産取引業者関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つたものは、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、対象暗号資産等に係る売買等をしてはならない。

4　第一項、第二項第一号及び前項の公表がされたとは、第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実について、当該金融商品取引業者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実が記載され、若しくは記録されている特定暗号資産発行者の特定暗号資産情報等若しくは訂正特定暗号資産情報等若しくは当該金融商品取引業者の暗号資産情報等若しくは訂正暗号資産情報等が公表されたことをいう。

5　第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　特定暗号資産発行者に対して行使することにより対象暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより対象暗号資産の取得又は譲受けをする場合

二　対象暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより対象暗号資産等に係る売買等をする場合

三　法令上の義務に基づき対象暗号資産等に係る売買等をする場合

四　第百五十九条第三項又は第百七十一条の五第三項の政令で定めるところにより対象暗号資産等に係る売買等をする場合

五　第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つた者が当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知つている者との間において、対象暗号資産等に係る売買等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る対象暗号資産等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つている場合を除く。）

六　合併等により対象暗号資産等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該対象暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

七　合併等の契約（新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が金融商品取引業者に係る第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該金融商品取引業者の対象暗号資産等を承継させ、又は承継するとき。

八　新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に対象暗号資産等を承継させる場合

九　第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前に締結された対象暗号資産等に係る売買等に関する契約の履行又は同項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前に決定された対象暗号資産等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

十　対象暗号資産の技術的仕様に基づいて一定の役務を提供することにより当該対象暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（大量売買者関係者の禁止行為）

第百七十一条の九　次の各号に掲げる者（以下この条において「大量売買者関係者」という。）であつて、暗号資産（金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの（金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。）に限る。）又は当該暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産（以下この項並びに第五項第二号及び第七号から第九号まで並びに第百七十五条の四第三項第一号及び第二号、第十五項並びに第十七項において「暗号資産等」という。）の売付け（暗号資産等の価格等に対して重要な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものに限る。以下この条及び次条第三項において「大量売付け」という。）又は買付け（暗号資産等の価格等に対して重要な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものに限る。以下この条及び次条第三項において「大量買付け」という。）をする者（以下この条において「大量売買者」という。）の大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実であつて、当該大量売買者関係者でないものから当該事実を次の各号に定めるところにより知つた後六月以内のものについても、同様とする。

一　当該大量売買者（その者が法人であるときは、当該法人の親会社並びに当該法人が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）である場合における当該法人の資産運用会社（同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。）及びその親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等（当該大量売買者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）　その者の職務に関し知つたとき。

二　当該大量売付け又は大量買付けに係る特定暗号資産の特定暗号資産発行者（その者が法人であるときは、当該法人の親会社を含む。以下この号から第五号までにおいて「対象特定暗号資産発行者」という。）又は当該対象特定暗号資産発行者の役員等（当該対象特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）　当該大量売買者からの伝達により知つたとき（当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該大量売買者からの伝達により知つたとき。）。

三　当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者（前号に定めるところにより当該大量売買者の大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つた者に限る。次号及び第五号において同じ。）の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）又は同条第三項に定める権利を有する社員（これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。）（当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）　当該権利の行使に関し知つたとき。

四　当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者　当該権限の行使に関し知つたとき。

五　当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者の役員等（当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）以外のもの　当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

六　第二号、第三号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号、第三号又は前号に定めるところにより当該大量売買者の大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。）　その者の職務に関し知つたとき。

2　前項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実とは、大量売買者（当該大量売買者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ大量売付け若しくは大量買付けを行うことについての決定をしたこと又は大量売買者が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る大量売付け若しくは大量買付けを行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

3　大量売買者関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項及び第五項において同じ。）から当該大量売買者関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実（以下この条、次条第三項、第百七十五条の四第三項及び第百九十七条の二第一項第十九号において「大量売買事実」という。）の伝達を受けた者（第一項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該大量売買事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該大量売買事実を知つたものは、当該大量売買事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する大量売付けの実施に関する事実又は大量買付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量売付けの実施又は大量買付けの中止に係る暗号資産等に係る売付け等をしてはならず、同項に規定する大量買付けの実施に関する事実又は大量売付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量買付けの実施又は大量売付けの中止に係る暗号資産等に係る買付け等をしてはならない。

4　前三項の公表がされたとは、大量売買事実について、当該大量売買者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことをいう。

5　第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　特定暗号資産発行者に対して行使することにより特定暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより特定暗号資産の取得又は譲受けをする場合

二　暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合

三　法令上の義務に基づき暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合

四　第百五十九条第三項又は第百七十一条の五第三項の政令で定めるところにより暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合

五　第一項に規定する大量売付けの実施に関する事実若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つた者が当該大量売付けの実施に関する事実若しくは大量買付けの中止に関する事実を知つている者に暗号資産等に係る売付け等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務若しくは取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該暗号資産等に係る売付け等に係る者の双方において、当該暗号資産等に係る売付け等に係る暗号資産等について、更に同項又は第三項の規定に違反して暗号資産等に係る売付け等が行われることとなることを知つている場合を除く。）又は第一項に規定する大量買付けの実施に関する事実若しくは大量売付けの中止に関する事実を知つた者が当該大量買付けの実施に関する事実若しくは大量売付けの中止に関する事実を知つている者から暗号資産等に係る買付け等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務若しくは取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合

六　特定大量売買者関係者（大量売買者関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する大量売付け又は大量買付けの実施に関する事実を知つたものをいう。以下この号において同じ。）であつて同項第一号に掲げる者以外のもの又は特定大量売買者関係者から同項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実の伝達を受けた者（特定大量売買者関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合（特定大量売買者関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する大量売付け又は大量買付けの実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六月が経過している場合に限る。）

七　合併等により暗号資産等を承継し、又は承継させる場合であつて、当該暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

八　合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が大量売買者の大量売買事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該大量売付け又は大量買付けに係る暗号資産等を承継し、又は承継させるとき。

九　新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に暗号資産等を承継させる場合

十　大量売買者の大量売買事実を知る前に締結された当該大量売付け若しくは大量買付けに係る暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等に関する契約の履行又は大量売買者の大量売買事実を知る前に決定された当該大量売付け若しくは大量買付けに係る暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等の計画の実行として暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等であることが明らかな暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

十一　暗号資産の技術的仕様に基づいて一定の役務を提供することにより当該暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等であることが明らかな暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（未公表の重要事実の伝達等の禁止）

第百七十一条の十　第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産発行者関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該特定暗号資産等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に対象特定暗号資産等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該特定暗号資産等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等をすることを勧めてはならない。

2　第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産取引業者関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、同項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に対象暗号資産等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等をすることを勧めてはならない。

3　前条第一項に規定する大量売買者関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、大量売買事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該大量売買事実について同項の公表がされたこととなる前に、同項に規定する大量売付けの実施に関する事実又は大量買付けの中止に係る暗号資産等に係る売付け等をさせることにより、同項に規定する大量買付けの実施に関する事実又は大量売付けの中止に関する事実に係る場合にあつては当該大量買付けの実施又は大量売付けの中止に係る暗号資産等に係る買付け等をさせることにより、当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該大量売買事実を伝達し、又は当該暗号資産等に係る売付け等若しくは当該暗号資産等に係る買付け等をすることを勧めてはならない。

（虚偽の相場の公示等の禁止）

第百七十一条の十一　何人も、暗号等資産等の相場を偽つて公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて暗号等資産等の相場を偽つて記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。

2　何人も、特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人又は金融商品取引業者の請託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る暗号等資産に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。

3　特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人又は金融商品取引業者は、前項の請託をしてはならない。

（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）

第百七十一条の十二　何人も、特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人、金融商品取引業者又は大量売買者等（第百七十一条の九第一項に規定する大量売買者及びその政令で定める関係者をいう。）から対価を受け、又は受けるべき約束をして、暗号等資産、特定暗号資産発行者又は同項に規定する大量売買者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。

（有利買付け等の表示の禁止）

第百七十一条の十三　何人も、新たに発行される特定暗号資産の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘又は既に発行された特定暗号資産の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「特定暗号資産の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行うに際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該特定暗号資産を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この条において同じ。）若しくはこれを超える価格により買い付ける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。ただし、当該特定暗号資産が、内閣府令で定める特定暗号資産である場合は、この限りでない。

（一定の金銭の供与等の表示の禁止）

第百七十一条の十四　特定暗号資産の不特定多数者向け勧誘等（内閣府令で定める特定暗号資産に係るものを除く。以下この条において同じ。）をする者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該特定暗号資産の不特定多数者向け勧誘等に際し、不特定かつ多数の者に対して、当該特定暗号資産に関し一定の期間につき、いかなる名称をもつてするを問わず、一定の額（一定の基準によりあらかじめ算出することができる額を含む。以下この条において同じ。）又はこれを超える額の金銭（処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるものを含む。）の供与が行われる旨の表示（当該表示と誤認されるおそれがある表示を含む。）をしてはならない。ただし、当該表示の内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合は、この限りでない。

（無登録業者による未公表暗号資産の売付け等の効果）

第百七十一条の十五　無登録業者（第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が、未公表暗号資産につき売付け等（売付け又はその媒介若しくは代理、特定暗号資産の募集・売出し又はその取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、対象契約（当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公表暗号資産の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。）は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公表暗号資産の売主若しくは特定暗号資産発行者（当該対象契約の当事者に限る。）が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

2　前項の「未公表暗号資産」とは、次に掲げる暗号資産のいずれにも該当しない暗号資産をいう。

一　金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われている暗号資産

二　前号に掲げるもののほか、その売買価格又は当該暗号資産に関する情報（当該暗号資産が特定暗号資産である場合は、特定暗号資産発行者に関する情報を含む。）を容易に取得することができる暗号資産として政令で定める暗号資産

（有価証券の取引等に関する規制に係る規定の準用）

第百七十一条の十六　第百六十一条第一項の規定は暗号等資産関連市場デリバティブ取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引について、第百六十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は第二条第二十一項第二号及び第三号に規定する取引（暗号等資産関連市場デリバティブ取引に該当するものに限る。）について、第百六十七条の三（第二号に係る部分に限る。）の規定は暗号等資産関連市場デリバティブ取引について、それぞれ準用する。この場合において、同項第二号の取引にあつては第百六十二条第一項第二号中「有価証券の相場が委託当時の相場より騰貴して」とあるのは「約定数値（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値に限る。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の相場より上昇して」と、「その買付けをし、又は有価証券」とあるのは「現実数値（同条第一号に規定する暗号等資産関連金融指標の数値に限る。以下この号において同じ。）が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をし、又は約定数値」と、「下落して」とあるのは「低下して」と、「その売付けをすべき」とあるのは「現実数値が約定数値を下回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をすべき」と、第二条第二十一項第三号の取引にあつては第百六十二条第一項第二号中「有価証券の相場が委託当時の相場より騰貴して」とあるのは「暗号等資産関連オプション（第百七十一条の四に規定する暗号等資産関連オプションをいう。以下この号において同じ。）の相場が委託当時の

相場より騰貴して」と、「その買付けをし、又は有価証券」とあるのは「暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となり、又は暗号等資産関連オプション」と、「その売付けをすべき」とあるのは「暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるべき」と読み替えるものとする。

第百七十二条第二項中「第百八十五条の七第十六項及び第十七項」を「第百八十五条の七第二十二項及び第二十五項」に改め、同条第三項中「第百八十五条の七第十六項」を「第百八十五条の七第二十二項」に改める。

第百七十二条の三第一項中「第百八十五条の七第三十三項」を「第百八十五条の七第四十一項」に改める。

第百七十二条の五中「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第二十五項」に改める。

第百七十二条の六第一項第一号中「場合」の下に「又は当該価格が二以上ある場合」を加える。

第百七十二条の七中「あるときは」の下に「、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当する場合を除き」を加え、同条第一号中「最終の価格」の下に「（当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　一万分の七

第百七十二条の八第一号中「最終の価格」の下に「（当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　一万分の七

第百七十二条の十第一項及び第百七十二条の十一第一項中「第百八十五条の七第十七項」を「第百八十五条の七第二十五項」に改める。

第百七十二条の十二の次に次の七条を加える。

（特定暗号資産情報の公表がされていないのに特定暗号資産の募集・売出し等をした者に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十三　第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し又は同条第二項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘について、これらの特定暗号資産情報の公表がされていないのに当該特定暗号資産の募集・売出し又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘をした者（特定暗号資産の募集・売出し（新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込み又はその有償の取得の申込みの勧誘を除く。）をした者又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘をした者については、自己の保有する特定暗号資産に関してこれらの行為をした者に限る。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　当該特定暗号資産の募集・売出し（新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込みの勧誘に限る。）により特定暗号資産を取得させた場合　当該取得させた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五

二　当該特定暗号資産の募集・売出し（新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込み又はその有償の取得の申込みの勧誘を除く。）又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘により当該者が保有する特定暗号資産を売り付けた場合　当該売り付けた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五

（虚偽のある特定暗号資産情報の公表をした特定暗号資産発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十四　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。次項において同じ。）を公表した特定暗号資産発行者が、当該重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出し（当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係るものに限る。）により特定暗号資産を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定暗号資産発行者に対し、当該取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の役員等（当該特定暗号資産発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該特定暗号資産情報に虚偽の情報があり、又は公表すべき事項に関する情報が欠けていることを知りながら当該特定暗号資産情報の公表に関与した者が、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しにより当該役員等が保有する特定暗号資産を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた特定暗号資産の価額の総額の百分の四・五に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（特定暗号資産情報を公表しないで特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをした金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十五　第二十七条の三十九第四項の規定に違反して、特定暗号資産情報を公表しないで特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをした金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しの取扱いに係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　前項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を、当該特定暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けていることを知りながら第二十七条の三十九第四項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをした場合について準用する。

（特定暗号資産定期情報等を公表しない特定暗号資産発行者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十六　第二十七条の五十第一項の規定に違反して、特定暗号資産定期情報を公表しない特定暗号資産発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定暗号資産発行者に対し、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、特定暗号資産発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　六百万円

二　イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ　当該特定暗号資産定期情報に係る特定暗号資産の内閣府令で定めるところにより算出される取引価額の総額（当該特定暗号資産の取引価額がないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額）

ロ　十万分の六

2　前項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産定期情報（当該特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した特定暗号資産発行者がある場合について準用する。

3　第二十七条の五十一の規定による特定暗号資産臨時情報（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を公表すべきものに限る。）を公表しない特定暗号資産発行者に対し、

者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定暗号資産

第一号に掲げる額（第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額）の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

一　六百万円

二　イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ　当該特定暗号資産臨時情報に係る特定暗号資産の内閣府令で定めるところにより算出される取引価額の総額（当該特定暗号資産の取引価額がないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額）

ロ　十万分の六

4　前項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した特定暗号資産発行者がある場合について準用する。

5　第一項ただし書（第二項及び第三項後段（前項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（特定暗号資産情報等を公表しないで暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十七　第二十七条の五十三第一項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報のうち直近のもの（以下この章において「直近の特定暗号資産情報等」という。）を公表しないで当該直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該直近の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該直近の特定暗号資産情報等を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　第二十七条の五十三第二項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき特定暗号資産情報（以下この章において「最初の特定暗号資産情報」という。）を公表しないで当該最初の特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、同項の規定により当該最初の特定暗号資産情報を公表すべき期限の翌日から当該最初の特定暗号資産情報を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該最初の特定暗号資産情報を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3　第二十七条の五十三第三項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報（以下この章において「最新の特定暗号資産情報等」という。）を公表しないで当該最新の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、同項の規定により当該最新の特定暗号資産情報等を公表すべき期限の翌日から当該最新の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該最新の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽のある特定暗号資産情報等を公表して暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十八　重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等（当該直近の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を、当該直近の特定暗号資産情報等に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第一項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報（当該最初の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を、当該最初の特定暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第二項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第二項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第二項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第二項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第二項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を公表した時から

定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時又は当該重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報について第二十七条の五十四第三項の規定若しくは第二十七条の五十七第二項の規定による命令により公表を停止した時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3　重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等（当該最新の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を、当該最新の特定暗号資産情報等に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の五十三第三項の規定により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を行つたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等を公表した後に新たに当該特定暗号資産に係る特定暗号資産情報又は特定暗号資産定期情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）、当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産について第二十七条の五十第一項ただし書の承認を受けた時又は当該重要な事項につき虚偽の情報がある最新の特定暗号資産情報等について第二十七条の五十四第三項の規定若しくは第二十七条の五十七第二項の規定による命令により公表を停止した時のうちいずれか早い時までの間において、当該金融商品取引業者が当該特定暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（暗号資産情報を公表しないで暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者等に対する課徴金納付命令）

第百七十二条の十九　第二十七条の六十第一項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき暗号資産情報を公表しないで当該暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した金融商品取引業者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該金融商品取引業者に対し、当該暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該暗号資産情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）までの間において、当該金融商品取引業者が当該暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2　重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を、当該暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の六十第一項の規定（当該訂正暗号資産情報等にあつては、第二十七条の六十五第一項の規定による命令）により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第三項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報を公表すべき期限）までの間において、当該金融商品取引業者が当該暗号資産について行つた暗号資産売買等業務に係る利益又は手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3　第一項の規定は、第二十七条の六十第二項の規定に違反して、同項の規定により公表すべき暗号資産情報を公表しないで当該暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者がある場合について準用する。この場合において、第一項中「に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時」とあるのは、「を公表しない行為について当該金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を、当該暗号資産情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の六十第二項の規定（当該訂正暗号資産情報等にあつては、第二十七条の六十五第一項の規定による命令）により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた場合について準用する。この場合において、第二項中「に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時」とあるのは、「を公表しない行為について当該金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時」と読み替えるものとする。

5　第一項の規定は、第二十七条の六十一の規定に違反して、同条の規定により公表すべき暗号資産臨時情報（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を公表すべきものに限る。）を公表しないで当該暗号資産臨時情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた金融商品取引業者がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該暗号資産情報」とあるのは、「当該暗号資産臨時情報を公表しない行為について当該金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産臨時情報」と読み替えるものとする。

6　第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報（当該暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を、当該暗号資産臨時情報に重要な事項につき虚偽の情報があることを知りながら第二十七条の六十一の規定（当該訂正暗号資産情報等にあつては、第二十七条の六十二の規定又は第二十七条の六十五第一項の規定による命令）により公表した金融商品取引業者が、当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を行つた場合について準用する。この場合において、第二項中「暗号資産情報に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報」とあるのは、「暗号資産臨時情報を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報」と読み替えるものとする。

第百七十三条の見出し中「有価証券等」の下に「又は暗号等資産等」を加え、同条第一項中「第百五十八条」の下に「又は第百七十一条の四」を加え、「有価証券等の」を「有価証券等又は暗号等資産等の」に改め、「）に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号ロ及び第二号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項第四号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「又は有価証券の買付け等をした場合」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした場合」に、「又は有価証券の買付け等をした者」を「若しくは有価証券の買付け等若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者」に改め、同号イ中「まで」の下に「及び第百七十

五条の三」を加え、「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同号ロ中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「第五項各号」を「第七項各号」に改め、同号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ロ中「違反行為の直前」を「当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前」に、「以下この条」を「第八項及び第九項」に改め、「という。）」の下に「とする。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第七項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ロ　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第十項及び第十一項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

第百七十三条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

ロ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

四　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

第百七十三条第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第五項各号」を「第七項各号」に、「には、第一項各号」を「（第十一項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号、第二号及び第七号」に、「違反行為の開始前の価格」を「その時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　違反者が、違反行為の開始時に自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

11　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第百七十三条第六項中「には、第一項各号」を「（第十項に規定する場合を除く。）には、第一項各号、第二号及び第七号」に、「違反行為の開始前の価格」を「その時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十四条の見出し中「有価証券」の下に「又は暗号等資産」を加え、同条第一項中「第百五十九条第一項」の下に「又は第百七十一条の五第一項」を、「違反する有価証券」の下に「若しくは暗号等資産」を、「」に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号中「（有価証券若しくはオプション又はデ

リバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同号ロ及び同項第二号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項第四号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「をした場合」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした場合」に、「をした者」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者」に改め、同号イ及びロ中「有価証券の買付け等」の下に「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「第五項各号」を「第七項各号」に改め、同号イ中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ロ中「「価格」の下に「（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第八項及び第九項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第七項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産についての第四十三条の九に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ロ　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第十項及び第十一項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

第百七十四条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算等において行つた暗号等資産の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

ロ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

四　違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算等において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等の価額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

第百七十四条第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第五項各号」を「第七項各号」に、「には、第一項各号」を「（第十一項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号、第二号及び第七号」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　違反者が、違反行為の開始時に自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時におけるその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

11　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第七項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時におけるその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で暗号等資産の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第百七十四条第六項中「には、第一項各号」を「（第十項に規定する場合を除く。）には、第一項、第二号及び第七号」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十四条の二の見出し中「有価証券売買等」の下に「又は暗号等資産売買等」を加え、同条第一項中「第百五十九条第二項第一号」を「第百五十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第二項（第四号に係る部分に限る。）」に、「同項」を「第百五十九条第二項」に、「又は」を「第百七十四条の三第一項において同じ。）若しくはその申込み若しくは委託等又は第百五十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する一連の暗号等資産売買等（同項に規定する暗号等資産売買等をいう。第百七十四条の三第一項において同じ。）若しくは」に、「第十項及び第十一項」を「第十四項及び第十五項」に改め、「）に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号イ中「有価証券の売付け等」の下に「又は暗号等資産の売付け等」を加え、同号ロ中「有価証券の買付け等」の下に「又は暗号等資産の買付け等」を加え、同項第二号中「ニまで」を「トまで」に改め、同号イ(2)及びロ(1)中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同号ニ(1)及び(2)中「有価証券の買付け等」を「額とし」に改め、同号ハ(2)中「価格」の下に「（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第九項及び第十項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第八項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第九項及び第十項において「違反行為の開始前の価格」という。）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

(2)　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為の開始時における価格（当該価格がない場合は、当該違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（第十一項及び第十二項において「違反行為の開始前の価格」という。）とする。）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

第百七十四条の二第一項第二号ロの次に次のように加える。

ハ　当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の売付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該違反行為に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ニ　当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該違反行為に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

(2)　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

第百七十四条の二第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十三項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十二項を同条第十六項とし、同条第九項から第十一項までを四項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第六項各号」を「第八項各号」に、「には、第一項各号」を「（第十二項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びト」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　違反者が、違反行為の開始時に自己又は第八項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第八項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で当該違反行為に係る暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

12　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第八項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）で当該違反行為に係る暗号等資産の買付け等をしたものとみなす。

第百七十四条の二第七項中「には、第一項各号」を「（第十一項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びト」に改め、「価格」の下に「（当該価格がない場合は、違反行為の開始前の価格とする。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「有価証券の買付け等」の下に「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「少ない数量」の下に「又は違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の売付け等の数量と当該違反行為に係る自己の計算による暗号等資産の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十四条の二の次に次の一条を加える。

（高速取引行為による前三条の違反行為をした者に対する課徴金納付命令の特則）

第百七十四条の二の二　高速取引行為（その申込みを含む。以下この項及び次項において同じ。）による第百七十三条第一項に規定する違反行為（同項の偽計に限る。次項において同じ。）により有価証券等若しくは暗号等資産等の価格に影響を与えた者、高速取引行為による第百七十四条第一項に規定する違反行為をした者又は高速取引行為による前条第一項に規定する違反行為をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、前三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十五項及び第十六項において「合算対象額」という。）に相当する額（他人の名義をもつて次項に規定する違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　自己の計算による有価証券の売付け等又は暗号等資産の売付け等（違反行為が開始された日から当該違反行為が終了した日までの間（以下この条において「違反行為期間」という。）における売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　自己の計算による有価証券の買付け等又は暗号等資産の買付け等（違反行為期間における売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定める額（次のイからトまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからトまでに定める額の合計額）

イ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

(2)　当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

ハ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該超える数量に係る暗号等資産の売付け等の価額

(2)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ニ　違反行為期間において、当該違反者が違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

(2)　当該超える数量に係る暗号等資産の買付け等の価額

ホ　違反行為が開始された日から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第九項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

(2)　当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為が開始された日の前日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ヘ　違反行為が開始された日から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は第九項各号に掲げる者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(1)　当該違反行為が終了した日の翌日から、同日から起算して一月を経過する日までの間の各日における当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産についての第四十三条の九に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）のうち最も高い価格に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

(2)　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為が開始された日の前日における第四十三条の九に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）に当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量を乗じて得た額

ト　違反者が、自己以外の者の計算において、違反行為が開始された日から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等（当該違反行為が第百七十四条第一項又は前条第一項に係るものである場合にあつては、違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1)　運用対象財産の運用として当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等を行つた者　当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした日の属する月（当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(2)　(1)に掲げる者以外の者　当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2　この条（前項各号列記以外の部分を除く。）において「違反行為」とは、高速取引行為による第百七十三条第一項に規定する違反行為、高速取引行為による第百七十四条第一項に規定する違反行為又は高速取引行為による前条第一項に規定する違反行為をいう。

3　この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限り、暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）をいう。

4　この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限り、暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）をいう。

5　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限る。）をいう。

6　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引（高速取引行為に係るものに限る。）をいう。

7　第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為期間において、違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量と違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量又は違反者が違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の売付け等の数量と違反者が当該違反行為に係る暗号等資産等について自己の計算において行つた暗号等資産の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

8　第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

9　第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等（違反行為が前条第一項に係るものである場合にあつては、違反行為又は有価証券の売付け等若しくは暗号等資産の売付け等若しくは有価証券の買付け等若しくは暗号等資産の買付け等。以下この項において同じ。）をした場合には、当該有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等（当該各号に掲げる者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等と同一のものを除く。）を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

一　違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

10　違反者が、違反行為期間の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反者の違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う同条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合（第十二項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

11　違反者が、違反行為期間の開始時に違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は第九項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合（第十三項に規定する場合を除く。）には、第一項第一号並びに第二号イ、ロ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

12　違反者が、違反行為期間の開始時に自己又は第九項各号に掲げる者（当該違反者の違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るもの

限る。）を自己又は第九項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等について第四十三条の九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で暗号等資産の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

13　違反者が、違反行為期間の開始時に違反行為に係る暗号等資産を保有している場合、現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回った場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る暗号等資産に係るものに限る。）を自己又は第九項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項第一号並びに第二号ハ、ニ及びトに掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為期間の開始時に当該違反行為が開始された日の前日における当該違反行為に係る暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等についての第四十三条の九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）で暗号等資産の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

14　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

15　一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額につき控除しきれない額がある場合における合算対象額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る同項第二号に掲げる額から控除した額とする。

16　違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

17　第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

18　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十四条の三第一項中「第百五十九条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第三項（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又は」を「若しくはその申込み若しくは委託等又は第百五十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第百七十一条の五第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する一連の暗号等資産売買等若しくは」に、「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、「」に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該違反行為をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号イ中「有価証券の売付け等」の下に「又は暗号等資産の売付け等」を加え、同号ロ中「有価証券の買付け等」の下に「又は暗号等資産の買付け等」を加え、同項第二号中「ニまで」を「トまで」に改め、同号イ⑴中「終了してから一月を経過する」を「終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「以下この項」を「ロ及びホ」に改め、同号イ⑵中「以下この項」を「ロ及びホ」に改め、同号ニ中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に、「をした場合」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした場合」に、「をした者」を「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等をした者」に改め、同号ニ⑴及び⑵中「有価証券の買付け等」の下に「若しくは暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」を加え、同号ニを同号トとし、同号ハ中「当該違反行為の終了後一月を経過する」を「、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該違反行為の開始時から、当該違反行為が終了した日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に当該違反者が自己又は特定関係者を特定暗号資産発行者とする当該違反行為に係る特定暗号資産を特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた場合　次の⑴に掲げる額から次の⑵に掲げる額を控除した額に次の⑶に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

⑴　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為中の価格

⑵　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の当該違反行為後の価格

⑶　当該特定暗号資産取得勧誘等により取得させ、又は売り付けた特定暗号資産の数量

第百七十四条の三第一項第二号ロの次に次のように加える。

ハ　当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る暗号等資産等についての当該違反者の売付等数量が買付等数量を超える場合　次の⑴に掲げる額から次の⑵に掲げる額を控除した額に次の⑶に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

⑴　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為が終了した日から、同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。ニ及びヘにおいて同じ。）

⑵　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の買付け等の当該違反行為後の価格（当該違反行為の開始時から終了時までの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。ニ及びヘにおいて同じ。）

⑶　当該超える数量

ニ　当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る暗号等資産等についての当該違反者の買付等数量が売付等数量を超える場合　次の⑴に掲げる額から次の⑵に掲げる額を控除した額に次の⑶に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

⑴　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等の当該違反行為中の価格

⑵　当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売付け等の当該違反行為後の価格

⑶　当該超える数量

第百七十四条の三第二項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の売付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第三項中「定める取引」の下に「（暗号等資産の買付け等に該当するものを除く。）」を加え、同条第十四項中「有価証券の買付け等の価額」の下に「並びに暗号等資産の売付け等の価額及び暗号等資産の買付け等の価額」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「又は店頭売買有価証券」を「若しくは店頭売買有価証券又は暗号等資産等」に改め、「定めるものの数量」の下に「、特定関係者が保有している暗号等資産その他これに準ずる暗号等資産として政令で定めるものの数量」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「又は店頭売買有価証券」を「若しくは店頭売買有価証券又は暗号等資産等」に改め、「商品の数量」の下に「、特定関係者が自己の計算において暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る暗号等資産の数量」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「定めるものの数量」の下に「、違反者若しくは特定関係者が保有している暗号等資産その他これに準ずる暗号等資産として政令で定めるものの数量」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「商品の数量」の下に「、違反者が自己若しくは特定関係者の計算において暗号等資産を有しないで当該暗号等資産の売付けをしている場合その他の政令で定める取引をしている場合における当該取引に係る暗号等資産の数量」を加え、同項を同条第七項と

し、同条第四項中「又は有価証券の買付け等」を「若しくは有価証券の買付け等又は暗号等資産の売付け等若しくは暗号等資産の買付け等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　この条において「暗号等資産の売付け等」とは、暗号等資産の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　この条において「暗号等資産の買付け等」とは、暗号等資産の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）が約定数値（暗号等資産関連金融指標の数値に限る。）を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（暗号等資産関連オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第百七十五条第一項中「」に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該売買等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第三号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第二項中「」に相当する額」の下に「（他人の名義をもつて当該買付け等又は売付け等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）」を加え、同項第一号ロ中「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における最終の価格を一・五で除して得た価格のいずれか低い価格）」を加え、同項第二号イ中「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における最終の価格に一・五を乗じて得た価格のいずれか高い価格）」を加え、同条第五項から第七項までの規定中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「次条第十三項」を「次条第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第二項第一号ロ及び第二号イの「公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における最終の価格」とは、第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた日の前日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）をいう。

第百七十五条の二の見出し中「未公表」を「上場会社等に係る未公表」に改め、同条第一項第二号中「第百八十五条の七第十四項及び第十五項」を「第百八十五条の七第十八項及び第十九項」に改め、同条第四項第一号ロ中「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該株券等の売付け等について第二項の公表がされた日の前日における最終の価格を一・五で除して得た価格のいずれか低い価格）」を加え、同項第二号イ中「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」の下に「（第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては、当該価格又は当該株券等の買付け等について第二項の公表がされた日の前日における最終の価格に一・五を乗じて得た価格のいずれか高い価格）」を加え、同条第六項、第八項及び第十項中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同条第十五項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第百六十七条第一項」を「第百六十七条第一項第一号」に、「いい」同項第一号に規定する親会社を含む」を「いう。以下この項において同じ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「時から二週間を経過する」を「日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日」に、「ものをいい」を「額とし」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第四項第一号ロ及び第二号イの「第二項の公表がされた日の前日における最終の価格」とは、第二項の公表がされた日の前日における第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格（当該価格がない場合又は当該価格が二以上ある場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額）をいう。

第百七十五条の二の次に次の三条を加える。

（特定暗号資産発行者関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百七十五条の三　第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反した者に対する課徴金納付命令は、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額（他人の名義をもつて当該売買等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の売付け等（同条第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の売付け等について当該暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の売付け等について特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の買付け等（同条第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

三　対象特定暗号資産等に係る売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合（第十二項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。）　次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　運用対象財産の運用として当該売買等を行つた者　当該売買等をした日の属する月（当該売買等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

2　第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、対象暗号資産等に係る売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額（他人の名義をもつて当該売買等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の売付け等（同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の売付け等について当該暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の売付け等について暗号資産等の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の買付け等（同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

三　対象暗号資産等に係る売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合（第十三項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。）　次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　運用対象財産の運用として当該売買等を行つた者　当該売買等をした日の属する月（当該売買等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

3　第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額（他人の名義をもつて当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合にあつては、当該額の一・五倍に相当する額）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の売付け等（同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の売付け等について暗号資産等の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の売付け等について当該暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

二　第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において暗号資産等の買付け等（同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日については、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について暗号資産等の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

三　第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者が、自己以外の者の計算において、当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合　次のイ又はロに掲げる当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　運用対象財産の運用として当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等を行つた者　当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした日の属する月（当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　イに掲げる者以外の者　当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

4　前三項の「暗号資産等の売付け等」とは、暗号資産の売付け、暗号資産に係るオプションを表示する第二条第十九号に掲げる有価証券の売付け、同条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5　第一項から第三項までの「暗号資産等の買付け等」とは、暗号資産の買付け、暗号資産に係るオプションを表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の買付け、同条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

6　第一項第一号ロの「特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

7　第一項第二号イの「特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

8　第二項第一号ロの「暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

9　第二項第二号イの「暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該重要事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

10　第三項第一号ロの「大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第百七十一条の九第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

11　第三項第二号イの「大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第百七十一条の九第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該事実の公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

12　第一項（第三号を除く。）の規定は、第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、特定暗号資産発行者（同条第一項第一号に規定する親会社を含む。次条第十九項において同じ。）の計算において対象特定暗号資産等に係る売買等をした当該特定暗号資産発行者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該特定暗号資産発行者」と、同項第一号及び第二号中「自己の計算において」とあるのは「特定暗号資産発行者の計算において」と読み替えるものとする。

13　第二項（第三号を除く。）の規定は、第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、金融商品取引業者（同条第一項第一号に規定する親会社を含む。次条第二十項において同じ。）の計算において対象暗号資産等に係る売買等をした当該金融商品取引業者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「その者」とあるのは「当該金融商品取引業者」と、同項第一号及び第二号中「自己の計算において」とあるのは「金融商品取引業者の計算において」と読み替えるものとする。

14　第一項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において対象特定暗号資産等に係る売買等をした者は、自己の計算において当該売買等（当該各号に掲げる者が第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において対象特定暗号資産等に係る売買等をした場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

一　当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

15　第二項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において対象暗号資産等に係る売買等をした者は、自己の計算において当該売買等（当該各号に掲げる者が第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において対象暗号資産等に係る売買等をした場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第二項の規定を適用する。

一　当該売買等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

16　第三項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者は、自己の計算において当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等（当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合にあつては、当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等と同一のものを除く。）をしたものとみなして、第三項の規定を適用する。

一　当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の当該者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者と生計を一にするその他の当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

17　第四項から第十一項まで及び前三項に規定するもののほか、第一項から第三項まで（第一項の規定を第十二項において準用する場合及び第二項の規定を第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する暗号資産等の売付け等又は暗号資産等の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項から第三項までの課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定暗号資産発行者に係る未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令）

第百七十五条の四　第百七十一条の十第一項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をすることを勧められた者（以下この項及び第四項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る対象特定暗号資産等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　対象特定暗号資産等に係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為、同項第四号に掲げる行為（店頭デリバティブ取引を除く。）、同項第十号に掲げる行為（有価証券の売買を除く。）、同項第十九号に掲げる行為その他これらに類するものとして政令で定める行為に係る業務（これらに付随する業務として内閣府令で定めるものを含む。以下この項から第三項までにおいて「仲介関連業務」という。）に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二　当該対象特定暗号資産等に係る第二条第八項第九号又は第二十二号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号、第三項第二号並びに第百八十五条の七第二十項及び第二十一項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号又は第二十号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

2　第百七十一条の十第二項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をすることを勧められた者（以下この項及び第五項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る対象暗号資産等に係る売買等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　対象暗号資産等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二　当該対象暗号資産等に係る募集等業務に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号又は第二十号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

3　第百七十一条の十第三項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧められた者（以下この項及び第六項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る大量売買事実について第百七十一条の九第一項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　暗号資産等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

二　当該暗号資産等に係る募集等業務に関し違反行為をした場合　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ　当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号又は第二十号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

4　第一項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が対象特定暗号資産等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象特定暗号資産等の売付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該対象特定暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該対象特定暗号資産等の買付け等について当該対象特定暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が対象特定暗号資産等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象特定暗号資産等の買付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該対象特定暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該対象特定暗号資産等の売付け等について当該対象特定暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

5　第二項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が対象暗号資産等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象暗号資産等の売付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該対象暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該対象暗号資産等の買付け等について当該対象暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が対象暗号資産等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該対象暗号資産等の買付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該対象暗号資産等の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該対象暗号資産等の売付け等について当該対象暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

6　第三項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一　情報受領者等が暗号資産等の売付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の売付け等について当該暗号資産等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の売付け等について第三項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該暗号資産等の売付け等の数量を乗じて得た額

二　情報受領者等が暗号資産等の買付け等をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該暗号資産等の買付け等について第三項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該暗号資産等の数量を乗じて得た額

ロ　当該暗号資産等の買付け等について当該暗号資産等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

7　第四項第一号の「対象特定暗号資産等の売付け等」とは、対象特定暗号資産等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

8　第四項第一号ロの「第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第一項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

9　第四項第二号の「対象特定暗号資産等の買付け等」とは、対象特定暗号資産等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

10　第四項第二号イの「第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第一項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

11　第五項第一号の「対象暗号資産等の売付け等」とは、対象暗号資産等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

12　第五項第一号ロの「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第二項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

13　第五項第二号の「対象暗号資産等の買付け等」とは、対象暗号資産等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

14　第五項第二号イの「第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第二項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

15　第六項第一号の「暗号資産等の売付け等」とは、暗号資産等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

16　第六項第一号ロの「第三項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第三項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

17　第六項第二号の「暗号資産等の買付け等」とは、暗号資産等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

18　第六項第二号イの「第三項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第三項の公表がされた日から、同日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間の各日における第四十三条の九、第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定める額とし、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

19　第一項の規定は、特定暗号資産発行者の業務として特定伝達等行為（第百七十一条の十第一項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為をいう。）をした当該特定暗号資産発行者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該違反者」とあるのは、「当該特定暗号資産発行者」と読み替えるものとする。

20　第二項の規定は、金融商品取引業者の業務として特定伝達等行為（第百七十一条の十第二項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為をいう。）をした当該金融商品取引業者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「当該違反者」とあるのは、「当該金融商品取引業者」と読み替えるものとする。

21　第三項の規定は、大量売買者（第百七十一条の九第一項第一号に規定する大量売買者をいう。以下この項において同じ。）の業務として特定伝達等行為（第百七十一条の十第三項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧める行為をいう。）をした当該大量売買者の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第三項中「当該違反者」とあるのは、「当該大量売買者」と読み替えるものとする。

22　第四項から第十八項までに規定するもののほか、第四項に規定する対象特定暗号資産等の売付け等又は対象特定暗号資産等の買付け等、第五項に規定する対象暗号資産等の売付け等又は暗号資産等の買付け等が第二条第二十一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項（第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（第二十項において準用する場合を含む。）及び第三項（前項において準用する場合を含む。）の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（違反行為等の実行を容易にする目的で自己の名義を利用させた者等に対する課徴金納付命令）

第百七十五条の五　他人が次の表の上欄に掲げる行為（以下この条において「違反行為等」という。）をした場合において、当該違反行為等に利用されることを認識しながら、その実行を容易にする目的で、又は当該違反行為等をさせることにより当該他人に利益を得させ、若しくは当該他人の損失の発生を回避させる目的で、当該他人に対し、自己の名義を利用させ、又は資金を提供した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、当該違反行為等に係る同表の中欄に掲げる規定に該当する事実について算出した同表の下欄に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第百七十三条第一項に規定する違反行為（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。）	第百七十三条第一項	第百七十三条第一項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十四条第一項に規定する違反行為（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。）	第百七十四条第一項	第百七十四条第一項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）

第百七十四条の二第一項に規定する違反行為（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。）	第百七十四条の二第一項	第百七十四条の二第一項各号に掲げる額の合計額
第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為	第百七十四条の二の二第一項	第百七十四条の二の二第一項各号に掲げる額の合計額
第百七十四条の三第一項に規定する違反行為	第百七十四条の三第一項	第百七十四条の三第一項各号に掲げる額の合計額
第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反する売買等（同条第一項に規定する売買等をいう。）	第百七十五条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）	第百七十五条第一項各号（同条第十項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等（同条第一項に規定する特定株券等又は関連株券等に係る買付等をいう。）又は株券等に係る売付け等（同条第一項に規定する株券等に係る売付け等をいう。）	第百七十五条第二項	第百七十五条第二項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の七第一項又は第三項の規定に違反する対象特定暗号資産等に係る売買等（同条第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）	第百七十五条の三第一項各号（同条第十二項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の八第一項又は第三項の規定に違反する対象暗号資産等に係る売買等	第百七十五条の三第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）	第百七十五条の三第二項各号（同条第十三項において準用する場合を含む。）に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）
第百七十一条の九第一項又は第三項の規定に違反する暗号資産等に係る売付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等をいう。）又は暗号資産等に係る買付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る買付け等をいう。）	第百七十五条の三第三項	第百七十五条の三第三項各号に定める額（当該各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）

第百七十六条第一項及び第二項中「一万円」を「一円」に改め、同条第四項中「特定関与者」の下に「、第百七十二条の十三に規定する者、第百七十二条の十四第一項に規定する特定暗号資産発行者、第百七十二条の十五各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十六第一項から第四項までに規定する特定暗号資産発行者、第百七十二条の十七各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十八各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の十九各項に規定する金融商品取引業者、第百七十二条の二十各項に規定する金融商品取引業者」を、「第百七十三条第一項に規定する違反者」及び「第百七十四条第一項に規定する違反者」の下に「（第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を、「第百七十四条の二第一項に規定する違反者」の下に「（第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）、第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に、「前条第一項」を「第百七十五条の二第一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「又は同条第十四項」を「、同条第十五項」に改め、「公開買付者等」の下に「、第百七十五条の三第一項に規定する者、同条第三項に規定する者、同条第十二項に規定する特定暗号資産発行者、同条第十三項に規定する金融商品取引業者、第百七十五条の四第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第三項に規定する違反者、同条第十九項に規定する特定暗号資産発行者、同条第二十項に規定する金融商品取引業者、同条第二十一項に規定する大量売買者又は前条に規定する者」を加える。

第百七十七条第一項中「第百七十四条の二第一項」の下に「、第百七十四条の二の二第一項」を加え、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二項又は」を「第二項、」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「の規定」を「、第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）又は第百七十五条の五の規定」に改める。

第六章の二第二節の節名を次のように改める。

第二節　審判手続等

第六章の二第二節中第百七十八条の前に次の二条を加える。

（課徴金に係る事実の報告等）

第百七十七条の二　内閣総理大臣は、第百八十五条の七第二十二項の表の第一欄に掲げる者から内閣府令で定めるところにより同表の第二欄に掲げる規定に該当する事実の報告及び資料の提出を受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出をした者（次項及び次条において「報告者」という。）に対し、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨並びに当該事実の報告及び資料の提出が同表の第三欄に掲げる処分が行われる前にされたものであるか否かの別を通知するものとする。

2　内閣総理大臣は、次条第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）をした場合を除き、前項の規定による報告及び資料の提出を受けた事実に係る事件について審判手続開始の決定をするまでの間、報告者に対し、当該事件に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

（課徴金に係る事実の報告に関する協議等）

第百七十七条の三　内閣総理大臣は、報告者から次に掲げる行為についての協議の申出があったときは、報告者との間で協議を行うものとし、前条第一項の規定により報告者が報告し、又は提出した事実及び資料により得られ、並びに報告者が第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして内閣府令で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、内閣府令で定めるところにより、報告者との間で、報告者が同号に掲げる行為をし、かつ、内閣総理大臣が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該協議において、内閣総理大臣に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ　前条第一項の規定による事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実若しくは資料に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、内閣総理大臣による報告者の物件の検査（ハ及び次項第一号ロにおいて「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ　内閣総理大臣による調査により判明した事実に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　第百八十五条の七第二十二項の表の第一欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる額（以下この号及び次項第二号において「減算前課徴金額」という。）に百分の三十を超えない範囲内において当該合意において定める特定の割合（同号並びに同条第二十三項第二号及び第三号において「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

2　内閣総理大臣は、前項の協議において報告者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の内閣府令で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告者に対し、当該協議において、報告者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、内閣総理大臣が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、内閣総理大臣に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

ロ　イに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、内閣総理大臣の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告者が前号に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として内閣府令で定めるところにより当該合意において定める割合（百分の三十を超えない割合に限る。）を上限とする範囲内において、内閣総理大臣が当該行為により得られた前項の内閣府令で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（第四項並びに第百八十五条の七第二十三項第二号及び第三号において「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

3　第一項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。次項及び第六項並びに第百八十五条の七第二十二項、第二十三項第二号及び第三号並びに第二十四項第三号において同じ。）は、内閣総理大臣及び報告者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

4　内閣総理大臣は、第二項第二号に掲げる行為をすることを内容とする第一項の合意をする場合には、同号に規定する内閣総理大臣による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。

5　第一項の協議において、内閣総理大臣は、報告者に対し、報告者が同項第一号イに掲げる行為により報告し、又は提出することができる事実又は資料の概要について説明を求めることができる。

6　内閣総理大臣は、第一項の合意が成立しなかつた場合（報告者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。）には、内閣総理大臣が同項の協議における報告者の説明の内容を記録した文書その他の物件を証拠とすることができない。

7　協議の申出の期限その他の第一項の協議に関し必要な手続は、内閣府令で定める。

8　報告者は、第一項の協議を行うに当たり、代理人（弁護士又は弁護士法人に限る。次項及び第十項において「特定代理人」という。）を選任することができる。

9　内閣総理大臣は、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告者に対し、特定代理人を選任することができる旨を書面により教示するものとする。

10　報告者が第八項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第三項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人（第八項に規定する特定代理人をいう。第三項において同じ。）との間で協議」と、第三項中「及び報告者」とあるのは「並びに報告者及び特定代理人」とする。

第百七十八条第一項第十一号の二の次に次の七号を加える。

十一の三　第百七十二条の十三に該当する事実

十一の四　第百七十二条の十四各項に該当する事実

十一の五　第百七十二条の十五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に該当する事実

十一の六　第百七十二条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に該当する事実

十一の七　第百七十二条の十七各項に該当する事実

十一の八　第百七十二条の十八各項に該当する事実

十一の九　第百七十二条の十九第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）に該当する事実

第百七十八条第一項第十二号及び第十三号中「事実」の下に「（第十四号の二に掲げるものを除く。）」を加え、同項第十四号中「事実」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十四の二　第百七十四条の二の二第一項に該当する事実

第百七十八条第一項第十六号中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項第十七号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同項に次の三号を加える。

十八　第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第三項に該当する事実

十九　第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二十　第百七十五条の五に該当する事実

第百七十八条第三十項中「同条第十三項若しくは第十四項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項とし、同条第二十八項を同条第四十四項とし、同条第二十七項を同条第四十三項とし、同条第二十六項中「規定する違反行為」の下に「（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を加え、同項を同条第四十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

42　第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十四号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十八条第二十五項中「規定する違反行為」の下に「（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を加え、同項を同条第四十項とし、同条第二十四項中「規定する違反行為」の下に「（第百七十四条の二の二第二項に規定する違反行為を除く。第百八十五条の七第二十五項において同じ。）」を加え、同項を同条第三十九項とし、同条第二十三項の次に次の十五項を加える。

24　第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し又は同条第二項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産の募集・売出し又は適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に係る第一項第十一号の三に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

25　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の三十九第一項本文又は第二項本文の規定（当該訂正特定暗号資産情報等にあつては、第二十七条の五十二の規定又は第二十七条の五十七第一項の規定による命令）により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産情報に係る第一項第十一号の四に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

26　第二十七条の三十九第四項に規定する特定暗号資産の募集・売出しの取扱いを開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産の募集・売出しの取扱いに係る第一項第十一号の五に掲げる事実（第百七十二条の十五第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

27　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の三十九第四項の規定により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産情報に係る第一項第十一号の五に掲げる事実（第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

28　特定暗号資産定期情報を公表すべき期限から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産定期情報に係る第一項第十一号の六に掲げる事実（第百七十二条の十六第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

29　重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の五十第一項又は第二十七条の五十一の規定（当該訂正特定暗号資産情報等にあつては、第二十七条の五十二の規定又は第二十七条の五十七第一項の規定による命令）により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の六に掲げる事実（第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

30　特定暗号資産臨時情報を第二十七条の五十一の規定により公表しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の六に掲げる事実（第百七十二条の十六第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

31　直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該直近の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の七に掲げる事実（第百七十二条の十七第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

32　最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等を公表すべき期限から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の七に掲げる事実（第百七十二条の十七第二項又は第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

33　重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等（当該直近の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該直近の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の八に掲げる事実（第百七十二条の十八第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

34　重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等（当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の五十三第二項又は第三項の規定により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る第一項第十一号の八に掲げる事実（第百七十二条の十八第二項又は第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

35　第百七十二条の十九第一項に規定する暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産に係る暗号資産情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

36　重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）に係る暗号資産売買等業務を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第二項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

37　暗号資産情報又は暗号資産臨時情報を第二十七条の六十第二項又は第二十七条の六十一の規定により公表しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第三項又は第五項において準用する同条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

38　重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を第二十七条の六十第二項又は第二十七条の六十一の規定（当該訂正暗号資産情報等にあつては、第二十七条の六十二の規定又は第二十七条の六十五第一項の規定による命令）により公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る第一項第十一号の九に掲げる事実（第百七十二条の十九第四項又は第六項において準用する同条第二項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

47　対象特定暗号資産等に係る売買等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十八号に掲げる事実（第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

48　対象暗号資産等に係る売買等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十八号に掲げる事実（第百七十五条の三第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

49　第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等に係る第一項第十八号に掲げる事実（第百七十五条の三第三項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

50　第百七十五条の四第一項から第三項までに規定する違反行為又は同条第十九項から第二十一項までに規定する特定伝達等行為が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為又は特定伝達等行為に係る第一項第十九号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

51　第百七十五条の五に規定する違反行為等が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為等に係る第一項第二十号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百八十条第一項中「第百八十五条の七第二十一項」を「第百八十五条の七第二十九項」に改める。

第百八十五条の七第一項中「第百七十二条の十二第一項」の下に「、第百七十二条の十三、第百七十二条の十四第一項若しくは第二項、第百七十二条の十五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の十七第一項から第三項まで、第百七十二条の十八第一項から第三項まで、第百七十二条の十九第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の二第一項」の下に「、第百七十四条の二の二第一項」を加え、「同条第九項」を、「第百七十四条の二第一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「第二項又は」を「第二項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「の規定」を「、第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）又は第百七十五条の五の規定」に改め、同条第三項及び第五項中「第十七項」を「第二十五項」に改め、同条第六項中「第十八項」を「第二十六項」に改め、同条第七項中「第十六項（に）を「第二十六項（に）に、「第十七項」を「第二十五項」に、「第十八項（に）を「第二十六項（に）に改め、同項第二号中「若しくは第十六項から第十八項まで」を「、第二十二項、第二十五項若しくは第二十六項」に改め、同条第三十三項を同条第四十一項とし、同条第三十二項中「及び第十二項から第十八項まで」を「、第十二項から第二十二項まで、第二十五項及び第二十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十一項中「第二十五項ただし書又は第二十六項ただし書」を「第三十三項ただし書又は第三十四項ただし書」に、「第二十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十項中「第二十五項本文又は第二十六項本文」を「第三十三項本文又は第三十四項本文」に、「第二十三項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十九項中「第二十六項ただし書」を「第三十四項ただし書」に改め、「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）」を「第二十二項（第百七十八条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十八項中「第二十五項ただし書」を「第三十三項ただし書」に、「又は第十一号」を「、第十一号又は第十八号の六」に、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十七項中「第二十五項本文」を「第三十三項本文」に、「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項又は第二十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十六項中「まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十六項（同号）」を「第二十二項（同条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十五項中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「及び第十二項から第十九項まで」を「、第十二項から第二十二項まで及び第二十五項から第二十七項まで」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十一項中「及び第十二項」を「、第十二項から第二十二項まで及び第二十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第十八項ただし書」を「第十五項ただし書、第十七項ただし書、第二十六項ただし書」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十九項中「第十七項（に）を「第二十五項（に）に、「第百七十四条の三第一項若しくは」を「第百七十四条の二の二第一項、第百七十四条の三第一項、」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二項の規定又は第十六項若しくは第十七項」を「第二項若しくは第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定又は第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同項ただし書中「第百七十四条の三第一項若しくは」を「第百七十四条の二の二第一項、第百七十四条の三第一項、」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「の規定又は第十六項若しくは第十七項」を「若しくは第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定又は第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十八項本文中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十一号の六」に、「第十三項又は前二項」を「から第十五項まで、第二十二項（同条第一項第四号、第十一号又は第十一号の六に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項」に、「第百七十二条の十一第一項」を「第百七十二条の十一第一項若しくは第百七十二条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「、第十三項若しくは前二項」を「から第十五項まで、第二十二項若しくは前項」に改め、同項ただし書及び第一号中「第百七十二条の十一第一項」を「第百七十二条の十一第一項若しくは第百七十二条の十六第一項若しくは第三項」に、「、第十三項若しくは前二項」を「から第十五項まで、第二十二項若しくは前項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項の表以外の部分中「前項」を「第二十二項」に、「第二十項」を「第二十八項」に改め、「第十三項ただし書」の下に「、第十五項ただし書、第十七項ただし書」を加え、「第十九項ただし書」を「第二十七項ただし書」に改め、同項の表第百七十二条の二第一項に規定する発行者又はその同条第二項に規定する役員等の項中「前項」を「この条第二十二項」に改め、同表第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「若しくは第七項若しくは前項」を「、第七項若しくは第二十二項」に改め、同表第百七十二条の七に規定する者の項及び第百七十二条の十第一項に規定する発行者又はその第百七十二条の二第二項に規定する役員等の項中「前項」を「この条第二十二項」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「若しくは第十三項若しくは前項」を「、第十三項若しくは第二十二項」に改め、同表第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者の項中「前項」を「この条第二十二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百七十二条の十三に規定する者	第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し又は特定暗号資産一般勧誘を開始した日
第百七十二条の十四第一項に規定する特定暗号資産発行者又はその同条第二項に規定する役員等	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日
第百七十二条の十五第一項に規定する金融商品取引業者	第二十七条の三十九第四項に規定する特定暗号資産の募集・売出しの取扱いを開始した日
第百七十二条の十四第一項若しくは第二項又はこの条第二項に規定する特定暗号資産発行者又はその同条第二項に規定する役員等	第百七十二条の十四第一項若しくは第二項又はこの条第二項に規定する特定暗号資産発行者又はその同条第二項に規定する役員等
第百七十二条の十五第一項	第百七十二条の十五第一項

第百七十二条の十五第二項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項（第百七十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十六第一項に規定する特定暗号資産発行者	特定暗号資産定期情報（当該特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を除く。）を公表すべき期限	第百七十二条の十六第一項又はこの条第十四項若しくは第十五項
第百七十二条の十六第二項又は第四項に規定する特定暗号資産発行者	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産臨時情報を公表した日	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項（第百七十二条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の十六第四項又はこの条第十四項若しくは第十五項若しくは第百七十二条の十六第一項第十二号に掲げる事実のうち第百七十二条の同条第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十六第三項に規定する特定暗号資産発行者	特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を除く。）を公表しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の十六第三項又はこの条第十四項若しくは第十五項
第百七十二条の十七第一項に規定する金融商品取引業者	直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十七第一項
第百七十二条の十七第二項又は第三項に規定する金融商品取引業者	最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等を公表すべき期限	第百七十二条の十七第二項又は第三項
第百七十二条の十八第一項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等（当該直近の特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十八第一項又は第十二条の十八第一項（第百七十二条の十八第一号に掲げる事実のうち第百七十二条の十八第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十八第二項又は第三項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等（当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十八第二項若しくは第三項又は第百七十二条の十八第二項（第百七十二条の十八第一号に掲げる事実のうち第百七十二条の十八第二項に該当する事実があると認める場合に限る。）

第百七十二条の十九第一項に規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十九第一項に規定する暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十九第一項又はこの条第十六項若しくは第十七項
第百七十二条の十九第二項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産に係る訂正暗号資産情報等を含む。）に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十九第二項又はこの条第十六項若しくは第十七項（第百七十二条の十九第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の十九第四項若しくはこの条第十六項若しくは第十七項若しくは第百七十二条の十九第一項第十二号に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十九第三項又は第五項に規定する金融商品取引業者	暗号資産情報又は暗号資産臨時情報を公表しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の十九第三項若しくは第五項又はこの条第十六項若しくは第十七項
第百七十二条の十九第四項又は第六項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報（当該暗号資産に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十九第四項若しくは第六項又はこの条第十六項若しくは第十七項（第百七十二条の十九第四項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の十九第六項若しくはこの条第十六項若しくは第十七項若しくは第百七十二条の十九第一項第十二号に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第四項又は第六項において準用する同条第一項又は同条第六項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者	第百七十四条の二の二第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四条の二の二第一項
第百七十五条の三第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項に規定する者又は同条第十二項に規定する金融商品取引業者	対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）が行われた日、対象暗号資産等に係る売買等が行われた日又は第百七十一条の九第一項に規定する暗号資産等に係る売付けの注文が行われた日	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百七十二条の十八第一項第十八号に掲げる事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の七第十七項の表第百七十四条の二第一項に規定する違反者の項の次に次のように加える。

第百八十五条の七第十七項の表第百七十五条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等の項中「同条第九項」を「同条第十項」に、「前項」を「この条第二十二項」に改め、同表第百七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等の項中「同条第十三項に」を「同条第十四項に」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項若しくは第十四項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に、「この条第十四項若しくは第十五項」を「この条第十八項若しくは第十九項」に改め、同表に次のように加える。	
第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者	第百七十四条の二の二第一項

第百七十五条の四第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第三項に規定する違反者、同条第十九項に規定する特定暗号資産発行者、同条第二十一項に規定する大量売買者	第百七十五条の五に規定する者
第百七十五条の四第一項から第三項までに規定する違反行為又は同条第十九項から第二十一項までに規定する特定伝達等行為が行われた日	第百七十五条の五に規定する違反行為等に関し、自己の名義を利用させ、又は資金を提供した日
第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）又はこの条第二十項若しくは第二十一項	第百七十五条の五又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第二十号に掲げる事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の七第十七項を同条第二十五項とし、同条第十六項の表以外の部分中「又は同項第十六号」を「、同項第十一号の四に掲げる事実のうち第百七十二条の十四第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の五に掲げる事実のうち第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の六に掲げる事実のうち第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項に該当する事実若しくは同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の八に掲げる事実、同項第十一号の九に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）に該当する事実、第百七十八条第一項第十六号」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「事実があると認める場合に限る」を「事実、第百七十八条第一項第十八号に掲げる事実のうち第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に該当する事実又は第百七十八条第一項第二十号に掲げる事実のうち第百七十五条第一項から第十七項まで」に、「同号」を「同条第一項第十六号」に、「同条第一項」を「第百七十五条第九項」を「第百七十五条第十項」に、「定める場合」を「定める場合に限り、第百七十八条第一項第十八号に掲げる事実のうち第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。）が、第百七十五条の三第十二項に規定する特定暗号資産発行者による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の譲受けである場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合」に改め、「掲げる者」の下に「（次項及び第二十四項において「対象者」という。）」を加え、「、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告している」を「第百七十七条の二第一項の規定により当該事実の報告及び資料の提出をしているとき、又は第百七十七条の三第一項の合意をしているとき」に、「当該額に百分の五十を乗じて得た額」を「当該額から当該額に特定減算割合を乗じて得た額を控除して得た額」に改め、同項の表第百七十二条の十二第一項の次に次のように加える。

第百七十二条の十四第一項の規定する特定暗号資産発行者	第百七十二条の十四第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
第百七十二条の十四第一項	第百七十二条の十四第一項の規定による額（同一の特定暗号資産に係る二以上の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表について第一項の

	第百七十二条の十五第二項の規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十六第二項又は第四項に規定する特定暗号資産発行者	第百七十二条の十八各項に規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十九第二項、第四項又は第六項に規定する金融商品取引業者
決定をしなければならない場合には、当該特定暗号資産に係る額の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項又は同条第四項	第百七十二条の十八各項	第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）
第百七十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）訂正特定暗号資産情報に係る額（当該特定暗号資産に係る二以上の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
第百七十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）訂正特定暗号資産情報に係る額（当該特定暗号資産に係る二以上の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項	第百七十二条の十八各項	第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）
第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項	第百七十二条の十八各項	第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）
第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）訂正特定暗号資産情報に係る額（当該特定暗号資産に係る二以上の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項又は同条第四項において準用する同条第三項	第百七十二条の十八各項	第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）

第百八十五条の七第十六項の表第百七十五条第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等の項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同表に次のように加える。

第百七十五条の三第一項に規定する者又は同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による額（二以上の対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。）について第一項の決定をしなければならない場合には、当該売買等のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十七条第一項各号に掲げる処分のいずれか	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による額（二以上の対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。）について第一項の決定をしなければならない場合には、当該売買等のうち最も遅いものに係る額に限る。）
第百七十五条の五に規定する者	第百七十五条の五	第百七十七条第一項各号に掲げる処分のいずれか
		第百七十五条の五の規定による額

第百八十五条の七第十六項を同条第二十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

23　前項の「特定減算割合」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合をいう。

一　対象者が前項の表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に第百七十七条の二第一項の規定により当該事実の報告及び資料の提出をしている場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の二十

二　対象者が、前項の表の第二欄に掲げる規定に該当する事実について同表の第三欄に掲げる処分が行われる前に第百七十七条の二第一項の規定により当該事実の報告及び資料の提出をしており、かつ、第百七十七条の三第一項の合意をしている場合　百分の二十に当該合意に係る特定割合又は評価後割合を加えた割合

三　対象者が第百七十七条の三第一項の合意をしている場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該合意に係る特定割合又は評価後割合

24　内閣総理大臣が、対象者に対し第二十二項の決定をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同項の規定は、適用しない。

一　当該対象者が第百七十七条の二第一項の規定により報告した事実若しくは提出した資料又は当該対象者がした第百七十七条の三第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二　当該対象者が、第百七十七条の二第二項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

三　当該対象者が、第百七十七条の三第一項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかつたこと。

第百八十五条の七第十五項中「第十七項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20　内閣総理大臣は、同一の募集等業務に関し行われた二以上の違反行為（第百七十五条の四第一項から第三項までに規定する違反行為をいい、同条第十九項から第二十一項までに規定する特定伝達等行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十九号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第三項（同条第二十一項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による額に代えて、それぞれの違反行為について、同条第一項第二号イ、第二項第二号イ又は第三項第二号イに掲げる額に、同条第一項第二号ロ、第二項第二号ロ又は第三項第二号ロに掲げる額を当該決定の件数で除して得た額を加えた額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

21　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十九号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第二十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十五条の四第一項から第三項までの規定による額に代えて、それぞれの違反行為に係る同条第一項第二号イ、第二項第二号イ又は第三項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第百八十五条の七第十四項中「同条第十三項及び第十四項」を「同条第十四項及び第十五項」に、「（同条第十三項」を「（同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項の次に次の四項を加える。

14　内閣総理大臣は、同一の公表対象事業年度に係る二以上の継続特定暗号資産公表情報（特定暗号資産定期情報（当該特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。以下この項、次項、第二十二項、第二十五項及び第四十二項第一号において同じ。）又は特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。以下この項、次項、第二十二項、第二十五項及び第四十二項第二号において同じ。）をいい、これらの情報に係る訂正特定暗号資産情報等を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十一号の六に係るものに限る。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実について第百七十二条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により算出した額（以下この項、次項及び第二十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において「個別決定ごとの算出額」という。）を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、同条第一項又は第三項の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一　それぞれの特定暗号資産定期情報についての当該決定に係る事実について第百七十二条の十六第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

二　それぞれの特定暗号資産臨時情報についての当該決定に係る事実について第百七十二条の十六第三項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

15　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十一号の六に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第二十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第二十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第二十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において「既決定」という。）に係る継続特定暗号資産公表情報について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の十六第一項若しくは第三項の規定又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第三項の規定又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一　それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額（その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額）

イ　それぞれの特定暗号資産定期情報についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の十六第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

ロ　それぞれの特定暗号資産臨時情報についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の十六第三項の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

二　当該既決定に係る第百七十二条の十六第一項若しくは第三項の規定又は前項、この項、第二十二項、第二十五項若しくは第二十六項の規定による課徴金の額を合計した額

16　内閣総理大臣は、同一の暗号資産に係る二以上の継続暗号資産公表情報（暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）をいう。次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十一号の九に係るものに限る。）をしなければならない場合において、それぞれの決定に係る事実の違反行為期間に重複する期間があるときは、それぞれの決定に係る事実について第百七十二条の十九第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により算出した額に代えて、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額を合計した額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

一　当該重複する期間　当該重複する期間について第百七十二条の十九第一項又は第二項の規定により算出した額を当該重複する期間に係る決定の件数で除して得た額

二　当該重複する期間を除いた期間　当該期間について第百七十二条の十九第一項又は第二項の規定により算出した額

17　内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十一号の九に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第二十二項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第二十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る暗号資産と同一の暗号資産に係る継続暗号資産公表情報について一以上の決定（既決定に係る事実の違反行為期間と重複する違反行為期間がある同号に掲げる事実に係るものに限る。以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の十九第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定による額に代えて、当該重複する違反行為期間を除いた期間についてこれらの規定により算出した額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、当該重複する違反行為期間を除いた期間がないときは、同条第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

第百八十五条の七に次の二項を加える。

42　第十四項及び第十五項の「公表対象事業年度」とは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める事業年度をいう。

一　特定暗号資産定期情報　当該特定暗号資産定期情報に係る事業年度

二　特定暗号資産臨時情報　当該特定暗号資産臨時情報を公表した日の属する事業年度

43　第十六項及び第十七項の「違反行為期間」とは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定める期間をいう。

一　第百七十二条の十九第一項に該当する事実　同項に規定する暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該暗号資産に係る暗号資産情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

二　第百七十二条の十九第二項に該当する事実　同項に規定する重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を公表した時（当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産の特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

三　第百七十二条の十九第三項において準用する同条第一項に該当する事実　同条第三項において準用する同条第一項に規定する暗号資産情報を公表しない行為について金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

四　第百七十二条の十九第四項において準用する同条第二項に該当する事実　同条第四項において準用する同条第二項に規定する重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

五　第百七十二条の十九第五項において準用する同条第一項に該当する事実　同条第五項において準用する同条第一項に規定する暗号資産臨時情報を公表しない行為について金融商品取引業者に対し第二十七条の六十八第一項の規定による処分が最初に行われた時から当該暗号資産臨時情報を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時又は第二十七条の五十三第二項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

六　第百七十二条の十九第六項において準用する同条第二項に該当する事実　同条第六項において準用する同条第二項に規定する重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報（当該暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を公表した時から当該重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産臨時情報に係る訂正暗号資産情報等を公表した時（当該暗号資産の特定暗号資産発行者が当該暗号資産に係る特定暗号資産情報を公表したときは、第二十七条の三十九第四項の規定により当該特定暗号資産情報を公表した時若しくは同項の規定により当該特定暗号資産情報を公表すべき期限のうちいずれか早い時）までの間

第百八十五条の八第一項中「第十一号又は第十二号」を「第十一号、第十一号の六、第十二号」に改め、「第十六号まで」の下に「又は第十八号」を加え、「第十二項、第十三項、第十六項」を「第十一号、第十一号の六、第十二項から第十六号まで、第二十二項」に、「第十一号又は第十六号」を「第十一号、第十一号の六、第十二項から第十八号」に、「第十七項」を「第十二項、第十三項、第十六号又は第十八号」を加え、「前条第十六項（同号）」を「前条第二十二項（第百七十八条第一項第十六号又は第十八号」に、「第十七項」を「第二十五項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項又は第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十一項」に改め、同条第六項中「第十二項、第十三項、第十六項若しくは第十七項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同条第七項中「同条第十六項若しくは第十七項」を「同条第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同項第一号中「第百七十四条の二第一項」の下に「、第百七十四条の二の二第一項」を加え、「若しくは第百七十五条第一項（同条第九項」を「、第百七十五条第一項（同条第十項」に、「又は前条第十六項若しくは第十七項」を「若しくは第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項又は前条第二十二項若しくは第二十五項」に改め、同条第八項及び第十一項中「第十二項、第十三項、第十六項又は第十七項」を「第十二項から第十五項まで、第二十二項又は第二十五項」に改める。

第百八十五条の十の二中「第百八十五条の七第二十四項」を「第百八十五条の七第三十二項」に、「第百八十五条の七第二十一項」を「第百八十五条の七第二十九項」に改める。

第百八十五条の十二第二項第三号中「第百八十五条の七第二十一項」を「第百八十五条の七第二十九項」に改める。

第百八十五条の十五第一項及び第百八十五条の十八第一項中「及び第十二項から第十九項」を「、第十二項から第二十二項まで及び第二十五項から第二十七項」に改める。

第六章の三を削る。

第百八十八条中「投資運用関係業務受託業者」の下に「、暗号資産管理関係業務提供者」を加える。

第百八十九条第一項中「有価証券」の下に「若しくは暗号等資産」を、「対して、」の下に「出頭を求め、当該職員に質問をさせ、又は」を加え、「又は資料」を「若しくは資料」に改め、同条第二項第三号及び第四項中「より」の下に「聴取した陳述又は」を加え、「又は資料」を「若しくは資料」に改める。

第百九十条第一項中「第二十七条の三十七第一項」の下に「、第二十七条の五十八第一項、第二十七条の六十八第一項」を、「第六十六条の八十八」の下に「、第六十六条の百五」を加える。

第百九十一条中「又は第二号」を「若しくは第二号又は第百八十九条第一項」に改める。

第百九十二条第四項中「（平成二十三年法律第五十一号）」を削る。

第百九十四条の七第二項第三号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第三項中「第二十七条の三十七」の下に「、第二十七条の五十八、第二十七条の五十九第四項、第二十七条の六十八」を、「第六十六条の八十八」の下に「、第六十六条の百五」を、「第百五十六条の八十九」の下に「、第百八十九条第一項」を加える。

第百九十七条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の四を第四号の五とし、第四号の三を第四号の四とし、第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　第二十七条の三十九第一項本文若しくは第二項本文の規定による特定暗号資産情報、第二十七条の五十第一項の規定による特定暗号資産定期情報又は第二十七条の五十二の規定若しくは第二十七条の五十七第一項の規定による命令による特定暗号資産情報若しくは特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

第百九十七条第一項第五号中「、第百五十八条又は第百五十九条」を「から第百五十九条まで」に改め、同項第六号中「第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項」を「第百七十一条の三から第百七十一条の五まで」に改め、同条第二項第二号中「変動させ、当該変動させた」を「変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた」に改める。

第百九十七条の二第一項中第十号の五を第十号の八とし、第十号の四を第十号の七とし、第十号の三の次に次の三号を加える。

十の四　第二十七条の三十九第一項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする特定暗号資産の募集・売出し若しくは同条第二項本文の規定による特定暗号資産情報の公表を必要とする適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘について、これらの公表がされていないのに当該特定暗号資産の募集・売出し若しくは適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘若しくはこれらの取扱いをしたとき、又は当該特定暗号資産の募集・売出し若しくは適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に係る特定暗号資産情報につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十の五　第二十七条の五十第一項の規定による特定暗号資産定期情報の公表をしないとき、又は当該特定暗号資産定期情報につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十の六　第二十七条の五十一の規定による特定暗号資産臨時情報又は第二十七条の五十二の規定若しくは第二十七条の五十七第一項の規定による命令による特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

第百九十七条の二第一項第十三号中「、第百五十八条若しくは第百五十九条」を「から第百五十九条まで」に改め、同項に次の四号を加える。

十六　第百七十一条の七第一項若しくは第三項、第百七十一条の八第一項若しくは第三項又は第百七十一条の九第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

十七　第百七十一条の十第一項の規定に違反したとき（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る対象特定暗号資産等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

十八　第百七十一条の十第二項の規定に違反したとき（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る対象暗号資産等に係る売買等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

十九　第百七十一条の十第三項の規定に違反したとき（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る大量売買事実について第百七十一条の九第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

第百九十八条第一項第一号中「第三十一条第四項」の下に「、第六十六条の五第四項」を加え、同項第二号中「又は第六十六条の七十九」を「、第六十六条の七十九又は第六十六条の九十八」に、「又は投資運用関係業務受託業」を「、投資運用関係業務受託業又は暗号資産管理関係業務」に改め、同項第三号の四の次に次の二号を加える。

三の五　第六十六条の九十四第一項の規定による届出をしないで暗号資産管理関係業務を行い、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出したとき。

三の六　第六十六条の百三第一項の規定による業務の廃止の処分に違反したとき。

第百九十八条の二第一項第一号中「第百九十七条の二第一項第十三号」の下に「若しくは第十六号」を加える。

第百九十八条の五第一号中「又は第四十三条の三」を「、第四十三条の三、第四十三条の十四第一項若しくは第二項前段又は第四十三条の十五第一項前段」に改め、同条第二号中「又は第六十六条の八十五第一項」を「、第六十六条の八十五第一項又は第六十六条の百三第一項」に改める。

第百九十八条の六第三号中「第六十六条の八十一」の下に「、第六十六条の九十九」を加え、同条第四号中「）において準用する場合を含む。）」の下に「、第四項若しくは第五項」を、「第六十六条の八十二」の下に「、第六十六条の百」を加え、同条第六号中「第四十六条の四」の下に「、第五十七条の五第三項」を、「第五十七条の四」の下に「、第五十七条の五第三項」を加え、同条第六号の二を削り、同条第六号の三を同条第六号の二とし、同条第十号及び第十一号中「第六十六条の八十八」の下に「、第六十六条の百五」を加える。

第百九十九条の次に次の一条を加える。

第百九十九条の二　正当な理由がなく、第二百十一条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百条第十二号の三を同条第十二号の十一とし、同条第十二号の二の次に次の八号を加える。

十二の三　第二十七条の三十九第四項の規定による特定暗号資産情報の公表をしていないのに同項に規定する特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをしたとき、又は当該特定暗号資産情報につき第二十七条の五十四第二項の規定に違反したとき。

十二の四　第二十七条の三十九第四項又は第二十七条の五十四第三項の規定に違反して、第二十七条の三十九第四項の規定による特定暗号資産情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

十二の五　第二十七条の四十第一項の規定に違反したとき。

十二の六　第二十七条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による特定暗号資産情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供をしたとき。

十二の七　第二十七条の五十一の規定による特定暗号資産臨時情報の公表をしないとき、又は当該特定暗号資産臨時情報につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十二の八　重要な事項につき第二十七条の五十二の規定による特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該訂正特定暗号資産情報等につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十二の九　第二十七条の五十七第一項の規定による命令による特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該訂正特定暗号資産情報等につき第二十七条の五十四第一項の規定に違反したとき。

十二の十　第二十七条の五十七第二項の規定による命令に違反したとき。

第二百条第十九号中「第百六十七条の三」の下に「（第百七十一条の十六において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の二号を加える。

二十二　第百七十一条の十一の規定に違反したとき。

二十三　第百七十一条の十三又は第百七十一条の十四の規定に違反して、表示をしたとき。

第二百三条の二第一項中「前条第一項」を「第二百三条第一項並びに前条第一項及び第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第二百三条第三項及び前条第四項」に改め、同条を第二百三条の三とし、第二百三条の次に次の一条を加える。

第二百三条の二　顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理が法人であるときは、顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理が法人である場合において、その役員又は職員が顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理の職務に関し顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理に賄賂を収受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3　前二項の場合において、犯人又は法人たる顧客財産管理人若しくは顧客財産管理人代理の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4　第一項又は第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百四条中「第二十六条の三十二」の下に「、第五十七条の三十五」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二百四条の二　被管理金融商品取引業者の役員（外国法人である被管理金融商品取引業者にあつては、国内における代表者を含み、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者とする。）若しくは会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは使用人又はこれらの者であつた者が第五十七条の三十四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条第六号の五の次に次の十一号を加える。

六の六　第二十七条の五十三第一項から第三項までの規定に違反してこれらの規定による特定暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該特定暗号資産情報等につき第二十七条の五十四第二項の規定に違反したとき。

六の七　第二十七条の五十三第一項又は第二十七条の五十四第三項の規定に違反して、第二十七条の五十三第一項の規定による特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

六の八　第二十七条の五十三第四項又は第二十七条の五十四第三項の規定に違反して、第二十七条の五十三第二項又は第三項の規定による特定暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

六の九　第二十七条の五十五又は第二十七条の六十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六の十　第二十七条の五十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六の十一　第二十七条の五十八第一項、第二十七条の五十九第四項又は第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

六の十二　第二十七条の五十八第一項又は第二十七条の六十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六の十三　第二十七条の六十の規定による暗号資産情報若しくは第二十七条の六十一の規定による暗号資産臨時情報又は第二十七条の六十二の規定若しくは第二十七条の六十五第一項の規定による命令による暗号資産情報等に係る訂正暗号資産情報等であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの公表をしたとき。

六の十四　第二十七条の六十の規定による暗号資産情報若しくは第二十七条の六十一の規定による暗号資産臨時情報の公表をしないとき、又は当該暗号資産情報若しくは暗号資産臨時情報につき第二十七条の六十三の規定に違反したとき。

六の十五　第二十七条の六十五第一項の規定による命令による暗号資産情報等の公表をしないとき、又は当該訂正暗号資産情報等につき第二十七条の六十三の規定に違反したとき。

六の十六　第二十七条の六十五第二項の規定による命令に違反したとき。

第二百五条第七号中「規定を」の下に「第六十四条の四第三項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条第十二号中「又は第三十七条の四」を「、第三十七条の四又は第三十七条の五」に改め、「提供」の下に「若しくは通知」を加え、同条第十三号の二を削り、同条第十八号中「同条第二項」の下に「及び第百七十一条の十六」を加え、同条に次の一号を加える。

二十一　第百七十一条の十二の規定に違反したとき。

第二百五条の二の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第百五十六条の三十八第十一項」を「第百五十六条の三十八第十二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第五十七条の三十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第二百五条の二の三第一項第一号中「第三十五条第三項若しくは第六項」の下に「、第三十五条の二の二第四項若しくは第五項」を加え、「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改め、「第六十六条の七十五第一項若しくは第三項」の下に「、第六十六条の九十四第六項若しくは第七項、第六十六条の百一」を加え、同項第二号中「第二項」の下に「、第四十三条の十六第一項」を加える。

第二百六条第一項第四号中「第六十七条の十五第一項」を「第四十三条の八第一項、第六十七条の十五第一項」に改める。

第二百七条第一項第五号中「第十二号の三」を「第十二号の十一」に改め、同項第六号中「若しくは第十五号」の下に「、第百九十九条の二」を加え、「第二百条第十二号の十一」に、「第二百五条から」を「第二百四条の二から」に改める。

第二百七条の四の次に次の二条を加える。

第二百七条の五　金融商品取引業者の取締役若しくは執行役若しくは外国法人である金融商品取引業者の国内における代表者若しくはこれらに準ずる者又は協会の役員（仮理事を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一　第五十七条の三十第二項の規定により選任された顧客財産管理人に事務の引渡しをしないとき。

二　第五十七条の三十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、顧客財産管理人となることを拒否したとき。

2　顧客財産管理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一　第五十七条の二十九第一項の規定により管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融商品取引業者の取締役、執行役若しくは清算人若しくは外国法人である被管理金融商品取引業者の国内における代表者又はこれらに準ずる者に事務の引渡しをしないとき。

二　第五十七条の三十第三項の規定による命令に違反したとき。

第二百七条の六　第百八十九条第一項の規定による処分に違反して、出頭をせず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第二百八条中「若しくは投資運用関係業務受託業者」を「、投資運用関係業務受託業者若しくは暗号資産管理関係業務提供者」に、「若しくは個人である投資運用関係業務受託業者」を「、個人である投資運用関係業務受託業者若しくは個人である暗号資産管理関係業務提供者」に、「若しくは外国法人である投資運用関係業務受託業者」を「、外国法人である投資運用関係業務受託業者若しくは外国法人である暗号資産管理関係業務提供者」に改め、同条第一号中「第四十四条の四」を「第四十四条の四第一項」に改め、「第五十九条の六において準用する場合を含む。）」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第五号中「、第六十六条の二十第一項」を「、第六十六条の十九の二」に改め、「第六十六条の八十四」の下に「、第六十六条の百二」を加え、「、第六十六条の八第一項及び第六十六条の二十第一項」を「及び第六十条の八第一項」に改め、同条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　第四十三条の九の規定に違反して、公表することを怠つたとき。

第二百八条の二第五号中「同条第二項」の下に「及び第百七十一条の十六」を加える。

第二百九条第六号の二を同条第六号の四とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

六の二　第二十七条の四十九第一項又は第三項の規定に違反した者

六の三　第二十七条の四十九第二項又は第四項の規定に違反して、情報の提供をしなかつた者

第二百九条第七号中「又は第六十六条の九十第二項」を「、第六十六条の九十第二項又は第六十六条の百七第二項」に改め、同条第九号中「又は第百八十九条第一項」を削る。

第二百九条の五から第二百九条の七までの規定中「第百九十七条の二第一項第十三号」の下に「若しくは第十六号」を加える。

第二百十条第一項中「有価証券」の下に「若しくは暗号等資産」を加える。

第二百十一条第一項中「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

第二百十一条第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

11　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

第二百十一条第五項中「前項」を「第五項」に、「おいては」を「おいて」に改め、「裁判官」の下に「が許可状を発するときは、当該裁判官」を加え、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず委員会職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第二百十一条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二百二十二条の三第四項及び第五項」を「第二百二十二条の四第四項から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7　委員会職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第二百十一条第三項中「前二項」を「前三項」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき」を「提供させるべき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　委員会職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

第二百十一条の二第一項及び第二項中「交付」を「発付」に改める。

第二百十一条の三第一項中「又は記録命令付差押えをするため」を「をし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面により又は電磁的記録により」に、「当該電磁的記録」を「当該求めに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第二百十二条の見出しを「（臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限等）」に改め、同条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「記載」を「記載又は記録」に、「日の出」を「日出」に改め、同条第二項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

3　次条第二項の規定にかかわらず、日没から日出までの間には、許可状（同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

第二百十三条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「は、」を「については、」に、「提示しなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　許可状が書面である場合　許可状を示すこと。

二　許可状が電磁的記録である場合　内閣府令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第二百十一条第十項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二百十三条に次の三項を加える。

2　委員会職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

3　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。

4　委員会職員が電磁的記録提供命令をする場合（第二項の許可を受けた場合に限る。）における第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

一　錠を外すこと。

二　何人に対しても、委員会職員の許可を受けないで当該措置をとる場所に出入りすることを禁止すること。

三　この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。

第二百十四条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第二百十五条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「はずし」を「外し」に改め、同条第二項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

3　委員会職員は、電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

第二百十六条及び第二百十七条第一項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に改める。

第二百十八条中「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改める。

第二百十九条第一項中「を作成し、」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に、「質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第二百十九条第三項中「、差押え又は記録命令付差押え」を「又は差押え」に、「立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければ」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書の内容を表示したもの

第二百十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は領置」を「、領置又は電磁的記録提供命令」に、「これに署名押印しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に内閣府令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二百十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の調書には、委員会職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、質問を受けた者とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、質問を受けた者が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に内閣府令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二百十九条に次の一項を加える。

5　前項の調書には、委員会職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。

一　調書を書面をもつて作成する場合　調書に署名押印すること。

二　調書を電磁的記録をもつて作成する場合　調書に内閣府令で定める署名押印に代わる措置をとること。

第二百二十条中「、差押え又は記録命令付差押え」を「若しくは差押え」に、「ときは、」を「ときは、又は電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつて」に、「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」を「若しくは差押物件」に改め、「含む。）」の下に「若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者」を加え、「その謄本を交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百二十一条中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改める。

第二百二十二条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条第二項及び第三項中「記録命令付差押物件」を「記録媒体」に改める。

第二百二十二条の二第一項中「第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「、差押えを受けた」を「、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二百十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体　差押えを受けた者

二　電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体　電磁的記録提供命令を受けた者

第二百二十二条の三第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録（次項及び第六項において「物件」という。）」に改め、同条第二項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第八項」に改め、同条第五項中「前項の許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四項の許可状が書面である場合　同項の許可状を示すこと。

二　第四項の許可状が電磁的記録である場合　内閣府令で定めるところにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百二十二条の三第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは」を「第四項の許可状には」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「発付」に、「を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければ」を「その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第二百二十二条の三第三項の次に次の二項を加える。

4　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を委員会職員に発しなければならない。

5　前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二百二十二条の三を第二百二十二条の四とし、第二百二十二条の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写）

第二百二十二条の三　委員会職員は、電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2　第二百二十二条第二項の規定は、前項の規定による複写について準用する。

3　前項において準用する第二百二十二条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。

第二百二十四条第二項中「第二百十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第二百二十二条の三第二項」を「第二百二十二条の四第二項」に改める。

第二百二十六条第一項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録」に、「記録命令付差押目録」を「電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録」に改め、同条第二項中「、差押物件又は記録命令付差押物件」を「又は差押物件」に改め、同条第三項中「記録命令付差押物件」を「電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により電磁的記録提供命令（第二百十一条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供されたものとみなす。

附則第三条の三第三項第二号ホ中「同条第一項第五号ニ(1)」を「同条第一項第五号ハ(1)」に改め、同号ヘ中「第二十九条の四第一項第五号ホ(1)」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(1)」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第三条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章の三　暗号資産
第一節　総則（第六十三条の二―第六十三条の七）
第二節　業務（第六十三条の八―第六十三条の十二）
第三節　監督（第六十三条の十三―第六十三条の十九）
第四節　雑則（第六十三条の十九の二―第六十三条の二十二）
第四章　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業
第一節　総則（第六十三条の二十二の二―第六十三条の二十二の九）
第二節　業務（第六十三条の二十二の十―第六十三条の二十二の十六）
第三節　監督（第六十三条の二十二の十七―第六十三条の二十二の二十二）
第四節　雑則（第六十三条の二十二の二十三―第六十三条の二十二の二十五）」

を「第三章の三　電子決済手段サービス仲介業
一節　総則（第六十三条の二―第六十三条の九）
二節　業務（第六十三条の十―第六十三条の十五）
三節　監督（第六十三条の十六―第六十三条の二十二）
四節　雑則（第六十三条の二十二の二―第六十三条の二十二の四）」

に改める。

第一条中「、暗号資産の交換等」を削る。

第二条第十四項を次のように改める。

14　この法律において「電子決済手段サービス仲介業」とは、電子決済手段仲介行為（電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うことをいう。以下同じ。）を業として行うことをいう。

第二条第十五項から第十八項までを削り、同条第十九項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二十二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「外国電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二十二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を」を「電子決済手段サービス仲介業を」に、「第十八項各号に掲げる行為のいずれか」を「電子決済手段仲介行為」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項を同条第十七項とし、同条第二十二項から第二十六項までを四項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「、」を「及び」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段仲介行為」を「電子決済手段サービス仲介業者が行う電子決済手段仲介行為」に改め、「及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第十五項各号に掲げる行為に係る業務及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う暗号資産仲介行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項を同条第二十五項とし、同条第三十項から第三十四項までを四項ずつ繰り上げる。

第三十七条の二第二項中「第二条第二十七項及び第二十八項」を「第二条第二十三項及び第二十四項」に改め、同項の表第二条第二十八項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十四項」に改める。

第五十一条の四第五項中「及び第六十三条の十二第五項」を削る。

第六十二条の六第一項第八号中「第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に、「又はこの法律」を「若しくは金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により同法第二十九条の登録（同法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項に同法第二十八条第五項第一号に掲げる行為に係る業務又は暗号資産等管理業務（同条第八項に規定する暗号資産等管理業務をいう。第六十三条の五第一項第一号ホにおいて同じ。）を含むものに限る。）を取り消され、若しくは同法第六十六条の二十第一項若しくは第三項の規定により同法第六十六条の登録（同法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項に同号に規定する暗号資産売買媒介等業務を含むものに限る。）を取り消され、又はこの法律、金融商品取引法」に改める。

第六十二条の八第二項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十二条の二十五第八項中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に改め、「（第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項に電子決済手段仲介行為に係る業務を含むものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録（新たに電子決済手段仲介行為に係る業務を行おうとすることによるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録」を「登録」に改め、同条第九項中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に改め、「又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録」を削る。

第三章の三を削る。

第三章の四の章名中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改める。

第六十三条の二十二の二の見出しを「（電子決済手段サービス仲介業者の登録）」に改め、同条中「及び第六十三条の二」を削り、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、第三章の四第一節中同条を第六十三条の二とする。

第六十三条の二十二の三第一項第三号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五　取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

六　委託を受ける電子決済手段等取引業者（以下この章及び第八十八条第一号において「所属電子決済手段等取引業者」という。）の商号

第六十三条の二十二の三第一項第七号を削り、同項第八号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「第六十三条の二十二の五第一項各号」を「第六十三条の五第一項各号」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条を第六十三条の三とする。

第六十三条の二十二の四の見出しを「（電子決済手段サービス仲介業者登録簿）」に改め、同条第一項中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿」を「電子決済手段サービス仲介業者登録簿」に改め、同条第三項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿」を「電子決済手段サービス仲介業者登録簿」に改め、同条を第六十三条の四とする。

第六十三条の二十二の五第一項第一号イ中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号ハ中「又は所属暗号資産交換業者（以下この章及び第八十八条第一号において「所属電子決済手段等取引業者等」という。）」を削り、同号ニ中「、暗号資産交換業者」を削り、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号ホ中「、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され」を削り、「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に、「又はこの法律」を「若しくは金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により同法第二十九条の登録（同法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項に同法第二十八条第五項第一号に掲げる行為に係る業務又は暗号資産等管理業務を含むものに限る。）を取り消され、若しくは同法第六十六条の二十第一項若しくは第三項の規定により同法第六十六条の登録（同法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項に同号に規定する暗号資産売買媒介等業務を含むものに限る。）を取り消され、又はこの法律、金融商品取引法」に改め、同号ロ(1)中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号ロ(5)中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が第六十三条の二十二の二十第一項」を「電子決済手段サービス仲介業者が第六十三条の二十第一項」に、「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に改め、同項第三号ハ中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条を第六十三条の五とする。

第六十三条の二十二の六の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第五号から第七号まで」を「電子決済手段サービス仲介業者は、第六十三条の三第一項第五号から第八号まで」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業者の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項各号」を「電子決済手段サービス仲介業者は、第六十三条の三第一項各号」に改め、「第一項の規定による変更登録を受けた場合、」を削り、「第六十三条の二十二の二十三第一項」を「第六十三条の二十二の二第一項」に改め、「から第四号までのいずれか」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項又は第四項」を「前二項」に改め、「（前項の規定により第四項の規定による届出があったものとみなされた場合を含む。）」を削り、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿」を「電子決済手段サービス仲介業者登録簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第六十三条の六とする。

第六十三条の二十二の七中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第二条第十八項各号に掲げる行為（次条及び第六十三条の二十二の十四において「電子決済手段・暗号資産仲介行為」という。）」を「電子決済手段サービス仲介業者は、電子決済手段仲介行為」に改め、同条第一号及び第二号中「所属電子決済手段等取引業者等」を「所属電子決済手段等取引業者」に改め、同条第三号中「第六十三条の二十二の十三」を「第六十三条の十三」に改め、同条を第六十三条の八とする。

第六十三条の二十二の九の見出しを「（電子決済手段サービス仲介業者に係る制限）」に改め、同条中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は」を「電子決済手段サービス仲介業者は」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「所属電子決済手段等取引業者等」を「所属電子決済手段・暗号資産仲介行為」に改め、「及び第十五項各号」を削り、「（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「（当該電子決済手段サービス仲介業者」に、「同条第十項各号」を「同項第四号」に改め、「及び当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業者である場合に行う同条第十五項各号に掲げる行為」を削り、同条を第六十三条の九とする。

第六十三条の二十二の十中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、第三章の四第二節中同条を第六十三条の十とする。

第六十三条の二十二の十一中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業者は、電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条を第六十三条の十一とする。

第六十三条の二十二の十二第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合に」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第六十三条の十二とする。

第六十三条の二十二の十三中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、同条を第六十三条の十三とする。

第六十三条の二十二の十四の見出しを「（所属電子決済手段等取引業者の賠償責任）」に改め、同条中「次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者」を「電子決済手段仲介行為を委託した所属電子決済手段等取引業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各号に掲げる行為」を「電子決済手段サービス仲介業者が当該電子決済手段仲介行為」に改め、同条ただし書中「当該各号に定める者がその電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「当該所属電子決済手段等取引業者がその電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産仲介行為」を「電子決済手段仲介行為」に改め、同条各号を削り、同条を第六十三条の十四とする。

第六十三条の二十二の十五の見出しを「（金融商品取引法の準用）」に改め、同条第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同項の表第三十七条の三第一項第一号の項中「第六十三条の二十二の三第一項第七号イ」を「第六十三条の三第一項第六号」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十三条の十五とする。

第六十三条の二十二の十六中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、第三章の四第三節中同条を第六十三条の十六とする。

第六十三条の二十二の十七中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、同条を第六十三条の十七とする。

第六十三条の二十二の十八第一項及び第二項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第三項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条を第六十三条の十八とする。

第六十三条の二十二の十九中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条を第六十三条の十九とする。

第六十三条の二十二第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「、第六十三条の二十二の二」を「、第六十三条の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に改め、同項第一号中「第六十三条の二十二の五第一項各号」を「第六十三条の五第一項各号」に改め、同項第二号中「第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録」を「第六十三条の二の登録」に改め、同条第二項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に改め、同条を第六十三条の二十とする。

第六十三条の二十二の二十一中「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に、「第六十三条の二十二の二十三第三項」を「第六十三条の二十二の二第三項」に改め、同条を第六十三条の二十一とする。

第六十三条の二十二の二十二中「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に改め、同条を第六十三条の二十二とする。

第六十三条の二十二の二十三第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に改め、同条第二項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が」を「電子決済手段サービス仲介業者が」に改め、同項第一号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同項第二号及び第三号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第三項中「次の各号」を「電子決済手段サービス仲介業者が次の各号」に、「当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「当該電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と」を「電子決済手段サービス仲介業者と」に改め、同項第一号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（暗号資産仲介行為に係る業務を行う者を除く。）が」を削り、同号イ中「の登録」の下に「（第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項に電子決済手段関連業務を含むものに限る。）」を、「変更登録」の下に「（新たに電子決済手段関連業務を行おうとすることによるものに限る。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、第三章の四第四節中同条を第六十三条の二十二の二とする。

第六十三条の二十二の二十四第一項中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「第六十三条の二十二の二の」を「第六十三条の二の」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業の」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十三条の二十二の三とする。

第六十三条の二十二の二十五の見出しを「（外国電子決済手段サービス仲介業者の勧誘の禁止）」に改め、同条中「第六十三条の二十二の二」を「第六十三条の二」に、「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「外国電子決済手段サービス仲介業者」に、「第二条第十八項各号に掲げる行為」を「電子決済手段仲介行為」に改め、同条を第六十三条の二十二の四とする。

第三章の四を第三章の三とする。

第六十三条の二十三ただし書中「第二条第二十一項各号」を「第二条第十七項各号」に改める。

第六十三条の二十四第一項第六号中「第二条第二十一項各号」を「第二条第十七項各号」に、「第百七条第十九号」を「第百七条第十六号」に改める。

第六十三条の三十九第一号中「第二条第三十二項第五号」を「第二条第二十八項第五号」に改め、同条第二号中「第二条第三十二項第九号」を「第二条第二十八項第九号」に改め、同条第三号中「第二条第三十二項第十六号」を「第二条第二十八項第十六号」に、「同条第二十一項第一号」を「同条第十七項第一号」に改める。

第六十三条の四十並びに第六十三条の四十一第一項第一号及び第二項第一号中「第二条第二十一項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改める。

第八十七条中「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が」を「又は電子決済手段等取引業者が」に改め、同条第一号中「、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業」を「又は電子決済手段等取引業」に改め、同条第二号中「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者」を「又は電子決済手段等取引業者」に改める。

第八十八条第一号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業」を「若しくは電子決済手段等取引業」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「所属電子決済手段等取引業者等」を「所属電子決済手段等取引業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を」を「電子決済手段サービス仲介業を」に改め、同条第二号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「若しくは電子決済手段等取引業又は電子決済手段サービス仲介業に」に、「電子決済手段サービス仲介業に」を「電子決済手段・暗号資産交換業又は電子決済手段・

暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条第三号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「若しくは電子決済手段等取引業又は電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段サービス仲介業の」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第四号中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同条第五号中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同条第六号中「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「若しくは電子決済手段等取引業又は電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、同条第七号及び第八号中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改める。

第九十条第二項中「、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業」を「又は電子決済手段等取引業」に改める。

第九十一条第一項中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に、「、電子決済手段等取引業若しくは暗号資産交換業」を「若しくは電子決済手段等取引業」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」を「電子決済手段サービス仲介業に」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改める。

第九十二条第一項及び第九十七条中「、暗号資産交換業者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「又は電子決済手段サービス仲介業者」に改める。

第九十九条第一項第八号中「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者」を「又は電子決済手段等取引業者」に改める。

第百一条第二項の表第二条第二十八項の項中「同法」を「資金決済に関する法律」に、「、暗号資産交換業（同条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業）を「又は電子決済手段サービス仲介業（同条第十四項に規定する電子決済手段サービス仲介業」に改め、同表第二条第二十九項の項中「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「又は電子決済手段サービス仲介業」に改め、同表第二条第三十一項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十四項」に、「、電子決済手段等取引業務」を「及び電子決済手段等取引業務」に改め、「及び暗号資産交換業務（同項に規定する暗号資産交換業務をいう。同号において同じ。）を削り、同表第五十二条の七十三第三項第二号の項中「、紛争解決等業務の種別が暗号資産交換業務である場合にあつては暗号資産交換業務」を削る。

第百二条第一項中「第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の二十二の十八第一項」を「第六十三条の十八第一項」に改める。

第百三条第一項中「暗号資産交換業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に、「第二条第二十一項第一号」を「第二条第十七項第一号」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改める。

第百七条第二号中「、第六十三条の二若しくは第六十三条の二十二の二」を「若しくは第六十三条の二」に、「第六十二条の七第一項若しくは第六十三条の二十二の六第一項」を「若しくは第六十二条の七第一項」に改め、同条第十二号から第十四号までを削り、同条第十五号中「第六十三条の二十二の七」を「第六十三条の七」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十六号を同条第十三号とし、同条第十七号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第百八条第五号から第七号までを削り、同条第八号中「第六十三条の二十二の二十第一項」を「第六十三条の二十第一項」に、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」を「電子決済手段サービス仲介業」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号を同条第六号とし、同条第十号を同条第七号とし、同条第十一号を同条第八号とする。

第百九条第一号中「、第六十二条の二十五第三項若しくは第六十三条の二十第三項」を「若しくは第六十二条の二十五第三項」に改め、同条第五号中「第六十三条の十三、第六十三条の二十二の十六」を「第六十三条の十六」に改め、同条第六号中「第六十三条の十四第一項若しくは第二項、第六十三条の二十二の十七」を「第六十三条の十七」に、「、第六十二条の十九第三項」を「若しくは第六十二条の十九第三項」に改め、「若しくは第六十三条の十四第三項若しくは第四項」を削り、同条第七号及び第八号中「第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の二十二の十八第一項」を「第六十三条の十五」に改め、同条第十号中「又は第六十三条の十六の二」を削り、同条第十一号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同条第十三号を同条第十二号とする。

第百十条第二号中「第六十三条の二十二の十三」を「第六十三条の十三」に改める。

第百十二条第二号中「、第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類又は第六十三条の二十二の三第一項（第六十三条の二十二の六第二項において準用する場合を含む。）」を「又は第六十三条の三第一項」に、「第六十三条の二十二の六第二項において準用する場合を含む。）」を「同条第二項」に改め、同条第十三号及び第十四号を削り、同条第十五号を同条第十三号とし、同条第十六号を同条第十四号とする。

第百十三条第一号中「第六十三条の十六、第六十三条の二十二の十九」を「第六十三条の十九」に改める。

第百十四条第一号中「、第六十三条の六第一項」を「若しくは第六十三条の六第一項」に改め、「若しくは第六十三条の二十二の六第三項若しくは第四項」を削り、同条第三号中「、第六十二条の二十五第七項若しくは第六十三条の二十第七項」を「若しくは第六十二条の二十五第七項」に改める。

第百十五条第一項第一号中「第十一号」を「第八号」に改め、同項第三号中「第十六号」を「第十四号」に改め、同項第四号中「第十一号」を「第八号」に、「第十六号」を「第十四号」に改める。

第百十六条第一号中「、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十第七項」を「又は第六十二条の二十五第七項」に改め、同条第二号中「、第六十二条の二十五第七項若しくは第六十三条の二十第七項」を「若しくは第六十二条の二十五第七項」に改め、同条第三号中「、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十第七項」を「又は第六十二条の二十五第七項」に改める。

第百十七条第一号中「、第六十三条の二十二の二第一項若しくは第四項若しくは第六十三条の二十二の二十三第一項」を「若しくは第六十三条の二十二の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九十条の規定　公布の日

二　第一条中金融商品取引法第百九十七条第一項の改正規定、同法第百九十七条の二第一項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）及び同法第二百十条第一項の改正規定並びに附則第四十一条、第四十七条及び第八十九条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第一条中金融商品取引法第二百九条の五第二項の改正規定　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の施行の日

四　第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第三条及び第四十三条の規定、附則第四十八条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一第一項の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十条中投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第九項第二号、第四条第二項第十二号、第六条第六項第七号、第十三条第三項第二号、第四十九条第二項第十三号及び第五十条第二項第七号の改正規定、附則第五

十一条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十二条中長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十三条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第五十七条の規定、附則第五十九条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の改正規定（「よる」の下に「同法第二十六条の六の登録、同法第二十六条の十第一項若しくは第二十六条の二十三第一項の届出、同法第二十六条の二十九第一項の認定」を加える部分に限る。）、附則第六十二条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四、第五十二条の二の五、第五十二条の四十五の二及び第五十二条の六十の十七の改正規定中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第六十三条中保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）、附則第六十五条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第四項第三号の改正規定、附則第六十七条中信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の改正規定（「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める部分に限る。）並びに附則第八十三条、第八十五条及び第八十八条の規定　令和九年四月一日

五　附則第七十四条中犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十九条の二第六号及び第十九条の三第一号の改正規定　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

六　第二条中金融商品取引法第百九十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七条第一項第六号の改正規定（「若しくは第十五号」の下に「、第百九十九条の二」を加える部分に限る。）、同法第二百十一条、第二百十一条の二第一項及び第二項並びに第二百十一条の三第一項の改正規定、同法第二百十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二百十四条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十七条第一項、第二百十八条から第二百二十二条まで、第二百二十二条の二第一項及び第二百二十二条の三の改正規定、同条を同法第二百二十二条の四とし、同法第二百二十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百二十四条第二項及び第二百二十六条の改正規定並びに附則第二十五条の規定、附則第六十五条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第百五十二条第一項第四号の改正規定、附則第七十四条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十四条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十六条第二項の改正規定並びに附則第九十一条の規定　令和九年十月一日

七　附則第十一条の規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）　附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

八　附則第十六条の規定　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（附則第十五条及び第十六条において「民事関係手続等整備法施行日」という。）

（有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正後の金融商品取引法（以下この条及び次条において「第四号新金融商品取引法」という。）第二条第三項及び第四項並びに第四条第一項及び第三項の規定、同条第六項（第四号新金融商品取引法第二十三条の八第四項（第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定並びに第四号新金融商品取引法第五条第二項、第十三条第一項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項並びに第二十三条の十三第一項及び第四項から第六項まで（これらの規定を第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第四号施行日」という。）以後に開始する第四号新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等又は同項に規定する有価証券交付勧誘等について適用し、第四号施行日前に開始した第一条の規定による改正前の金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等又は同項に規定する有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

（特定非財務情報の開示及び監査証明に関する経過措置）

第三条　第四号新金融商品取引法第二十六条の四第一項（第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、記載対象書類（第四号新金融商品取引法第二十六条の四第二項第一号に規定する記載対象書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載すべき財務計算に関する書類（第四号新金融商品取引法第二十六条の二に規定する財務計算に関する書類をいう。次項において同じ。）が第四号施行日以後に開始する事業年度に係るものである場合における当該記載対象書類に記載する第四号新金融商品取引法第二十六条の四第二項第二号に規定する特定非財務情報について適用する。

2　第四号新金融商品取引法第二十六条の五第一項及び第六項（これらの規定を第四号新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、記載対象書類に記載すべき財務計算に関する書類が第四号施行日以後に開始する事業年度に係るものである場合における当該記載対象書類に記載する第四号新金融商品取引法第二十六条の五第一項に規定する特定非財務情報について適用する。

3　第四号新金融商品取引法第二十六条の二十一第一項の規定は、第四号施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する計算書類及び同項に規定する事業報告書について適用する。

4　第四号新金融商品取引法第二十六条の二十二の規定は、第四号施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。

（特定暗号資産取得勧誘等に関する経過措置）

第四条　施行日前に開始した第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第五十二項に規定する特定暗号資産取得勧誘等については、新金融商品取引法第二章の七の規定は、適用しない。

（金融商品取引業に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に新金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいい、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第二条第八項に規定する金融商品取引業又は第三条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下「旧資金決済法」という。）第二条第十五項に規定する暗号資産交換業に該当するものを除く。以下この条から附則第七条までにおいて同じ。）を行っている者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び新金融商品取引法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。）は、施行日から起算して六月間（金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は当該期間内に第三項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に当該新金融商品取引業において取り扱っている暗号資産（新金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）と同一の銘柄（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。次条第一項において同じ。）について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2　前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間（その間に次項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第二条第五十二項、第二章の七、第三章第一節第五款、第二節（第三十六条の二を除く。）、第三節（第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。）、第四節（第五十三条の二の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに附則第四十九条の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。附則第八条第三項において「新外為法」という。）及び附則第七十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（附則第八条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは「新金融商品取引業（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）附則第五条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。第四項において同じ。）の全部の廃止を命じ」と、同条第四項中「登録を取り消す」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者をこれらの規定により金融商品取引法第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定による金融商品取引法第二十九条の登録の取消しの日とみなす。

第六条　この法律の施行の際現に新金融商品取引業を行っている金融商品取引業者（当該新金融商品取引業が投資助言・代理業（金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあっては、投資助言・代理業を行うことにつきこの法律の施行の際既に金融商品取引法第二十九条の登録又は同法第三十一条第四項の変更登録を受けている者を除き、当該新金融商品取引業が投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあっては、投資運用業を行うことにつきこの法律の施行の際既に金融商品取引法第二十九条の登録又は同法第三十一条第四項の変更登録を受けている者を除く。）については、施行日において新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更（当該新金融商品取引業に係る業務の種別の追加に係るものに限る。）をしようとするものとみなして、金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間（同項の変更登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、当該事項について金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けないでも、この法律の施行の際現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に当該新金融商品取引業において取り扱っている暗号資産と同一の銘柄について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2　前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる金融商品取引業者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合において、その申請について変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　新金融商品取引法第四十六条及び第三章第七節の規定は、前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる金融商品取引業者が行う当該新金融商品取引業については、適用しない。

第七条　附則第五条第一項又は前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、その商号、名称又は氏名及び住所（金融商品取引業者にあっては、登録番号を含む。）、当該新金融商品取引業に係る新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項並びに当該新金融商品取引業において取り扱っている暗号資産の名称を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　附則第五条第一項又は前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、附則第五条第一項及び前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第八条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けている者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた者を含み、金融商品取引業者を除く。）は、施行日から起算して六月間（金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は当該期間内に第三項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項の規定により暗号資産取引業務（新金融商品取引法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業に係る業務のうち同項第一号に掲げる行為（新金融商品取引法第二条第八項第二十五号に掲げる行為を除く。）に係る業務又は新金融商品取引法第二十八条第八項に規定する暗号資産等管理業務をいう。以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条第一項第四号において同じ。）の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、暗号資産取引業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その申請について登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間（その間に次項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により暗号資産取引業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　前二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第二条第十一項第二号及び第五十二項、第二章の七、第三章第一節第五款、第二節（第三十六条の二及び第四十三条の十二を除く。）、第三節（第四十六条、第四十六条の五、第四十六条の六、第四十九条の四及び第四十九条の五を除く。）、第四節（第五十三条を除く。）及び第八節、第三章の二、第七十八条第一項、第六章並びに第六章の二の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに新外為法及び新犯罪収益移転防止法の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは「暗号資産取引業務（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）附則第八条第一項に規定する暗号資産取引業務をいう。第四項において同じ。）の全部の廃止を命じ」と、同条第四項中「登録を取り消す」とあるのは「暗号資産取引業務の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定により暗号資産取引業務の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者をこれらの規定により金融商品取引法第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定による金融商品取引法第二十九条の登録の取消しの日とみなす。

5　第三項の規定により金融商品取引業者とみなされる者でこの法律の施行の際現に暗号資産売買等業務（新金融商品取引法第二条第五十二項に規定する暗号資産売買等業務をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）を行っている者については、施行日において当該暗号資産売買等業務を行っている暗号資産について新たに暗号資産売買等業務を行おうとするものとみなして、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項、第百七十二条の十九第一項及び第二項、第百七十八条第三十五項及び第三十六項並びに第百八十五条の七第二十五項の規定を適用する。この場合において、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項中「あらかじめ」とあるのは、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）の施行の日から起算して三月以内に」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第三項の規定により金融商品取引業者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の十七第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項第八号に該当する行為とみなす。

7　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項（これらの規定を第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第九条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けている金融商品取引業者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた金融商品取引業者を含む。）については、施行日において新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号に掲げる事項について変更（新金融商品取引法第二十八条第五項第一号に掲げる行為に係る業務又は同条第八項に規定する暗号資産等管理業務の種別の追加に係るものに限る。）をしようとするものとみなして、金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間（同項の変更登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、当該事項について金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けないでも、暗号資産取引業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合において、その申請について変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　新金融商品取引法第四十三条の十二、第四十六条及び第三章第七節の規定は、前二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者が行う当該暗号資産取引業務については、適用しない。

4　第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者でこの法律の施行の際現に暗号資産売買等業務を行っている者については、施行日において当該暗号資産売買等業務を行っている暗号資産について新たに暗号資産売買等業務を行おうとするものとみなして、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項、第百七十二条の十九第一項及び第二項、第百七十八条第三十五項及び第三十六項並びに第百八十五条の七第二十五項の規定を適用する。この場合において、新金融商品取引法第二十七条の六十第一項中「あらかじめ」とあるのは、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）の施行の日から起算して三月以内に」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる金融商品取引業者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の十七第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定による処分とみなす。

6　施行日前に前項に規定する金融商品取引業者に対してされた旧資金決済法第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第四項の規定による処分とみなす。

第十条　附則第八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた者にあっては、当該登録を受けた日から起算して二週間以内）に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　旧資金決済法第六十三条の三第一項第一号、第二号及び第十号に掲げる事項（金融商品取引業者にあっては、登録番号を含む。）

二　暗号資産取引業務に係る営業所の名称及び所在地

三　役員（金融商品取引法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいい、外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

四　取り扱う暗号資産の名称

五　暗号資産取引業務の内容及び方法

六　その他内閣府令で定める事項

2　附則第八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、附則第八条第一項及び前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

3　附則第八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は暗号資産取引業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　附則第八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者は、第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十一条　附則第八条第一項又は第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十八条の二第一項に規定する金融商品取引業者に該当するものとみなす。

第十二条　新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号イの規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは旧資金決済法第六十三条の二十二の二第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者は、同号イに該当する者とみなす。

2　新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号ハ(1)の規定の適用については、暗号資産交換業者（旧資金決済法第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者をいう。）であった法人が旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消されたことがある場合若しくは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（旧資金決済法第二条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者をいう。次項及び附則第三十三条第二項において同じ。）であった法人が旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消されたことがある場合又は旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（新金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号の二に規定する役員をいう。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者は、新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号ハ(1)に該当する者とみなす。

3　新金融商品取引法第二十九条の四第一項第八号ハ(3)の規定の適用については、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であった個人が旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消されたことがある場合又は旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合において、その取消しの日から五年を経過しない者は、同号ハ(3)に該当する者とみなす。

（保証金の受領に係る通知に関する経過措置）

第十三条　新金融商品取引法第三十七条の五の規定は、施行日以後に同条に規定する保証金を受領した場合について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第三十七条の五第一項に規定する保証金を受領した場合については、なお従前の例による。

（説明書類の縦覧等に関する経過措置）

第十四条　新金融商品取引法第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条の四第三項（金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の十八の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係るこれらの規定に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融商品取引法第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条の四第三項（金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の十八に規定する説明書類については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第四十六条の六第三項の規定は、施行日以後に終了する四半期（同項に規定する四半期をいう。）に係る同項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した四半期（旧金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。）に係る旧金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する書面については、なお従前の例による。

3　新金融商品取引法第五十七条の五第三項の規定は、施行日以後に終了する四半期（新金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。）に係る新金融商品取引法第五十七条の五第三項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した四半期（旧金融商品取引法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。）に係る旧金融商品取引法第五十七条の五第三項に規定する書面については、なお従前の例による。

4　新金融商品取引法第五十七条の十七第三項の規定は、施行日以後に終了する最終指定親会社四半期（金融商品取引法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この項において同じ。）に係る新金融商品取引法第五十七条の十七第三項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した最終指定親会社四半期に係る旧金融商品取引法第五十七条の十七第三項に規定する書面については、なお従前の例による。

5　新金融商品取引法第六十三条第六項（金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に金融商品取引法第六十三条第二項又は第八項（同法第六十三条の三第二項において新金融商品取引法第六十三条第六項を準用する場合にあっては、金融商品取引法第六十三条の三第一項又は同条第二項において準用する同法第六十三条第八項）の規定による届出をした場合について適用し、施行日前にこれらの規定による届出をした場合については、なお従前の例による。

6　新金融商品取引法第六十三条の九第五項（金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に金融商品取引法第六十三条の九第一項又は第七項（同法第六十三条の十一第二項において新金融商品取引法第六十三条の九第五項を準用する場合にあっては、金融商品取引法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において準用する同法第六十三条の九第七項）の規定による届出をした場合について適用し、施行日前にこれらの規定による届出をした場合については、なお従前の例による。

7　新金融商品取引法第六十六条の十七第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書面について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融商品取引法第六十六条の十七第二項に規定する書面については、なお従前の例による。

（裁判手続の電子化等に伴う経過措置）

第十五条　施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間における新金融商品取引法第五十七条の三十八第六項及び第十項並びに第五十七条の三十九の規定の適用については、新金融商品取引法第五十七条の三十八第六項中「電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）」とあるのは「決定書」と、同条第十項中「非訟事件手続法」とあるのは「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」と、新金融商品取引法第五十七条の三十九中「若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」とあるのは「又は抄本」とする。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第十六条　新金融商品取引法第五十七条の三十八第六項（前条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される代替許可に係る事件における同項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された代替許可に係る事件における決定書の送達については、なお従前の例による。

（金融商品仲介業に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に旧金融商品取引法第六十六条の登録を受けている者は、その登録の日において新金融商品取引法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項を同号に規定する有価証券売買媒介等業務とする新金融商品取引法第六十六条の登録を受けていた者とみなす。この場合において、新金融商品取引法第六十六条の二十三において準用する金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、内閣総理大臣は、同項に規定する事項を金融商品取引法第六十六条の三第一項の金融商品仲介業者登録簿に登録するものとする。

第十八条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録（暗号資産仲介行為（旧資金決済法第二条第十八項に規定する暗号資産仲介行為をいう。第六項及び次条第五項において同じ。）に係る業務の種別に係るものに限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けている者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者を含み、金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この条、次条及び附則第二十条第一項第一号において同じ。）を除く。）は、施行日から起算して六月間（新金融商品取引法第六十六条の登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について新金融商品取引法第六十六条の四の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は当該期間内に第三項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第六十六条の二十第一項若しくは第三項の規定により暗号資産売買媒介等業務（新金融商品取引法第六十六条の二第一項第四号に規定する暗号資産売買媒介等業務をいう。以下この条から附則第二十条までにおいて同じ。）の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、暗号資産売買媒介等業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに新金融商品取引法第六十六条の登録の申請をした場合において、その申請についてその登録又は登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間（その間に次項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定により暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　前二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる場合においては、その者を金融商品仲介業者とみなして、新金融商品取引法第三章の二第二節（第六十六条の八を除く。）、第三節、第四節及び第五節（第六十六条の二十五を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項中「第六十六条の登録を取り消し」とあるのは「暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じ」と、同条第三項中「登録を取り消す」とあるのは「暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定により暗号資産売買媒介等業務の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者をこれらの規定により新金融商品取引法第六十六条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定による新金融商品取引法第六十六条の登録の取消しの日とみなす。

5　第三項の規定により金融商品仲介業者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

6　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（暗号資産仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項（これらの規定を第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による処分とみなす。

第十九条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けている金融商品仲介業者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた金融商品仲介業者を含む。）については、施行日において新金融商品取引法第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について変更（暗号資産売買媒介等業務の種別の追加に係るものに限る。）をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第六十六条の五第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品仲介業者は、施行日から起算して六月間（同項の変更登録の申請をした場合において当該期間内にその申請について同条第五項において準用する新金融商品取引法第六十六条の四の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、当該事項について新金融商品取引法第六十六条の五第四項の変更登録を受けないでも、暗号資産売買媒介等業務を行うことができる。

2　前項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が施行日から起算して六月を経過する日までに新金融商品取引法第六十六条の五第四項の変更登録の申請をした場合において、その申請について変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

3　金融商品取引法第六十六条の二十五の規定は、前二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が行う当該暗号資産売買媒介等業務については、適用しない。

4　第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる金融商品仲介業者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

5　施行日前に前項に規定する金融商品仲介業者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（暗号資産仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第三項の規定による処分とみなす。

第二十条　附則第十八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者にあっては、当該登録を受けた日から起算して二週間以内）に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　旧資金決済法第六十三条の二十二の三第一項第一号、第二号、第四号及び第十号に掲げる事項（金融商品仲介業者にあっては、登録番号を含む。）

二　暗号資産売買媒介等業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

三　取り扱う暗号資産の名称

四　暗号資産売買媒介等業務の委託を受ける金融商品取引業者（附則第八条第一項又は第二項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者を含む。）の商号

五　暗号資産売買媒介等業務の内容及び方法

六　その他内閣府令で定める事項

2　附則第十八条第一項又は前条第一項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、附則第十八条第一項及び前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

3　附則第十八条第一項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、第一項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は暗号資産売買媒介等業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　附則第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（暗号資産管理関係業務提供者に関する経過措置）

第二十一条　新金融商品取引法第六十六条の九十四第一項の規定は、附則第九条第三項の金融商品取引業者に対して新金融商品取引法第二条第五十四項に規定する暗号資産管理関係業務を提供する場合については、適用しない。

（相場操縦行為等による賠償責任に関する経過措置）

第二十二条　新金融商品取引法第百七十一条の六の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第百七十一条の五の規定に違反する行為に係る新金融商品取引法第百七十一条の六第一項に規定する損害を賠償する責任について適用する。

（特定暗号資産発行者関係者の禁止行為等に関する経過措置）

第二十三条　新金融商品取引法第百七十一条の七の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関がした同号イからトまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の対象特定暗号資産等（同条第一項に規定する対象特定暗号資産等をいう。）に係る売買等（同項に規定する売買等をいう。次項、第四項及び第五項において同じ。）について適用する。

2　新金融商品取引法第百七十一条の八の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する金融商品取引業者の業務執行を決定する機関がした同号イからニまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の対象暗号資産等（同条第一項に規定する対象暗号資産等をいう。）に係る売買等について適用する。

3　新金融商品取引法第百七十一条の九の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実（同条第二項に規定する大量売買者がした同条第一項に規定する大量売付け又は大量買付けを行わない旨の決定にあっては、当該大量売付け又は大量買付けを行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の暗号資産等に係る売付け等（同項に規定する暗号資産等に係る売付け等をいう。第六項において同じ。）又は暗号資産等に係る買付け等（同条第一項に規定する暗号資産等に係る買付け等をいう。第六項において同じ。）について適用する。

4　新金融商品取引法第百七十一条の十第一項の規定は、新金融商品取引法第百七十一条の七第一項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実であって施行日以後に生じたもの（同条第二項第一号に規定する特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関がした同号イからトまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百七十一条の十第一項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

5　新金融商品取引法第百七十一条の十第二項の規定は、新金融商品取引法第百七十一条の八第一項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実であって施行日以後に生じたもの（同条第二項第一号に規定する金融商品取引業者の業務執行を決定する機関がした同号イからニまでに掲げる事項を行うことについての決定に係る事項を行わない旨の決定にあっては、当該事項を行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百七十一条の十第二項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為について適用する。

6　新金融商品取引法第百七十一条の十第三項の規定は、新金融商品取引法第百七十一条の九第一項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実であって施行日以後に生じたもの（同条第二項に規定する大量売買者がした同条第一項に規定する大量売付け又は大量買付けを行うことについての決定に係る当該大量売付け又は大量買付けを行わない旨の決定にあっては、当該大量売付け又は大量買付けを行うことについての決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知った場合における新金融商品取引法第百七十一条の十第三項の伝達をし、又は同項の暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等をすることを勧める行為について適用する。

（課徴金に関する経過措置）

第二十四条　新金融商品取引法第百七十二条の七の規定は、施行日以後に提出期限が到来する同条に規定する大量保有・変更報告書について適用し、施行日前に提出期限が到来した旧金融商品取引法第百七十二条の七に規定する大量保有・変更報告書については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第百七十二条の八の規定は、施行日以後に提出される同条に規定する大量保有・変更報告書等について適用し、施行日前に提出された旧金融商品取引法第百七十二条の八に規定する大量保有・変更報告書等については、なお従前の例による。

3　新金融商品取引法第百七十三条から第百七十四条の二までの規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条の二第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十四条の二第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

4　新金融商品取引法第百七十四条の二の二の規定は、施行日以後に開始する同条第二項に規定する違反行為について適用する。

5　新金融商品取引法第百七十四条の三の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第百七十四条の三第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

6　新金融商品取引法第百七十五条の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は新金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は旧金融商品取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等については、なお従前の例による。

7　新金融商品取引法第百七十五条の二の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する違反行為又は同条第十五項に規定する特定伝達等行為について適用し、施行日前に行われた旧金融商品取引法第百七十五条の二第二項に規定する違反行為又は同条第十四項に規定する特定伝達等行為については、なお従前の例による。

8　新金融商品取引法第百七十五条の五の規定は、施行日以後に行われる自己の名義を利用させ、又は資金を提供する行為について適用する。

9　新金融商品取引法第百七十六条第一項及び第二項の規定は、新金融商品取引法第百七十八条第一項各号に掲げる事実が施行日以後に生じたものである場合について適用し、当該事実が施行日前に生じたものである場合については、なお従前の例による。

10　施行日前に旧金融商品取引法第百八十五条の七第十六項の規定による報告をした者の課徴金の額の計算については、新金融商品取引法第百八十五条の七第二十二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（記録命令付差押えに関する経過措置）

第二十五条　令和九年十月一日前に第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。附則第九十一条において同じ。）による改正前の金融商品取引法（以下この条において「第六号旧金融商品取引法」という。）第九章（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十七条において準用する場合を含む。）の規定により記録命令付差押え（第六号旧金融商品取引法第二百十一条第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る第六号旧金融商品取引法第二百十一条第四項に規定する許可状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（電子決済手段等取引業に関する経過措置）

第二十六条　第三条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第六十二条の六第一項第八号の規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は旧資金決済法若しくは銀行法等（旧資金決済法第二条第三十四項に規定する銀行法等をいう。附則第三十三条第一項において同じ。）に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人は、同号に該当する法人とみなす。

第二十七条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十二条の二十五第八項後段の規定の適用を受けている者に係る当該規定の適用については、なお従前の例による。

（暗号資産交換業に関する経過措置）

第二十八条　旧資金決済法第六十三条の十一第一項及び第二項の規定による管理の状況についての同条第三項の規定による監査については、なお従前の例による。

2　旧資金決済法第六十三条の十一の二第一項の規定による管理の状況についての同条第二項において準用する旧資金決済法第六十三条の十一第三項の規定による監査については、なお従前の例による。

第二十九条　旧資金決済法第六十三条の十三の規定による帳簿書類の作成及び保存については、なお従前の例による。

第三十条　施行日前に終了した事業年度に係る旧資金決済法第六十三条の十四第一項の報告書及び施行日前に終了した同条第二項の期間に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

第三十一条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十第二項後段若しくは第八項後段又は第六十三条の二十一の規定の適用を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する経過措置）

第三十二条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録（旧資金決済法第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項に電子決済手段仲介行為（旧資金決済法第二条第十八項に規定する電子決済手段仲介行為をいう。次項及び附則第三十七条第二項において同じ。）に係る業務を含むものに限る。以下この項において同じ。）を受けている者（附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を受けた者を含む。）は、その登録の日において新資金決済法第六十二条の二の登録を受けていた者とみなす。

2　旧資金決済法第六十三条の二十二の四第一項の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿（電子決済手段仲介行為に係る業務に係る部分に限る。）は、新資金決済法第六十三条の四第一項の電子決済手段サービス仲介業者登録簿とみなす。

第三十三条　新資金決済法第六十三条の五第一項第一号ホの規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は旧資金決済法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者は、同号ホに該当する者とみなす。

2　新資金決済法第六十三条の五第一項第二号ロ⑸の規定の適用については、法人である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録を取り消された場合又は法人が旧資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者は、同号ロ⑸に該当する者とみなす。

第三十四条　施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の十四第二号に掲げる行為に係る同条に規定する損害を賠償する責任については、なお従前の例による。

第三十五条　旧資金決済法第六十三条の二十二の十六の規定による帳簿書類の作成及び保存については、なお従前の例による。

第三十六条　新資金決済法第六十三条の十七の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧資金決済法第六十三条の二十二の十七の報告書については、なお従前の例による。

第三十七条　附則第三十二条第一項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を受けていた者とみなされる者が施行日前にした旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項第三号に該当する行為は、新資金決済法第六十三条の二十第一項第三号に該当する行為とみなす。

2　施行日前に前項に規定する者に対してされた旧資金決済法第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分（電子決済手段仲介行為に係る業務に係るものに限る。）は、新資金決済法第六十三条の二十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第三十八条　この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二十三第三項後段又は第六十三条の二十二の二十四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者に係るこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

（施行日前における暗号資産交換業者等の登録の申請に関する経過措置）

第三十九条　この法律の施行前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

二　旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項各号の登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第四十条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（農業協同組合法等の一部改正）

第四十一条　次に掲げる法律の規定中「第百九十七条、」を「第百九十七条第一項第一号から第四号の二まで、第五号若しくは第六号若しくは第二項、」に改める。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十条の四第二項第二号

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第三十四条の四第二項第二号

三　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条の四第四号

四　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十一条第一項第三号

（農業協同組合法の一部改正）

第四十二条　農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改め、同条第十項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に、「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改める。

第十一条の五及び第十一条の二十七中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第十一条の六十六第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第三十条の四第二項第二号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第九十二条の五中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（公認会計士法及び特定融資枠契約に関する法律の一部改正）

第四十三条　次に掲げる法律の規定中「第百九十三条の二第一項」を「第二十六条の三第一項」に改める。

一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二十四条の二第二号及び第三十四条の三十四の二

二　特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）第二条第一項第四号

（消費生活協同組合法及び不動産特定共同事業法の一部改正）

第四十四条　次に掲げる法律の規定中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

一　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項

二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十一条の二

（水産業協同組合法の一部改正）

第四十五条　水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第四項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第十一条の十一及び第十五条の十二中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第三十四条の四第二項第二号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第八十七条第五項第二号中「第二条第十一項第一号イからハまで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第六項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第八十七条の二第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十三条第三項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第四項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第九十七条第四項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第百九条中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四十六条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第二項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第九条の八第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第四号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第九条の九第六項第七号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正）

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「第百九十七条（」を「第百九十七条第一項第一号から第四号の二まで、第五号若しくは第六号若しくは第二項（」に改める。

一　協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第四号

二　信用金庫法第三十四条第四号

三　労働金庫法第三十四条第四号

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第四十八条　協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第五条の四第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第六条の五の十一第一項中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券若しくは暗号資産の」を「有価証券若しくは暗号資産又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改め、同条第二項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第四十九条　外国為替及び外国貿易法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号ロ中「資金決済に関する法律第二条第十四項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四十九項」に改め、同項第十四号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

第十六条の二の表の五の項の上欄中「暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者」に改め、同項の下欄第一号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改め、同欄第二号中「当該暗号資産交換業者」を「当該暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十七項」を「金融商品取引法第六十二条の二」に、「外国暗号資産交換業者」を「外国暗号資産取引業者」に改める。

第五十五条の三第二項中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五十条　投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第九項第二号を次のように改める。

二　特定投資家等（金融商品取引法第二条第三項第二号ロに規定する特定投資家等をいう。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

第四条第二項第十二号及び第六条第六項第七号中「特定投資家私募」を「特定投資家等私募」に改める。

第十三条第三項第二号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第四十九条第二項第十三号及び第五十条第二項第七号中「特定投資家私募」を「特定投資家等私募」に改める。

第二百八条第二項第二号中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改める。

第二百二十三条の三第二項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。次項において同じ。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改め、同条第三項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第五項中「暗号等資産関連業務に関する特則」を「暗号等資産関連業務における暗号等資産の性質に関する説明等」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第五十一条　信用金庫法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十三条第五項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第五号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第六項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条第五項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条の二十三第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第十項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第八十九条の二第一項中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券若しくは暗号資産の」を「有価証券若しくは暗号資産又は」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改め、同条第二項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第五十二条　長期信用銀行法の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改め、同条第五項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改める。

第十三条の二第一項第三号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第四号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第十七条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券若しくは暗号資産の」を「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第五十三条　労働金庫法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十八条第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第四号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十八条の二第三項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十八条の五第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号八中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十四条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十四条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「同法第二条第十一項」を「同法第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十二の二第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十四第一項中「第二十八条第八項第三号イ」を「第二十八条第十項第三号イ」に改める。

第三十七条の十四第一項第一号ロ(2)、第六十七条の十五第一項第一号ロ(2)及び第六十八条の三の二第一項第一号ロ(2)中「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第五十五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の三第一項第二号中「同条第十一項」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二百二十四条の四第二号及び第二百二十四条の五第一項第四号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（法人税法及び投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第五十六条　次に掲げる法律の規定中「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に改める。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条第一項

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第六号の二

（登録免許税法の一部改正）

第五十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号中「係る認可」の下に「、認定特定非財務情報監査証明業協会」を加え、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)を同号(八)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七) 金融商品取引法第二十九条の二第一項（認定特定非財務情報監査証明業協会の認定）の認定特定非財務情報監査証明業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第四十一号中「金融商品取引業者の登録若しくは」を「特定非財務情報監査証明業者の登録、金融商品取引業者の登録若しくは」に改め、同号(十三)を同号(十四)とし、同号(一)から(十三)までを同号(二)から(十三)までとし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 金融商品取引法第二十六条の六（登録）の特定非財務情報監査証明業者の登録	登録件数	一件につき十五万円

第五十八条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号(十四)を同号(十五)とし、同号(九)から(十三)までを同号(十)から(十四)までとし、同号(八)の次に次のように加える。

(九) 金融商品取引法第六十六条の五第四項（変更登録等）の変更登録（同法第六十六条の二第一項第四号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十九号中「暗号資産交換業者の登録、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号(六)を削り、同号(七)中「第六十三条の二十二の二（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録）の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「第六十三条の二（電子決済手段サービス仲介業者の登録）の電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号(七)を同号(六)とし、同号(八)を削り、同号(九)を同号(七)とし、同号(十)から(十三)までを同号(八)から(十一)までとする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五十九条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「よる」の下に「同法第二十六条の六の登録、同法第二十六条の十第一項若しくは第二十六条の二十三第一項の届出、同法第二十六条の二十九第一項の認定、」を加え、「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に、「若しくは第六十六条の八十三第一項」を「、第六十六条の八十三第一項、第六十六条の九十四第一項若しくは第六項若しくは第六十六条の百一」に改め、同表の十二の項中「、同法第六十三条の二十二の二の登録、同法第六十三条の二十二の六第四項の届出」を削り、同表の十二の二の項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第六十条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三号中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改める。

第百二十六条の二第二項第三号中「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第百三十九条第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「同項に」を「同号に」に、「同項各号」を「同号イからニまで」に改める。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第六十一条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第八号イ中「同項」を「同項第一号」に改める。

（銀行法の一部改正）

第六十二条　銀行法の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第十項中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改める。

第十一条第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第十三条の四中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

第十六条の二第一項第三号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第四号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第五十二条の二の五、第五十二条の四十五の二及び第五十二条の六十の十七中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（保険業法の一部改正）

第六十三条　保険業法の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第一項中「第二十号」を「第二十一号まで」に改める。

第九十八条第八項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第九項中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改める。

第九十九条第二項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第百六条第一項第五号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第六号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二条第十一項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第三百条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「、有価証券若しくは暗号資産の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第六十四条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「同法第二条第十一項」を「同法第二条第十一項第一号」に改める。

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正）

第六十五条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十三号中「、同条第十項」を「若しくは同条第十項」に改め、「若しくは同条第十五項に規定する暗号資産交換業」を削る。

第三条第一項第六号ハ中「資金決済に関する法律第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に改める。

第十一条第四項中「以外」を「であって有価証券売買媒介等業務（同法第六十六条の二第一項第四号に規定する有価証券売買媒介等業務をいう。第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの以外」に改め、同項第一号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改め、同項第三号中「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に改める。

第十六条第三項第八号ハ中「金融商品仲介業者」の下に「であって有価証券売買媒介等業務を行うもの」を加える。

第三十一条第二項の表第三十九条第一項第一号の項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第七十七条中「第六十四条第三項から第六項まで」を「第六十四条第三項（第三号ホを除く。）及び第四項から第六項まで」に、「、第六十四条の四」を「、第六十四条の四第一項」に、「及び第六十四条の六」を「並びに第六十四条の六」に改め、同条の表第六十四条の二第一項第一号の項中「リまで」の下に「（暗号資産関係職務を行おうとする場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加え、同表第六十四条の四の項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十四条の四第一項第一号	、ロ又はホ	又はロ
	とき（次項の規定による変更登録を受けた場合を除く。）	とき

第七十七条の表第六十四条の四第二号の項中「第六十四条の四第二号」を「第六十四条の四第一項第二号」に改め、同表第六十四条の四第三号の項中「第六十四条の四第一項第三号」に、「リまで」を「リまで（暗号資産関係職務を行っている場合にあつては、同号ロからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」に改め、同表第六十四条の五第一項第一号の項中「リまで」の下に「（暗号資産関係職務を行っている場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

第七十八条第一項及び第五項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改める。

第百四十二条の次に次の一条を加える。

第百四十二条の二　正当な理由がなく、第百六十一条において準用する金融商品取引法第二百十一条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第百五十一条第八号中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改める。

第百五十二条第一項第四号中「第十九号」の下に「、第百四十二条の二」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）

第六十六条　農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十四条第三項第五号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同条第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第六号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第七項」を「第二十八条第十項第四号」に改める。

第五十九条の三及び第五十九条の七中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号八」に改める。

第九十五条の五中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（信託業法の一部改正）

第六十七条　信託業法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第二条第三十項」を「第二条第二十六項」に改める。

第二十四条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第五十一条第九項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（会社法の一部改正）

第六十八条　会社法の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第三号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第九百四十三条第一号中「、第六十二条の二十五第七項及び第六十三条の二十第七項」を「及び第六十二条の二十五第七項」に改める。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　前条の規定による改正後の会社法第九百四十三条の規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（郵政民営化法の一部改正）

第七十条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「第四号に」を「二に」に、「第一号又は第三号」を「イ又はハ」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十一条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八条第一項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「第四号に」を「二に」に、「第一号又は第三号」を「イ又はハ」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十二条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第百五十五条第二項中「新金融商品取引法第二十八条第八項」を「金融商品取引法第二十八条第十項」に改め、「。以下同じ」を削る。

附則第四十三条第一項中「第五十二条第一項第七号又は第十一号」を「第五十二条第一項第八号又は第十二号」に改める。

附則第百五十五条第一項、第百七十四条第一項及び第二百十二条第一項中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

第百八十条第一項中「第五十二条第一項第七号又は第十一号」を「第五十二条第一項第八号又は第十二号」に改める。

附則第百五十九条第一項、第百七十九条第一項及び第百五十七条第一項中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第七十四条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十一号中「金融商品取引業者」の下に「（第三十二号において単に「金融商品取引業者」という。）であって、同条第八項に規定する金融商品取引業（同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業（同号及び第十条の四において単に「暗号資産取引業」という。）を除く。）を行うもの」を加え、同項第三十二号を次のように改める。

三十二　金融商品取引業者であって、暗号資産取引業を行うもの

第十条の四の見出しを「（外国所在暗号資産取引業者との契約締結の際の確認）」に改め、同条中「「暗号資産交換業者」を「「暗号資産取引業者」に、「外国所在暗号資産交換業者（」を「外国所在暗号資産取引業者（」に、「暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。）」を「暗号資産取引業」に、「同法第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に、「第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等」を「第二条第八項第十八号又は第十九号に掲げる行為」に、「外国所在暗号資産交換業者に」を「外国所在暗号資産取引業者に」に改め、同条各号中「外国所在暗号資産交換業者」を「外国所在暗号資産取引業者」に改める。

第十条の五第一項中「暗号資産交換業者は」を「暗号資産取引業者は」に、「他の暗号資産交換業者」を「、他の暗号資産取引業者」に、「外国暗号資産交換業者」を「外国暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十七項」を「金融商品取引法第六十二条の二」に、「他の暗号資産交換業者等」を「他の暗号資産取引業者等」に改め、同条第二項中「暗号資産取引業者は」に、「他の暗号資産交換業者等」を「他の暗号資産取引業者等」に改める。

第十九条の二第六号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十五項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第十八号、第十九号、第二十三号（同項第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）又は第二十四号」に、「暗号資産交換契約」を「暗号資産取引契約」に改める。

第十九条の三第一号中「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改める。

第二十二条第二項第三号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改める。

第三十一条第一項中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に、「暗号資産交換契約」を「暗号資産取引契約」に、「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改め、同条第二項中「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二　正当な理由がなく、第三十七条において準用する金融商品取引法第二百十一条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十六条第二項中「前条」を「前二条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七十五条　施行日が犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条第一項及び第三十二条第四項第一号ホの規定の適用については、同法第三十一条第一項中「資金決済に関する法律第二条第十五項各号」とあるのは「金融商品取引法第二条第八項第十八号、第十九号、第二十三号（同項第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）又は第二十四号」と、同号ホ中「暗号資産交換業者」とあるのは「暗号資産取引業者」と、「暗号資産交換契約」とあるのは「暗号資産取引契約」とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第七十六条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「、第三十五条の二」を「から第三十五条の二の二まで」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第七十七条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第七号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同条第六項第二号中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第八号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第二十九条中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第三十九条第一項第二号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第七十八条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改める。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号の項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改め、「第二十八条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第七十九条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「、第三十五条の二」を「から第三十五条の二の二まで」に、「及び第四十条の三の四」を「、第四十条の三の四及び第四十三条の七から第四十三条の十八まで」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第八十条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四十九項」に改める。

第三十条第一項中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第八十一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十四号ホ中「第二条第二十三項」を「第二条第十九項」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八十二条　施行日が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、前条中「第五十条第一項第十四号ホ」とあるのは、「第五十条第一項第十五号ホ」とする。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項中「第三号新金融商品取引法第百八十五条の七第十八項」を「金融商品取引法第百八十五条の七第二十項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

第八十四条　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項中「第百八十五条の七第二十項」を「第百八十五条の七第二十八項」に、「同条第十七項」を「同条第二十五項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第八十五条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「ヨまで」を「モまで」に改め、同項第三号中ヲをモとし、ノからシまでをクからヒまでとし、ヰの次に次のように加える。

ノ　特定非財務情報監査証明業者

オ　認定特定非財務情報監査証明業協会

第八十六条　金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中メを削り、ユをメとし、ナからキまでをラからユまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ　暗号資産管理関係業務提供者

第四条第一項第十六号中「及び」の下に「同法第二章から第二章の七までの規定による」を加える。

（権限の委任）

第八十七条　内閣総理大臣は、附則第七条第一項、第十条第一項、第三項及び第四項、第十七条第二項並びに第二十条第一項、第三項及び第四項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（処分等の効力）

第八十八条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十九条　この法律（附則第一条第二号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第九十一条　電磁的記録提供命令（第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二百十一条第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り金融商品取引法第二百十条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

（検討）

第九十二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

下水道法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十五号

下水道法等の一部を改正する法律

（下水道法の一部改正）

第一条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の三」に、「第二条の二」を「第二条の四」に、「第四章　雑則（第三十一条の二―第四十三条）」を「第三章の二　下水道管理者の間の連携等（第三十一条の二―第三十一条の五）　第四章　雑則（第三十一条の六―第四十三条）」に改める。

第一条の見出し中「この法律の」を削り、同条中「設置」の下に「、改築、修繕、維持」を、「整備を」の下に「図るとともに、下水道の基盤の強化を」を加える。

第二条第七号中「公示された区域」の下に「（第九条の二第四項の規定により公示された区域を除く。）」を加え、同条第八号中「公示された区域」の下に「（第九条の二第五項において準用する同条第四項の規定により公示された区域を除く。）」を加える。

第二条の二第五項中「管理」の下に「（次章第二節を除き、以下単に「管理」という。）」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「生じる」を「生ずる」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　流域別下水道整備総合計画は、基本方針に即するものでなければならない。

第一章の二中第二条の二を第二条の四とする。

第一章に次の二条を加える。

（基本方針）

第二条の二　国土交通大臣は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針（第二条の四第二項第一号を除き、以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　下水道の整備に関する基本的事項

二　下水道の基盤の強化に関する基本的事項

三　下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項

四　下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項

五　下水道管理者（第四条第一項に規定する公共下水道管理者、第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。以下同じ。）の間における次に掲げる取組（以下「下水道管理者の間の連携等」という。）の推進に関する事項

イ　市町村の区域を超えた広域的な連携

ロ　二以上の公共下水道、流域下水道又は都市下水路の一体的な管理

六　下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

七　その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項

3　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（責務）

第二条の三　国は、下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、並びにこれを推進するとともに、都道府県及び下水道管理者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における下水道管理者の間の連携等の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3　下水道管理者は、下水道を適正に管理するとともに、その下水道の基盤の強化に努めなければならない。

第三条第一項中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条第二項中「設置、改築、修繕、維持その他の」及び「あらかじめ」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、都道府県は、第三十一条の二第三項の規定により当該都道府県の定める同条第一項に規定する広域連携推進計画に当該都道府県による公共下水道の管理（設置を除く。以下この項において同じ。）に関する事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができる。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　公共下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、同法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

第五条第一項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路（道路法による道路をいう。以下同じ。）の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の公共下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基本方針に即したものであること。

第七条第一項中「観点から政令で定める技術上の基準に適合する」を「ことができるものであつて、水圧、土圧、地震力その他の荷重、地盤の状況、下水の量及び水質その他の公共下水道の損傷、腐食その他の劣化を生じさせるおそれのある要因を考慮した安全なものであり、かつ、改築、修繕及び点検の容易性並びに災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施の容易性を考慮した」に改め、同条第二項中「構造」を「構造の技術上の基準」に、「参酌して」を「参酌して、」に改め、「技術上の基準に適合するものでなければならない」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公共下水道の構造について公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から必要とされる技術上の基準は、政令で定める。

第七条の三第三項中「点検及び」を「公共下水道の施設の点検及び安全性の評価並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（計画的な改築等）

第七条の四　公共下水道管理者は、長期的な観点から、排水区域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況に鑑み、公共下水道の計画的な改築に努めなければならない。

2　公共下水道管理者は、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道の改築に要する費用を含む公共下水道の管理に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第九条第一項中「、あらかじめ」を削り、「を変更しよう」を「の変更（次条第一項の規定による当該区域の全部又は一部の廃止を伴う変更を除く。）をしよう」に改め、同条第二項中「と読み替える」を「と、「次条第一項」とあるのは「次条第五項において準用する同条第一項」と読み替える」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（排水区域等の廃止）

第九条の二　公共下水道管理者は、排水区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域の全部又は一部の下水を排除する必要がなくなつたと認める場合には、当該排水区域の全部又は一部を廃止することができる。

2　公共下水道管理者は、排水区域の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を、第四項の公示の日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

3　公共下水道管理者は、前項の規定による公示をしようとするときは、当該公示に係る区域内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならない。ただし、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除に代わる措置として国土交通省令で定めるものを講ずる場合は、この限りでない。

4　公共下水道管理者は、第一項の規定により排水区域の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

5　前各項の規定は、処理区域の全部又は一部を廃止する場合に準用する。この場合において、第一項中「排除する」とあるのは「処理する」と、前三項中「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と、第三項ただし書中「排除」とあるのは「処理」と読み替えるものとする。

第十条第一項第三号中「（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）」を削り、同条第二項中「前項第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

4　排水区域のうち前条第二項の規定により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、第一項の規定にかかわらず、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができる。

第十一条の三第一項中「処理区域内」を「処理区域（第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）内」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（都道府県による復旧工事の代行）

第十四条の二　第二十五条の二十二第一項の規定により流域下水道を管理する都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第三条の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

2　前項の都道府県は、同項の規定により公共下水道の復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3　第一項の規定により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合には、第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

4　第一項の規定により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもつてこれを施行する。この場合において、国は同項の市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

5　第二項の規定により公共下水道管理者に代わつてその権限を行う都道府県は、第五章の規定の適用については、公共下水道管理者とみなす。

第十六条中「前二条」を「前三条、第三十一条の五及び道路法第二十条の三」に改める。

第十八条の見出しを「（損傷等負担金）」に改め、同条中「損傷した行為」の下に「又はその機能を著しく妨げた行為」を、「工事」の下に「又は維持」を加える。

第二十条第二項第二号中「をこえない」を「に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを超えない」に改め、同項第四号中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号の原則によつて使用料を定めるに当たつて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（施設の工事及び維持管理の状況の公表）

第二十三条の二　公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報であつて国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第二十五条中「基く」を「基づく」に改め、「設置その他の」を削る。

第二十五条の二十二中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第二十五条の二十三中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　流域下水道管理者は、次条第二項の規定により事業計画に道路管理者の協力が必要な事項について記載しようとするときは、当該事項について、当該道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。ただし、事業計画を定める前に、道路法第二十八条の二第一項に規定する協議会において、当該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

第二十五条の二十四第一項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる事項には、道路管理者との連携による道路の路面下の点検の実施、道路の区域における地盤の状況に関する情報の提供その他の流域下水道管理者が行う点検のために道路管理者の協力が必要な事項を記載することができる。

第二十五条の二十五中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基本方針に即したものであること。

第二十五条の三十中「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に改める。

第二十六条中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第三十一条中「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に改める。

第三十一条の四を削る。

第三十一条の三中「第二条の二第五項」を「第二条の四第五項」に改め、「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条を第三十一条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（災害の発生時における連携及び協力の確保）

第三十一条の八　国、都道府県、市町村及び下水道管理者並びにその他の関係者は、災害の発生時における速やかな下水道の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三十一条の二第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条を第三十一条の六とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　下水道管理者の間の連携等

（広域連携推進計画）

第三十一条の二　都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、下水道管理者の間の連携等の推進に関する計画（以下「広域連携推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2　広域連携推進計画においては、下水道管理者の間の連携等を推進する区域（以下「計画区域」という。）を定めるほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項

二　計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し

三　計画区域において下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項

四　計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

3　前項第三号に掲げる事項には、市町村における公共下水道の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道の管理（設置を除く。以下この項及び第六項において同じ。）を都道府県が行うことが適当であると認められるときは、当該都道府県による当該公共下水道の管理に関する事項を記載することができる。

4　第二項第三号に掲げる事項には、第三十一条の五第一項の規定に基づく連携協力下水道の管理に関する事項を記載することができる。

5　都道府県は、広域連携推進計画を定めようとするときは、関係下水道管理者の同意を得なければならない。

6　市町村である公共下水道管理者は、第三項の規定により当該市町村が管理する公共下水道の管理に関する事項が定められている広域連携推進計画について前項の同意をしようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

7　下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、共同して、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、広域連携推進計画を定めることを要請することができる。

8　都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認めるときは、広域連携推進計画を定めるものとする。

9　都道府県は、広域連携推進計画を定めようとする場合において、次条第一項に規定する都道府県協議会が組織されているときは、当該広域連携推進計画に定める事項について当該都道府県協議会における協議をしなければならない。

10　都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣に報告するとともに、関係下水道管理者に通知しなければならない。

11　都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

12　第五項から前項までの規定は、広域連携推進計画の変更について準用する。

（都道府県協議会）

第三十一条の三　広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができる。

2　都道府県協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

一　広域連携推進計画を定めようとする都道府県

二　関係下水道管理者

三　学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者

3　第一項の規定により都道府県協議会を組織する都道府県は、都道府県協議会において同項に規定する協議を行おうとするときは、前項第二号に掲げる者であつて都道府県協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5　都道府県協議会において協議が調つた事項については、都道府県協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の運営に関し必要な事項は、都道府県協議会が定める。

（管理者協議会）

第三十一条の四　二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「管理者協議会」という。）を組織することができる。

2　管理者協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一　関係地方公共団体

二　下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三　学識経験を有する者その他の管理者協議会が必要と認める者

3　管理者協議会において協議が調つた事項については、管理者協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、管理者協議会の運営に関し必要な事項は、管理者協議会が定める。

（連携協力下水道の管理）

第三十一条の五　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　第三十一条の二第四項の規定により広域連携推進計画に前項の規定に基づく当該連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならない。

3　第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係下水道管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

4　第一項の規定による協議に基づき関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該連携協力下水道の管理者に代わつてその権限を行うものとする。

5　連携協力下水道の管理に要する費用の負担については、関係下水道管理者が協議して定めるものとする。

第四十二条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の六」に改め、同条第二項中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

（道路法の一部改正）

第二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（占用物件等維持修繕協定の締結）

第二十条の三　道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者（第三十二条第三項に規定する道路占用者をいう。以下この節において同じ。）との連携により道路及び占用物件（第三十九条の八に規定する占用物件をいう。第一号において同じ。）の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「占用物件等維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一　占用物件等維持修繕協定の目的となる道路及び占用物件（次号及び第三号において「協定占用物件等」という。）

二　協定占用物件等の維持又は修繕の内容

三　前号の協定占用物件等の維持又は修繕に要する費用の負担の方法

四　占用物件等維持修繕協定の有効期間

五　占用物件等維持修繕協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

第二十八条の二第一項中「その他」を「、公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。次条において同じ。）その他の道路の路面下に工作物、物件又は施設を設ける道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議その他」に改め、「必要な協議」の下に「及び連絡調整」を加え、同条第二項第二号中「者」を「道路占用者その他の者」に改める。

第三章第一節に次の一条を加える。

（公共下水道管理者等が行う点検への協力）

第二十八条の三　道路管理者は、下水道法第四条第六項及び第五条第二項又は同法第二十五条の二十三第一項の事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は同項に規定する流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。

第三十二条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

八　工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管、ガス管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の維持管理に関する事項

第三十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道路占用者は、道路の占用に関する工事（道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状況を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

第三十三条第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第三十六条第一項中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削る。

第三十九条の四第一項第二号及び第四十八条の二十五第一項第二号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十二条中「は、」の下に「第二十条の三の規定により締結されている占用物件等維持修繕協定の内容に従つて費用を負担する場合及び」を加える。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に改め、同条第五項中「第三十二条第四項」を「第三十二条第五項」に改める。

第九条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

第九条第一項第七号の二中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加え、同項に次の一号を加える。

十五　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

第九条第十一項中「同項第三号」の下に「、第五号の二」を加え、「又は第十三号」を「、第十三号又は第十五号」に改める。

第十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　道路法第二十条の三の規定により占用物件等維持修繕協定を締結すること。

第十七条第一項第七号の二中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加え、同項第九号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十　下水道法第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により協議すること。

第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「連絡調整」の下に「又は道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中下水道法第十四条の次に一条を加える改正規定及び同法第十六条の改正規定並びに次条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の下水道法第十六条の規定の適用については、同条中「前三条、第三十一条の五及び道路法第二十条の三」とあるのは、「前三条」とする。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第二条の規定による改正前の道路法第三十二条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「損傷負担金」を「損傷等負担金」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「処理区域」の下に「（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）」を加え、「下水道法第二条第三号」を「同法第二条第三号」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第八条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第三十一条中「第四条第六項」を「第四条第七項」に、「第二十五条の二十三第八項」を「第二十五条の二十三第七項」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第九条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「規定する処理区域」の下に「（同法第九条の二第五項において準用する同条第二項の規定により公示された区域を除く。）」を加える。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第十条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の二十三第七項」を「第二十五条の二十三第八項」に改める。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三十号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項ル及びヲ中「四万キロワット」を「二万キロワット」に、「三万キロワット」を「一万五千キロワット」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に環境影響評価法第三条の十第一項後段の規定による通知又は同法第四条第一項前段の規定による届出若しくは同項後段の規定による書面の作成若しくは同条第六項後段の規定による通知若しくは書面の作成（以下この項において「通知等」と総称する。）が行われた同法第二条第三項の第二種事業（以下この項において「第二種事業」という。）に該当していた同条第一項に規定する事業については、同日以後も引き続き、当該通知等が行われた第二種事業とみなして、同法の環境影響評価その他の手続に関する規定を適用する。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三十一号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

沖縄	那覇空港 石垣空港

を

沖縄	那覇空港 下地島空港 石垣空港

に改める。

別表第三那覇空港の項の次に次のように加える。

下地島空港	下地島空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域

附　則

この政令は、令和八年七月三十日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省令第九十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項、第七条第一項第四号、第二十七条の四第三号、第二十七条の二十の三第十一項、第三十八条及び第六十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信業務用無線局） **第三条**　電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～七　略］ 七の二　その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。 ［八～十　略］ （公共業務用無線局） **第四条**　公共業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～六　略］ 七　その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。 **第七条の三**　特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一　略］ 二　その局は、次に掲げる既設の無線局（次号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 (1)　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信又は同条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数を中継するものに限る。） (2)～(4)　略］ ［三　略］ （その他の一般無線局） **第八条**　第三条から前条までに規定する無線局以外の無線局（基幹放送局を除く。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～九　略］ 十　その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。	（電気通信業務用無線局） **第三条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］ ［八～十　同上］ （公共業務用無線局） **第四条**　公共業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～六　同上］ ［新設］ **第七条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。 (1)　携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数を中継するものに限る。） (2)～(4)　同上］ ［三　同上］ （その他の一般無線局） **第八条**　［同上］ ［一～九　同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（空中線電力の表示）	（空中線電力の表示）
第四条の四　［略］	**第四条の四**　［同上］
2　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。	2　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
七の二　設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備	［新設］
［八・九　略］	［八・九　同上］
［3～5　略］	［3～5　同上］
（公示する期間内に申請することを要しない無線局）	（公示する期間内に申請することを要しない無線局）
第六条の四　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。	**第六条の四**　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局（移動しないものに限る。）の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局（当該特定高周波数無線局の開設の認定を受けた者が開設するものを除く。）	［新設］
第八条　第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。以下この条において同じ。）並びに設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。）、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。）に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下	**第八条**　第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。）、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。）に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、

同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

［2　略］

（書類の提出）

第五十二条　法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

［表　略］

［2　略］

3　法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの及び法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

［4・5　略］

別表第五号の二　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係）

［様式略］

注1　［略］

［2～6　略］

携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

［2　同上］

（書類の提出）

第五十二条　法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

［表　同上］

［2　同上］

3　法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの及び法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

［4・5　同上］

別表第五号の二　［同左］

［様式同左］

注1　［同左］

［2～6　同左］

7　設備規則第３条第４号の５に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第４号の７に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。	7　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。
別表第五号の三　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の６関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第五号の三**　［同左］
［様式略］	［様式同左］
注１　［略］	注１　［同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第４号の５に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第４号の７に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。	４　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。
［５～８　略］	［５～８　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の八）

［第五章～第九章　略］

附則

（添付書類）

第二十条の九　前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

［五～八　略］

［２・３　略］

（開設計画の認定の申請）

第二十五条の四　法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［２・３　略］

（開設計画の認定書の交付）

第二十五条の五　法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

（開設計画の認定等の拒否の通知）

第二十五条の六　法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

（特定高周波数無線局の開設の認定書の交付）

第二十五条の八の四　法第二十七条の二十の三第七項の規定により特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をしたときは、落札者に対し、その旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

（認定特定高周波数無線局開設者の氏名等の変更の届出等）

第二十五条の八の五　法第二十七条の二十の三第十一項の規定により同条第一項第一号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の四）

［第五章～第九章　同上］

附則

（添付書類）

第二十条の九　［同上］

［一～三　同上］

四　将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

［五～八　同上］

［２・３　同上］

（認定の申請）

第二十五条の四　［同上］

［２・３　同上］

（認定書の交付）

第二十五条の五　［同上］

（認定等の拒否の通知）

第二十五条の六　［同上］

（届出を要しない申請書の記載内容の変更）

第二十五条の八の四　法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名

二　第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項

［新設］

２　法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項の変更とする。

３　法第二十七条の二十の三第十二項の規定により指定周波数（同条第七項の規定により指定した周波数をいう。）又は指定区域（同条第七項の規定により指定した周波数の使用区域をいう。）の変更の申請をしようとするときは、当該変更の申請をする周波数の範囲又は周波数の使用区域及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

４　第一項の届出書及び第三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの申請）

第二十五条の八の六　法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しを申請しようとするときは、当該認定を取り消すべき理由を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。　［新設］

２　前項の申請書の様式は別表第八号の九のとおりとする。

（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない旨の通知）

第二十五条の八の七　法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しの申請について、施行規則第十一条の二の十三に定める特別の事情により認定の取消しを行わないこととしたときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。　［新設］

（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八の八　第二十条の二（第四項を除く。）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の認定の番号、認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の認定の番号、認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の二十の五において準用する法第二十条第六項において準用する法第七条の二十の三第三項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の二十の五において準用する法第二十条第六項において準用する法第七条の二十の三第三項」と読み替えるものとする。

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項、第16条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～７　略］

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式同左］

［注１～７　同左］

８　３の欄は、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　⑥の欄は、次によること。

［ア　略］

イ　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第27条の20の３第９項に規定する指定周波数及び同項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ・エ　略］

［９～13　略］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項、第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～７　略］

８　３の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　⑤の欄は、次によること。

［ア　略］

イ　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第27条の20の３第９項に規定する指定周波数及び同項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ　略］

［９～11　略］

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第３のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第４の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第５の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

８　［同左］

［(1)～(4)　同左］

(5)　［同左］

［ア　同左］

イ　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ・エ　同左］

［９～13　同左］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項及び第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式同左］

［注１～７　同左］

８　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

［ア　同左］

イ　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ　同左］

［９～11　同左］

別表第二号第２　［同左］

［同左］

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

［様式　略］

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
１　免許の申請の場合	２　３　４㈱　５　６　７　８　９　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22	㈱　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。
［２・３　略］		

［２～４　略］

５　４の欄は、次によること。

［⑴～⑷　略］

⑸　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第６条第８項第２号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、⑷の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、⑵の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は２以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

［⑹　略］

［６～17　略］

18　17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑴　移動しない無線局の場合（高高度基地局、ＰＨＳの基地局、携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第３条第４号の７に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う基地局、ローカル５Ｇ（同条第15号に規定するシステムをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。）

［ア～ウ　略］

［⑵　略］

［様式　同左］

注１　［同左］

［同左］	［同左］	［同左］
１　［同左］	［同左］	㈱　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。
［２・３　同左］		

［２～４　同左］

５　［同左］

［⑴～⑷　同左］

⑸　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、⑷の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、⑵の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は２以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

［⑹　同左］

［６～17　同左］

18　［同左］

⑴　移動しない無線局の場合（高高度基地局、ＰＨＳの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。）

［ア～ウ　同左］

［⑵　同左］

⑶　携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合

［ア・イ　略］

［⑷～⑹　略］

［19～25　略］

別表第二号の三第１　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～17　略］

18　17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の２に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載すること。

⑷　空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

［19～22　略］

23　22の欄は、次によること。

［⑴～⑹　略］

⑺　携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

［⑻～⑽　略］

［24～37　略］

別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９、第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～13　略］

⑶　携帯無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合

［ア・イ　同左］

［⑷～⑹　同左］

［19～25　同左］

別表第二号の三第１　［同左］

［様式同左］

［注１～17　同左］

18　［同左］

［⑴・⑵　同左］

［新設］

⑶　［同左］

［19～22　同左］

23　［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

［⑻～⑽　同左］

［24～37　同左］

別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式同左］

［注１～13　同左］

14　13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の２に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載することとし、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

［15～29　略］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項、第25条第１項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式　略］

［注１～５　略］

６　２の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　④の欄の記載は、次のよること。

ア　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

［イ～エ　略］

［７～９　略］

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８の２において準用する第20条の２、第20条の３、第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書　（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

14　13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

［15～29　同左］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式　同左］

［注１～５　同左］

６　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

ア　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

［イ～エ　同左］

［７～９　同左］

別表第五号の二　認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８の２において準用する第20条の２、第20条の３及び第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書　（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

記

［1　略］

2　承継に係る認定計画（注３）

［①・②　略］	
③　認定特定基地局開設者の氏名、商号又は名称	
［④　略］	

［3　略］

4　各手続に係る個別事項（注１）(注５）

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定に係る手続

［①～③　略］

④　認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

［⑤～⑧　略］

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続

［①・②　略］

③　認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

［④～⑦　略］

5　添付書類（注１）

⑴　電波法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定に係る手続

□認定特定基地局開設者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が２人以上ある場合において、その協議により認定特定基地局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

⑵　電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定に係る手続

［略］

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定基地局開設者の地位を承継する法人の定款案

［⑶　略］

［6　略］

［注１　略］

［２　略］

３　２の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第１項又は第２項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定基地局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

［⑷　略］

［４～８　略］

記

［1　同左］

2　［同左］

［①・②　同左］	
③　認定開設者の氏名、商号又は名称	［同左］
［④　同左］	

［3　同左］

4　［同左］

［同左］

［①～③　同左］

④　認定開設者の地位の承継を必要とする理由

［⑤～⑧　同左］

［同左］

［①・②　同左］

③　認定開設者の地位の承継を必要とする理由

［④～⑦　同左］

5　［同左］

⑴　［同左］

□認定開設者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が２人以上ある場合において、その協議により認定開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

⑵　［同左］

［同左］

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

［⑶　同左］

［6　同左］

［注１　同左］

［２　同左］

３　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第１項又は第２項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

［⑷　同左］

［４～８　同左］

別表第五号の四　特定高周波数無線局の開設の認定の承継申請書（届出書）の様式（第25条の８の８において準用する第20条の２（第４項を除く。）、第20条の３、第20条の３の２関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定高周波数無線局の開設の認定承継申請書（届出書）

年　月　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第１項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したので、同法第27条の20の５において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第２項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第３項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

記

１　申請（届出）者（注２）

住所	都道府県―市区町村コード
	〒（　―　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

２　承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定（注３）

①　認定の番号	
②　認定の年月日	
③　認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称	
④　認定の有効期間	

［新設］

3　電波法第27条の20の３第３項第２号に規定する価額競争の参加者の資格（注１）(注４)

①　価額競争実施指針の告示	
②　①に定める価額競争実施指針の参加者の資格の有無	□　有　□　無

4　各手続に係る個別事項（注１）(注５)

□電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第２項の規定に係る手続

①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

②　合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③　合併又は分割の理由

④　認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

□電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続

①　譲受人が事業を譲り受ける年月日

②　事業の譲受けの理由

③　認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

5　添付書類（注１）

⑴　電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第１項の規定に係る手続

□認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が２人以上ある場合において、その協議により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

⑵　電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第２項の規定に係る手続

□合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

□株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継する法人の定款案

⑶　電波法第27条の20の５において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し

□譲受人が法人であるときは、その定款

□譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注１　該当する□にレ印を付けること。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑵　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　法第27条の20の５において準用する同法第20条第１項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ　法第27条の20の５において準用する同法第20条第２項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第４項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ　法第27条の20の５において準用する同法第20条第３項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑶　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合において、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑷　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

３　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。

⑵　②の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定を受けた年月日を記載すること。

⑶　③の欄は、法第27条の20の５において準用する同法第20条第１項又は第２項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

⑷　④の欄は、法第27条の20の５において準用する同法第20条第２項又は第３項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

４　３の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、承継に係る認定特定高周波数無線局開設者の価額競争実施指針の告示番号を記載すること。

⑵　②の欄は、①に記載した価額競争実施指針の参加者の資格の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、価額競争実施指針の参加者の資格の有の欄に記載した場合は、併せて価額競争実施指針の参加者の資格を有する事実を証する書面を添付すること。

5　該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6　申請に対する処分に係る書類の送付を希望する場合は、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　申請（届出）書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［新設］

別表第八号の九　特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書の様式（第25条の８の６第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

電波法第27条の20の４第３項の規定により、特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者（注１）

住所	都道府県―市区町村コード
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　認定の取消しに係る事項

①　認定の番号	
②　認定の年月日	
③　当該認定を取り消すべき理由	
④　備考	

注１　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合において、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

２　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。

⑵　②の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定の年月日を記載すること。

⑶　③の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定を取り消すべき理由を記載すること。この場合において、施行規則第11条の２の13に定める特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない特別の事情への該当の有無を明確にすること。

⑷　④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

３　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号　外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第30条の２第４項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

外国の無線局等の運用許可申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

法第103条の７の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。

記

［１～３　略］

［注１～５　略］

別表第十一号　［同左］

外国の無線局等の運用許可申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

法第103条の６の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。

記

［１～３　同左］

［注１～５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第四条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監視制御機能及び保守運用体制） **第百三十七条の二**　［略］ ２　前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム、設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（携帯無線通信を除く。）又は同条第十五号に規定するローカル５Ｇの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号⑴中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（監視制御機能及び保守運用体制） **第百三十七条の二**　［同上］ ２　前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号（１）中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。

（無線設備規則の一部改正）

第五条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。	（人体にばく露される電波の許容値） **第十四条の二**　［同上］ 一　［同上］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
［⑴　略］			
⑵　携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
［⑶　略］			

［二・三　略］

［２～５　略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［⑴　同上］			
⑵　携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］
［⑶　同上］			

［二・三　同上］

［２～５　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第六条　特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信業務を行う特定無線局） **第二条**　包括免許に係る二以上の特定無線局であって、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～四　略］ 五　それらの局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針（同項に規定する価額競争実施指針をいう。次条第八号において同じ。）の規定に基づくものであること。 六　［略］ （その他の特定無線局） **第三条**　包括免許に係る二以上の特定無線局であって、前条に規定する特定無線局以外のものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～七　略］ 八　それらの局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針の規定に基づくものであること。	（電気通信業務を行う特定無線局） **第二条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ 五　［同上］ （その他の特定無線局） **第三条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十六号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第一項の規定に基づき、技術士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十三日　　文部科学大臣　松本　洋平

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第一次試験の一部免除） **第六条**　［略］ ２　前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目を免除する。 一　［略］ 二　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六条第一項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第二項第三号に規定する高度試験に合格した者　情報工学部門の専門科目	（第一次試験の一部免除） **第六条**　［同上］ ２　前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目を免除する。 一　［同上］ 二　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第九条第一項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第三号に規定する高度試験に合格した者　情報工学部門の専門科目
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第四の二を次のように改める。

様式第四の二（第十三条の二関係）

番　号

技術士の資格に関する特例認定証

国　籍　・　地　域

氏　　名

年　　月　　日生

有する外国の資格

認　定　の　年　月

技　術　部　門

技術士法第三十一条の二第一項の規定により上記のとおり

技術士となる資格を有することを証する

年　　月　　日

文部科学大臣　　印

様式第五の二を次のように改める。

様式第五の二（第十五条関係）

技　術　士　登　録　申　請　書

技術士の登録を受けたいので、技術士法施行規則第15条の規定により申請します。

（フリガナ） 氏名		（男・女）
生年月日		年　月　日生（　歳）
国籍・地域		
現住所		〔電話番号〕
技術士法第31条の２第１項の規定により技術士の資格に関する特例の認定を受けた年月		
技術士の資格に関する特例の認定において指定を受けた技術部門の名称		
認定証番号		
自ら業務を営むときの事務所	名称	
	所在地	〔電話番号〕
他に勤務するときの事務所	名称	
	所在地	〔電話番号〕

その他

1　精神の機能の障害を有する。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）
【注】　(イ)を選択する場合は、技術士の業務を適正に行うことができるかどうかを確認するために参考となる事項を記載した医師の診断書を添付すること。

2　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）

3　公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して２年を経過しない。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）

4　技術士でないにもかかわらず技術士若しくはこれに類似する名称を使用し、又は技術士補でないにもかかわらず技術士補若しくはこれに類似する名称を使用し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）

5(1)　弁理士法（平成12年法律第49号）第32条第３号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して２年を経過しない。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）

(2)　測量法（昭和24年法律第188号）第52条第２号の規定により登録を消除され、その処分を受けた日から起算して２年を経過しない。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）

(3)　建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定により免許を取り消され、その処分を受けた日から起算して２年を経過しない。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）

(4)　土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第３号の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分を受けた日から起算して２年を経過しない。……（(イ)該当する。(ロ)該当しない。）

私は上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓います。

年　月　日

文部科学大臣　　殿

指定登録機関代表者

氏　　名

（自署すること。）

収入印紙 （消印しないこと）	

又は領収証書をはること。

備考１　氏名の欄及びその他の欄中（　）内は、該当するものに○印を付けること。
２　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
３　指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十五号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）	**別表第二**（二）　出張所（第百十八条関係）
名称 / 位置	名称 / 位置
（略） / （略）	（略） / （略）
広島検疫所高松空港出張所 / 高松市香南町	広島検疫所坂出出張所 / 坂出市入船町
広島検疫所坂出出張所 / 坂出市入船町	広島検疫所高松空港出張所 / 高松市香南町
（略） / （略）	（略） / （略）
（削る） / （削る）	那覇検疫所平良出張所 / 宮古島市平良字下里
（略） / （略）	（略） / （略）
那覇検疫所平良出張所 / 宮古島市平良字下里	（新設） / （新設）
那覇検疫所下地島空港出張所 / 宮古島市伊良部字佐和田	（新設） / （新設）

附　則

この省令は、令和八年七月三十日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百六十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第八条第一項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三百十号（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　略］
二　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの 平成二十九年十月一日及びその後五年ごとの十月一日	二　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの 平成二十九年十月一日及びその後五年ごとの十月一日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百六十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1～5　同左］	［1～5　同左］
6　携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局（以下この項において「基地局等」という。）並びに広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。） ［表　略］ ［注　略］ ［7～9　略］	6　携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局（以下この項において「基地局等」という。）並びに広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。） ［表　同左］ ［注　同左］ ［7～9　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百六十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十八条第二項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十五号（再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～七］ 八　包括免許に係る特定無線局であって、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（携帯無線通信を行う無線局（電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を除く。）	［一～七］ 八　包括免許に係る特定無線局であって、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を除く。）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百七十号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1　無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第3条第4号の7に規定するものをいう。以下同じ。）（以下「携帯無線	第1　無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継

通信等」という。）を行う基地局、高高度基地局並びに陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局並びに陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局並びに陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領	局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領
［１～３　略］	［１～３　同左］
［第２　略］	［第２　同左］
第３　携帯無線通信等を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領	第３　携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　無線設備等	３　［同左］
［一・一の二　略］	［一・一の二　同左］
二　電気的特性	二　［同左］
［表　略］	［表　同左］
［注１・注２　略］	［注１・注２　同左］
注３　携帯無線通信等を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。	注３　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。
［注４　略］	［注４　同左］
三　総合試験	三　［同左］
検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。	［同左］

総合試験の方法等	検査の成績
［１　略］	［略］
２　携帯無線通信等の基地局等及び陸上移動中継局にあっては、任意の１チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	［略］
［３　略］	［略］

［注　略］

総合試験の方法等	検査の成績
［１　同左］	［同左］
２　携帯無線通信の基地局等及び陸上移動中継局にあっては、任意の１チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	［同左］
［３　同左］	［同左］

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百七十一号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第二の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　無線設備等 ［一・一の二　略］ 二　電気的特性	［1・2　同左］ 3　［同左］ ［一・一の二　同左］ 二　［同左］

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1　周波数	［ア～オ　略］ カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第３条第４号の７に規定するものをいう。）（以下「携帯無線通信等」という。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）並びに陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局並びに陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局並びに陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)・(イ)　略］
2　スプリアス発射の強度	［ア～キ　略］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信等を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(エ)　略］
3　不要発射の強度	［ア～キ　略］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信等を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(キ)　略］

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1　［同左］	［ア～オ　同左］ カ　アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第３条第１号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局（以下「基地局等」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第３条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の８においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)・(イ)　同左］
2　［同左］	［ア～キ　同左］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(エ)　同左］
3　［同左］	［ア～キ　同左］ ク　アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ア)～(キ)　同左］

4　占有周波数帯幅	［ア・イ　略］ ウ　アの規定にかかわらず、携帯無線通信等を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5　空中線電力	［ア～サ　略］ シ　アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信等を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ｱ)　略］ (ｲ)　全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で動作させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で動作させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。 ［(ｳ)　略］
［６～21　略］	

［注１～注３　略］

注４　携帯無線通信等を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

［注５　略］

［三　略］

4　［同左］	［ア・イ　同左］ ウ　アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5　［同左］	［ア～サ　同左］ シ　アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 ［(ｱ)　同左］ (ｲ)　全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で動作させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で動作させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。 ［(ｳ)　同左］
［６～21　同左］	

［注１～注３　同左］

注４　携帯無線通信（設備規則第３条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及びローカル５Ｇの基地局の送信装置のうち、設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の６第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第９条の５に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

［注５　同左］

［三　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百七十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 ［1～14　略］ 15　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備 ［二　略］	一　［同上］ ［1～14　同上］ ［新設］ ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百七十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号へ、第四十九条の六の十第一項第一号へ及び第二項第一号へ、第四十九条の六の十三第一項第一号へ、第四十九条の二十九第一項第一号ホ並びに第四十九条の二十九の二第一項第一号ホの規定に基づき、令和六年総務省告示第二百七十八号（無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数の搬送波を使用するものを除く。）を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号。以下「無線局根本基準」という。）第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を除く。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信は、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であって、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステムの基地局（無線局根本基準第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局を除く。）の免許人を提供主体とする電気通信業務の用に供するものとする。	シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号。以下「無線局根本基準」という。）第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を除く。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信は、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であって、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局を除く。）の免許人を提供主体とする電気通信業務の用に供するものとする。

その他告示

○外務省告示第二百三十九号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失つた。

令和八年七月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

旅券番号	発行年月日	失効年月日
ＭＵ7349974	2018/ 3/15	2023/ 3/15
ＭＪ1571792	2022/ 6/23	2026/ 6/ 1
ＭＪ1578301	2022/ 7/29	2026/ 6/ 1
ＭＪ1582352	2022/ 5/30	2026/ 6/ 1
ＭＪ2085501	2023/ 5/25	2026/ 6/ 1
ＭＪ2175237	2023/ 6/ 2	2026/ 6/ 1
ＭＪ3333392	2024/ 4/ 9	2026/ 6/ 1
ＭＪ3805897	2024/ 8/15	2026/ 6/ 1
ＭＪ3877575	2024/ 8/21	2026/ 6/ 1
ＭＪ4206700	2025/ 2/17	2026/ 6/ 1
ＭＪ4311091	2025/ 1/20	2026/ 6/ 1
ＭＶ1377769	2026/ 3/ 4	2026/ 6/ 1
ＴＭ0045778	2025/ 3/27	2026/ 6/ 1
ＴＭ0194080	2025/ 4/21	2026/ 6/ 1
ＴＭ0600179	2025/ 7/25	2026/ 6/ 1
ＴＭ1413603	2025/10/16	2026/ 6/ 1
ＴＭ1463563	2025/11/26	2026/ 6/ 1
ＴＭ1481340	2025/12/17	2026/ 6/ 1
ＴＭ1653404	2025/11/17	2026/ 6/ 1
ＴＭ2320262	2026/ 3/12	2026/ 6/ 1
ＴＭ2432341	2026/ 3/31	2026/ 6/ 1
ＴＭ2467210	2026/ 4/ 7	2026/ 6/ 1
ＴＲ3326170	2016/ 6/ 2	2026/ 6/ 1
ＴＲ6394005	2016/ 8/ 2	2026/ 6/ 1
ＴＲ6511693	2016/ 8/16	2026/ 6/ 1
ＴＲ6909723	2016/10/14	2026/ 6/ 1
ＴＲ6930860	2016/10/18	2026/ 6/ 1
ＴＲ7221139	2016/12/ 9	2026/ 6/ 1
ＴＲ7326667	2017/ 1/ 6	2026/ 6/ 1
ＴＲ7330007	2017/ 1/ 5	2026/ 6/ 1
ＴＲ7332728	2017/ 1/ 5	2026/ 6/ 1
ＴＲ7572355	2017/ 2/ 7	2026/ 6/ 1
ＴＲ7687466	2017/ 2/27	2026/ 6/ 1
ＴＲ7804644	2017/ 3/ 6	2026/ 6/ 1
ＴＲ8042502	2017/ 4/20	2026/ 6/ 1
ＴＲ8174570	2017/ 5/ 2	2026/ 6/ 1
ＴＲ8202901	2017/ 5/ 1	2026/ 6/ 1
ＴＲ8228270	2017/ 5/ 2	2026/ 6/ 1
ＴＲ8714621	2017/ 7/19	2026/ 6/ 1
ＴＲ8782420	2017/ 7/24	2026/ 6/ 1
ＴＲ8919518	2017/ 8/14	2026/ 6/ 1
ＴＲ8937335	2017/ 8/14	2026/ 6/ 1
ＴＲ9571847	2017/11/21	2026/ 6/ 1
ＴＲ9710788	2017/12/14	2026/ 6/ 1
ＴＲ9731289	2017/12/20	2026/ 6/ 1
ＴＲ9781984	2018/ 1/ 9	2026/ 6/ 1
ＴＳ0063472	2018/ 2/ 6	2026/ 6/ 1
ＴＳ0115345	2018/ 2/16	2026/ 6/ 1
ＴＳ0362259	2018/ 3/16	2026/ 6/ 1
ＴＳ0449160	2018/ 4/ 4	2026/ 6/ 1
ＴＳ0511657	2018/ 4/18	2026/ 6/ 1
ＴＳ0602866	2018/ 4/23	2026/ 6/ 1
ＴＳ0796920	2018/ 5/10	2026/ 6/ 1
ＴＳ0874185	2018/ 5/24	2026/ 6/ 1
ＴＳ0889745	2018/ 6/12	2026/ 6/ 1
ＴＳ1139435	2018/ 7/ 3	2026/ 6/ 1
ＴＳ1662583	2018/ 8/30	2026/ 6/ 1
ＴＳ2181221	2018/11/29	2026/ 6/ 1
ＴＳ2347634	2019/ 1/ 9	2026/ 6/ 1
ＴＳ2406228	2019/ 1/10	2026/ 6/ 1
ＴＳ2605481	2020/ 2/ 5	2026/ 6/ 1
ＴＳ2634514	2019/ 1/30	2026/ 6/ 1
ＴＳ2950272	2019/ 3/14	2026/ 6/ 1
ＴＳ3049421	2019/ 3/20	2026/ 6/ 1
ＴＳ3168140	2019/ 4/ 1	2026/ 6/ 1
ＴＳ3523594	2019/ 5/21	2026/ 6/ 1
ＴＳ3523595	2019/ 5/21	2026/ 6/ 1
ＴＳ3696816	2019/ 6/19	2026/ 6/ 1
ＴＳ4497361	2019/ 9/30	2026/ 6/ 1
ＴＳ4547221	2019/10/ 8	2026/ 6/ 1
ＴＳ5016956	2019/12/20	2026/ 6/ 1
ＴＴ1105107	2020/ 2/19	2026/ 6/ 1
ＴＴ1120425	2020/ 3/ 2	2026/ 6/ 1
ＴＴ1675158	2021/ 3/ 2	2026/ 6/ 1
ＴＴ2042048	2022/ 2/18	2026/ 6/ 1
ＴＴ2159490	2022/ 5/31	2026/ 6/ 1
ＴＴ2273550	2022/ 6/ 7	2026/ 6/ 1
ＴＴ2406910	2022/ 8/12	2026/ 6/ 1
ＴＴ2885826	2023/ 1/31	2026/ 6/ 1
ＴＴ3738816	2023/ 6/15	2026/ 6/ 1
ＴＴ4767443	2023/10/ 6	2026/ 6/ 1
ＴＴ4932991	2023/11/ 9	2026/ 6/ 1
ＴＴ5016818	2023/11/21	2026/ 6/ 1
ＴＴ5090084	2023/11/28	2026/ 6/ 1
ＴＴ5284869	2024/ 1/15	2026/ 6/ 1
ＴＴ5365580	2024/ 1/29	2026/ 6/ 1
ＴＴ5462802	2024/ 2/15	2026/ 6/ 1
ＴＴ5617984	2024/ 2/22	2026/ 6/ 1
ＴＴ5846793	2024/ 3/29	2026/ 6/ 1
ＴＴ5973744	2024/ 4/ 9	2026/ 6/ 1
ＴＴ6426093	2024/ 7/ 8	2026/ 6/ 1
ＴＴ6472028	2024/ 7/17	2026/ 6/ 1
ＴＴ6656120	2024/ 7/25	2026/ 6/ 1
ＴＴ6659355	2024/ 7/31	2026/ 6/ 1
ＴＴ6673847	2024/ 8/ 2	2026/ 6/ 1
ＴＴ7353072	2024/11/13	2026/ 6/ 1
ＴＴ8043025	2025/ 3/13	2026/ 6/ 1
ＴＺ1359356	2019/ 5/20	2026/ 6/ 1
ＭＪ1464352	2021/10/ 4	2026/ 6/ 2
ＭＪ1469707	2022/ 3/31	2026/ 6/ 2
ＭＪ1601180	2022/ 8/26	2026/ 6/ 2
ＭＪ1605993	2022/ 8/ 1	2026/ 6/ 2
ＭＪ1683195	2022/10/ 3	2026/ 6/ 2
ＭＪ1721246	2022/10/28	2026/ 6/ 2
ＭＪ1791122	2023/ 1/19	2026/ 6/ 2
ＭＪ2228240	2023/ 6/19	2026/ 6/ 2
ＭＪ2352519	2023/ 7/18	2026/ 6/ 2
ＭＪ2570628	2023/ 8/28	2026/ 6/ 2
ＭＪ2746695	2023/11/20	2026/ 6/ 2
ＭＪ2818041	2023/12/25	2026/ 6/ 2
ＭＪ2825795	2023/12/ 1	2026/ 6/ 2
ＭＪ2850537	2023/12/ 5	2026/ 6/ 2
ＭＪ3483962	2024/ 6/ 6	2026/ 6/ 2
ＭＪ3489410	2024/ 6/ 5	2026/ 6/ 2
ＭＪ3654772	2024/ 7/22	2026/ 6/ 2
ＭＪ3654773	2024/ 7/22	2026/ 6/ 2
ＭＪ3737830	2024/ 7/29	2026/ 6/ 2
ＭＪ4569734	2025/ 3/26	2026/ 6/ 2
ＭＶ1647807	2026/ 5/18	2026/ 6/ 2
ＴＭ0054284	2025/ 3/28	2026/ 6/ 2
ＴＭ0414366	2025/ 5/26	2026/ 6/ 2
ＴＭ0990173	2025/ 8/ 8	2026/ 6/ 2
ＴＭ1059948	2025/ 8/18	2026/ 6/ 2
ＴＭ1183452	2025/ 9/ 5	2026/ 6/ 2
ＴＭ1235204	2025/11/ 4	2026/ 6/ 2
ＴＭ1322240	2025/ 9/30	2026/ 6/ 2
ＴＭ1359308	2025/10/ 6	2026/ 6/ 2
ＴＭ1376476	2025/10/ 9	2026/ 6/ 2
ＴＭ2389742	2026/ 3/19	2026/ 6/ 2
ＴＭ2456700	2026/ 4/ 3	2026/ 6/ 2
ＴＭ2531768	2026/ 4/17	2026/ 6/ 2
ＴＭ2718730	2026/ 5/ 8	2026/ 6/ 2
ＴＲ3495508	2016/ 7/ 7	2026/ 6/ 2
ＴＲ6718837	2016/ 9/13	2026/ 6/ 2
ＴＲ6862538	2016/10/14	2026/ 6/ 2
ＴＲ7114231	2016/12/12	2026/ 6/ 2
ＴＲ7344530	2017/ 1/10	2026/ 6/ 2
ＴＲ7347214	2016/12/22	2026/ 6/ 2
ＴＲ7752352	2017/ 2/23	2026/ 6/ 2
ＴＲ8149050	2017/ 4/20	2026/ 6/ 2
ＴＲ8342408	2017/ 5/23	2026/ 6/ 2
ＴＲ8450251	2017/ 6/15	2026/ 6/ 2
ＴＲ8516219	2017/ 6/23	2026/ 6/ 2
ＴＲ8958832	2017/ 8/28	2026/ 6/ 2
ＴＲ9059613	2017/ 9/ 5	2026/ 6/ 2
ＴＲ9469613	2017/11/13	2026/ 6/ 2
ＴＲ9812809	2017/12/28	2026/ 6/ 2
ＴＳ0026681	2018/ 2/15	2026/ 6/ 2
ＴＳ0400532	2018/ 4/ 4	2026/ 6/ 2
ＴＳ0835413	2018/ 5/16	2026/ 6/ 2
ＴＳ0930270	2018/ 6/ 8	2026/ 6/ 2
ＴＳ1057506	2018/ 6/22	2026/ 6/ 2
ＴＳ1268338	2018/ 7/18	2026/ 6/ 2
ＴＳ1282524	2018/ 7/27	2026/ 6/ 2
ＴＳ1415007	2018/ 8/13	2026/ 6/ 2
ＴＳ1469384	2018/ 8/20	2026/ 6/ 2
ＴＳ1507935	2018/ 8/20	2026/ 6/ 2
ＴＳ1540832	2018/ 8/17	2026/ 6/ 2
ＴＳ1720384	2018/ 9/20	2026/ 6/ 2
ＴＳ1838605	2018/10/12	2026/ 6/ 2
ＴＳ1943171	2018/10/23	2026/ 6/ 2
ＴＳ2418893	2019/ 1/10	2026/ 6/ 2
ＴＳ2434625	2019/ 1/ 9	2026/ 6/ 2
ＴＳ2483250	2019/ 1/16	2026/ 6/ 2
ＴＳ2532310	2019/ 1/22	2026/ 6/ 2
ＴＳ2893188	2019/ 3/12	2026/ 6/ 2
ＴＳ3046575	2019/ 3/18	2026/ 6/ 2

ＴＳ3480618	2019/ 5/21	2026/ 6/ 2	ＭＶ0254864	2025/ 5/29	2026/ 6/ 3	ＴＳ2557558	2019/ 1/ 9	2026/ 6/ 3	ＭＪ2777992	2023/11/ 2	2026/ 6/ 4
ＴＳ3566096	2019/ 6/ 4	2026/ 6/ 2	ＭＶ0894349	2025/10/ 8	2026/ 6/ 3	ＴＳ2667392	2019/ 2/ 4	2026/ 6/ 3	ＭＪ3696621	2024/ 6/26	2026/ 6/ 4
ＴＳ4215432	2019/ 8/22	2026/ 6/ 2	ＭＶ1295177	2026/ 2/17	2026/ 6/ 3	ＴＳ2699500	2019/ 2/15	2026/ 6/ 3	ＭＪ3750750	2024/ 7/31	2026/ 6/ 4
ＴＳ4748141	2019/11/ 7	2026/ 6/ 2	ＭＶ1295178	2026/ 2/17	2026/ 6/ 3	ＴＳ3114854	2019/ 4/ 2	2026/ 6/ 3	ＭＪ4329796	2025/ 2/27	2026/ 6/ 4
ＴＳ4834913	2019/11/25	2026/ 6/ 2	ＭＶ1594810	2026/ 5/ 1	2026/ 6/ 3	ＴＳ3286347	2019/ 4/18	2026/ 6/ 3	ＭＶ0065362	2025/ 5/ 9	2026/ 6/ 4
ＴＳ5251680	2020/ 1/23	2026/ 6/ 2	ＭＺ2098142	2022/ 8/19	2026/ 6/ 3	ＴＳ3310137	2019/ 4/25	2026/ 6/ 3	ＭＶ0226257	2025/ 5/23	2026/ 6/ 4
ＴＴ1636965	2020/10/16	2026/ 6/ 2	ＭＺ2128171	2022/ 6/29	2026/ 6/ 3	ＴＳ4223075	2019/ 8/14	2026/ 6/ 3	ＭＶ0477660	2025/ 6/27	2026/ 6/ 4
ＴＴ1641223	2021/ 4/ 7	2026/ 6/ 2	ＴＭ0424946	2025/ 6/10	2026/ 6/ 3	ＴＳ4550744	2019/10/ 2	2026/ 6/ 3	ＭＶ1226149	2026/ 1/26	2026/ 6/ 4
ＴＴ1953087	2021/12/22	2026/ 6/ 2	ＴＭ0582214	2025/ 6/18	2026/ 6/ 3	ＴＳ4705190	2019/10/30	2026/ 6/ 3	ＭＶ1331567	2026/ 2/19	2026/ 6/ 4
ＴＴ2162946	2022/ 4/14	2026/ 6/ 2	ＴＭ0635870	2025/ 6/24	2026/ 6/ 3	ＴＴ1103244	2020/ 2/27	2026/ 6/ 3	ＭＶ1430145	2026/ 3/11	2026/ 6/ 4
ＴＴ2320356	2022/ 7/ 5	2026/ 6/ 2	ＴＭ1060556	2025/ 8/19	2026/ 6/ 3	ＴＴ1276258	2020/ 3/25	2026/ 6/ 3	ＭＺ2066982	2021/12/ 7	2026/ 6/ 4
ＴＴ2529896	2022/10/11	2026/ 6/ 2	ＴＭ1612676	2025/11/14	2026/ 6/ 3	ＴＴ1711670	2021/ 2/19	2026/ 6/ 3	ＴＭ0106624	2025/ 4/16	2026/ 6/ 4
ＴＴ3184839	2023/ 3/10	2026/ 6/ 2	ＴＭ1911766	2025/12/11	2026/ 6/ 3	ＴＴ1717281	2021/ 6/17	2026/ 6/ 3	ＴＭ0173178	2025/ 4/30	2026/ 6/ 4
ＴＴ3407006	2023/ 4/24	2026/ 6/ 2	ＴＭ2158839	2026/ 2/18	2026/ 6/ 3	ＴＴ1740672	2021/ 7/ 2	2026/ 6/ 3	ＴＭ0319428	2025/ 5/21	2026/ 6/ 4
ＴＴ3886182	2023/ 7/ 5	2026/ 6/ 2	ＴＭ2529623	2026/ 4/30	2026/ 6/ 3	ＴＴ1748237	2021/ 6/ 9	2026/ 6/ 3	ＴＭ0601273	2025/ 7/28	2026/ 6/ 4
ＴＴ4352324	2023/ 8/23	2026/ 6/ 2	ＴＲ3508219	2016/ 7/ 7	2026/ 6/ 3	ＴＴ2083898	2022/ 2/28	2026/ 6/ 3	ＴＭ0781747	2025/ 7/16	2026/ 6/ 4
ＴＴ4375089	2023/ 8/25	2026/ 6/ 2	ＴＲ6429675	2016/ 7/29	2026/ 6/ 3	ＴＴ2402996	2022/ 7/25	2026/ 6/ 3	ＴＭ1115230	2025/ 8/28	2026/ 6/ 4
ＴＴ4477690	2023/ 8/31	2026/ 6/ 2	ＴＲ6430584	2016/ 8/ 4	2026/ 6/ 3	ＴＴ2453594	2022/ 9/ 9	2026/ 6/ 3	ＴＭ2286680	2026/ 3/13	2026/ 6/ 4
ＴＴ4555277	2023/10/ 2	2026/ 6/ 2	ＴＲ6767983	2016/ 9/26	2026/ 6/ 3	ＴＴ2460666	2022/ 8/22	2026/ 6/ 3	ＴＭ2321907	2026/ 3/12	2026/ 6/ 4
ＴＴ4880202	2023/11/ 6	2026/ 6/ 2	ＴＲ6944924	2016/11/ 7	2026/ 6/ 3	ＴＴ2574584	2022/10/14	2026/ 6/ 3	ＴＭ2551541	2026/ 5/14	2026/ 6/ 4
ＴＴ5486836	2024/ 2/29	2026/ 6/ 2	ＴＲ6974768	2016/10/26	2026/ 6/ 3	ＴＴ2773114	2022/11/24	2026/ 6/ 3	ＴＲ3408110	2016/ 6/24	2026/ 6/ 4
ＴＴ5644852	2024/ 3/14	2026/ 6/ 2	ＴＲ7085494	2016/11/17	2026/ 6/ 3	ＴＴ2976614	2023/ 1/27	2026/ 6/ 3	ＴＲ6337922	2016/ 7/19	2026/ 6/ 4
ＴＴ5644940	2024/ 3/14	2026/ 6/ 2	ＴＲ7114752	2016/12/ 2	2026/ 6/ 3	ＴＴ3180151	2023/ 2/28	2026/ 6/ 3	ＴＲ6338267	2016/ 7/20	2026/ 6/ 4
ＴＴ5870533	2024/ 4/ 2	2026/ 6/ 2	ＴＲ7192028	2016/12/ 9	2026/ 6/ 3	ＴＴ3232700	2023/ 3/31	2026/ 6/ 3	ＴＲ6454292	2016/ 8/10	2026/ 6/ 4
ＴＴ6218235	2024/ 5/31	2026/ 6/ 2	ＴＲ8292809	2017/ 5/15	2026/ 6/ 3	ＴＴ3705966	2023/ 5/29	2026/ 6/ 3	ＴＲ6589048	2016/ 8/26	2026/ 6/ 4
ＴＴ6375110	2024/ 6/ 6	2026/ 6/ 2	ＴＲ8329122	2017/ 5/12	2026/ 6/ 3	ＴＴ3879762	2023/ 6/28	2026/ 6/ 3	ＴＲ6811554	2016/10/ 6	2026/ 6/ 4
ＴＴ6988650	2024/ 8/25	2026/ 6/ 2	ＴＲ8351396	2017/ 5/18	2026/ 6/ 3	ＴＴ5008690	2023/11/21	2026/ 6/ 3	ＴＲ7240791	2016/12/13	2026/ 6/ 4
ＴＴ7153283	2024/10/ 8	2026/ 6/ 2	ＴＲ8616624	2017/ 7/ 7	2026/ 6/ 3	ＴＴ5115363	2024/ 1/10	2026/ 6/ 3	ＴＲ7263405	2016/12/12	2026/ 6/ 4
ＴＴ7450194	2024/11/29	2026/ 6/ 2	ＴＲ9251510	2017/ 9/29	2026/ 6/ 3	ＴＴ5247933	2024/ 1/12	2026/ 6/ 3	ＴＲ7379615	2017/ 1/16	2026/ 6/ 4
ＴＺ1204975	2017/ 5/18	2026/ 6/ 2	ＴＲ9512657	2017/11/21	2026/ 6/ 3	ＴＴ5290808	2024/ 1/23	2026/ 6/ 3	ＴＲ8231690	2017/ 5/ 9	2026/ 6/ 4
ＴＺ2070413	2021/ 6/25	2026/ 6/ 2	ＴＳ0031039	2018/ 1/30	2026/ 6/ 3	ＴＴ5879903	2024/ 5/ 9	2026/ 6/ 3	ＴＲ8306577	2017/ 5/22	2026/ 6/ 4
ＭＪ1333167	2021/ 7/16	2026/ 6/ 3	ＴＳ0349684	2018/ 3/12	2026/ 6/ 3	ＴＴ6379887	2024/ 6/18	2026/ 6/ 3	ＴＲ8319463	2017/ 5/17	2026/ 6/ 4
ＭＪ1451744	2021/ 9/21	2026/ 6/ 3	ＴＳ0357418	2018/ 3/23	2026/ 6/ 3	ＴＴ6785877	2024/ 8/22	2026/ 6/ 3	ＴＲ8645750	2017/ 7/18	2026/ 6/ 4
ＭＪ1468642	2022/ 1/21	2026/ 6/ 3	ＴＳ0407103	2018/ 3/30	2026/ 6/ 3	ＴＴ7306256	2024/11/ 7	2026/ 6/ 3	ＴＲ8773102	2017/ 7/28	2026/ 6/ 4
ＭＪ2164849	2023/ 5/26	2026/ 6/ 3	ＴＳ0777977	2018/ 5/22	2026/ 6/ 3	ＴＺ1290759	2018/12/26	2026/ 6/ 3	ＴＲ8828897	2017/ 8/ 7	2026/ 6/ 4
ＭＪ2279279	2023/ 6/20	2026/ 6/ 3	ＴＳ1016811	2018/ 6/18	2026/ 6/ 3	ＭＪ1435727	2021/12/ 6	2026/ 6/ 4	ＴＲ8880177	2017/ 8/15	2026/ 6/ 4
ＭＪ3057100	2024/ 2/27	2026/ 6/ 3	ＴＳ1390480	2018/ 8/ 8	2026/ 6/ 3	ＭＪ1506413	2022/ 8/18	2026/ 6/ 4	ＴＲ9380673	2017/10/19	2026/ 6/ 4
ＭＪ3319741	2024/ 5/ 9	2026/ 6/ 3	ＴＳ1494224	2018/ 8/21	2026/ 6/ 3	ＭＪ1530766	2022/ 4/ 1	2026/ 6/ 4	ＴＲ9528977	2017/11/28	2026/ 6/ 4
ＭＪ3319742	2024/ 5/ 9	2026/ 6/ 3	ＴＳ1548877	2018/ 8/27	2026/ 6/ 3	ＭＪ1912344	2023/ 4/ 7	2026/ 6/ 4	ＴＲ9564371	2017/12/ 1	2026/ 6/ 4
ＭＪ3709212	2024/ 7/ 2	2026/ 6/ 3	ＴＳ1626971	2018/ 8/24	2026/ 6/ 3	ＭＪ2069896	2023/ 4/25	2026/ 6/ 4	ＴＳ0243935	2018/ 3/ 2	2026/ 6/ 4
ＭＪ3767394	2024/ 7/23	2026/ 6/ 3	ＴＳ1763505	2018/ 9/27	2026/ 6/ 3	ＭＪ2141533	2023/ 5/19	2026/ 6/ 4	ＴＳ0298014	2018/ 3/15	2026/ 6/ 4
ＭＪ3890302	2024/ 8/23	2026/ 6/ 3	ＴＳ2300769	2018/12/20	2026/ 6/ 3	ＭＪ2201683	2023/ 6/ 6	2026/ 6/ 4	ＴＳ0700821	2018/ 5/ 7	2026/ 6/ 4
ＭＪ3919695	2024/ 9/19	2026/ 6/ 3	ＴＳ2340601	2018/12/21	2026/ 6/ 3	ＭＪ2439390	2023/ 8/ 4	2026/ 6/ 4	ＴＳ1227689	2018/ 7/23	2026/ 6/ 4
			ＴＳ2370837	2018/12/28	2026/ 6/ 3	ＭＪ2593059	2023/ 9/26	2026/ 6/ 4	ＴＳ1733464	2018/ 9/20	2026/ 6/ 4

ＴＳ2627459	2019/ 1/24	2026/ 6/ 4	ＭＪ1857063	2023/ 3/16	2026/ 6/ 5	ＴＳ1894334	2018/10/18	2026/ 6/ 5	ＭＪ2921688	2023/12/26	2026/ 6/ 8
ＴＳ2892658	2019/ 2/27	2026/ 6/ 4	ＭＪ2223053	2023/ 6/ 6	2026/ 6/ 5	ＴＳ2087958	2018/12/18	2026/ 6/ 5	ＭＪ3061008	2024/ 2/13	2026/ 6/ 8
ＴＳ3140590	2019/ 3/22	2026/ 6/ 4	ＭＪ2963324	2024/ 1/22	2026/ 6/ 5	ＴＳ2377664	2019/ 1/ 8	2026/ 6/ 5	ＭＪ3189179	2024/ 3/15	2026/ 6/ 8
ＴＳ3182956	2019/ 4/11	2026/ 6/ 4	ＭＪ3472570	2024/ 7/ 3	2026/ 6/ 5	ＴＳ2718940	2019/ 2/18	2026/ 6/ 5	ＭＪ3276365	2024/ 4/12	2026/ 6/ 8
ＴＳ3277828	2019/ 4/10	2026/ 6/ 4	ＭＪ3748085	2024/ 7/24	2026/ 6/ 5	ＴＳ2998936	2019/ 3/15	2026/ 6/ 5	ＭＪ4247005	2024/12/17	2026/ 6/ 8
ＴＳ3469643	2019/ 5/14	2026/ 6/ 4	ＭＪ3825661	2024/ 8/20	2026/ 6/ 5	ＴＳ3246864	2019/ 5/ 7	2026/ 6/ 5	ＭＶ0287478	2025/ 6/18	2026/ 6/ 8
ＴＳ3469644	2019/ 5/14	2026/ 6/ 4	ＭＪ4351084	2025/ 1/23	2026/ 6/ 5	ＴＳ3718659	2019/ 6/20	2026/ 6/ 5	ＭＶ0558105	2025/ 7/11	2026/ 6/ 8
ＴＳ3953094	2019/ 7/25	2026/ 6/ 4	ＭＪ4459448	2025/ 3/ 6	2026/ 6/ 5	ＴＳ3963259	2019/ 7/17	2026/ 6/ 5	ＭＶ0973954	2025/11/11	2026/ 6/ 8
ＴＳ4176521	2019/ 8/20	2026/ 6/ 4	ＭＪ4517056	2025/ 3/11	2026/ 6/ 5	ＴＳ4132680	2019/ 8/21	2026/ 6/ 5	ＭＶ1100849	2026/ 2/12	2026/ 6/ 8
ＴＳ4213466	2019/ 9/ 4	2026/ 6/ 4	ＭＶ0018252	2025/ 3/28	2026/ 6/ 5	ＴＳ4165845	2019/ 8/ 9	2026/ 6/ 5	ＭＶ1213886	2026/ 1/21	2026/ 6/ 8
ＴＳ4229940	2019/ 8/22	2026/ 6/ 4	ＭＶ0229402	2025/ 5/22	2026/ 6/ 5	ＴＳ4292925	2019/ 9/ 2	2026/ 6/ 5	ＭＶ1246432	2026/ 1/30	2026/ 6/ 8
ＴＳ4323359	2019/ 9/12	2026/ 6/ 4	ＭＶ1230899	2026/ 1/27	2026/ 6/ 5	ＴＳ4829134	2019/11/22	2026/ 6/ 5	ＭＶ1393652	2026/ 3/23	2026/ 6/ 8
ＴＳ4604574	2019/10/18	2026/ 6/ 4	ＭＺ2095053	2022/ 3/16	2026/ 6/ 5	ＴＳ4854272	2019/11/21	2026/ 6/ 5	ＭＺ2120739	2022/ 6/16	2026/ 6/ 8
ＴＳ5061922	2019/12/25	2026/ 6/ 4	ＭＺ2132086	2022/ 7/26	2026/ 6/ 5	ＴＴ1022014	2020/ 2/18	2026/ 6/ 5	ＴＭ0312064	2025/ 5/13	2026/ 6/ 8
ＴＳ5285870	2020/ 1/28	2026/ 6/ 4	ＭＺ2152764	2022/12/28	2026/ 6/ 5	ＴＴ1242534	2020/ 3/12	2026/ 6/ 5	ＴＭ0478760	2025/ 5/29	2026/ 6/ 8
ＴＴ1045834	2020/ 2/14	2026/ 6/ 4	ＴＭ0206031	2025/ 4/25	2026/ 6/ 5	ＴＴ1366106	2020/ 6/18	2026/ 6/ 5	ＴＭ0478761	2025/ 5/29	2026/ 6/ 8
ＴＴ1266257	2020/ 6/10	2026/ 6/ 4	ＴＭ0252145	2025/ 5/ 1	2026/ 6/ 5	ＴＴ1676797	2020/12/25	2026/ 6/ 5	ＴＭ1150175	2025/ 9/ 3	2026/ 6/ 8
ＴＴ2334354	2022/ 7/ 5	2026/ 6/ 4	ＴＭ0262065	2025/ 5/ 2	2026/ 6/ 5	ＴＴ2457966	2022/ 9/12	2026/ 6/ 5	ＴＭ1558770	2025/11/ 4	2026/ 6/ 8
ＴＴ2395688	2022/ 9/ 5	2026/ 6/ 4	ＴＭ1004511	2025/ 8/ 8	2026/ 6/ 5	ＴＴ2900394	2023/ 1/23	2026/ 6/ 5	ＴＭ1690642	2025/11/28	2026/ 6/ 8
ＴＴ2406573	2022/ 8/10	2026/ 6/ 4	ＴＭ1705289	2026/ 1/29	2026/ 6/ 5	ＴＴ3899486	2023/ 6/21	2026/ 6/ 5	ＴＭ2055766	2026/ 1/30	2026/ 6/ 8
ＴＴ2839818	2022/12/25	2026/ 6/ 4	ＴＭ2707350	2026/ 5/ 1	2026/ 6/ 5	ＴＴ3940825	2023/ 6/26	2026/ 6/ 5	ＴＭ2492183	2026/ 4/10	2026/ 6/ 8
ＴＴ3121356	2023/ 2/16	2026/ 6/ 4	ＴＲ6894992	2016/10/19	2026/ 6/ 5	ＴＴ4157296	2023/ 8/ 1	2026/ 6/ 5	ＴＭ2497877	2026/ 4/13	2026/ 6/ 8
ＴＴ3209571	2023/ 3/ 1	2026/ 6/ 4	ＴＲ7243956	2016/12/16	2026/ 6/ 5	ＴＴ4462237	2023/ 9/11	2026/ 6/ 5	ＴＲ3339303	2016/ 6/21	2026/ 6/ 8
ＴＴ3253387	2023/ 3/30	2026/ 6/ 4	ＴＲ7720216	2017/ 2/21	2026/ 6/ 5	ＴＴ4536616	2023/ 9/21	2026/ 6/ 5	ＴＲ6631282	2016/ 9/13	2026/ 6/ 8
ＴＴ3696862	2023/ 5/30	2026/ 6/ 4	ＴＲ7788666	2017/ 3/ 8	2026/ 6/ 5	ＴＴ4992852	2023/11/27	2026/ 6/ 5	ＴＲ6751181	2016/ 9/20	2026/ 6/ 8
ＴＴ3821891	2023/ 6/ 8	2026/ 6/ 4	ＴＲ7960480	2017/ 3/29	2026/ 6/ 5	ＴＴ5451260	2024/ 2/27	2026/ 6/ 5	ＴＲ7042758	2016/11/17	2026/ 6/ 8
ＴＴ3836574	2023/ 6/ 7	2026/ 6/ 4	ＴＲ7960481	2017/ 3/29	2026/ 6/ 5	ＴＴ5800569	2024/ 3/27	2026/ 6/ 5	ＴＲ7594808	2017/ 2/ 3	2026/ 6/ 8
ＴＴ5062881	2023/12/ 4	2026/ 6/ 4	ＴＲ8031389	2017/ 4/10	2026/ 6/ 5	ＴＴ5904564	2024/ 4/10	2026/ 6/ 5	ＴＲ7699979	2017/ 2/14	2026/ 6/ 8
ＴＴ5225780	2024/ 1/15	2026/ 6/ 4	ＴＲ8127136	2017/ 4/17	2026/ 6/ 5	ＴＴ6094199	2024/ 5/ 7	2026/ 6/ 5	ＴＲ8026298	2017/ 4/ 5	2026/ 6/ 8
ＴＴ5396999	2024/ 1/26	2026/ 6/ 4	ＴＲ8394069	2017/ 5/25	2026/ 6/ 5	ＴＴ7721850	2025/ 1/20	2026/ 6/ 5	ＴＲ8520140	2017/ 6/20	2026/ 6/ 8
ＴＴ5474374	2024/ 2/19	2026/ 6/ 4	ＴＲ8443042	2017/ 6/ 7	2026/ 6/ 5	ＴＴ7778810	2025/ 1/29	2026/ 6/ 5	ＴＲ8555717	2017/ 6/20	2026/ 6/ 8
ＴＴ5727275	2024/ 3/12	2026/ 6/ 4	ＴＲ8533232	2017/ 6/13	2026/ 6/ 5	ＴＴ8040327	2025/ 3/ 7	2026/ 6/ 5	ＴＲ8584223	2017/ 6/22	2026/ 6/ 8
ＴＴ5932853	2024/ 4/22	2026/ 6/ 4	ＴＲ8614411	2017/ 7/ 6	2026/ 6/ 5	ＴＺ1286096	2018/ 6/12	2026/ 6/ 5	ＴＲ8650223	2017/ 7/11	2026/ 6/ 8
ＴＴ6170361	2024/ 5/16	2026/ 6/ 4	ＴＲ8644275	2017/ 6/30	2026/ 6/ 5	ＴＺ2260919	2024/ 7/12	2026/ 6/ 5	ＴＲ9063205	2017/ 8/30	2026/ 6/ 8
ＴＴ6228781	2024/ 6/ 4	2026/ 6/ 4	ＴＳ0067891	2018/ 2/ 8	2026/ 6/ 5	ＭＪ1076974	2023/ 5/ 1	2026/ 6/ 8	ＴＲ9226091	2017/10/ 3	2026/ 6/ 8
ＴＴ6368541	2024/ 6/ 6	2026/ 6/ 4	ＴＳ0634562	2018/ 5/ 1	2026/ 6/ 5	ＭＪ1368998	2023/ 5/10	2026/ 6/ 8	ＴＲ9834134	2018/ 1/10	2026/ 6/ 8
ＴＴ7247624	2024/11/ 5	2026/ 6/ 4	ＴＳ0664695	2018/ 5/ 1	2026/ 6/ 5	ＭＪ1394874	2021/ 6/ 9	2026/ 6/ 8	ＴＲ9932036	2018/ 1/19	2026/ 6/ 8
ＴＴ7584842	2024/12/17	2026/ 6/ 4	ＴＳ0960808	2018/ 6/11	2026/ 6/ 5	ＭＪ1494706	2021/12/20	2026/ 6/ 8	ＴＳ0231105	2018/ 3/ 2	2026/ 6/ 8
ＴＴ7766345	2025/ 1/21	2026/ 6/ 4	ＴＳ1275493	2018/ 7/23	2026/ 6/ 5	ＭＪ1690777	2022/10/24	2026/ 6/ 8	ＴＳ0302020	2018/ 3/ 9	2026/ 6/ 8
ＴＺ1169145	2016/12/ 5	2026/ 6/ 4	ＴＳ1280583	2018/ 7/25	2026/ 6/ 5	ＭＪ1712286	2022/12/ 8	2026/ 6/ 8	ＴＳ0423433	2018/ 3/29	2026/ 6/ 8
ＴＺ1277302	2018/ 3/27	2026/ 6/ 4	ＴＳ1353560	2018/ 8/ 1	2026/ 6/ 5	ＭＪ1806011	2023/ 1/18	2026/ 6/ 8	ＴＳ0487773	2018/ 4/ 3	2026/ 6/ 8
ＴＺ2129912	2022/ 6/22	2026/ 6/ 4	ＴＳ1670208	2018/ 8/28	2026/ 6/ 5	ＭＪ1956872	2023/ 3/16	2026/ 6/ 8	ＴＳ0542272	2018/ 4/ 6	2026/ 6/ 8
ＭＪ1649312	2022/ 9/ 6	2026/ 6/ 5	ＴＳ1681904	2018/ 8/29	2026/ 6/ 5	ＭＪ2165650	2023/ 5/25	2026/ 6/ 8	ＴＳ0618642	2018/ 4/26	2026/ 6/ 8
ＭＪ1755387	2022/12/19	2026/ 6/ 5	ＴＳ1746149	2018/ 9/21	2026/ 6/ 5	ＭＪ2894889	2024/ 1/ 5	2026/ 6/ 8	ＴＳ0638607	2018/ 4/27	2026/ 6/ 8
									ＴＳ0718683	2018/ 5/31	2026/ 6/ 8

ＴＳ1491721	2018/ 8/31	2026/ 6/ 8
ＴＳ1541341	2018/ 8/22	2026/ 6/ 8
ＴＳ1719498	2018/ 9/20	2026/ 6/ 8
ＴＳ1836736	2018/10/11	2026/ 6/ 8
ＴＳ1903382	2018/10/19	2026/ 6/ 8
ＴＳ1981332	2018/10/24	2026/ 6/ 8
ＴＳ2004522	2018/10/29	2026/ 6/ 8
ＴＳ2467547	2019/ 1/18	2026/ 6/ 8
ＴＳ2626332	2019/ 1/23	2026/ 6/ 8
ＴＳ2826015	2019/ 2/25	2026/ 6/ 8
ＴＳ3043631	2019/ 3/27	2026/ 6/ 8
ＴＳ3256297	2019/ 4/18	2026/ 6/ 8
ＴＳ3433061	2019/ 5/20	2026/ 6/ 8
ＴＳ3678499	2019/ 6/11	2026/ 6/ 8
ＴＳ3888651	2019/ 7/10	2026/ 6/ 8
ＴＳ4495672	2019/ 9/26	2026/ 6/ 8
ＴＳ4557994	2019/10/10	2026/ 6/ 8
ＴＳ4714707	2019/10/31	2026/ 6/ 8
ＴＳ5144411	2020/ 1/ 8	2026/ 6/ 8
ＴＴ1014184	2020/ 2/17	2026/ 6/ 8
ＴＴ1133416	2020/ 3/ 4	2026/ 6/ 8
ＴＴ1368334	2020/ 5/20	2026/ 6/ 8
ＴＴ1519612	2020/ 9/25	2026/ 6/ 8
ＴＴ1720029	2021/ 4/21	2026/ 6/ 8
ＴＴ1863925	2021/ 8/ 2	2026/ 6/ 8
ＴＴ2384945	2022/ 7/25	2026/ 6/ 8
ＴＴ2543647	2022/ 9/21	2026/ 6/ 8
ＴＴ2639021	2022/11/ 7	2026/ 6/ 8
ＴＴ3175299	2023/ 2/28	2026/ 6/ 8
ＴＴ3838857	2023/ 6/15	2026/ 6/ 8
ＴＴ4063020	2023/ 7/10	2026/ 6/ 8
ＴＴ4201770	2023/ 8/14	2026/ 6/ 8
ＴＴ4489196	2023/ 9/20	2026/ 6/ 8
ＴＴ4589412	2023/10/ 3	2026/ 6/ 8
ＴＴ4653438	2023/ 9/29	2026/ 6/ 8
ＴＴ5010325	2023/11/28	2026/ 6/ 8
ＴＴ5087014	2023/12/ 4	2026/ 6/ 8
ＴＴ5208451	2023/12/22	2026/ 6/ 8
ＴＴ5523353	2024/ 2/ 5	2026/ 6/ 8
ＴＴ5643401	2024/ 3/15	2026/ 6/ 8
ＴＴ6211039	2024/ 5/27	2026/ 6/ 8
ＴＴ6330015	2024/ 6/13	2026/ 6/ 8
ＴＴ6563134	2024/ 7/30	2026/ 6/ 8
ＴＴ7677944	2025/ 1/ 9	2026/ 6/ 8
ＴＺ1268685	2018/ 4/10	2026/ 6/ 8
ＭＪ1076327	2023/ 1/18	2026/ 6/ 9
ＭＪ1134221	2022/ 4/ 6	2026/ 6/ 9
ＭＪ1484309	2021/12/15	2026/ 6/ 9
ＭＪ1759142	2023/ 1/16	2026/ 6/ 9
ＭＪ1778867	2022/12/20	2026/ 6/ 9
ＭＪ1811859	2023/ 1/25	2026/ 6/ 9
ＭＪ1815585	2023/ 1/26	2026/ 6/ 9
ＭＪ1856224	2023/ 2/20	2026/ 6/ 9
ＭＪ1890432	2023/ 2/21	2026/ 6/ 9
ＭＪ2196807	2023/ 5/25	2026/ 6/ 9
ＭＪ2258479	2023/ 6/26	2026/ 6/ 9
ＭＪ2457224	2023/ 8/ 8	2026/ 6/ 9
ＭＪ2720195	2023/12/ 7	2026/ 6/ 9
ＭＪ3001733	2024/ 2/ 7	2026/ 6/ 9
ＭＪ3142189	2024/ 3/14	2026/ 6/ 9
ＭＪ3242694	2024/ 3/25	2026/ 6/ 9
ＭＪ3256035	2024/ 4/ 9	2026/ 6/ 9
ＭＪ3276364	2024/ 4/12	2026/ 6/ 9
ＭＪ3279096	2024/ 3/26	2026/ 6/ 9
ＭＪ3582355	2024/ 5/29	2026/ 6/ 9
ＭＪ3675361	2024/ 7/12	2026/ 6/ 9
ＭＪ3975974	2024/ 9/19	2026/ 6/ 9
ＭＪ4098339	2024/10/25	2026/ 6/ 9
ＭＪ4221628	2024/12/ 9	2026/ 6/ 9
ＭＶ0526912	2025/ 8/14	2026/ 6/ 9
ＭＶ0721820	2025/ 8/15	2026/ 6/ 9
ＭＶ0792156	2025/ 9/ 5	2026/ 6/ 9
ＭＶ0867910	2025/ 9/30	2026/ 6/ 9
ＭＶ1083976	2025/12/ 8	2026/ 6/ 9
ＭＶ1167425	2026/ 1/13	2026/ 6/ 9
ＭＶ1264385	2026/ 2/ 4	2026/ 6/ 9
ＴＭ0216006	2025/ 5/ 9	2026/ 6/ 9
ＴＭ0243972	2025/ 4/28	2026/ 6/ 9
ＴＭ0346917	2025/ 5/16	2026/ 6/ 9
ＴＭ0385959	2025/ 5/22	2026/ 6/ 9
ＴＭ0462524	2025/ 5/28	2026/ 6/ 9
ＴＭ0651375	2025/ 6/25	2026/ 6/ 9
ＴＭ0698834	2025/ 7/ 2	2026/ 6/ 9
ＴＭ0938708	2025/10/20	2026/ 6/ 9
ＴＭ1675171	2025/11/26	2026/ 6/ 9
ＴＭ1715005	2025/11/28	2026/ 6/ 9
ＴＭ1981511	2026/ 1/ 5	2026/ 6/ 9
ＴＭ1990568	2026/ 1/21	2026/ 6/ 9
ＴＭ2482632	2026/ 4/ 9	2026/ 6/ 9
ＴＲ3390461	2016/ 6/17	2026/ 6/ 9
ＴＲ3395068	2016/ 6/14	2026/ 6/ 9
ＴＲ6265306	2016/ 6/30	2026/ 6/ 9
ＴＲ6339026	2016/ 7/27	2026/ 6/ 9
ＴＲ6375816	2016/ 7/29	2026/ 6/ 9
ＴＲ6472239	2016/ 8/18	2026/ 6/ 9
ＴＲ6496435	2016/ 8/22	2026/ 6/ 9
ＴＲ6803306	2016/ 9/27	2026/ 6/ 9
ＴＲ7479629	2017/ 1/ 6	2026/ 6/ 9
ＴＲ7984031	2017/ 4/ 3	2026/ 6/ 9
ＴＲ8376651	2017/ 5/24	2026/ 6/ 9
ＴＲ8788631	2017/ 7/31	2026/ 6/ 9
ＴＲ8803210	2017/ 7/24	2026/ 6/ 9
ＴＲ9244851	2017/ 9/26	2026/ 6/ 9
ＴＲ9251041	2017/ 9/26	2026/ 6/ 9
ＴＲ9265456	2017/10/ 6	2026/ 6/ 9
ＴＲ9722855	2017/12/15	2026/ 6/ 9
ＴＲ9731727	2017/12/21	2026/ 6/ 9
ＴＲ9770580	2017/12/26	2026/ 6/ 9
ＴＳ0002387	2018/ 1/25	2026/ 6/ 9
ＴＳ0036050	2018/ 1/30	2026/ 6/ 9
ＴＳ0534033	2018/ 4/11	2026/ 6/ 9
ＴＳ0594016	2018/ 4/11	2026/ 6/ 9
ＴＳ0671685	2018/ 4/27	2026/ 6/ 9
ＴＳ0735417	2018/ 5/24	2026/ 6/ 9
ＴＳ1088468	2018/ 6/24	2026/ 6/ 9
ＴＳ1588255	2018/ 8/27	2026/ 6/ 9
ＴＳ1709845	2018/ 9/ 6	2026/ 6/ 9
ＴＳ2101306	2018/11/19	2026/ 6/ 9
ＴＳ2433661	2018/12/28	2026/ 6/ 9
ＴＳ3156773	2019/ 4/ 4	2026/ 6/ 9
ＴＳ3218029	2019/ 4/10	2026/ 6/ 9
ＴＳ3503735	2019/ 5/23	2026/ 6/ 9
ＴＳ3652338	2019/ 6/18	2026/ 6/ 9
ＴＳ3728394	2019/ 6/13	2026/ 6/ 9
ＴＳ4004045	2019/ 7/23	2026/ 6/ 9
ＴＳ4303958	2019/ 8/21	2026/ 6/ 9
ＴＳ4563614	2019/10/ 9	2026/ 6/ 9
ＴＳ4602629	2019/10/ 3	2026/ 6/ 9
ＴＳ4741902	2019/11/ 5	2026/ 6/ 9
ＴＳ4872257	2019/11/27	2026/ 6/ 9
ＴＳ5088173	2019/12/25	2026/ 6/ 9
ＴＳ5281110	2020/ 1/23	2026/ 6/ 9
ＴＴ1194220	2020/ 4/ 2	2026/ 6/ 9
ＴＴ1351021	2020/ 6/ 8	2026/ 6/ 9
ＴＴ2099012	2022/ 3/16	2026/ 6/ 9
ＴＴ2293372	2022/ 7/12	2026/ 6/ 9
ＴＴ2414971	2022/ 8/ 8	2026/ 6/ 9
ＴＴ2454793	2022/10/ 4	2026/ 6/ 9
ＴＴ2800920	2022/12/12	2026/ 6/ 9
ＴＴ3005893	2023/ 1/25	2026/ 6/ 9
ＴＴ3306206	2023/ 4/ 5	2026/ 6/ 9
ＴＴ3591319	2023/ 5/17	2026/ 6/ 9
ＴＴ3652546	2023/ 6/ 6	2026/ 6/ 9
ＴＴ3892781	2023/ 7/ 6	2026/ 6/ 9
ＴＴ4657632	2023/10/11	2026/ 6/ 9
ＴＴ4703916	2023/10/ 5	2026/ 6/ 9
ＴＴ5003532	2023/12/ 7	2026/ 6/ 9
ＴＴ5355519	2024/ 1/15	2026/ 6/ 9
ＴＴ5481193	2024/ 2/21	2026/ 6/ 9
ＴＴ5940520	2024/ 4/26	2026/ 6/ 9
ＴＴ6617184	2024/ 7/17	2026/ 6/ 9
ＴＴ6838853	2024/ 9/ 5	2026/ 6/ 9
ＴＴ7018590	2024/ 9/17	2026/ 6/ 9
ＴＴ7032877	2024/10/ 1	2026/ 6/ 9
ＴＴ7627676	2025/ 1/20	2026/ 6/ 9
ＴＴ7817175	2025/ 1/27	2026/ 6/ 9
ＴＺ2068699	2021/ 3/12	2026/ 6/ 9
ＭＪ1189340	2021/ 8/ 6	2026/ 6/10
ＭＪ1474801	2021/10/ 5	2026/ 6/10
ＭＪ1573357	2022/ 7/15	2026/ 6/10
ＭＪ1972079	2023/ 3/30	2026/ 6/10
ＭＪ2175621	2023/ 6/ 5	2026/ 6/10
ＭＪ2187042	2023/ 5/30	2026/ 6/10
ＭＪ2475986	2023/ 8/16	2026/ 6/10
ＭＪ2598246	2023/ 9/ 1	2026/ 6/10
ＭＪ2710547	2023/11/22	2026/ 6/10
ＭＪ2845700	2023/12/14	2026/ 6/10
ＭＪ2945010	2024/ 1/18	2026/ 6/10
ＭＪ3052913	2024/ 2/19	2026/ 6/10
ＭＪ3679461	2024/ 7/18	2026/ 6/10
ＭＪ3718139	2024/ 7/16	2026/ 6/10
ＭＪ3848550	2024/ 8/ 9	2026/ 6/10
ＭＪ3899687	2024/ 9/ 9	2026/ 6/10
ＭＪ4170940	2024/12/25	2026/ 6/10
ＭＪ4195917	2024/12/12	2026/ 6/10
ＭＪ4244353	2024/12/ 6	2026/ 6/10
ＭＪ4334986	2025/ 1/29	2026/ 6/10

ＭＪ4389754	2025/ 1/27	2026/ 6/10	ＴＴ2425481	2022/ 8/ 9	2026/ 6/10	ＭＶ1637194	2026/ 5/21	2026/ 6/11	ＴＳ4110048	2019/ 8/ 5	2026/ 6/11
ＭＪ4473358	2025/ 2/20	2026/ 6/10	ＴＴ2558453	2022/11/14	2026/ 6/10	ＴＭ0364116	2025/ 6/ 5	2026/ 6/11	ＴＳ4794734	2019/11/22	2026/ 6/11
ＭＶ1305123	2026/ 2/12	2026/ 6/10	ＴＴ2609512	2022/11/ 8	2026/ 6/10	ＴＭ1134884	2025/ 8/29	2026/ 6/11	ＴＴ1362933	2020/ 6/25	2026/ 6/11
ＭＺ2085104	2022/ 1/26	2026/ 6/10	ＴＴ2869531	2023/ 1/13	2026/ 6/10	ＴＭ1170136	2025/ 9/ 9	2026/ 6/11	ＴＴ1384278	2020/ 8/21	2026/ 6/11
ＴＭ0309552	2025/ 5/12	2026/ 6/10	ＴＴ3366282	2023/ 4/11	2026/ 6/10	ＴＭ1921515	2025/12/12	2026/ 6/11	ＴＴ1466169	2022/ 8/ 8	2026/ 6/11
ＴＭ0384183	2025/ 5/20	2026/ 6/10	ＴＴ3400845	2023/ 4/11	2026/ 6/10	ＴＭ2455812	2026/ 4/ 3	2026/ 6/11	ＴＴ1743595	2021/ 4/ 2	2026/ 6/11
ＴＭ1746179	2025/12/ 5	2026/ 6/10	ＴＴ3402862	2023/ 4/17	2026/ 6/10	ＴＭ2502989	2026/ 4/14	2026/ 6/11	ＴＴ1994125	2021/11/24	2026/ 6/11
ＴＭ2336181	2026/ 3/17	2026/ 6/10	ＴＴ3495832	2023/ 5/10	2026/ 6/10	ＴＲ3503872	2016/ 7/ 6	2026/ 6/11	ＴＴ2276163	2022/ 6/16	2026/ 6/11
ＴＭ2412685	2026/ 3/27	2026/ 6/10	ＴＴ4057312	2023/ 7/11	2026/ 6/10	ＴＲ3506771	2016/ 6/28	2026/ 6/11	ＴＴ2335557	2022/ 7/19	2026/ 6/11
ＴＲ6324528	2016/ 7/19	2026/ 6/10	ＴＴ4782368	2023/10/20	2026/ 6/10	ＴＲ7157299	2016/11/29	2026/ 6/11	ＴＴ2930370	2023/ 1/13	2026/ 6/11
ＴＲ6398180	2016/ 7/26	2026/ 6/10	ＴＴ4821901	2023/10/23	2026/ 6/10	ＴＲ7554275	2017/ 2/ 9	2026/ 6/11	ＴＴ3441922	2023/ 4/13	2026/ 6/11
ＴＲ6517441	2016/ 8/16	2026/ 6/10	ＴＴ5024274	2023/11/28	2026/ 6/10	ＴＲ7656469	2017/ 2/15	2026/ 6/11	ＴＴ3880574	2023/ 6/29	2026/ 6/11
ＴＲ6584070	2016/ 8/17	2026/ 6/10	ＴＴ5208699	2023/12/23	2026/ 6/10	ＴＲ8242912	2017/ 5/ 9	2026/ 6/11	ＴＴ4183729	2023/ 8/21	2026/ 6/11
ＴＲ6727940	2016/ 9/16	2026/ 6/10	ＴＴ5212153	2023/12/28	2026/ 6/10	ＴＲ8383589	2017/ 5/30	2026/ 6/11	ＴＴ4668298	2023/ 9/25	2026/ 6/11
ＴＲ6791466	2016/ 9/28	2026/ 6/10	ＴＴ5438940	2024/ 2/ 1	2026/ 6/10	ＴＲ8959358	2017/ 8/15	2026/ 6/11	ＴＴ5102340	2023/11/29	2026/ 6/11
ＴＲ6942110	2016/10/28	2026/ 6/10	ＴＴ5633743	2024/ 3/18	2026/ 6/10	ＴＲ9016315	2017/ 9/ 8	2026/ 6/11	ＴＴ5229972	2024/ 1/10	2026/ 6/11
ＴＲ7225105	2016/12/16	2026/ 6/10	ＴＴ5888011	2024/ 4/ 1	2026/ 6/10	ＴＲ9201034	2017/ 9/19	2026/ 6/11	ＴＴ5311142	2024/ 2/21	2026/ 6/11
ＴＲ7232256	2016/12/12	2026/ 6/10	ＴＴ6145130	2024/ 5/10	2026/ 6/10	ＴＲ9397739	2017/10/18	2026/ 6/11	ＴＴ5435444	2024/ 2/16	2026/ 6/11
ＴＲ7314341	2016/12/26	2026/ 6/10	ＴＴ6288289	2024/ 6/21	2026/ 6/10	ＴＲ9576564	2017/12/ 1	2026/ 6/11	ＴＴ5586736	2024/ 3/ 5	2026/ 6/11
ＴＲ7621297	2017/ 2/ 3	2026/ 6/10	ＴＴ6642821	2024/ 7/24	2026/ 6/10	ＴＲ9642707	2017/12/ 5	2026/ 6/11	ＴＴ5615950	2024/ 2/16	2026/ 6/11
ＴＲ7666977	2017/ 2/16	2026/ 6/10	ＴＴ7231618	2024/10/23	2026/ 6/10	ＴＲ9763835	2017/12/25	2026/ 6/11	ＴＴ6740831	2024/ 8/13	2026/ 6/11
ＴＲ8099290	2017/ 4/13	2026/ 6/10	ＴＴ7689827	2025/ 1/16	2026/ 6/10	ＴＳ0103094	2018/ 2/15	2026/ 6/11	ＴＴ6899593	2024/ 9/12	2026/ 6/11
ＴＲ8829435	2017/ 8/ 8	2026/ 6/10	ＴＴ8111895	2025/ 3/ 6	2026/ 6/10	ＴＳ0421414	2018/ 3/27	2026/ 6/11	ＴＴ7145772	2024/10/ 1	2026/ 6/11
ＴＲ9105839	2017/ 8/31	2026/ 6/10	ＴＺ1200273	2017/ 4/14	2026/ 6/10	ＴＳ0579675	2018/ 4/18	2026/ 6/11	ＴＴ7289536	2024/11/18	2026/ 6/11
ＴＲ9637905	2017/11/29	2026/ 6/10	ＴＺ2045032	2020/10/15	2026/ 6/10	ＴＳ0660822	2018/ 4/23	2026/ 6/11	ＴＴ8174015	2025/ 3/27	2026/ 6/11
ＴＲ9820079	2018/ 1/15	2026/ 6/10	ＴＺ2183140	2023/ 5/23	2026/ 6/10	ＴＳ0817424	2018/ 5/10	2026/ 6/11	ＴＺ1352210	2019/ 7/ 2	2026/ 6/11
ＴＲ9956765	2018/ 1/19	2026/ 6/10	ＴＺ2271161	2024/10/22	2026/ 6/10	ＴＳ0844419	2018/ 5/25	2026/ 6/11	ＴＺ1354864	2019/ 4/18	2026/ 6/11
ＴＳ0617256	2018/ 4/11	2026/ 6/10	ＴＺ2283999	2025/ 2/19	2026/ 6/10	ＴＳ0979856	2018/ 6/ 8	2026/ 6/11	ＴＺ2214612	2023/11/14	2026/ 6/11
ＴＳ1342387	2018/ 8/ 2	2026/ 6/10	ＴＺ2285866	2024/12/23	2026/ 6/10	ＴＳ1294670	2018/ 7/27	2026/ 6/11	ＴＺ2256149	2024/11/ 4	2026/ 6/11
ＴＳ1889357	2018/10/11	2026/ 6/10	ＭＪ1330467	2022/ 6/13	2026/ 6/11	ＴＳ1671239	2018/ 9/20	2026/ 6/11	ＭＪ1223669	2021/ 8/13	2026/ 6/12
ＴＳ2208250	2018/12/ 6	2026/ 6/10	ＭＪ1458648	2022/ 3/ 1	2026/ 6/11	ＴＳ1957137	2018/10/23	2026/ 6/11	ＭＪ1495502	2022/ 4/19	2026/ 6/12
ＴＳ3001193	2019/ 3/20	2026/ 6/10	ＭＪ1511176	2022/ 5/13	2026/ 6/11	ＴＳ2057650	2018/11/ 6	2026/ 6/11	ＭＪ1597019	2022/ 7/22	2026/ 6/12
ＴＳ3075835	2019/ 3/22	2026/ 6/10	ＭＪ1604554	2022/ 7/14	2026/ 6/11	ＴＳ2353386	2018/12/26	2026/ 6/11	ＭＪ1644188	2022/ 8/19	2026/ 6/12
ＴＳ3427732	2019/ 5/17	2026/ 6/10	ＭＪ1615827	2022/ 8/ 1	2026/ 6/11	ＴＳ2441378	2019/ 1/10	2026/ 6/11	ＭＪ1902687	2023/ 3/ 2	2026/ 6/12
ＴＳ3572923	2019/ 5/29	2026/ 6/10	ＭＪ2021990	2023/ 4/ 5	2026/ 6/11	ＴＳ2537228	2019/ 1/29	2026/ 6/11	ＭＪ2178994	2023/ 5/27	2026/ 6/12
ＴＳ3811201	2019/ 7/ 1	2026/ 6/10	ＭＪ2070847	2023/ 4/28	2026/ 6/11	ＴＳ2597614	2019/ 1/21	2026/ 6/11	ＭＪ2274654	2023/ 6/21	2026/ 6/12
ＴＳ4067413	2019/ 7/31	2026/ 6/10	ＭＪ2396026	2023/ 7/14	2026/ 6/11	ＴＳ2741358	2019/ 2/13	2026/ 6/11	ＭＪ2368123	2023/ 7/10	2026/ 6/12
ＴＳ4768753	2019/11/ 8	2026/ 6/10	ＭＪ2965805	2024/ 1/22	2026/ 6/11	ＴＳ2871665	2019/ 2/26	2026/ 6/11	ＭＪ2368127	2023/ 7/10	2026/ 6/12
ＴＳ5336034	2020/ 1/28	2026/ 6/10	ＭＪ2974707	2024/ 1/29	2026/ 6/11	ＴＳ3048514	2019/ 3/18	2026/ 6/11	ＭＪ2471503	2023/ 8/14	2026/ 6/12
ＴＴ1056356	2020/ 2/10	2026/ 6/10	ＭＪ3338777	2024/ 4/ 5	2026/ 6/11	ＴＳ3134115	2019/ 4/16	2026/ 6/11	ＭＪ2710160	2023/10/31	2026/ 6/12
ＴＴ1314985	2020/ 6/15	2026/ 6/10	ＭＶ0199640	2025/ 5/14	2026/ 6/11	ＴＳ3314642	2019/ 4/10	2026/ 6/11	ＭＪ2769234	2023/11/ 8	2026/ 6/12
ＴＴ1626821	2020/11/ 6	2026/ 6/10	ＭＶ0765557	2025/ 8/29	2026/ 6/11	ＴＳ3510883	2019/ 6/ 4	2026/ 6/11	ＭＪ3092461	2024/ 2/ 8	2026/ 6/12
ＴＴ1858715	2021/11/ 4	2026/ 6/10	ＭＶ0780119	2025/ 9/ 4	2026/ 6/11	ＴＳ3676957	2019/ 6/27	2026/ 6/11	ＭＪ3192643	2024/ 3/25	2026/ 6/12
ＴＴ2218386	2024/ 2/19	2026/ 6/10	ＭＶ1569368	2026/ 4/16	2026/ 6/11	ＴＳ3775062	2019/ 6/24	2026/ 6/11	ＭＪ3201469	2024/ 3/27	2026/ 6/12
									ＭＪ3356027	2024/ 4/15	2026/ 6/12

ＭＶ0094272	2025/ 4/ 7	2026/ 6/12	ＴＴ2046852	2022/ 2/ 3	2026/ 6/12	ＭＶ0244897	2025/ 5/28	2026/ 6/15	ＴＳ2633545	2019/ 2/ 5	2026/ 6/15
ＭＶ0563322	2025/ 7/14	2026/ 6/12	ＴＴ2141403	2022/ 5/ 2	2026/ 6/12	ＭＶ0258159	2025/ 6/ 4	2026/ 6/15	ＴＳ2749576	2019/ 2/ 4	2026/ 6/15
ＭＶ0583579	2025/ 7/18	2026/ 6/12	ＴＴ2532839	2022/ 9/21	2026/ 6/12	ＭＶ0496376	2025/ 7/ 3	2026/ 6/15	ＴＳ2969110	2019/ 3/11	2026/ 6/15
ＭＶ1160084	2026/ 1/13	2026/ 6/12	ＴＴ3081633	2023/ 3/ 6	2026/ 6/12	ＭＶ0616268	2025/ 7/29	2026/ 6/15	ＴＳ3232871	2019/ 4/19	2026/ 6/15
ＭＶ1235077	2026/ 1/29	2026/ 6/12	ＴＴ3156918	2023/ 3/ 1	2026/ 6/12	ＭＶ1200627	2026/ 1/19	2026/ 6/15	ＴＳ3413410	2019/ 5/ 9	2026/ 6/15
ＭＶ1549764	2026/ 4/21	2026/ 6/12	ＴＴ3273743	2023/ 3/16	2026/ 6/12	ＭＶ1236259	2026/ 1/28	2026/ 6/15	ＴＳ3515266	2019/ 5/23	2026/ 6/15
ＭＺ2241059	2024/11/ 6	2026/ 6/12	ＴＴ3850214	2023/ 6/26	2026/ 6/12	ＭＶ1327920	2026/ 2/17	2026/ 6/15	ＴＳ3603852	2019/ 6/ 7	2026/ 6/15
ＴＭ0392547	2025/ 5/21	2026/ 6/12	ＴＴ3876536	2023/ 6/29	2026/ 6/12	ＭＶ1509757	2026/ 4/15	2026/ 6/15	ＴＳ3623810	2019/ 6/ 4	2026/ 6/15
ＴＭ0419756	2025/ 5/27	2026/ 6/12	ＴＴ4374370	2023/ 8/29	2026/ 6/12	ＭＶ1518167	2026/ 4/17	2026/ 6/15	ＴＳ3693546	2019/ 6/18	2026/ 6/15
ＴＭ0466692	2025/ 5/29	2026/ 6/12	ＴＴ4657374	2023/10/10	2026/ 6/12	ＴＭ0065042	2025/ 4/ 1	2026/ 6/15	ＴＳ3950479	2019/ 7/18	2026/ 6/15
ＴＭ0807226	2025/ 8/15	2026/ 6/12	ＴＴ5041377	2023/12/ 7	2026/ 6/12	ＴＭ0318795	2025/ 5/21	2026/ 6/15	ＴＳ4142867	2019/ 8/20	2026/ 6/15
ＴＭ1249678	2025/11/20	2026/ 6/12	ＴＴ5349994	2024/ 1/22	2026/ 6/12	ＴＭ1081095	2025/ 8/22	2026/ 6/15	ＴＳ4247491	2019/ 8/28	2026/ 6/15
ＴＭ1460039	2025/11/20	2026/ 6/12	ＴＴ5606419	2024/ 2/26	2026/ 6/12	ＴＭ1256981	2025/ 9/18	2026/ 6/15	ＴＳ4463866	2019/ 9/17	2026/ 6/15
ＴＭ1460040	2025/11/20	2026/ 6/12	ＴＴ5841001	2024/ 4/ 8	2026/ 6/12	ＴＭ1510134	2025/10/27	2026/ 6/15	ＴＳ4651288	2019/10/17	2026/ 6/15
ＴＭ2684823	2026/ 5/26	2026/ 6/12	ＴＴ5868041	2024/ 4/11	2026/ 6/12	ＴＭ2274357	2026/ 3/ 4	2026/ 6/15	ＴＳ4948081	2019/11/29	2026/ 6/15
ＴＲ3485775	2016/ 7/ 6	2026/ 6/12	ＴＴ5894388	2024/ 3/29	2026/ 6/12	ＴＭ2453353	2026/ 4/22	2026/ 6/15	ＴＳ5230965	2020/ 1/21	2026/ 6/15
ＴＲ6421903	2016/ 8/10	2026/ 6/12	ＴＴ6781849	2024/ 8/14	2026/ 6/12	ＴＭ2520927	2026/ 4/27	2026/ 6/15	ＴＴ1198288	2020/ 4/23	2026/ 6/15
ＴＲ6633783	2016/ 9/ 2	2026/ 6/12	ＴＴ6828233	2024/ 8/22	2026/ 6/12	ＴＭ2541778	2026/ 4/24	2026/ 6/15	ＴＴ1615699	2020/11/11	2026/ 6/15
ＴＲ6670812	2016/ 9/26	2026/ 6/12	ＴＴ7298826	2024/12/19	2026/ 6/12	ＴＭ2737721	2026/ 5/29	2026/ 6/15	ＴＴ1884360	2021/ 8/ 5	2026/ 6/15
ＴＲ8075537	2017/ 4/14	2026/ 6/12	ＴＴ7298827	2024/12/19	2026/ 6/12	ＴＭ2764234	2026/ 6/ 4	2026/ 6/15	ＴＴ2350367	2022/ 7/13	2026/ 6/15
ＴＲ8284369	2017/ 6/ 2	2026/ 6/12	ＴＴ7556594	2024/12/12	2026/ 6/12	ＴＲ6264963	2016/ 7/25	2026/ 6/15	ＴＴ2354935	2022/ 7/ 4	2026/ 6/15
ＴＲ8705825	2017/ 7/25	2026/ 6/12	ＴＺ1136837	2016/ 6/29	2026/ 6/12	ＴＲ6366448	2016/ 7/25	2026/ 6/15	ＴＴ2904285	2023/ 1/12	2026/ 6/15
ＴＲ8724706	2017/ 7/21	2026/ 6/12	ＴＺ2030100	2020/ 8/10	2026/ 6/12	ＴＲ6405938	2016/ 8/ 2	2026/ 6/15	ＴＴ2923922	2023/ 1/18	2026/ 6/15
ＴＲ8770350	2017/ 7/28	2026/ 6/12	ＴＺ2064465	2021/ 4/22	2026/ 6/12	ＴＲ6422012	2016/ 8/ 8	2026/ 6/15	ＴＴ2983057	2023/ 1/31	2026/ 6/15
ＴＲ9070392	2017/ 8/22	2026/ 6/12	ＴＺ2146165	2022/11/24	2026/ 6/12	ＴＲ6623546	2016/ 8/23	2026/ 6/15	ＴＴ3146310	2023/ 3/ 9	2026/ 6/15
ＴＲ9266732	2017/10/ 4	2026/ 6/12	ＴＺ2148285	2022/ 9/ 1	2026/ 6/12	ＴＲ7060065	2016/11/15	2026/ 6/15	ＴＴ3433621	2023/ 4/13	2026/ 6/15
ＴＲ9726558	2017/12/18	2026/ 6/12	ＴＺ2241864	2024/ 8/ 5	2026/ 6/12	ＴＲ7078196	2016/11/18	2026/ 6/15	ＴＴ3871108	2023/ 6/19	2026/ 6/15
ＴＳ0534821	2018/ 4/11	2026/ 6/12	ＭＪ1626480	2022/ 9/14	2026/ 6/15	ＴＲ7126902	2016/11/18	2026/ 6/15	ＴＴ3973546	2023/ 7/ 6	2026/ 6/15
ＴＳ0923614	2018/ 6/ 6	2026/ 6/12	ＭＪ1810675	2023/ 2/ 5	2026/ 6/15	ＴＲ7497272	2017/ 1/11	2026/ 6/15	ＴＴ4136548	2023/ 7/21	2026/ 6/15
ＴＳ1679611	2018/ 8/27	2026/ 6/12	ＭＪ1847249	2023/ 1/26	2026/ 6/15	ＴＲ8497386	2017/ 6/14	2026/ 6/15	ＴＴ4399221	2023/ 9/ 1	2026/ 6/15
ＴＳ1745848	2018/ 9/18	2026/ 6/12	ＭＪ1847250	2023/ 1/26	2026/ 6/15	ＴＲ8720962	2017/ 7/20	2026/ 6/15	ＴＴ4538465	2023/10/ 6	2026/ 6/15
ＴＳ2510867	2019/ 1/18	2026/ 6/12	ＭＪ1879128	2023/ 2/14	2026/ 6/15	ＴＲ9025959	2017/ 8/23	2026/ 6/15	ＴＴ4542308	2023/10/ 2	2026/ 6/15
ＴＳ2700609	2019/ 2/ 7	2026/ 6/12	ＭＪ1880186	2023/ 3/ 9	2026/ 6/15	ＴＲ9077501	2017/ 8/29	2026/ 6/15	ＴＴ4832218	2023/11/ 2	2026/ 6/15
ＴＳ2826788	2019/ 2/20	2026/ 6/12	ＭＪ2391711	2023/ 7/20	2026/ 6/15	ＴＲ9259828	2017/10/ 5	2026/ 6/15	ＴＴ5283932	2024/ 1/12	2026/ 6/15
ＴＳ3070304	2019/ 4/ 3	2026/ 6/12	ＭＪ2799576	2023/11/24	2026/ 6/15	ＴＲ9554369	2017/11/22	2026/ 6/15	ＴＴ5309345	2024/ 1/25	2026/ 6/15
ＴＳ3219750	2019/ 4/15	2026/ 6/12	ＭＪ2903895	2024/ 1/10	2026/ 6/15	ＴＲ9661888	2017/12/12	2026/ 6/15	ＴＴ5364562	2024/ 1/26	2026/ 6/15
ＴＳ3944818	2019/ 7/23	2026/ 6/12	ＭＪ2919722	2024/ 1/11	2026/ 6/15	ＴＲ9684248	2017/12/ 8	2026/ 6/15	ＴＴ5750118	2024/ 3/27	2026/ 6/15
ＴＳ3977054	2019/ 7/22	2026/ 6/12	ＭＪ3221142	2024/ 4/19	2026/ 6/15	ＴＳ0567022	2018/ 4/23	2026/ 6/15	ＴＴ6033682	2024/ 5/ 8	2026/ 6/15
ＴＳ5072555	2019/12/26	2026/ 6/12	ＭＪ3836112	2024/ 9/ 2	2026/ 6/15	ＴＳ0648705	2018/ 5/ 7	2026/ 6/15	ＴＴ6261616	2024/ 5/31	2026/ 6/15
ＴＴ1096951	2020/ 2/26	2026/ 6/12	ＭＪ3984385	2024/ 9/ 6	2026/ 6/15	ＴＳ0959253	2018/ 6/12	2026/ 6/15	ＴＴ6438846	2024/ 6/28	2026/ 6/15
ＴＴ1374021	2020/ 5/12	2026/ 6/12	ＭＪ4366064	2025/ 2/ 6	2026/ 6/15	ＴＳ1086296	2018/ 6/28	2026/ 6/15	ＴＴ6453531	2024/ 7/ 9	2026/ 6/15
ＴＴ1521635	2022/ 3/29	2026/ 6/12	ＭＪ4429637	2025/ 2/19	2026/ 6/15	ＴＳ1684373	2018/ 8/30	2026/ 6/15	ＴＴ6511556	2024/ 7/18	2026/ 6/15
ＴＴ1746389	2021/ 5/26	2026/ 6/12	ＭＶ0238085	2025/ 5/27	2026/ 6/15	ＴＳ1694433	2018/ 9/10	2026/ 6/15	ＴＴ6875947	2024/10/ 4	2026/ 6/15
ＴＴ1859823	2021/ 9/28	2026/ 6/12	ＭＶ0244895	2025/ 5/28	2026/ 6/15	ＴＳ1900280	2018/10/18	2026/ 6/15			

ＴＴ7115570	2024/10/ 4	2026/ 6/15	ＴＲ8157963	2017/ 4/20	2026/ 6/16	ＴＳ5229387	2020/ 1/15	2026/ 6/16	ＭＪ3023932	2024/ 2/26	2026/ 6/17
ＴＴ7131999	2024/10/28	2026/ 6/15	ＴＲ8390821	2017/ 5/24	2026/ 6/16	ＴＴ1638241	2020/10/29	2026/ 6/16	ＭＪ3223049	2024/ 3/ 8	2026/ 6/17
ＴＴ7164544	2024/10/15	2026/ 6/15	ＴＲ8483414	2017/ 6/12	2026/ 6/16	ＴＴ1930673	2022/ 1/18	2026/ 6/16	ＭＪ4061384	2024/10/22	2026/ 6/17
ＴＴ7292986	2024/10/24	2026/ 6/15	ＴＲ8566641	2017/ 6/22	2026/ 6/16	ＴＴ2096733	2022/ 6/15	2026/ 6/16	ＭＪ4074019	2024/11/ 1	2026/ 6/17
ＴＴ7458309	2024/12/20	2026/ 6/15	ＴＲ8894758	2017/ 8/ 7	2026/ 6/16	ＴＴ2410443	2022/ 7/25	2026/ 6/16	ＭＪ4295385	2025/ 1/22	2026/ 6/17
ＴＴ7879832	2025/ 2/14	2026/ 6/15	ＴＲ9051897	2017/ 9/ 8	2026/ 6/16	ＴＴ2418532	2022/ 8/16	2026/ 6/16	ＭＶ0035393	2025/ 4/ 2	2026/ 6/17
ＴＴ7902459	2025/ 2/27	2026/ 6/15	ＴＲ9192791	2017/ 9/27	2026/ 6/16	ＴＴ2697359	2022/11/14	2026/ 6/16	ＭＶ0287027	2025/ 6/17	2026/ 6/17
ＴＺ1335369	2019/ 4/ 3	2026/ 6/15	ＴＲ9268236	2017/10/ 2	2026/ 6/16	ＴＴ2756904	2023/ 1/ 6	2026/ 6/16	ＭＶ1182680	2025/12/15	2026/ 6/17
ＭＪ1224110	2022/ 5/17	2026/ 6/16	ＴＲ9320681	2017/10/11	2026/ 6/16	ＴＴ2789841	2023/ 1/10	2026/ 6/16	ＭＶ1681178	2026/ 5/26	2026/ 6/17
ＭＪ1383919	2022/ 3/ 4	2026/ 6/16	ＴＲ9344868	2017/10/13	2026/ 6/16	ＴＴ2922126	2023/ 1/13	2026/ 6/16	ＴＭ0513071	2025/ 6/ 5	2026/ 6/17
ＭＪ1513156	2022/ 4/ 8	2026/ 6/16	ＴＲ9642555	2017/12/ 4	2026/ 6/16	ＴＴ2926101	2023/ 1/25	2026/ 6/16	ＴＭ1469600	2025/12/ 3	2026/ 6/17
ＭＪ1523231	2022/ 7/ 8	2026/ 6/16	ＴＳ0018206	2018/ 1/31	2026/ 6/16	ＴＴ3014020	2023/ 2/ 7	2026/ 6/16	ＴＭ1570860	2025/11/ 7	2026/ 6/17
ＭＪ1678609	2022/ 9/ 8	2026/ 6/16	ＴＳ0021161	2018/ 2/ 1	2026/ 6/16	ＴＴ3038142	2023/ 2/20	2026/ 6/16	ＴＭ1573607	2025/11/ 7	2026/ 6/17
ＭＪ2262788	2023/ 6/19	2026/ 6/16	ＴＳ0182907	2018/ 2/22	2026/ 6/16	ＴＴ3098683	2023/ 2/28	2026/ 6/16	ＴＲ6551509	2016/ 8/25	2026/ 6/17
ＭＪ2323827	2023/ 7/ 6	2026/ 6/16	ＴＳ0188310	2018/ 2/26	2026/ 6/16	ＴＴ3226988	2023/ 3/27	2026/ 6/16	ＴＲ7033689	2016/11/15	2026/ 6/17
ＭＪ2323856	2023/ 7/ 6	2026/ 6/16	ＴＳ0355487	2018/ 3/22	2026/ 6/16	ＴＴ3610412	2023/ 5/19	2026/ 6/16	ＴＲ7145078	2016/12/ 2	2026/ 6/17
ＭＪ2505773	2023/ 8/22	2026/ 6/16	ＴＳ0542673	2018/ 4/11	2026/ 6/16	ＴＴ3621074	2023/ 5/ 9	2026/ 6/16	ＴＲ7254984	2016/12/28	2026/ 6/17
ＭＪ2857271	2023/12/ 7	2026/ 6/16	ＴＳ0621916	2018/ 5/ 8	2026/ 6/16	ＴＴ3948843	2023/ 7/ 4	2026/ 6/16	ＴＲ7481122	2017/ 1/13	2026/ 6/17
ＭＪ3075428	2024/ 3/ 5	2026/ 6/16	ＴＳ0962218	2018/ 6/11	2026/ 6/16	ＴＴ3948845	2023/ 7/ 4	2026/ 6/16	ＴＲ7701844	2017/ 2/17	2026/ 6/17
ＭＪ3671426	2024/ 6/26	2026/ 6/16	ＴＳ1168995	2018/ 7/ 9	2026/ 6/16	ＴＴ4235485	2023/ 7/29	2026/ 6/16	ＴＲ7767298	2017/ 3/ 3	2026/ 6/17
ＭＪ4007056	2024/10/ 9	2026/ 6/16	ＴＳ1425747	2018/ 8/14	2026/ 6/16	ＴＴ4748648	2023/10/17	2026/ 6/16	ＴＲ8340661	2017/ 5/16	2026/ 6/17
ＭＪ4189628	2024/12/19	2026/ 6/16	ＴＳ1798497	2018/10/ 5	2026/ 6/16	ＴＴ4803686	2023/10/18	2026/ 6/16	ＴＲ8449877	2017/ 6/ 8	2026/ 6/17
ＭＪ4522009	2025/ 3/ 1	2026/ 6/16	ＴＳ1920155	2018/10/22	2026/ 6/16	ＴＴ5007819	2023/11/20	2026/ 6/16	ＴＲ8685477	2017/ 7/12	2026/ 6/17
ＭＪ4544793	2025/ 3/18	2026/ 6/16	ＴＳ2384706	2019/ 1/ 7	2026/ 6/16	ＴＴ5139354	2024/ 1/ 9	2026/ 6/16	ＴＲ9005710	2017/ 8/22	2026/ 6/17
ＭＶ0667564	2025/ 8/ 6	2026/ 6/16	ＴＳ2586263	2019/ 1/18	2026/ 6/16	ＴＴ5392537	2024/ 1/30	2026/ 6/16	ＴＲ9271573	2017/10/ 3	2026/ 6/17
ＭＶ1041063	2025/11/26	2026/ 6/16	ＴＳ2714450	2019/ 2/ 8	2026/ 6/16	ＴＴ5416561	2024/ 1/25	2026/ 6/16	ＴＲ9786372	2018/ 1/ 9	2026/ 6/17
ＭＶ1099812	2025/12/22	2026/ 6/16	ＴＳ3353987	2019/ 5/15	2026/ 6/16	ＴＴ7754842	2025/ 2/ 4	2026/ 6/16	ＴＳ0277580	2018/ 3/ 9	2026/ 6/17
ＭＶ1550138	2026/ 4/22	2026/ 6/16	ＴＳ3361082	2019/ 5/ 8	2026/ 6/16	ＴＴ8019139	2025/ 2/28	2026/ 6/16	ＴＳ1157563	2018/ 7/18	2026/ 6/17
ＭＺ2090063	2022/ 6/16	2026/ 6/16	ＴＳ3536698	2019/ 5/27	2026/ 6/16	ＴＴ8024661	2025/ 3/14	2026/ 6/16	ＴＳ1182209	2018/ 7/20	2026/ 6/17
ＭＺ2252791	2025/ 1/20	2026/ 6/16	ＴＳ3665774	2019/ 6/13	2026/ 6/16	ＴＺ1183691	2016/12/28	2026/ 6/16	ＴＳ1427950	2018/ 8/14	2026/ 6/17
ＴＭ0036475	2025/ 3/27	2026/ 6/16	ＴＳ3711933	2019/ 6/27	2026/ 6/16	ＴＺ1196652	2017/ 2/25	2026/ 6/16	ＴＳ2100435	2018/11/16	2026/ 6/17
ＴＭ0292759	2025/ 5/ 9	2026/ 6/16	ＴＳ4101369	2019/ 8/ 8	2026/ 6/16	ＴＺ1354269	2019/ 5/29	2026/ 6/16	ＴＳ2275896	2018/12/13	2026/ 6/17
ＴＭ0474587	2025/ 5/29	2026/ 6/16	ＴＳ4145574	2019/ 8/14	2026/ 6/16	ＴＺ1374191	2019/ 8/27	2026/ 6/16	ＴＳ2375855	2018/12/28	2026/ 6/17
ＴＭ0880403	2025/ 7/25	2026/ 6/16	ＴＳ4243357	2019/ 8/21	2026/ 6/16	ＴＺ2219290	2024/ 1/ 8	2026/ 6/16	ＴＳ2382336	2018/12/28	2026/ 6/17
ＴＭ1928589	2025/12/15	2026/ 6/16	ＴＳ4293849	2019/ 8/23	2026/ 6/16	ＭＪ1260963	2022/ 8/30	2026/ 6/17	ＴＳ2541322	2019/ 1/16	2026/ 6/17
ＴＭ2410000	2026/ 3/26	2026/ 6/16	ＴＳ4418135	2019/ 9/13	2026/ 6/16	ＭＪ1337678	2022/ 5/25	2026/ 6/17	ＴＳ2583091	2019/ 1/21	2026/ 6/17
ＴＲ6322262	2016/ 7/13	2026/ 6/16	ＴＳ4445273	2019/ 9/24	2026/ 6/16	ＭＪ1595355	2022/ 7/22	2026/ 6/17	ＴＳ2606397	2020/ 2/ 5	2026/ 6/17
ＴＲ6382442	2016/ 8/ 9	2026/ 6/16	ＴＳ4450155	2019/ 9/25	2026/ 6/16	ＭＪ1704900	2022/11/ 9	2026/ 6/17	ＴＳ2741529	2019/ 2/13	2026/ 6/17
ＴＲ6555325	2016/ 8/29	2026/ 6/16	ＴＳ4659102	2019/10/24	2026/ 6/16	ＭＪ2142741	2023/ 5/24	2026/ 6/17	ＴＳ2869475	2019/ 3/ 1	2026/ 6/17
ＴＲ6728285	2016/ 9/20	2026/ 6/16	ＴＳ4733739	2019/11/14	2026/ 6/16	ＭＪ2288209	2023/ 7/ 4	2026/ 6/17	ＴＳ3289466	2019/ 4/14	2026/ 6/17
ＴＲ6966047	2016/10/19	2026/ 6/16	ＴＳ4782052	2019/11/13	2026/ 6/16	ＭＪ2380674	2023/ 7/18	2026/ 6/17	ＴＳ3460102	2019/ 5/23	2026/ 6/17
ＴＲ7460770	2017/ 1/25	2026/ 6/16	ＴＳ4840456	2019/11/20	2026/ 6/16	ＭＪ2477051	2023/ 8/31	2026/ 6/17	ＴＳ3969332	2019/ 7/23	2026/ 6/17
ＴＲ8029604	2017/ 4/18	2026/ 6/16	ＴＳ4903470	2019/12/ 5	2026/ 6/16	ＭＪ2728103	2023/11/ 6	2026/ 6/17	ＴＳ4785996	2019/11/ 1	2026/ 6/17
ＴＲ8059784	2017/ 4/13	2026/ 6/16	ＴＳ4982805	2019/12/ 6	2026/ 6/16	ＭＪ2895472	2024/ 1/18	2026/ 6/17			
			ＴＳ5109237	2020/ 1/ 6	2026/ 6/16						
			ＴＳ5148549	2020/ 1/21	2026/ 6/16						

ＴＳ5298475	2020/ 1/27	2026/ 6/17	ＭＪ3230306	2024/ 3/14	2026/ 6/18	ＴＳ2336147	2018/12/17	2026/ 6/18	ＭＪ2945631	2024/ 1/22	2026/ 6/19
ＴＳ5318358	2020/ 1/22	2026/ 6/17	ＭＪ3465535	2024/ 5/24	2026/ 6/18	ＴＳ2496170	2019/ 1/22	2026/ 6/18	ＭＪ2989592	2024/ 2/15	2026/ 6/19
ＴＳ5364711	2020/ 2/ 6	2026/ 6/17	ＭＪ3644565	2024/ 7/12	2026/ 6/18	ＴＳ2893280	2019/ 3/ 1	2026/ 6/18	ＭＪ3005756	2024/ 2/ 1	2026/ 6/19
ＴＴ1336090	2020/ 7/17	2026/ 6/17	ＭＪ4101915	2024/11/19	2026/ 6/18	ＴＳ3074548	2019/ 4/ 3	2026/ 6/18	ＭＪ3010073	2024/ 2/ 2	2026/ 6/19
ＴＴ1364487	2020/ 7/13	2026/ 6/17	ＭＪ4285796	2025/ 1/ 7	2026/ 6/18	ＴＳ3560268	2019/ 6/ 7	2026/ 6/18	ＭＪ3433991	2024/ 5/20	2026/ 6/19
ＴＴ1412943	2021/ 9/16	2026/ 6/17	ＭＪ4392822	2025/ 2/ 5	2026/ 6/18	ＴＳ3574869	2019/ 5/26	2026/ 6/18	ＭＪ3519737	2024/ 6/ 6	2026/ 6/19
ＴＴ1600902	2021/ 1/29	2026/ 6/17	ＭＪ4438112	2025/ 2/18	2026/ 6/18	ＴＳ4431007	2019/ 9/20	2026/ 6/18	ＭＪ3577330	2024/ 6/14	2026/ 6/19
ＴＴ1815167	2021/ 9/30	2026/ 6/17	ＭＶ0542360	2025/ 8/26	2026/ 6/18	ＴＳ4667137	2019/10/23	2026/ 6/18	ＭＪ3762658	2024/ 8/21	2026/ 6/19
ＴＴ2011343	2022/ 1/19	2026/ 6/17	ＭＶ1401449	2026/ 3/18	2026/ 6/18	ＴＳ5055639	2019/12/23	2026/ 6/18	ＭＪ3832078	2024/ 9/ 6	2026/ 6/19
ＴＴ2213467	2022/ 6/15	2026/ 6/17	ＭＶ1474716	2026/ 3/26	2026/ 6/18	ＴＴ1482267	2020/10/ 8	2026/ 6/18	ＭＪ4003838	2024/10/28	2026/ 6/19
ＴＴ2321523	2022/ 7/ 8	2026/ 6/17	ＭＶ1588926	2026/ 4/28	2026/ 6/18	ＴＴ2107498	2022/ 5/18	2026/ 6/18	ＭＪ4065081	2024/10/28	2026/ 6/19
ＴＴ2820502	2023/ 1/11	2026/ 6/17	ＭＶ1635573	2026/ 5/21	2026/ 6/18	ＴＴ2510860	2022/ 9/ 1	2026/ 6/18	ＭＪ4139693	2024/11/11	2026/ 6/19
ＴＴ3093194	2023/ 2/16	2026/ 6/17	ＭＺ2109832	2022/ 5/11	2026/ 6/18	ＴＴ2831718	2022/12/23	2026/ 6/18	ＭＪ4221405	2024/12/ 5	2026/ 6/19
ＴＴ3353792	2023/ 3/29	2026/ 6/17	ＴＭ0861312	2025/ 7/23	2026/ 6/18	ＴＴ2842085	2022/12/12	2026/ 6/18	ＭＪ4243992	2024/12/ 4	2026/ 6/19
ＴＴ3424272	2023/ 4/25	2026/ 6/17	ＴＭ1481356	2025/12/17	2026/ 6/18	ＴＴ3163763	2023/ 3/ 3	2026/ 6/18	ＭＪ4371817	2025/ 1/29	2026/ 6/19
ＴＴ3662041	2023/ 6/ 5	2026/ 6/17	ＴＭ1950128	2025/12/19	2026/ 6/18	ＴＴ3734370	2023/ 6/14	2026/ 6/18	ＭＪ4551996	2025/ 3/ 7	2026/ 6/19
ＴＴ3697183	2023/ 5/31	2026/ 6/17	ＴＭ2704875	2026/ 4/24	2026/ 6/18	ＴＴ3927517	2023/ 6/20	2026/ 6/18	ＭＶ0731069	2025/ 8/18	2026/ 6/19
ＴＴ4607195	2023/ 9/11	2026/ 6/17	ＴＲ3435979	2016/ 6/30	2026/ 6/18	ＴＴ4026832	2023/ 7/13	2026/ 6/18	ＭＶ0864891	2025/ 9/29	2026/ 6/19
ＴＴ4741264	2023/10/12	2026/ 6/17	ＴＲ3468319	2016/ 6/27	2026/ 6/18	ＴＴ4190512	2023/ 8/ 1	2026/ 6/18	ＭＶ0935004	2025/10/28	2026/ 6/19
ＴＴ4741265	2023/10/12	2026/ 6/17	ＴＲ3480752	2016/ 6/28	2026/ 6/18	ＴＴ4421884	2023/ 9/ 1	2026/ 6/18	ＭＶ1129178	2025/12/22	2026/ 6/19
ＴＴ4841801	2023/11/ 9	2026/ 6/17	ＴＲ6296306	2016/ 7/19	2026/ 6/18	ＴＴ4760496	2023/10/ 8	2026/ 6/18	ＭＶ1228149	2026/ 1/26	2026/ 6/19
ＴＴ4859888	2023/10/18	2026/ 6/17	ＴＲ6324514	2016/ 7/19	2026/ 6/18	ＴＴ4995542	2023/11/29	2026/ 6/18	ＭＶ1228150	2026/ 1/26	2026/ 6/19
ＴＴ5192574	2024/ 1/29	2026/ 6/17	ＴＲ6542796	2016/ 8/25	2026/ 6/18	ＴＴ5172112	2024/ 1/16	2026/ 6/18	ＴＭ0326925	2025/ 5/14	2026/ 6/19
ＴＴ5192892	2024/ 1/30	2026/ 6/17	ＴＲ6622551	2016/ 9/ 8	2026/ 6/18	ＴＴ5279862	2024/ 1/23	2026/ 6/18	ＴＭ0725238	2025/ 7/ 9	2026/ 6/19
ＴＴ5770813	2024/ 4/ 3	2026/ 6/17	ＴＲ6870689	2016/10/ 7	2026/ 6/18	ＴＴ5538256	2024/ 2/29	2026/ 6/18	ＴＭ1700041	2025/12/ 1	2026/ 6/19
ＴＴ6007816	2024/ 4/23	2026/ 6/17	ＴＲ7012223	2016/11/ 2	2026/ 6/18	ＴＴ5786587	2024/ 4/11	2026/ 6/18	ＴＭ2099331	2026/ 2/ 5	2026/ 6/19
ＴＴ6226261	2024/ 6/12	2026/ 6/17	ＴＲ7167192	2016/12/ 7	2026/ 6/18	ＴＴ5799797	2024/ 3/26	2026/ 6/18	ＴＭ2642697	2026/ 5/19	2026/ 6/19
ＴＴ6336949	2024/ 6/ 5	2026/ 6/17	ＴＲ7222367	2016/12/20	2026/ 6/18	ＴＴ6008425	2024/ 4/25	2026/ 6/18	ＴＲ3488042	2016/ 7/ 5	2026/ 6/19
ＴＴ6764750	2024/ 8/27	2026/ 6/17	ＴＲ7457191	2017/ 1/27	2026/ 6/18	ＴＴ6678449	2024/ 8/ 6	2026/ 6/18	ＴＲ6369280	2016/ 8/ 4	2026/ 6/19
ＴＴ7067742	2024/10/22	2026/ 6/17	ＴＲ7555919	2017/ 2/ 2	2026/ 6/18	ＴＴ6833439	2024/ 8/22	2026/ 6/18	ＴＲ6384758	2016/ 7/28	2026/ 6/19
ＴＴ7144123	2024/10/15	2026/ 6/17	ＴＲ7597778	2017/ 2/ 6	2026/ 6/18	ＴＴ7299861	2024/11/26	2026/ 6/18	ＴＲ7537209	2017/ 1/25	2026/ 6/19
ＴＴ7505233	2024/12/ 9	2026/ 6/17	ＴＲ8819047	2017/ 7/31	2026/ 6/18	ＴＴ7445421	2024/12/ 6	2026/ 6/18	ＴＲ8177482	2017/ 4/25	2026/ 6/19
ＴＴ8284661	2025/ 4/ 1	2026/ 6/17	ＴＲ8819048	2017/ 7/31	2026/ 6/18	ＴＴ7640147	2024/12/27	2026/ 6/18	ＴＲ8503215	2017/ 6/19	2026/ 6/19
ＭＪ1511397	2022/ 4/15	2026/ 6/18	ＴＲ9388549	2017/10/19	2026/ 6/18	ＴＴ7794589	2025/ 1/29	2026/ 6/18	ＴＲ8970026	2017/ 8/24	2026/ 6/19
ＭＪ1568633	2022/ 6/21	2026/ 6/18	ＴＲ9558040	2017/11/30	2026/ 6/18	ＴＴ8149839	2025/ 3/ 6	2026/ 6/18	ＴＲ9397374	2017/10/17	2026/ 6/19
ＭＪ1620726	2022/ 8/17	2026/ 6/18	ＴＲ9977693	2018/ 2/ 5	2026/ 6/18	ＴＺ1284039	2018/ 7/ 2	2026/ 6/18	ＴＲ9398120	2017/10/24	2026/ 6/19
ＭＪ2157352	2023/ 5/31	2026/ 6/18	ＴＳ0082131	2018/ 2/ 2	2026/ 6/18	ＴＺ2047225	2020/11/27	2026/ 6/18	ＴＲ9915362	2018/ 1/10	2026/ 6/19
ＭＪ2355647	2023/ 7/12	2026/ 6/18	ＴＳ0218774	2018/ 3/ 5	2026/ 6/18	ＴＺ2212336	2023/ 9/15	2026/ 6/18	ＴＳ0045679	2018/ 1/25	2026/ 6/19
ＭＪ2359213	2023/ 7/18	2026/ 6/18	ＴＳ1301996	2018/ 7/26	2026/ 6/18	ＴＺ2274084	2025/ 2/ 7	2026/ 6/18	ＴＳ0394443	2018/ 3/20	2026/ 6/19
ＭＪ2435582	2023/ 8/ 4	2026/ 6/18	ＴＳ1451104	2018/ 8/21	2026/ 6/18	ＭＪ1542438	2022/ 7/12	2026/ 6/19	ＴＳ0647392	2018/ 4/26	2026/ 6/19
ＭＪ2920700	2023/12/20	2026/ 6/18	ＴＳ1538112	2018/ 9/14	2026/ 6/18	ＭＪ1680281	2022/ 9/28	2026/ 6/19	ＴＳ1027573	2018/ 6/21	2026/ 6/19
ＭＪ2982477	2024/ 3/13	2026/ 6/18	ＴＳ1839975	2018/10/11	2026/ 6/18	ＭＪ1994048	2023/ 4/20	2026/ 6/19	ＴＳ1159423	2018/ 7/11	2026/ 6/19
ＭＪ3113325	2024/ 2/21	2026/ 6/18	ＴＳ2044974	2018/11/ 2	2026/ 6/18	ＭＪ2130006	2023/ 5/26	2026/ 6/19	ＴＳ1367646	2018/ 8/15	2026/ 6/19
ＭＪ3162363	2024/ 3/21	2026/ 6/18	ＴＳ2092210	2018/11/19	2026/ 6/18	ＭＪ2543608	2023/ 9/14	2026/ 6/19	ＴＳ1578398	2018/ 9/ 6	2026/ 6/19
									ＴＳ1710766	2018/ 9/20	2026/ 6/19

ＴＳ1943202	2018/10/24	2026/ 6/19	ＭＪ2794838	2023/11/24	2026/ 6/22	ＴＳ2903090	2019/ 3/ 1	2026/ 6/22	ＴＴ7538470	2024/12/ 8	2026/ 6/22
ＴＳ2037229	2018/11/15	2026/ 6/19	ＭＪ2846403	2023/12/19	2026/ 6/22	ＴＳ3250569	2019/ 4/12	2026/ 6/22	ＴＴ7766993	2025/ 1/23	2026/ 6/22
ＴＳ2194235	2018/11/30	2026/ 6/19	ＭＪ3012113	2024/ 1/19	2026/ 6/22	ＴＳ3658767	2019/ 6/14	2026/ 6/22	ＴＴ7774263	2025/ 1/23	2026/ 6/22
ＴＳ2488619	2019/ 1/25	2026/ 6/19	ＭＪ3660578	2024/ 7/ 5	2026/ 6/22	ＴＳ3760332	2019/ 6/27	2026/ 6/22	ＴＴ7807111	2025/ 2/12	2026/ 6/22
ＴＳ3148674	2019/ 4/17	2026/ 6/19	ＭＪ4177614	2024/12/ 8	2026/ 6/22	ＴＳ4186886	2019/ 8/ 7	2026/ 6/22	ＴＴ7963517	2025/ 2/25	2026/ 6/22
ＴＳ3508806	2019/ 5/28	2026/ 6/19	ＭＪ4177615	2024/12/ 8	2026/ 6/22	ＴＳ4236645	2019/ 8/28	2026/ 6/22	ＴＴ8144862	2025/ 3/13	2026/ 6/22
ＴＳ4030317	2019/ 8/ 1	2026/ 6/19	ＭＪ4254827	2025/ 1/17	2026/ 6/22	ＴＳ4531019	2019/10/ 9	2026/ 6/22	ＴＺ2090916	2021/ 7/28	2026/ 6/22
ＴＳ4127096	2019/ 8/ 3	2026/ 6/19	ＭＪ4415085	2025/ 2/ 4	2026/ 6/22	ＴＳ4535252	2019/10/ 8	2026/ 6/22	ＭＪ1451925	2022/ 1/ 4	2026/ 6/23
ＴＳ4306122	2019/ 8/23	2026/ 6/19	ＭＪ4516014	2025/ 3/26	2026/ 6/22	ＴＳ4768110	2019/11/ 7	2026/ 6/22	ＭＪ1454077	2021/ 9/21	2026/ 6/23
ＴＳ4398698	2019/ 9/24	2026/ 6/19	ＭＪ4573853	2025/ 3/13	2026/ 6/22	ＴＳ5012137	2019/12/19	2026/ 6/22	ＭＪ1551272	2022/ 5/26	2026/ 6/23
ＴＳ4999799	2019/12/18	2026/ 6/19	ＭＶ0029514	2025/ 3/31	2026/ 6/22	ＴＳ5051635	2019/12/19	2026/ 6/22	ＭＪ1605994	2022/ 8/ 1	2026/ 6/23
ＴＴ1119284	2020/ 2/21	2026/ 6/19	ＭＶ0209710	2025/ 5/16	2026/ 6/22	ＴＳ5078088	2019/12/25	2026/ 6/22	ＭＪ1621984	2022/ 7/22	2026/ 6/23
ＴＴ1556201	2020/ 8/ 6	2026/ 6/19	ＭＶ0318844	2025/ 6/ 5	2026/ 6/22	ＴＴ1474382	2021/10/14	2026/ 6/22	ＭＪ1847265	2023/ 1/26	2026/ 6/23
ＴＴ1573127	2020/ 8/26	2026/ 6/19	ＭＶ0513425	2025/ 7/ 7	2026/ 6/22	ＴＴ1585328	2020/11/25	2026/ 6/22	ＭＪ2219686	2023/ 6/19	2026/ 6/23
ＴＴ1633476	2021/ 2/16	2026/ 6/19	ＭＶ0526608	2025/ 8/13	2026/ 6/22	ＴＴ1614705	2020/12/ 4	2026/ 6/22	ＭＪ2265901	2023/ 7/ 6	2026/ 6/23
ＴＴ2017346	2022/ 1/24	2026/ 6/19	ＭＶ0926307	2025/10/24	2026/ 6/22	ＴＴ1780094	2021/ 5/24	2026/ 6/22	ＭＪ2272117	2023/ 6/23	2026/ 6/23
ＴＴ2267318	2022/ 7/26	2026/ 6/19	ＭＶ0980250	2025/11/13	2026/ 6/22	ＴＴ2159155	2022/ 6/22	2026/ 6/22	ＭＪ2466711	2023/ 8/ 9	2026/ 6/23
ＴＴ2278434	2022/ 6/24	2026/ 6/19	ＭＶ1423107	2026/ 3/ 6	2026/ 6/22	ＴＴ2332036	2022/ 7/15	2026/ 6/22	ＭＪ2761887	2023/11/ 8	2026/ 6/23
ＴＴ2328931	2022/ 7/ 7	2026/ 6/19	ＭＶ1573235	2026/ 4/27	2026/ 6/22	ＴＴ2482419	2022/ 9/ 9	2026/ 6/22	ＭＪ2936474	2024/ 1/10	2026/ 6/23
ＴＴ2372899	2022/ 8/ 3	2026/ 6/19	ＭＺ2093486	2022/ 2/10	2026/ 6/22	ＴＴ2493470	2022/ 8/19	2026/ 6/22	ＭＪ3154700	2024/ 3/ 1	2026/ 6/23
ＴＴ2592020	2022/10/14	2026/ 6/19	ＭＺ2201920	2023/12/22	2026/ 6/22	ＴＴ2577646	2022/ 9/21	2026/ 6/22	ＭＪ3164859	2024/ 5/ 7	2026/ 6/23
ＴＴ2847684	2022/12/16	2026/ 6/19	ＭＺ2208631	2024/ 2/ 4	2026/ 6/22	ＴＴ2723475	2022/11/29	2026/ 6/22	ＭＪ3200502	2024/ 4/ 5	2026/ 6/23
ＴＴ2859788	2023/ 1/13	2026/ 6/19	ＴＭ0919853	2025/ 9/29	2026/ 6/22	ＴＴ2805780	2022/12/ 8	2026/ 6/22	ＭＪ3347852	2024/ 4/ 8	2026/ 6/23
ＴＴ4109479	2023/ 7/31	2026/ 6/19	ＴＭ1024982	2025/ 8/13	2026/ 6/22	ＴＴ2824331	2022/12/ 1	2026/ 6/22	ＭＪ3370965	2024/ 4/16	2026/ 6/23
ＴＴ4255770	2023/ 8/ 9	2026/ 6/19	ＴＭ1620766	2026/ 1/ 7	2026/ 6/22	ＴＴ2890551	2023/ 1/18	2026/ 6/22	ＭＪ3927417	2024/ 9/18	2026/ 6/23
ＴＴ4330541	2023/ 8/28	2026/ 6/19	ＴＭ1822689	2026/ 1/13	2026/ 6/22	ＴＴ3022085	2023/ 2/ 1	2026/ 6/22	ＭＪ4106534	2024/11/15	2026/ 6/23
ＴＴ4706104	2023/10/11	2026/ 6/19	ＴＭ2174738	2026/ 2/19	2026/ 6/22	ＴＴ3047797	2023/ 2/ 3	2026/ 6/22	ＭＪ4124135	2024/11/20	2026/ 6/23
ＴＴ5738786	2024/ 3/26	2026/ 6/19	ＴＭ2486097	2026/ 4/ 9	2026/ 6/22	ＴＴ3285620	2023/ 3/23	2026/ 6/22	ＭＪ4264065	2024/12/20	2026/ 6/23
ＴＴ5987958	2024/ 4/19	2026/ 6/19	ＴＲ3487748	2016/ 7/ 4	2026/ 6/22	ＴＴ3535467	2023/ 5/10	2026/ 6/22	ＭＶ0565570	2025/ 7/16	2026/ 6/23
ＴＴ6847736	2024/ 8/14	2026/ 6/19	ＴＲ6278560	2016/ 7/ 8	2026/ 6/22	ＴＴ3633167	2023/ 5/12	2026/ 6/22	ＭＶ0592695	2025/ 7/23	2026/ 6/23
ＴＴ7283428	2024/11/12	2026/ 6/19	ＴＲ6436234	2016/ 8/ 3	2026/ 6/22	ＴＴ4038754	2023/ 7/10	2026/ 6/22	ＭＶ1140734	2026/ 1/ 6	2026/ 6/23
ＴＴ7448943	2024/11/22	2026/ 6/19	ＴＲ7144478	2016/12/ 1	2026/ 6/22	ＴＴ4319076	2023/ 8/14	2026/ 6/22	ＭＶ1685206	2026/ 6/ 5	2026/ 6/23
ＴＺ1391600	2020/ 1/ 9	2026/ 6/19	ＴＲ8803181	2017/ 7/21	2026/ 6/22	ＴＴ4548152	2023/ 9/26	2026/ 6/22	ＭＺ2162957	2023/ 2/10	2026/ 6/23
ＴＲ3380598	2016/ 6/20	2026/ 6/20	ＴＲ8976494	2017/ 8/23	2026/ 6/22	ＴＴ5082689	2023/12/19	2026/ 6/22	ＴＭ0594223	2025/ 7/18	2026/ 6/23
ＴＳ0172435	2018/ 2/26	2026/ 6/20	ＴＲ9015818	2017/ 9/ 7	2026/ 6/22	ＴＴ5231736	2024/ 1/18	2026/ 6/22	ＴＭ0954002	2025/ 7/31	2026/ 6/23
ＴＭ0016027	2025/ 4/10	2026/ 6/21	ＴＲ9544598	2017/11/21	2026/ 6/22	ＴＴ5372851	2024/ 1/26	2026/ 6/22	ＴＭ1144538	2025/ 9/ 1	2026/ 6/23
ＴＺ2257976	2024/10/16	2026/ 6/21	ＴＲ9562985	2017/12/ 8	2026/ 6/22	ＴＴ5845529	2024/ 3/27	2026/ 6/22	ＴＭ1435553	2025/10/21	2026/ 6/23
ＭＪ1204209	2022/ 2/21	2026/ 6/22	ＴＲ9727623	2017/12/22	2026/ 6/22	ＴＴ6092723	2024/ 5/ 1	2026/ 6/22	ＴＭ1980399	2026/ 1/ 7	2026/ 6/23
ＭＪ1605937	2022/ 7/29	2026/ 6/22	ＴＲ9813327	2018/ 1/ 4	2026/ 6/22	ＴＴ6252102	2024/ 6/14	2026/ 6/22	ＴＭ2125309	2026/ 2/13	2026/ 6/23
ＭＪ1984965	2023/ 4/ 3	2026/ 6/22	ＴＳ1016713	2018/ 6/19	2026/ 6/22	ＴＴ6636309	2024/ 8/13	2026/ 6/22	ＴＭ2520573	2026/ 4/27	2026/ 6/23
ＭＪ2164601	2023/ 5/25	2026/ 6/22	ＴＳ1069669	2018/ 6/28	2026/ 6/22	ＴＴ6667688	2024/ 8/ 2	2026/ 6/22	ＴＲ3322743	2016/ 6/29	2026/ 6/23
ＭＪ2233424	2023/ 6/15	2026/ 6/22	ＴＳ2028388	2018/10/29	2026/ 6/22	ＴＴ6699587	2024/ 8/ 5	2026/ 6/22	ＴＲ6340567	2016/ 7/20	2026/ 6/23
ＭＪ2372810	2023/ 7/27	2026/ 6/22	ＴＳ2160733	2018/11/26	2026/ 6/22	ＴＴ6834288	2024/ 8/29	2026/ 6/22	ＴＲ6432999	2016/ 8/ 1	2026/ 6/23
ＭＪ2621982	2023/10/ 4	2026/ 6/22	ＴＳ2287078	2018/12/18	2026/ 6/22	ＴＴ6940209	2024/ 9/25	2026/ 6/22	ＴＲ6526863	2016/ 9/ 7	2026/ 6/23
									ＴＲ6575360	2016/ 8/31	2026/ 6/23

ＴＲ6793416	2016/ 9/16	2026/ 6/23	ＴＴ4128712	2023/ 8/ 1	2026/ 6/23	ＴＲ6769223	2016/10/ 3	2026/ 6/24	ＭＪ1267431	2021/10/15	2026/ 6/25
ＴＲ6897132	2016/10/25	2026/ 6/23	ＴＴ4265483	2023/ 8/10	2026/ 6/23	ＴＲ7476471	2017/ 1/23	2026/ 6/24	ＭＪ1463784	2022/ 2/14	2026/ 6/25
ＴＲ6921074	2016/10/21	2026/ 6/23	ＴＴ4486990	2023/ 9/ 5	2026/ 6/23	ＴＲ7889471	2017/ 3/21	2026/ 6/24	ＭＪ1489706	2022/ 4/28	2026/ 6/25
ＴＲ7053358	2016/11/14	2026/ 6/23	ＴＴ4544743	2023/ 9/12	2026/ 6/23	ＴＲ7915025	2017/ 3/14	2026/ 6/24	ＭＪ1599946	2022/ 7/12	2026/ 6/25
ＴＲ7205774	2016/12/ 8	2026/ 6/23	ＴＴ5029896	2023/11/28	2026/ 6/23	ＴＲ8496826	2017/ 6/ 9	2026/ 6/24	ＭＪ1624895	2023/ 2/14	2026/ 6/25
ＴＲ7272259	2016/12/28	2026/ 6/23	ＴＴ5412800	2024/ 1/29	2026/ 6/23	ＴＲ8924743	2017/ 8/17	2026/ 6/24	ＭＪ1674805	2022/ 9/ 6	2026/ 6/25
ＴＲ7294212	2016/12/16	2026/ 6/23	ＴＴ5634926	2024/ 3/ 6	2026/ 6/23	ＴＲ9328548	2017/10/20	2026/ 6/24	ＭＪ1756715	2023/ 1/26	2026/ 6/25
ＴＲ7719822	2017/ 2/20	2026/ 6/23	ＴＴ5750127	2024/ 3/27	2026/ 6/23	ＴＲ9342907	2017/10/12	2026/ 6/24	ＭＪ1768132	2022/11/21	2026/ 6/25
ＴＲ8272987	2017/ 5/ 9	2026/ 6/23	ＴＴ5757861	2024/ 3/13	2026/ 6/23	ＴＳ0535726	2018/ 4/12	2026/ 6/24	ＭＪ2140648	2023/ 5/16	2026/ 6/25
ＴＲ8964693	2018/ 4/ 4	2026/ 6/23	ＴＴ5893585	2024/ 3/23	2026/ 6/23	ＴＳ0668560	2018/ 4/26	2026/ 6/24	ＭＪ2152141	2023/ 5/26	2026/ 6/25
ＴＲ9797666	2017/12/25	2026/ 6/23	ＴＴ5948988	2024/ 4/24	2026/ 6/23	ＴＳ0885193	2018/ 5/29	2026/ 6/24	ＭＪ2220159	2023/ 6/15	2026/ 6/25
ＴＲ9983773	2018/ 1/30	2026/ 6/23	ＴＴ6394594	2024/ 6/18	2026/ 6/23	ＴＳ1386247	2018/ 8/ 9	2026/ 6/24	ＭＪ2600299	2023/ 9/ 7	2026/ 6/25
ＴＳ0096957	2018/ 2/13	2026/ 6/23	ＴＴ6522464	2024/ 7/ 3	2026/ 6/23	ＴＳ1849157	2018/10/ 5	2026/ 6/24	ＭＪ2824695	2023/11/ 9	2026/ 6/25
ＴＳ0370445	2018/ 3/26	2026/ 6/23	ＴＴ6657667	2024/ 7/29	2026/ 6/23	ＴＳ2115553	2018/11/14	2026/ 6/24	ＭＪ2993726	2024/ 1/31	2026/ 6/25
ＴＳ0448342	2018/ 4/ 2	2026/ 6/23	ＴＴ6703444	2024/ 8/ 7	2026/ 6/23	ＴＳ2130695	2018/11/26	2026/ 6/24	ＭＪ3416736	2024/ 5/13	2026/ 6/25
ＴＳ0532375	2018/ 4/ 9	2026/ 6/23	ＴＴ6787369	2024/ 8/21	2026/ 6/23	ＴＳ2356543	2018/12/27	2026/ 6/24	ＭＪ3918774	2024/ 9/13	2026/ 6/25
ＴＳ1072509	2018/ 6/22	2026/ 6/23	ＴＴ7047326	2024/ 9/26	2026/ 6/23	ＴＳ2539280	2019/ 1/15	2026/ 6/24	ＭＪ3962302	2024/11/19	2026/ 6/25
ＴＳ1680228	2018/ 8/27	2026/ 6/23	ＴＴ7884055	2025/ 2/ 7	2026/ 6/23	ＴＳ2591520	2019/ 1/21	2026/ 6/24	ＭＶ0253482	2025/ 5/28	2026/ 6/25
ＴＳ2462002	2019/ 1/10	2026/ 6/23	ＴＴ8152724	2025/ 3/14	2026/ 6/23	ＴＳ2742164	2019/ 2/14	2026/ 6/24	ＭＶ1038252	2025/11/25	2026/ 6/25
ＴＳ2662845	2019/ 2/ 1	2026/ 6/23	ＴＺ1191071	2017/ 3/20	2026/ 6/23	ＴＳ3098308	2019/ 4/ 2	2026/ 6/24	ＭＶ1153574	2026/ 1/ 8	2026/ 6/25
ＴＳ2879125	2019/ 2/22	2026/ 6/23	ＴＺ1289804	2018/ 6/11	2026/ 6/23	ＴＳ3738663	2019/ 6/18	2026/ 6/24	ＭＶ1396736	2026/ 3/25	2026/ 6/25
ＴＳ3007348	2019/ 3/13	2026/ 6/23	ＭＪ1855364	2023/ 2/ 1	2026/ 6/24	ＴＳ3874444	2019/ 7/11	2026/ 6/24	ＭＶ1584677	2026/ 5/27	2026/ 6/25
ＴＳ3485268	2019/ 5/16	2026/ 6/23	ＭＪ2353667	2023/ 7/ 5	2026/ 6/24	ＴＳ3924738	2019/ 7/17	2026/ 6/24	ＴＭ0130775	2025/ 4/ 9	2026/ 6/25
ＴＳ3754123	2019/ 6/25	2026/ 6/23	ＭＪ2788094	2023/11/30	2026/ 6/24	ＴＳ3960226	2019/ 7/19	2026/ 6/24	ＴＭ0164154	2025/ 4/17	2026/ 6/25
ＴＳ3925880	2019/ 7/19	2026/ 6/23	ＭＪ2999766	2024/ 1/29	2026/ 6/24	ＴＳ4115745	2019/ 8/ 5	2026/ 6/24	ＴＭ0649524	2025/ 6/24	2026/ 6/25
ＴＳ3976985	2019/ 7/22	2026/ 6/23	ＭＪ3369907	2024/ 5/14	2026/ 6/24	ＴＳ4439661	2019/ 9/19	2026/ 6/24	ＴＭ1568952	2025/11/ 6	2026/ 6/25
ＴＳ4188895	2019/ 8/19	2026/ 6/23	ＭＪ3642059	2024/ 7/ 5	2026/ 6/24	ＴＳ4749516	2019/11/ 1	2026/ 6/24	ＴＭ2007863	2026/ 1/22	2026/ 6/25
ＴＳ4677548	2019/10/29	2026/ 6/23	ＭＪ3875492	2024/ 9/20	2026/ 6/24	ＴＳ4970046	2019/12/11	2026/ 6/24	ＴＭ2296364	2026/ 3/ 6	2026/ 6/25
ＴＳ4837894	2019/11/26	2026/ 6/23	ＭＪ3878411	2024/ 8/29	2026/ 6/24	ＴＴ1586496	2020/10/13	2026/ 6/24	ＴＭ2401636	2026/ 3/26	2026/ 6/25
ＴＳ4981959	2019/12/11	2026/ 6/23	ＭＪ4122082	2024/11/12	2026/ 6/24	ＴＴ1898709	2022/ 1/18	2026/ 6/24	ＴＭ2684062	2026/ 5/26	2026/ 6/25
ＴＳ5181716	2020/ 1/21	2026/ 6/23	ＭＶ0438265	2025/ 6/20	2026/ 6/24	ＴＴ2852994	2023/ 1/13	2026/ 6/24	ＴＭ2698404	2026/ 4/30	2026/ 6/25
ＴＴ1190037	2020/ 3/11	2026/ 6/23	ＭＶ0824753	2025/ 9/18	2026/ 6/24	ＴＴ3381097	2023/ 5/ 1	2026/ 6/24	ＴＭ2764996	2026/ 6/ 4	2026/ 6/25
ＴＴ1853435	2021/ 9/ 6	2026/ 6/23	ＭＶ1640457	2026/ 5/15	2026/ 6/24	ＴＴ5096213	2023/12/ 8	2026/ 6/24	ＴＲ6681890	2016/ 9/15	2026/ 6/25
ＴＴ2086517	2022/ 4/12	2026/ 6/23	ＴＭ1156520	2025/ 9/ 4	2026/ 6/24	ＴＴ5147243	2023/12/28	2026/ 6/24	ＴＲ6739000	2016/ 9/ 2	2026/ 6/25
ＴＴ2406168	2022/ 8/ 8	2026/ 6/23	ＴＭ1180241	2025/ 9/19	2026/ 6/24	ＴＴ5228759	2024/ 1/ 9	2026/ 6/24	ＴＲ6893898	2016/10/14	2026/ 6/25
ＴＴ2502175	2022/ 9/15	2026/ 6/23	ＴＭ1718774	2025/11/28	2026/ 6/24	ＴＴ5468261	2024/ 2/ 5	2026/ 6/24	ＴＲ6935347	2016/10/28	2026/ 6/25
ＴＴ2724970	2022/10/31	2026/ 6/23	ＴＭ1923867	2025/12/12	2026/ 6/24	ＴＴ5516210	2024/ 1/31	2026/ 6/24	ＴＲ7093517	2016/12/ 8	2026/ 6/25
ＴＴ2741540	2022/12/ 6	2026/ 6/23	ＴＭ2123072	2026/ 2/10	2026/ 6/24	ＴＴ7002735	2024/ 8/27	2026/ 6/24	ＴＲ7292974	2016/12/14	2026/ 6/25
ＴＴ2996658	2023/ 2/10	2026/ 6/23	ＴＭ2274260	2026/ 3/ 4	2026/ 6/24	ＴＴ7690647	2025/ 1/20	2026/ 6/24	ＴＲ7527620	2017/ 1/25	2026/ 6/25
ＴＴ3308629	2023/ 3/17	2026/ 6/23	ＴＲ6337691	2016/ 7/15	2026/ 6/24	ＴＴ8030336	2025/ 3/ 5	2026/ 6/24	ＴＲ7551199	2017/ 2/ 3	2026/ 6/25
ＴＴ3633846	2023/ 5/14	2026/ 6/23	ＴＲ6386394	2016/ 8/ 3	2026/ 6/24	ＴＴ8049419	2025/ 2/18	2026/ 6/24	ＴＲ8134779	2017/ 4/19	2026/ 6/25
ＴＴ3837227	2023/ 6/ 9	2026/ 6/23	ＴＲ6628246	2016/ 9/ 5	2026/ 6/24	ＴＴ8063088	2025/ 2/23	2026/ 6/24	ＴＲ8142740	2017/ 4/21	2026/ 6/25
ＴＴ3851526	2023/ 6/12	2026/ 6/23	ＴＲ6752858	2016/ 9/28	2026/ 6/24	ＴＴ8124902	2025/ 3/25	2026/ 6/24	ＴＲ8153288	2017/ 4/25	2026/ 6/25
ＴＴ4001652	2023/ 7/10	2026/ 6/23	ＴＲ6763369	2016/ 9/16	2026/ 6/24	ＴＺ1320910	2018/12/17	2026/ 6/24	ＴＲ8270331	2017/ 5/16	2026/ 6/25
									ＴＲ8725855	2017/ 7/14	2026/ 6/25

ＴＲ8809196	2017/ 7/27	2026/ 6/25	ＭＪ2537480	2023/ 8/23	2026/ 6/26	ＴＳ4789058	2019/11/12	2026/ 6/26	ＭＶ1559551	2026/ 4/27	2026/ 6/29
ＴＲ8819539	2017/ 7/31	2026/ 6/25	ＭＪ3180156	2024/ 3/18	2026/ 6/26	ＴＳ4922077	2019/12/ 6	2026/ 6/26	ＴＭ0226543	2025/ 4/24	2026/ 6/29
ＴＳ0005771	2018/ 1/31	2026/ 6/25	ＭＪ3276366	2024/ 4/12	2026/ 6/26	ＴＳ5244224	2020/ 1/20	2026/ 6/26	ＴＭ0386332	2025/ 5/22	2026/ 6/29
ＴＳ0084550	2018/ 2/ 8	2026/ 6/25	ＭＪ3835236	2024/ 8/26	2026/ 6/26	ＴＴ1324153	2020/ 7/ 9	2026/ 6/26	ＴＭ0475199	2025/ 5/30	2026/ 6/29
ＴＳ0718882	2018/ 5/ 8	2026/ 6/25	ＭＪ4219775	2024/12/12	2026/ 6/26	ＴＴ2116250	2022/ 5/25	2026/ 6/26	ＴＭ0659146	2025/ 6/26	2026/ 6/29
ＴＳ0728924	2018/ 5/24	2026/ 6/25	ＭＪ4328222	2025/ 2/ 3	2026/ 6/26	ＴＴ3944623	2023/ 7/ 3	2026/ 6/26	ＴＭ0727633	2025/ 7/ 8	2026/ 6/29
ＴＳ0807730	2018/ 5/30	2026/ 6/25	ＭＶ0161534	2025/ 5/ 7	2026/ 6/26	ＴＴ4113731	2023/ 7/21	2026/ 6/26	ＴＭ0831378	2025/ 7/22	2026/ 6/29
ＴＳ1025328	2018/ 6/18	2026/ 6/25	ＭＶ0823885	2025/ 9/18	2026/ 6/26	ＴＴ6052305	2024/ 5/15	2026/ 6/26	ＴＲ6370982	2016/ 8/ 2	2026/ 6/29
ＴＳ1243198	2018/ 7/19	2026/ 6/25	ＭＶ1078127	2025/12/ 5	2026/ 6/26	ＴＴ6198269	2024/ 5/22	2026/ 6/26	ＴＲ6706769	2016/ 9/14	2026/ 6/29
ＴＳ2014566	2018/11/ 2	2026/ 6/25	ＭＺ2079450	2021/11/ 3	2026/ 6/26	ＴＴ6203613	2024/ 6/ 3	2026/ 6/26	ＴＲ6819553	2016/10/13	2026/ 6/29
ＴＳ2051432	2018/11/14	2026/ 6/25	ＴＭ0022470	2025/ 4/17	2026/ 6/26	ＴＴ6501256	2024/ 7/ 2	2026/ 6/26	ＴＲ7297576	2016/12/26	2026/ 6/29
ＴＳ2278415	2018/12/14	2026/ 6/25	ＴＭ0318215	2025/ 5/20	2026/ 6/26	ＴＴ6780882	2024/ 8/13	2026/ 6/26	ＴＲ7930142	2017/ 3/21	2026/ 6/29
ＴＳ2487575	2019/ 1/23	2026/ 6/25	ＴＭ0775849	2025/ 7/17	2026/ 6/26	ＴＴ6978756	2024/ 9/ 3	2026/ 6/26	ＴＲ8732288	2017/ 7/24	2026/ 6/29
ＴＳ2898523	2019/ 3/12	2026/ 6/25	ＴＭ1698483	2025/11/27	2026/ 6/26	ＴＴ7080708	2024/ 9/27	2026/ 6/26	ＴＲ8869895	2017/ 8/ 7	2026/ 6/29
ＴＳ2958644	2019/ 3/12	2026/ 6/25	ＴＭ2208531	2026/ 3/26	2026/ 6/26	ＴＴ7600020	2025/ 1/10	2026/ 6/26	ＴＲ9007563	2017/ 8/24	2026/ 6/29
ＴＳ3518697	2019/ 5/28	2026/ 6/25	ＴＲ3530223	2016/ 7/15	2026/ 6/26	ＴＺ1288480	2018/ 7/ 9	2026/ 6/26	ＴＲ9053231	2017/ 8/23	2026/ 6/29
ＴＳ4269522	2019/ 8/30	2026/ 6/25	ＴＲ6505803	2016/ 8/22	2026/ 6/26	ＴＺ2102499	2022/ 2/ 7	2026/ 6/26	ＴＲ9100615	2017/ 8/25	2026/ 6/29
ＴＳ5033693	2019/12/12	2026/ 6/25	ＴＲ6544822	2016/ 8/30	2026/ 6/26	ＴＺ2107336	2022/ 3/ 4	2026/ 6/26	ＴＲ9196630	2017/ 9/14	2026/ 6/29
ＴＳ5054778	2019/12/19	2026/ 6/25	ＴＲ6700538	2016/ 9/20	2026/ 6/26	ＴＺ2121316	2022/ 5/16	2026/ 6/26	ＴＲ9435436	2017/10/31	2026/ 6/29
ＴＴ1511725	2020/ 8/20	2026/ 6/25	ＴＲ7123102	2016/11/30	2026/ 6/26	ＴＺ2266223	2024/ 9/13	2026/ 6/26	ＴＲ9516430	2017/11/10	2026/ 6/29
ＴＴ2340686	2022/ 7/25	2026/ 6/25	ＴＲ7220238	2016/12/21	2026/ 6/26	ＭＪ2610435	2023/10/11	2026/ 6/28	ＴＳ0274745	2018/ 3/ 8	2026/ 6/29
ＴＴ2674551	2022/11/10	2026/ 6/25	ＴＲ7711343	2017/ 2/20	2026/ 6/26	ＴＴ4799228	2023/10/17	2026/ 6/28	ＴＳ1271156	2018/ 7/26	2026/ 6/29
ＴＴ2724436	2022/12/16	2026/ 6/25	ＴＲ8864687	2017/ 8/ 2	2026/ 6/26	ＴＴ6154190	2024/ 5/16	2026/ 6/28	ＴＳ1906310	2018/10/17	2026/ 6/29
ＴＴ2960811	2023/ 1/20	2026/ 6/25	ＴＲ9352295	2017/10/25	2026/ 6/26	ＭＪ1434677	2021/12/27	2026/ 6/29	ＴＳ2817972	2019/ 2/25	2026/ 6/29
ＴＴ2986028	2023/ 1/13	2026/ 6/25	ＴＳ0700701	2018/ 5/ 7	2026/ 6/26	ＭＪ1715462	2022/12/ 6	2026/ 6/29	ＴＳ3447687	2019/ 5/22	2026/ 6/29
ＴＴ3380611	2023/ 4/24	2026/ 6/25	ＴＳ1105715	2018/ 7/ 4	2026/ 6/26	ＭＪ1731329	2022/12/ 2	2026/ 6/29	ＴＳ3631306	2019/ 6/10	2026/ 6/29
ＴＴ3406058	2023/ 4/21	2026/ 6/25	ＴＳ1233512	2018/ 7/23	2026/ 6/26	ＭＪ1731330	2022/12/ 2	2026/ 6/29	ＴＳ3881551	2019/ 7/16	2026/ 6/29
ＴＴ3638974	2023/ 5/ 8	2026/ 6/25	ＴＳ1518104	2018/ 9/13	2026/ 6/26	ＭＪ1779476	2022/12/26	2026/ 6/29	ＴＳ3881578	2019/ 7/16	2026/ 6/29
ＴＴ3728630	2023/ 6/ 6	2026/ 6/25	ＴＳ1645630	2018/ 8/22	2026/ 6/26	ＭＪ1897379	2023/ 2/10	2026/ 6/29	ＴＳ5173316	2020/ 1/21	2026/ 6/29
ＴＴ4137639	2023/ 7/24	2026/ 6/25	ＴＳ1908497	2018/10/22	2026/ 6/26	ＭＪ1954348	2023/ 3/ 3	2026/ 6/29	ＴＳ5264370	2020/ 1/23	2026/ 6/29
ＴＴ4915713	2023/12/ 1	2026/ 6/25	ＴＳ1990430	2018/10/25	2026/ 6/26	ＭＪ2143819	2023/ 5/30	2026/ 6/29	ＴＴ1256876	2020/ 3/26	2026/ 6/29
ＴＴ5393038	2024/ 2/ 1	2026/ 6/25	ＴＳ2058875	2018/11/ 6	2026/ 6/26	ＭＪ2177385	2023/ 5/19	2026/ 6/29	ＴＴ1323172	2020/ 8/ 6	2026/ 6/29
ＴＴ5761183	2024/ 3/22	2026/ 6/25	ＴＳ2167439	2018/11/21	2026/ 6/26	ＭＪ2476525	2023/ 8/22	2026/ 6/29	ＴＴ1759771	2021/ 5/27	2026/ 6/29
ＴＴ6019420	2024/ 4/23	2026/ 6/25	ＴＳ2547208	2019/ 1/25	2026/ 6/26	ＭＪ2483894	2023/ 8/30	2026/ 6/29	ＴＴ1788131	2021/ 9/17	2026/ 6/29
ＴＴ6065478	2024/ 6/13	2026/ 6/25	ＴＳ2667486	2019/ 2/ 4	2026/ 6/26	ＭＪ2698473	2023/ 9/21	2026/ 6/29	ＴＴ1890687	2021/ 9/24	2026/ 6/29
ＴＴ6199644	2024/ 5/27	2026/ 6/25	ＴＳ2738349	2019/ 2/15	2026/ 6/26	ＭＪ3626037	2024/ 7/ 3	2026/ 6/29	ＴＴ1904752	2021/ 9/10	2026/ 6/29
ＴＴ7607666	2024/12/24	2026/ 6/25	ＴＳ3004635	2019/ 3/20	2026/ 6/26	ＭＶ0224721	2025/ 5/22	2026/ 6/29	ＴＴ1952472	2021/11/30	2026/ 6/29
ＴＺ1135278	2016/ 7/15	2026/ 6/25	ＴＳ3202376	2019/ 4/10	2026/ 6/26	ＭＶ0290784	2025/ 6/23	2026/ 6/29	ＴＴ1997455	2022/ 2/ 7	2026/ 6/29
ＭＪ1457372	2021/10/15	2026/ 6/26	ＴＳ3294181	2019/ 4/12	2026/ 6/26	ＭＶ0512027	2025/ 7/ 8	2026/ 6/29	ＴＴ2057317	2022/ 4/28	2026/ 6/29
ＭＪ1474891	2021/10/ 6	2026/ 6/26	ＴＳ3294193	2019/ 4/12	2026/ 6/26	ＭＶ0514683	2025/ 7/ 7	2026/ 6/29	ＴＴ2133451	2022/ 4/13	2026/ 6/29
ＭＪ1494301	2021/12/ 8	2026/ 6/26	ＴＳ3424274	2019/ 5/14	2026/ 6/26	ＭＶ0830136	2025/12/ 5	2026/ 6/29	ＴＴ2143667	2022/ 4/ 4	2026/ 6/29
ＭＪ1809909	2023/ 1/23	2026/ 6/26	ＴＳ3426457	2019/ 5/16	2026/ 6/26	ＭＶ0966024	2025/11/10	2026/ 6/29	ＴＴ2313933	2022/ 7/26	2026/ 6/29
ＭＪ1863318	2023/ 2/10	2026/ 6/26	ＴＳ4405516	2019/ 9/10	2026/ 6/26	ＭＶ1391858	2026/ 3/23	2026/ 6/29	ＴＴ2384864	2022/ 7/20	2026/ 6/29
ＭＪ2470601	2023/ 8/ 7	2026/ 6/26	ＴＳ4579358	2019/10/ 9	2026/ 6/26	ＭＶ1393120	2026/ 3/23	2026/ 6/29	ＴＴ2571400	2022/ 9/30	2026/ 6/29
									ＴＴ2627753	2022/10/22	2026/ 6/29

ＴＴ2712858	2022/12/ 2	2026/ 6/29	ＴＭ2086269	2026/ 2/ 6	2026/ 6/30	ＴＳ5380806	2020/ 2/ 2	2026/ 6/30	ＴＴ3711845	2023/ 6/ 9	2026/ 6/30								
ＴＴ2783308	2022/12/16	2026/ 6/29	ＴＲ6424785	2016/ 8/ 4	2026/ 6/30	ＴＳ5410394	2020/ 2/ 7	2026/ 6/30	ＴＴ4399786	2023/ 9/ 6	2026/ 6/30								
ＴＴ2816922	2022/12/20	2026/ 6/29	ＴＲ6639768	2016/ 9/ 2	2026/ 6/30	ＴＴ1268601	2020/ 6/23	2026/ 6/30	ＴＴ4524725	2023/ 9/15	2026/ 6/30								
ＴＴ2821563	2022/12/28	2026/ 6/29	ＴＲ6965972	2016/10/18	2026/ 6/30	ＴＴ1378298	2020/ 6/24	2026/ 6/30	ＴＴ4606266	2023/10/20	2026/ 6/30								
ＴＴ3061796	2023/ 1/30	2026/ 6/29	ＴＲ7404349	2017/ 1/24	2026/ 6/30	ＴＴ1585132	2020/11/19	2026/ 6/30	ＴＴ4672140	2023/ 9/20	2026/ 6/30								
ＴＴ3208610	2023/ 2/20	2026/ 6/29	ＴＲ7573563	2017/ 2/ 9	2026/ 6/30	ＴＴ1626285	2020/11/ 2	2026/ 6/30	ＴＴ4836265	2023/11/ 7	2026/ 6/30								
ＴＴ3629438	2023/ 5/17	2026/ 6/29	ＴＲ7739754	2017/ 2/23	2026/ 6/30	ＴＴ1946973	2021/12/14	2026/ 6/30	ＴＴ5046174	2023/12/12	2026/ 6/30								
ＴＴ3676485	2023/ 5/31	2026/ 6/29	ＴＲ7825065	2017/ 3/ 2	2026/ 6/30	ＴＴ2007684	2021/12/16	2026/ 6/30	ＴＴ5050397	2024/ 1/11	2026/ 6/30								
ＴＴ3785973	2023/ 6/ 9	2026/ 6/29	ＴＲ8234969	2017/ 6/ 8	2026/ 6/30	ＴＴ2101260	2022/ 3/ 9	2026/ 6/30	ＴＴ5187860	2024/ 1/11	2026/ 6/30								
ＴＴ3855243	2023/ 6/16	2026/ 6/29	ＴＲ8286559	2017/ 5/25	2026/ 6/30	ＴＴ2145709	2022/ 5/16	2026/ 6/30	ＴＴ5288166	2024/ 1/19	2026/ 6/30								
ＴＴ5130064	2024/ 1/ 4	2026/ 6/29	ＴＲ8554577	2017/ 6/20	2026/ 6/30	ＴＴ2234331	2022/ 5/25	2026/ 6/30	ＴＴ6311412	2024/ 6/ 5	2026/ 6/30								
ＴＴ5363965	2024/ 1/25	2026/ 6/29	ＴＲ8688544	2017/ 7/11	2026/ 6/30	ＴＴ2361556	2022/ 8/16	2026/ 6/30	ＴＴ6545854	2024/ 7/12	2026/ 6/30								
ＴＴ5591553	2024/ 2/22	2026/ 6/29	ＴＲ8948977	2017/ 8/15	2026/ 6/30	ＴＴ2427721	2022/ 9/15	2026/ 6/30	ＴＴ7088347	2024/10/15	2026/ 6/30								
ＴＴ5702065	2024/ 3/18	2026/ 6/29	ＴＲ9156584	2017/ 9/22	2026/ 6/30	ＴＴ2642224	2022/12/ 1	2026/ 6/30	ＴＴ7186587	2024/10/10	2026/ 6/30								
ＴＴ6276210	2024/ 6/11	2026/ 6/29	ＴＲ9169093	2017/ 9/26	2026/ 6/30	ＴＴ2905942	2023/ 1/19	2026/ 6/30	ＴＴ7237219	2024/11/ 6	2026/ 6/30								
ＴＴ6612191	2024/ 7/26	2026/ 6/29	ＴＲ9211643	2017/ 9/27	2026/ 6/30	ＴＴ3185056	2023/ 3/10	2026/ 6/30	ＴＺ1280127	2018/ 5/31	2026/ 6/30								
ＴＴ7041426	2024/ 9/13	2026/ 6/29	ＴＲ9233542	2017/ 9/22	2026/ 6/30	ＴＴ3348699	2023/ 4/10	2026/ 6/30	ＴＺ2119283	2022/ 4/12	2026/ 6/30								
ＴＴ7338777	2024/11/22	2026/ 6/29	ＴＳ0080074	2018/ 2/ 6	2026/ 6/30	ＴＴ3372663	2023/ 3/27	2026/ 6/30	ＴＺ2188960	2023/ 4/19	2026/ 6/30								
ＭＪ1562925	2022/ 6/13	2026/ 6/30	ＴＳ0353370	2018/ 3/27	2026/ 6/30														
ＭＪ1606193	2022/ 6/28	2026/ 6/30	ＴＳ0556127	2018/ 4/13	2026/ 6/30														
ＭＪ1732055	2022/11/24	2026/ 6/30	ＴＳ0749525	2018/ 5/14	2026/ 6/30														
ＭＪ1803024	2023/ 1/25	2026/ 6/30	ＴＳ0811971	2018/ 5/29	2026/ 6/30														
ＭＪ1921850	2023/ 3/13	2026/ 6/30	ＴＳ0816822	2018/ 5/29	2026/ 6/30														
ＭＪ2102328	2023/ 5/29	2026/ 6/30	ＴＳ1009793	2018/ 6/18	2026/ 6/30														
ＭＪ2136909	2023/ 5/18	2026/ 6/30	ＴＳ1066685	2018/ 7/ 3	2026/ 6/30														
ＭＪ2137023	2023/ 5/18	2026/ 6/30	ＴＳ1132343	2018/ 7/ 3	2026/ 6/30														
ＭＪ2171178	2023/ 5/22	2026/ 6/30	ＴＳ1167274	2018/ 7/ 9	2026/ 6/30														
ＭＪ2396311	2023/ 7/16	2026/ 6/30	ＴＳ1196025	2018/ 7/ 6	2026/ 6/30														
ＭＪ2419641	2023/ 7/27	2026/ 6/30	ＴＳ1645237	2018/ 9/11	2026/ 6/30														
ＭＪ2609781	2023/10/ 2	2026/ 6/30	ＴＳ1697824	2018/ 9/19	2026/ 6/30														
ＭＪ3046456	2024/ 3/ 7	2026/ 6/30	ＴＳ2056957	2018/11/12	2026/ 6/30														
ＭＪ3049037	2024/ 2/15	2026/ 6/30	ＴＳ3193940	2019/ 4/18	2026/ 6/30														
ＭＪ3367857	2024/ 5/ 7	2026/ 6/30	ＴＳ3218281	2019/ 4/10	2026/ 6/30														
ＭＪ3372830	2024/ 4/24	2026/ 6/30	ＴＳ3546922	2019/ 5/30	2026/ 6/30														
ＭＪ3631379	2024/ 7/12	2026/ 6/30	ＴＳ3615048	2019/ 6/ 5	2026/ 6/30														
ＭＪ3662437	2024/ 7/22	2026/ 6/30	ＴＳ3617997	2019/ 6/17	2026/ 6/30														
ＭＪ3679692	2024/ 7/22	2026/ 6/30	ＴＳ3695813	2019/ 6/18	2026/ 6/30														
ＭＪ4316232	2025/ 2/ 7	2026/ 6/30	ＴＳ3708155	2019/ 6/20	2026/ 6/30														
ＭＶ0173981	2025/ 5/ 9	2026/ 6/30	ＴＳ3786435	2019/ 6/20	2026/ 6/30														
ＭＶ0224113	2025/ 5/22	2026/ 6/30	ＴＳ3810696	2019/ 6/28	2026/ 6/30														
ＭＶ0510901	2025/ 7/ 8	2026/ 6/30	ＴＳ4013071	2019/ 7/29	2026/ 6/30														
ＭＶ1278068	2026/ 2/20	2026/ 6/30	ＴＳ4550883	2019/10/ 3	2026/ 6/30														
ＲＢ2036658	2023/ 3/ 1	2026/ 6/30	ＴＳ4637591	2019/10/17	2026/ 6/30														
ＴＭ0245998	2025/ 5/ 1	2026/ 6/30	ＴＳ4724857	2019/11/ 8	2026/ 6/30														
ＴＭ1422684	2025/10/17	2026/ 6/30	ＴＳ5156881	2020/ 1/10	2026/ 6/30														
ＴＭ1635759	2026/ 1/20	2026/ 6/30	ＴＳ5220372	2020/ 1/17	2026/ 6/30														

○厚生労働省告示第二百六十八号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域（昭和三十四年厚生省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、令和八年七月三十日から適用する。

令和八年七月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（「次のよう」は省略し、その改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第二百六十九号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月三十日から適用する。

令和八年七月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	
検疫法第八条第四項の規定による検疫区域	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
那覇空港	空港内エプロン
下地島空港	空港内エプロン
（略）	（略）

改正前	
検疫法第八条第四項の規定による検疫区域	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
那覇空港	空港内エプロン
（新設）	（新設）
（略）	（略）

○農林水産省告示第千五十五号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条の二第一項及び第二十条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年農林水産省告示第二千七百八十七号（競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件）及び令和二年農林水産省告示第三百三十五号（競馬法第二十条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

平成二十七年農林水産省告示第二千七百八十七号及び令和二年農林水産省告示第三百三十五号の一部を改正する告示

（平成二十七年農林水産省告示第二千七百八十七号の一部改正）

第一条　平成二十七年農林水産省告示第二千七百八十七号（競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　アイルランドにおいて実施される次に掲げる競走	一　アイルランドにおいて実施されるIrish Champion Stakes
イ　Flying Five Stakes	（新設）
ロ　Gold Cup	（新設）
ハ　Irish 1,000 Guineas	（新設）
ニ　Irish 2,000 Guineas	（新設）
ホ　Irish Champion Stakes	（新設）
ヘ　Irish Derby	（新設）
ト　Irish Oaks	（新設）
チ　Irish St. Leger	（新設）
リ　Matron Stakes	（新設）
ヌ　Pretty Polly Stakes	（新設）
二　アメリカ合衆国において実施される次に掲げる競走	二　アメリカ合衆国において実施される次に掲げる競走
イ　Arlington Million Stakes	（新設）
ロ　（略）	イ　（略）
ハ　（略）	ロ　（略）
ニ　Breeders' Cup Dirt Mile	（新設）
ホ　Breeders' Cup Distaff	（新設）
ヘ　Breeders' Cup Filly & Mare Sprint	（新設）
ト　（略）	ハ　（略）
チ　（略）	ニ　（略）
リ　Breeders' Cup Sprint	（新設）
ヌ　（略）	ホ　（略）
ル　Breeders' Cup Turf Sprint	（新設）
ヲ　Christophe Clement Turf Stakes	（新設）
ワ　Jockey Club Gold Cup Stakes	（新設）
カ　Joe Hirsch Turf Classic Stakes	（新設）
ヨ　（略）	ヘ　（略）
タ　Manhattan Stakes	（新設）
レ　Pacific Classic Stakes	（新設）
ソ　（略）	ト　（略）

ツ　Travers Stakes
ネ　Turf Classic Stakes
ナ　Whitney Stakes

三　アラブ首長国連邦において実施される次に掲げる競走

イ　Al Maktoum Challenge
ロ　Al Quoz Sprint
ハ　Dubai Gold Cup
ニ　（略）
ホ　（略）
ヘ　（略）
ト　（略）
チ　Godolphin Mile
リ　UAE Derby

四　英国において実施される次に掲げる競走

イ　1000 Guineas Stakes
ロ　2000 Guineas Stakes
ハ　British Champions Fillies & Mares Stakes
ニ　British Champions Long Distance Cup Stakes
ホ　British Champions Sprint Stakes
ヘ　（略）
ト　Coronation Cup Stakes
チ　Derby
リ　（略）
ヌ　Gold Cup Stakes
ル　Goodwood Cup Stakes
ヲ　（略）
ワ　July Cup Stakes
カ　King George VI and Queen Elizabeth Stakes
ヨ　Lockinge Stakes
タ　Nassau Stakes
レ　Oaks
ソ　（略）
ツ　Queen Anne Stakes
ネ　Queen Elizabeth II Jubilee Stakes
ナ　Queen Elizabeth II Stakes
ラ　St. James's Palace Stakes
ム　St. Leger Stakes
ウ　（略）
ヰ　Yorkshire Oaks Stakes

（新設）
（新設）
（新設）

三　アラブ首長国連邦において実施される次に掲げる競走

（新設）
（新設）
イ　（略）
ロ　（略）
ハ　（略）
ニ　（略）
（新設）

四　英国において実施される次に掲げる競走

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
イ　（略）
（新設）
ロ　Derby Stakes
ハ　（略）
（新設）
（新設）
ニ　（略）
（新設）
ホ　King George VI & Queen Elizabeth Stakes
（新設）
（新設）
（新設）
ヘ　（略）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
ト　（略）
（新設）

五　オーストラリア連邦において実施される次に掲げる競走（削る。）

イ　Australian Cup

ロ　Caulfield Cup

ハ　Champions Mile

ニ　Champions Sprint

ホ　Champions Stakes

ヘ　H. E. Tancred Stakes

ト　King Charles III Stakes

チ　Makybe Diva Stakes

リ　Melbourne Cup

ヌ　（略）

ル　Ranvet Stakes

ヲ　T. J. Smith Stakes

ワ　The Everest

カ　W. S. Cox Plate

六　サウジアラビア王国において実施される次に掲げる競走

イ　Riyadh Dirt Sprint

ロ　The 1351 Turf Sprint

ハ　The Neom Turf Cup

ニ　The Red Sea Turf

ホ　The Saudi Cup

ヘ　The Saudi Derby

七　ドイツ連邦共和国において実施される次に掲げる競走

イ　Grosser Preis von Baden

ロ　Grosser Preis von Berlin

ハ　Preis von Europa

八　フランス共和国において実施される次に掲げる競走

イ　Grand Prix de Paris

ロ　Grand Prix de Saint-Cloud

ハ　Poule d'Essai des Poulains

ニ　Poule d'Essai des Pouliches

ホ　Prix Aga Khan IV

ヘ　Prix de Diane

ト　Prix de la Foret

チ　（略）

五　オーストラリアにおいて実施される次に掲げる競走

イ　Cox Plate

（新設）

六　サウジアラビアにおいて実施されるSaudi Cup

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

七　フランスにおいて実施される次に掲げる競走

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

イ　（略）

リ　Prix de l'Opera
ヌ　Prix du Jockey Club
ル　（略）
ヲ　Prix Ganay
ワ　（略）
カ　Prix Maurice de Gheest
ヨ　Prix Royal-Oak
タ　Prix Vermeille
九　香港において実施される次に掲げる競走
イ　Centenary Sprint Cup
ロ　（略）
ハ　（略）
ニ　Hong Kong Champions & Chater Cup
ホ　（略）
ヘ　Hong Kong Gold Cup
ト　（略）
チ　（略）
リ　（略）
ヌ　（略）
ル　Queen's Silver Jubilee Cup
ヲ　Stewards' Cup

（新設）
（新設）
ロ　（略）
（新設）
ハ　（略）
（新設）
（新設）
（新設）
八　香港において実施される次に掲げる競走
（新設）
イ　（略）
ロ　（略）
（新設）
ハ　（略）
（新設）
ニ　（略）
ホ　（略）
ヘ　（略）
ト　（略）
（新設）
（新設）

（令和二年農林水産省告示第三百三十五号の一部改正）

第二条　令和二年農林水産省告示第三百三十五号（競馬法第二十条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
アメリカ合衆国において実施される次に掲げる競走	アメリカ合衆国において実施されるSanta Anita Derby
イ　Santa Anita Derby	（新設）
ロ　Santa Anita Handicap	（新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省・国土交通省告示第一号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第三条第四項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成二十年農林水産省国土交通省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項 1　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義 観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。 このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。 平成二十二年に約八百六十一万人であった訪日外国人旅行者数は令和七年には約四千二百六十八万人に、訪日外国人旅行消費額も約一・一兆円（平成二十二年）から令和七年には約九・五兆円に増加しており、観光は今や地域の活性化・日本経済の発展に不可欠な産業となっている。 一方で、こうした旺盛な観光需要を背景に、三大都市圏をはじめとした特定の都市・地域・時間帯に観光客が偏在・集中し、過度の混雑やマナー違反により、地域住民の生活の質への影響が顕在化している。 このような状況の中、令和八年三月に閣議決定された観光立国推進基本計画（以下「第五次基本計画」という。）に掲げる令和十二年までに訪日外国人旅行者数六千万人、訪日外国人旅行消費額十五兆円という目標を達成し、観光立国の実現を図るためには、訪日外国人旅行者の地方誘客や需要分散、地域周遊・長期滞在につながる取組を進めることに加え、様々な国・地域からの誘客を促進していく必要がある。 また、少子高齢化・人口減少が進展する中、持続的に発展していく観光を実現するためには、力強い成長軌道にあるインバウンドに加え、日本人による旅行を活性化することも欠かせない。旅行や観光は、経済的・社会的観点から重要な意義を持つものであることから、国内交流の拡大も重要である。 こうした観光を巡る近年の情勢の変化を踏まえ、第五次基本計画においては、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立、国内交流・アウトバウンド拡大、観光地・観光産業の強靱化を基本的な方針として掲げており、これらに基づいて地方の観光地の魅力向上・地方誘客等に取り組むこととされている。 第五次基本計画の取組を推進する上で、観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、もって観光立国の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として行う観光圏の整備は重要な役割を果たすものである。	一　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項 1　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義 観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。 このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。 平成二十八年の「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下「観光ビジョン」という。）は、令和二年に我が国を来訪する外国人観光旅客数を四千万人、国内における外国人観光旅客の消費額を八兆円とし、さらには令和十二年にそれぞれ六千万人、十五兆円とする高い目標を掲げた。政府一丸、官民一体となった取組を進めた結果、令和元年、我が国を来訪する外国人観光旅客数は三千百八十八万人、国内における外国人観光旅客の消費額は四兆八千億円まで増加し、インバウンド観光は急速な成長を遂げた。 ところが、令和二年に新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）が世界中で猛威を振るうと、インバウンド需要は一時的に消滅し、国内における日本人の延べ観光旅客数及び観光旅客の消費額も半減するなど、観光は未曾有の深刻な影響を受けた。コロナの感染拡大前の状況を振り返ると、観光ビジョンに掲げた令和二年までの目標の達成状況は、令和元年時点で、我が国を来訪する外国人観光旅客数については約八割に達したが、国内における外国人観光旅客の消費額及び地方部宿泊数については約六割にとどまっていた。国内における外国人観光旅客の一人当たりの消費額単価は伸び悩み、着地消費額百万円以上のいわゆる高付加価値旅行者の獲得シェアも低かった。我が国を来訪する外国人観光旅客の約八割が訪問先上位十都道府県に集中する中、一部の観光地では、観光旅客による混雑、マナー違反等の課題も生じていた。 国内旅行については、市場に大きな成長が見られない中でも、観光ビジョンに掲げた令和二年までの目標を令和元年までにほぼ達成した。今後も我が国の人口減少に影響を受けることになるが、コロナ禍前に国内における日本人観光旅客の消費額は旅行消費額全体の約八割を占め、コロナによる影響もインバウンドより小さかった点で、今後とも観光政策の重要な柱であることが再認識された。 コロナ禍を経た旅行需要の変化に目を転じると、世界の旅行者の約七割がサステナブルな旅行に関心があるとのデータがあり、世界的に「持続可能な観光」への関心が高まっている。自然・アクティビティに対する需要も高まりを見せ、世界のアドベンチャーツーリズム市場

観光圏の整備に当たっては、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大による相互理解の増進や地域の活性化を図るためには、観光旅客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を周遊し、地域の住民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であることを踏まえ、関係者が連携し、地域に息づく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが求められる。

また、地域固有の資源を有する観光地を相互に戦略的に連携させ、観光圏として国内外からの観光旅客を対象とする二泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを形成していくことで、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力を備えた観光地としての価値向上が期待される。

さらに、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による相互理解の増進、地域の活性化が図られ、もって地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の自然、文化、歴史等に関する理解を深めるものとして観光の意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待される。

加えて、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然・文化・歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。このような中で、農山漁村における観光旅客の来訪及び滞在を促進することは、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が「食」や美しい景観等といった農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の所得向上と活性化を図る上で大きな意義を持つとともに、滞在交流型観光の振興にもつながり、観光圏の形成を通じた地域の活性化を図るためにも重要な要素である。

は、平成三十年の六十二兆円から令和八年には百七十三兆円まで大きく成長するとの予測もある。観光旅客をより長期に滞在させ、地方へ分散させることのできる当該市場をめぐり、コロナ禍からの回復が早かった各国は熾烈な誘致競争を繰り広げており、この世界的潮流を捉える必要がある。

国内の観光地では、コロナ禍を通じ、特に地方部に疲弊が見られた。地方の経済や雇用の担い手となるべき観光産業では、デジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人材不足といった積年の構造的課題が、コロナ禍で一層顕在化した。

令和元年の旅行・観光消費は、生産波及効果五十五兆八千億円、雇用誘発効果四百五十六万人に上った。観光産業は裾野が極めて広く、我が国の基幹産業へと成長するポテンシャルを有する総合産業である。観光産業の付加価値を示す観光ＧＤＰは、同年において我が国のＧＤＰの約二パーセントであり、今後、官民一体となって観光産業の付加価値を更に高め、「稼げる」産業へと変革を進めていく必要がある。観光事業者が収益力を高め、適正な対価を収受して収益を地域内で循環させ、従業員の待遇改善も図ることが、観光産業に人材を惹き付け、観光地の持続可能な発展を実現するために必要である。

今後の我が国の観光の復活に向けては、以上のようなコロナによる変化やコロナ禍前からの課題を踏まえ、単なるコロナ禍前への復旧ではなく、持続可能な形での復活を図ることが求められる。

そのためには、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大といった戦略に取り組むことが必要である。

こうした観光をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、令和五年三月に新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、同計画に基づき、国土交通省を中心に政府一丸となって観光立国の実現に向けた取組を推進しているところである。

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大による相互理解の増進や地域の活性化を図るためには、観光旅客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を周遊し、地域の住民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であり、関係者が連携し、地域に息づく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが重要である。

このため、地域における固有の資源を有する観光地を相互に戦略的に連携させた観光圏として国内外からの観光旅客を対象とする二泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを国内に形成し、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力の高い魅力ある観光地とすることで、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による相互理解の増進、地域の活性化が図られ、もって地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の自然、文化、歴史等に関する理解を深めるものとして観光の意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待される。

また、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然・文化・歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。このような中で、農山漁村における観光旅客の来訪及び滞在を促進することは、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が「食」や美しい景観等といった農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の所得向上と活性化を図る上で大きな意義を持つとともに、滞在交流型観光の振興にもつながり、観光圏の形成を通じた地域の活性化を図るためにも重要な要素である。

2　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標

今般の滞在交流型観光の受け皿たる観光圏の整備の促進に関する施策は、第五次基本計画において掲げる、令和十二年までに訪日外国人旅行者数六千万人、訪日外国人旅行消費額十五兆円をはじめとする観光立国の推進に関する目標の達成とともに、旅行消費額及び地方部における延べ宿泊者数の増大に寄与することを目指すものとする。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく今般の施策の目標である。

二　観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1　観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1)　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすること。

その際、地域にとって誇りや愛着の源泉となり、あわせて旅行者にも共有・共感される地域固有の価値を端的に言語化したもの（以下「ブランドコンセプト」という。）を設定すること。ブランドコンセプトは、地域の関係事業者や地方公共団体の間で認識を共有し、さらに地域住民の共感を得ながら言語化・整理していくことにより、地域一体となった観光圏の取組を推進する上で重要な役割を果たすものである。また、ブランドコンセプトを感じることのできる滞在コンテンツの造成や情報発信等を通じて、最終的には、観光地としてのブランド化を目指すものとする。

(2)・(3)　（略）

（削る）

2　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標

今般の滞在交流型観光の受け皿たる観光圏の整備の促進に関する施策は、我が国を来訪する外国人観光旅客数について、令和七年までに令和元年の水準を超えることを目標とし、令和十二年までに六千万人にすること、国内における外国人観光旅客の消費額について、五兆円の早期達成を目指すとともに、令和十二年までに十五兆円にすること、国内における外国人観光旅客の一人当たりの旅行消費額について、令和七年までに二十万円にすること、我が国を来訪する外国人観光旅客の地方部における延べ宿泊者数について、令和十二年までに一億三千万人泊にすること、我が国を来訪する外国人観光旅客の一人当たりの地方部宿泊数について、令和七年までに二泊にすること、我が国を来訪する外国人観光旅客に占めるリピーター数について、令和十二年までに三千六百万人にすること、国内における日本人観光旅客の消費額について、二十兆円の早期達成を目指すとともに、令和七年までに二十二兆円にすること及び日本人の地方部における延べ宿泊者数について、令和七年までに三億二千万人泊にすることという観光ビジョン及び新たな観光立国推進基本計画において掲げた目標の達成に寄与することを目指している。

このため、観光圏の形成を図ろうとする地域において、観光地間の連携、地域の幅広い産業間の連携及び国・地方公共団体と民間主体間の連携という三つの連携を促進することで、観光圏整備事業の着実な実施を図り、観光旅客の来訪及び滞在の促進という具体的な目に見える成果を挙げることによって、地域の活性化を図ることが、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号。以下「法」という。）に基づく今般の施策の目標である。

二　観光圏整備計画の作成に関する基本的な事項

1　観光圏整備計画の記載事項に関する留意事項

(1)　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成しようとする地域における観光旅客の来訪及び滞在の現状及び課題を踏まえ、観光圏としての基本的な取組、課題解決の方向性等の基本方針を明確にすることが期待される。

その際、地域の観光産業の構造的課題や、自然、文化等の保全等にも着目した上で、高付加価値で持続可能な観光地づくりに向けた取組を明記すること。また、地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、他の競合する地域と比較・分析し、観光旅客が他地域と明確に区別できる特徴を明らかにした上で、インバウンド回復や国内交流拡大に向けた取組を明記すること。

(2)・(3)　（略）

(4)　観光圏整備計画の目標

観光圏としての核となる地域に根ざした固有の魅力について検討を行い、地域が目指すべき方向性を明確にすることが期待される。

(4)　観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、二1(1)の基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理する。また、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）を複数構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心に、地域の多様な関係者との連携体制を構築するとともに、地域内の合意形成を促進することで、四に定める事項の確実な実施等を担保し、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。さらに、継続的かつ自律的な活動体制を確立することを目的として、観光地域づくりマネージャーの育成等に関する取組を、計画的に定めるものとする。

(5)　観光圏整備計画の目標

観光圏整備事業の効果を適切に評価するため、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、二泊三日以上の滞在者割合、旅行者満足度の増加等の明確な数値目標を立ててその実現を図ること。さらに、ブランドコンセプトの認知度や観光地域づくりマネージャーの稼働割合等、観光圏の機能を踏まえた目標を一つ以上設定するものとする。

(6)　（略）

2　（略）

その上で、例えば、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増加等の観光圏整備事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立ててその実現を図ること、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者（以下「観光地域づくりマネージャー」という。）の育成等により継続的・自律的な活動体制を確立すること等を計画期間中の目標とすることが期待される。

(5)　観光圏整備事業及びその実施主体

観光圏整備事業については、民間主体による創意工夫ある取組を尊重しつつ、二1(1)の基本的な方針に沿って、四に定める事項を参照しながら、地域において自主的・自律的に検討及び実施することが期待される。地方公共団体、宿泊事業者、交通事業者、農林漁業者、商工業者等の関係者の役割分担を明確にしつつ、協議会の協議等を経て、個々の観光圏整備事業の効果に関して検討した上で、観光圏整備事業の概要、実施主体及び実施期間を簡潔に列挙することが期待される。

事業の実施主体については、地域における創意工夫に富む効果的な取組の実施の観点から、運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽・レジャー、旅行業等の代表的な観光関連産業のみならず、農林漁業、商工業等も含めた地域の幅広い業種間での連携及び協力が期待される。事業の実施に当たっては、その一体的かつ継続的な実施を促進し、もって効果的な観光地域づくりが進められるよう、法人格を有する観光地域づくりプラットフォームが事業の総合的な企画・立案、関係者間の調整、実施状況の管理・評価等を行うことが期待される。

地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たっては、観光地域づくりプラットフォームに関する事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、複数の観光地域づくりマネージャーを構成員とし、観光地域づくりマネージャーを中心として四に定める事項の確実な実施等を担保するなど、一体的・総合的な観光地域づくりを推進できる体制を整えるものとする。

（新設）

(6)　（略）

2　（略）

三　滞在促進地区に関する基本的な事項

滞在促進地区においては、現在の宿泊旅客の評価及びニーズを踏まえ、地域と一体となって宿泊エリアとして質を高めていくことが重要である。具体的には、もてなしの質的向上、泊食分離、地産地消、日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や上質かつブランドコンセプトを感じられる宿泊施設等、多様なニーズに対応した宿泊環境の整備を進める。また、共通入湯券の導入による周遊の楽しみの創出、観光圏の区域内の情報拠点としての利便性向上、観光資源へのアクセス拠点としての利便性向上等、滞在促進地区を中心に観光圏の区域内全体へ観光旅客の滞在及び周遊を促進する取組を重点的に実施することが求められる。これらの取組を通じて、観光旅客の滞在期間の長期化を促し、地域における消費拡大が図られることが期待される。

このため、滞在促進地区においては、具体的な区域を定めるとともに、観光圏整備実施計画において、当該地区のソフト・ハードそれぞれの観点から必要となる事業を具体的に示すとともに、当該事業を実施する民間団体、宿泊事業者等を明確にし、列挙する必要がある。

四　観光圏整備事業に関する基本的な事項

1　事業内容及び事業の実施に関する留意事項

観光圏として、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを通じた滞在交流型観光への転換を図るため、観光圏整備事業については、法第二条第三項各号に掲げる事項を効果的かつ一体的に実施するために必要な事業の内容を、以下に掲げる事項を踏まえつつ、二1(1)の基本的な方針に沿って、地域において自主的・自律的に検討することが期待される。なお、以下に掲げる事項の全てをそのまま行うのではなく、地域の創意及び柔軟な発想に基づき、実情に応じて取り組むことが期待される。ただし、(1)及び(5)に掲げる事項については、確実に実施するものとする。

さらに、以下に掲げる事項のうち、(1)、(2)及び(5)に掲げる事項については、観光地域づくりプラットフォームが行い、各事業については、その実施主体を明確にした上で、観光地域づくりプラットフォームによる各事業の連携に係る関係者間の調整等の総合的なマネジメントの下で各実施主体が行うことが期待される。

(1)　観光に関する各種情報の継続的な収集・分析

地域において、観光圏整備事業が観光旅客のニーズに応じた形で実施されること、(2)及び(5)に掲げる事項を的確に実施すること等を可能とするため、観光旅客及び市場に関するマーケティング調査を定期的に行い、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、旅行者満足度の増加、二泊三日以上の滞在者割合等の観光旅客の動向、ニーズ等の各種情報を、例えば、デジタルマーケティングの手法を導入するなどして的確に収集・分析し、その分析結果を(2)から(5)までに掲げる事項の実施に活用すること。

(2)　観光地域づくり実施基本方針の策定

観光圏整備事業の実施が、明確な考え方の下に策定された戦略に基づくものであり、かつ、地域住民が地域に誇りと愛着を感じることにつながるよう、以下の事項を記載した観光地域づくり実施基本方針を策定し、観光圏の区域内での共有を図ること。

①　観光圏としての特徴を明らかにした上で、魅力的な空間の形成や受入体制の整備等を勘案した観光圏における事業実施の前提となる考え方

②　（略）

三　滞在促進地区に関する基本的な事項

滞在促進地区においては、現在の宿泊旅客の評価及びニーズを踏まえ、宿泊エリアとして地域と一体となって、もてなしの質的向上、泊食分離、地産地消、農家民宿や古民家等の歴史的資源を活用した日本ならではの宿泊体験を提供する宿泊施設や上質かつ地域のストーリーを感じられる宿泊施設等多様なニーズに対応した宿泊施設の提供等、宿泊の促進の取組に加え、共通入湯券の導入等による周遊の楽しみの確立、観光圏の区域内の情報拠点としての利便性向上、観光資源へのアクセス拠点としての利便性向上等、滞在促進地区を中心に観光圏の区域内全体へ観光旅客の滞在及び周遊を促進する取組を重点的に実施することにより、観光旅客の滞在期間の長期化を促し、消費の拡大を図ることが期待される。

このため、滞在促進地区においては、具体的な区域を定めるとともに、観光圏整備実施計画において、当該地区のソフト・ハードそれぞれの観点から必要となる事業を具体的に示すとともに、当該事業を実施する民間団体、宿泊事業者等を明確にし、列挙する必要がある。

四　観光圏整備事業に関する基本的な事項

1　事業内容及び事業の実施に関する留意事項

観光圏として、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを通じた滞在交流型観光への転換を図るため、観光圏整備事業については、法第二条第三項各号に掲げる事項を効果的かつ一体的に実施するために必要な事業の内容を、以下に掲げる事項を踏まえつつ、二1(1)の基本的な方針に沿って、地域において自主的・自律的に検討することが期待される。なお、以下に掲げる事項の全てをそのまま行うのではなく、地域の創意及び柔軟な発想に基づき、実情に応じて取り組むことが期待される。ただし、(1)及び(5)に掲げる事項については、確実に実施するものとする。

さらに、以下に掲げる事項のうち、(1)、(2)及び(5)に掲げる事項については、観光地域づくりプラットフォームが行い、各事業については、その実施主体を明確にした上で、観光地域づくりプラットフォームによる各事業の連携に係る関係者間の調整等の総合的なマネジメントの下で各実施主体が行うことが期待される。

(1)　観光に関する各種情報の継続的な収集・分析

地域において、観光圏整備事業が観光旅客のニーズに応じた形で実施されること、(2)及び(5)に掲げる事項を的確に実施すること等を可能とするため、観光旅客及び市場に関するマーケティング調査を定期的に行い、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増加等の観光旅客の動向、ニーズ等の各種情報を、例えば、デジタルマーケティングの手法を導入するなどして的確に収集・分析し、その分析結果を(2)から(5)までに掲げる事項の実施に活用すること。

(2)　観光地域づくり実施基本方針の策定

観光圏整備事業の実施が、明確な考え方の下に策定された戦略に基づくものであり、かつ、地域住民が地域に誇りと愛着を感じることにつながるよう、以下の事項を記載した観光地域づくり実施基本方針を策定し、観光圏の区域内での共有を図ること。

①　観光圏としての特徴を明らかにした上で、高付加価値で持続可能な観光地域づくりやインバウンド回復、国内交流拡大に向けて必要となる、魅力的な空間の形成や受入体制の整備等を勘案した観光圏における事業実施の前提となる考え方

②　（略）

(3)　観光旅客の来訪及び滞在の促進

滞在交流型観光の振興のためには、二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体的な動線及び観光圏の区域内の魅力的な空間の形成に留意しつつ、観光旅客の滞在の拠点となる主たる滞在促進地区を中核として、以下に掲げる事項を一体的かつ有機的に提供することを通じて、観光圏の区域内における滞在・回遊を促進し、観光旅客のリピーターを確保することが重要である。

このような観点から、観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る事業を個別に企画・立案するのではなく、地域を代表する農林水産業等の産業や、自然、伝統、文化、景観等の個性ある資源を活用し、幅広い関係者の連携により、その地域ならではの楽しみ方を加える等の創意工夫ある滞在コンテンツを企画・立案した上で、ブランドコンセプトを体感でき、二泊三日以上の滞在につながるプログラムとして観光旅客に対して提案できるよう、事業相互間の一体的かつ有機的な連携を図ること。

なお、取組の推進にあたっては、観光客の戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立の観点に留意すること。

①　（略）

②　観光資源を活用したサービスの開発及び提供

観光圏における滞在・周遊を促進するためには、ターゲット顧客のニーズやマーケットを踏まえた滞在コンテンツ及び滞在プログラムの充実を図ることが重要である。また、滞在コンテンツについて、単に見る観光メニューだけではなく、農業体験、自然を活かしたアクティビティ等の体験・交流・学習の参加型メニューなど、長時間の滞在の契機となるように魅力の向上を図ること。

特に外国人観光旅客を対象とした滞在コンテンツ及び滞在プログラムの充実を図るに当たっては、観光需要を地理的・時間的に分散させつつ、各地での宿泊者数の増加及び消費額の拡大を促す「コト消費」につながる観光コンテンツの造成を意識することが重要である。その上で、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムや、各地の多様な食文化の魅力に触れるガストロノミーツーリズム・酒蔵ツーリズムなどの推進、地域の文化財、古民家等の歴史的資源、博物館・美術館、アニメやマンガ、映画等のコンテンツ、国立公園、温泉文化、スポーツ等を積極的に活用した地方誘客及び消費拡大に効果の高い滞在コンテンツの創出並びに地域における体験の質や回遊性の向上に資する施設整備を検討することが望ましい。その際、分かりやすい多言語解説の整備等の滞在コンテンツの魅力を十分に感じることができるような取組も併せて行うことが期待される。これらの取組を行う際には、他地域と類似した画一的な滞在コンテンツとならないよう、他地域と異なる地域の強みや魅力を常に意識した上で行うことが重要である。

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえ、外国人観光旅客向けに十分に整備されていない潜在的な観光資源や夜間の観光資源の開拓等、従来の枠にとらわれない幅広い資源を観光に活かすことが重要であり、関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。その際には、個性ある滞在コンテンツの

(3)　観光旅客の来訪及び滞在の促進

滞在交流型観光の振興のためには、二泊三日以上の滞在を可能とする観光旅客の具体的な動線及び観光圏の区域内の魅力的な空間の形成に留意しつつ、観光旅客の滞在の拠点となる主たる滞在促進地区を中核として、以下に掲げる事項を一体的かつ有機的に提供することを通じて、観光圏の区域内における滞在・周遊を促進し、観光旅客のリピーターを確保することが重要である。

このような観点から、観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る事業を個別に企画・立案するのではなく、地域を代表する農林水産業等の産業や、自然、伝統、文化、景観等の個性ある資源を活用し、幅広い関係者の連携により、その地域ならではの楽しみ方を加える等の創意工夫ある滞在コンテンツを企画・立案した上で、滞在促進地区における宿泊や観光圏の区域内における移動手段を組み合わせた魅力ある滞在プログラムとして観光旅客に対して提案できるよう、事業相互間の一体的かつ有機的な連携を図ること。

また、コロナ禍を経た旅行需要の変化を捉え、世界的に関心が高まっている「持続可能な観光」や、自然・アクティビティに対する需要の高まりを踏まえた上で、多様なニーズに応じたサービスや滞在コンテンツの開発、提供を行う等戦略的な取組の実施を図ること。

①　（略）

②　観光資源を活用したサービスの開発及び提供

観光圏における滞在・周遊を促進するためには、滞在コンテンツ及びそれらを組み合わせた滞在プログラムの充実を図ることが重要であることに鑑み、滞在コンテンツについて、単に見る観光メニューだけではなく、農業体験、自然を活かしたアクティビティ等の体験・交流・学習の参加型メニューなど、長時間の滞在の契機となるように魅力の向上を図ること。

特に外国人観光旅客を対象とした滞在コンテンツ及び滞在プログラムの充実を図るに当たっては、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムや、各地の多様な食文化の魅力に触れるガストロノミーツーリズム・酒蔵ツーリズムなど、消費拡大に効果の高い滞在コンテンツ及び滞在プログラムの整備を検討することが望ましい。加えて、地域の文化財、古民家等の歴史的資源、博物館・美術館、国立公園、スポーツ等を積極的に活用した地方への誘客に効果の高い滞在コンテンツ及び滞在プログラムの整備を検討することが望ましい。その際、分かりやすい多言語解説の整備等の滞在コンテンツの魅力を十分に感じることができるような取組も併せて行うことが期待される。これらの取組を行う際には、他地域と類似した画一的な滞在コンテンツとならないよう、他地域と異なる地域の強みや魅力を常に意識した上で行うことが重要である。

また、個性ある滞在コンテンツを造成するためには、地域の特徴を踏まえた上で、外国人観光旅客向けに十分に整備されていない潜在的な観光資源や夜間の観光資源の開拓等、従来の観光資源の枠にとらわれない幅広い資源を観光資源として活かすことが重要であり、幅広い関係者の連携により地域全体で取組を進めることが期待される。その際

造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。さらに、国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の誘客促進に資する取組等を通じて、幅広いインバウンドのニーズを掴むことも重要である。

国内旅行については、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大の重要性が改めて明らかとなったことから、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションや地域資源を活用した何度も地域に通う旅等の新たな仕掛けづくり等の新たな交流市場の開拓に向けた取組について検討することが望ましい。加えて、観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、平日への旅行需要の平準化につながる取組についても検討することが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

さらに、農山漁村においては、伝統的な食文化、美しい景観等の豊かな地域資源を観光資源として活用して、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊の取組を地域一丸となって進めることが期待される。取組を行う際には、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等を行うことを検討すること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者や滞在プログラムの魅力を日本人観光旅客及び外国人観光旅客双方に伝えることが可能な全国通訳案内士・地域通訳案内士も含めたガイドの持続的な確保・育成を進めること。また、こうした人材の確保・育成の取組を滞在コンテンツの造成や質の向上と一体的に取り組むよう努めるほか、幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

⑤‖③・④　（略）

その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

ブランドコンセプトの再設定や磨き上げを行うとともに、当該ブランドコンセプトを活用した滞在コンテンツの造成等を通じて、観光圏のブランド化を促進する取組を進めることが重要である。加えて、観光地域づくりプラットフォームや観光地域づくりマネー

造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。さらに、国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）の誘客促進に資する取組等を通じて、幅広いインバウンドのニーズを掴むことも重要である。

国内旅行については、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大の重要性が改めて明らかとなったことから、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションや地域資源を活用した何度も地域に通う旅等の新たな仕掛けづくり等の新たな交流市場の開拓に向けた取組について検討することが望ましい。加えて、観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、平日への旅行需要の平準化につながる取組についても検討することが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

さらに、農山漁村においては、伝統的な食文化、美しい景観等の豊かな地域資源を観光資源として活用して、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊の取組を地域一丸となって進めることが期待される。取組を行う際には、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等を行うことを検討すること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者や滞在プログラムの魅力を日本人観光旅客及び外国人観光旅客双方に伝えることが可能な全国通訳案内士・地域通訳案内士も含めたガイドの持続的な確保・育成を進めること。また、こうした人材の確保・育成の取組を滞在コンテンツの造成や質の向上と一体的に取り組むよう努めるほか、幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

⑤‖③・④　（略）

その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

ブランドコンセプトの再設定や磨き上げを行うとともに、当該ブランドコンセプトを活用した滞在コンテンツの造成等を通じて、観光圏のブランド化を促進する取組を進めることが重要である。加えて、観光地域づくりプラットフォームや観光地域づくりマネー

には、個性ある滞在コンテンツの造成に加えて、造成された滞在コンテンツの情報発信の強化やチケット購入の容易化等の決済環境の整備に関する取組も併せて行うことが重要である。

国内旅行については、インバウンドと比べた外的要因に対する強靱さが示され、国内交流拡大の重要性が改めて明らかとなったことから、働き方改革とも整合する形で行われるワーケーションや地域資源を活用した何度も地域に通う旅等の新たな仕掛けづくり等の新たな交流市場の開拓に向けた取組について検討することが望ましい。加えて、観光需要の特定時期への集中が旅行者の満足度低下や観光産業の低い生産性等の要因となっていることを踏まえ、週末や連休以外の旅行需要を喚起し、混雑の回避や観光産業従事者の通年雇用化等を促進するため、平日への旅行需要の平準化につながる取組についても検討することが期待される。

さらに、産業、伝統、文化、景観、自然環境等の地域の個性ある資源については、その保全と活用とが調和しなければ、持続可能な観光地及び観光圏の形成が実現できないことから、地域の環境保全への配慮や地域ならではの景観の維持・向上等、その保全方法と活用方法との調和についても、十分留意することが重要である。

また、観光圏における滞在コンテンツの充実の観点から、法第九条に規定される農山漁村交流促進事業についても観光圏整備事業として検討すること。その際、特別な名所旧跡がなくても、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源がその活性化に向けた大きな力になることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域における農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域特性に応じ、有形無形の地域資源を活用しつつ創意工夫を発揮して地域間交流の促進による地域の活性化を図ること。

さらに、農山漁村においては、伝統的な食文化、美しい景観等の豊かな地域資源を観光資源として活用して、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊の取組を地域一丸となって進めることが期待される。取組を行う際には、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等を行うことを検討すること。

加えて、地域の資源を有効活用した滞在プログラム等の質を高め、観光旅客に対して地域の魅力を最大限に伝えるため、滞在プログラム等の実施者や滞在プログラムの魅力を日本人観光旅客及び外国人観光旅客双方に伝えることが可能な全国通訳案内士・地域通訳案内士も含めたガイドの育成に努めるとともに、幅広い関係者の接遇の向上等による地域のホスピタリティ向上を図ること。

⑤‖③・④　（略）

その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

観光事業者においては、必要な設備投資等により高付加価値なサービスの提供や生産性の向上が図られ、適正な対価の収受を通じて収益の増加が可能となる。さらに、その収益により更なる設備投資の増加、従業員の待遇改善が図られることによって、サービ

ジャー等、地域の関係者の育成に取り組むことにより、観光圏における各種事業の円滑な推進が期待される。また、観光圏整備実施計画の認定を受けた観光圏を構成員とする団体を活用し、観光圏間が連携したプロモーションやマーケティング調査の実施、観光地域づくりマネージャーをはじめとする人材育成等に取り組むことも重要である。

(4)　（略）

(5)　各事業の管理、評価及び改善

観光圏整備事業の効果が最大限に発揮され、観光旅客の来訪及び滞在をより一層促進するためには、各事業の効果を客観的に把握し、その評価・分析結果を定期的に関係者に共有するとともに、必要に応じて各事業及びその実施に係る戦略の見直しを図る取組を徹底して行うこと、また、社会環境や観光動向の変化を踏まえ、ブランドコンセプトを定期的に再検証し、必要に応じて見直していくことが重要である。

このような観点から、各事業を実施するに当たっては、事業毎に効果測定のための指標として適切なアウトプット及びアウトカムを設定し、その達成状況を定期的に評価・分析すること。また、その分析結果を観光圏整備事業者等の関係者に共有するとともに、各事業及び観光地域づくり実施基本方針を定期的に見直すこと。

2　（略）

3　観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

(1)　法第八条第三項第一号に関する基準

①　ブランドコンセプトを含めた観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、旅行者満足度の増加、二泊三日以上の滞在者割合等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。加えて、観光圏の機能を踏まえた目標を一つ以上設定されていること。

②　（略）

(2)～(4)　（略）

五～七　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

スの更なる高付加価値化につながるといった好循環が実現する。こうした好循環が、雇用の確保・安定や所得の増加を生み出し、税収の増加にも寄与するとともに、地域に対する住民の愛着・誇りを醸成し、地域からの人口流出に歯止めをかけ、観光旅客受入れへの理解・協力を促進する。それらが観光地の更なる魅力向上につながることで、地域への来訪者や消費が更に増加し、観光地全体の稼ぐ力が向上する。このため、観光地・観光産業の再生・高付加価値化に向けて、宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去等のハード面の取組に加え、シームレスな予約・決済が可能な地域サイトの構築、顧客予約管理システムの導入、旅行者の移動・宿泊・購買等のデータに基づくマーケティングの導入及び観光地経営の戦略策定、キャッシュレス化等の観光地におけるＤＸの推進に向けた取組を行うことが期待される。

(4)　（略）

(5)　各事業の管理、評価及び改善

観光圏整備事業の効果が最大限に発揮され、観光旅客の来訪及び滞在をより一層促進するためには、各事業の効果を客観的に把握し、その効果を定期的に評価・分析して関係者に共有するとともに、必要に応じて各事業及びその実施に係る戦略の見直しを図る取組を徹底して行うことが重要である。

このような観点から、各事業を実施するに当たっては、事業毎に効果測定のための指標として適切なアウトプット及びアウトカムを設定し、その達成状況を定期的に評価・分析すること。また、その分析結果を観光圏整備事業者等の関係者に共有するとともに、各事業及び観光地域づくり実施基本方針を定期的に見直すこと。

2　（略）

3　観光圏整備実施計画の認定基準

観光圏整備実施計画が国土交通大臣に対して申請された場合の認定基準については、以下のとおりとする。

(1)　法第八条第三項第一号に関する基準

①　観光圏としての目指すべき方向性が明確となっており、観光圏の区域内における日本人観光旅客及び外国人観光旅客それぞれの消費額、延べ宿泊者数、リピーター率、旅行者満足度の増加等、観光圏整備事業の効果を検証できる目標が設定されていること。

②　（略）

(2)～(4)　（略）

五～七　（略）

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年６月29日

会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　原田　祐平

第18条第１号中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に改め、同条第２号中「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附則第５条第１項第１号中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に改め、同項第２号中「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

２　変更後の第18条及び附則第５条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

令和７年度会計検査院共済組合の決算に関する公告

令和８年７月23日

東京都千代田区霞が関３－２－２
会計検査院共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	433	流動負債	14
		固定負債	74
		剰余金	344
合　計	433	合　計	433

備考：記載金額は、単位未満を切り捨てて計上している。(以下同じ。)

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	1,048	経常収益	1,014
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	33
合　計	1,049	合　計	1,049

２　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	43	流動負債	8
固定資産	6	剰余金	41
合　計	49	合　計	49

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	9	経常収益	18
当期利益金	9		
合　計	18	合　計	18

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	19	流動負債	1
		剰余金	18
合　計	19	合　計	19

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	23	経常収益	23
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	0
合　計	23	合　計	23

4　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	437	流動負債	5,015
固定資産	4,844	剰余金	266
合　計	5,282	合　計	5,282

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	38	経常収益	44
特別損失	0		
当期利益金	5		
合　計	44	合　計	44

5　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	188	流動負債	1
固定資産	61	剰余金	248
合　計	249	合　計	249

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	1	経常収益	1
特別損失	0		
当期利益金	0		
合　計	1	合　計	1

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年６月29日　　文部科学省共済組合代表者

文部科学大臣　松本　洋平

第18条第１号中「25,000」を「27,000」に、「50,000」を「54,000」に改め、第２号中「50,000」を「54,000」に、「100,000」を「108,000」に改める。

附則第７条第１項第１号中「25,000」を「27,000」に、「50,000」を「54,000」に改め、第２号中「50,000」を「54,000」に、「100,000」を「108,000」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

2　変更後の第18条及び附則第７条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

令和７年度文部科学省共済組合の決算に関する公告

令和８年７月23日

東京都千代田区霞が関三丁目２番２号

文部科学省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	31,971	流動負債	1,465
		固定負債	12,021
		剰余金	18,485
合　計	31,971	合　計	31,971

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	157,558	経常収益	151,403
特別損失	15	特別利益	157
		当期損失金	6,013
合　計	157,573	合　計	157,573

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	847	流動負債	263
固定資産	205	剰余金	789
合　計	1,052	合　計	1,052

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	291	経常収益	386
特別損失	0		
当期利益金	95		
合　計	386	合　計	386

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	6,425	流動負債	795
固定資産	0	固定負債	64
		剰余金	5,566
合　計	6,425	合　計	6,425

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	3,137	経常収益	3,177
特別損失	0	特別利益	15
当期利益金	55		
合　計	3,192	合　計	3,192

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	22	流動負債	0
固定資産	0	固定負債	0
		剰余金	22
合　計	22	合　計	22

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	3	経常収益	4
当期利益金	1		
合　計	4	合　計	4

5　宿泊経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	928	流動負債	5
固定資産	453	固定負債	188
		剰余金	1,188
合　計	1,381	合　計	1,381

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	64	経常収益	122
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	58		
合　計	122	合　計	122

6　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	26,850	流動負債	376,190
固定資産	370,722	固定負債	15
		剰余金	21,367
合　計	397,572	合　計	397,572

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	2,385	経常収益	2,834
当期利益金	449		
合　計	2,834	合　計	2,834

7　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,813	流動負債	61
固定資産	3,008	固定負債	2,098
		剰余金	2,662
合　計	4,821	合　計	4,821

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	503	経常収益	103
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	400
合　計	503	合　計	503

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示

令和８年７月23日

独立行政法人住宅金融支援機構契約担当役
財務企画部長　戸村　昌幸

次のとおり、参加申込書の提出を招請します。

1　当該招請の主旨

資産自己査定システムに係る地価データの納入業務（以下「本業務」という。）については、資産自己査定システムで使用する路線価、公示地価及び基準地価について、最新の内容に更新する必要があることから、下記の「応募要件」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加申込書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、「応募要件」を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を実施することができる法人等（以下「特定法人等」という。）との随意契約による契約手続に移行する。

なお、「応募要件」を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して競争入札（最低価格落札方式）による入札書の提出を要請する予定である。

2　業務概要

⑴　業務名

資産自己査定システムに係る地価データの納入業務

⑵　業務内容

資産自己査定システムで使用する路線価、公示地価及び基準地価に係るデータを調達するものである。

⑶　履行時期・期間・期限

契約締結日から令和８年10月16日

3　業務目的

本業務は、資産自己査定システムに使用する路線価、公示地価及び基準地価に係るデータについて最新の内容に更新できるよう、更新事業者（資産自己査定システムの著作権を保有する事業者）へ納入することを目的とする。

4　応募要件

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　令和７・８・９年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の資格を有する者又は令和７・８・９年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「物品の販売」の資格を有する者であること。

⑶　全省庁統一資格を用いて公募に参加する場合において、国土交通省から指名停止措置を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

⑷　機構から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

⑸　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。

⑹　仕様書（配付資料）に記載した要件をすべて満たすことができる者であること。

⑺　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑻　商法（明治32年法律第48号）その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。

⑼　本説明書中の業務委託契約書（案）により当機構と契約を締結することが可能であり、かつ、仕様書記載の要件を全て満たしている者であること。

5　手続等

⑴　担当部署

〒112―8570 東京都文京区後楽１―４―10
独立行政法人住宅金融支援機構債権管理部資産査定グループ　齋藤・原
電話：03―5800―9349

⑵　説明書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間

令和８年７月23日から令和８年８月12日まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）

②　交付場所

10時から12時まで、13時から16時までの間に「手続等」の「担当部署」の場所において行う。

③　交付方法

手交により交付する。

⑶　参加申込書の提出期限、場所及び方法

①　提出期限

令和８年８月13日12時00分

②　提出場所

「手続等」の「担当部署」に同じ。

③　提出方法

持参又は郵送により提出すること。

（注１）　提出前に「手続等」の「担当部署」へ連絡を入れること。

（注２）　郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに到着していること。

⑷　参加申込書の審査結果の通知期限及び方法

審査結果については、令和８年８月28日までに文書にて通知する。

⑸　応募要件を満たす場合

競争入札（最低価格落札方式）に移行するので、⑷の通知時に入札に必要な書類を送付する。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　「手続等」の「担当部署」に同じ。

⑶　当該応募者に対して競争入札（最低価格落札方式）による入札書の提出を要請する際の提出予定期限　令和８年９月９日16時00分

⑷　「応募要件」に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も、参加申込書を提出することができるが、入札書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　詳細は説明書による。

7　Summary

(1)　Subject matter of service : Purchase of land price data for our the Self-assessment system

(2)　Time-limit to the submission of application forms : 12 : 00, 13 Aug, 2026

(3)　Contact point for documentation relating to the solicitation : SAITO and HARA, Self-assessment Group, Loan Administration Department, Japan Housing Finance Agency, 1—4—10 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo, 112—8570, Japan TEL 03—5800—9349

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

北海道北見市緑ヶ丘六丁目三番七号

ふぉろかる合同会社

清算人　高橋みゆき

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一番地三四二

株式会社ＷｏｏｄＢａｓｅオーガ

代表清算人　小笠原祐晃

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

宮城県栗原市若柳字川南堤通一〇番地の一一

有限会社カツラギ

代表清算人　葛城　喜穂

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

仙台市泉区館三丁目三七番地の八

一般社団法人芦東雑砂會道Ｉ'Ｍｓ

代表清算人　三木　弘和

解散公告

当社は、令和八年六月十九日開催の株主総会の決議により令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

埼玉県秩父市下影森一八一番地株式会社ウッディーコイケ内

有限会社ウッド・マテリアル

清算人　森岡　達雄

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

千葉県松戸市上本郷四番地

有限会社竹川モータース商会

清算人　竹川　勇二

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

千葉県流山市三輪野山三丁目一番地の二

有限会社椎の木

清算人　椎橋　信

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

千葉県我孫子市東我孫子二丁目二九番二四号バールサー天王台ビル一階

興盈株式会社

代表清算人　野田　涼子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都杉並区久我山三丁目四三番一三号

株式会社サクラウエルネスツアーズ

代表清算人　小林　利男

解散公告

当社は、令和八年七月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都世田谷区桜丘四丁目二七番一六―一一二号

Gen Consulting合同会社

清算人　CHUEI JASON YING

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

マルスグローバル株式会社

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目二八星野ビル五〇九号

瑞創芸株式会社

代表清算人　白川　遥

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．七Ｆ　株式会社ＭＥＤＩＰＯＲＴ

代表清算人　白坂　麻子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都世田谷区下馬四丁目一六番二一号

ラ・ドログリー株式会社

代表清算人　ロラン・デュボワ

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都台東区松が谷二丁目九番一―四〇一号

虎虎株式会社

代表清算人　張　啓智

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都世田谷区瀬田五丁目一七番五号

有限会社エス・エフ・カンパニー

清算人　柳田　光司

解散公告

当組合は、令和八年六月三十日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都江東区千石一丁目一四番三六―九〇四号　Hike Ventures有限責任事業組合

清算人　庄子　尚宏

解散公告

当社は、令和八年五月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　合同会社いいな

代表清算人　関口　和真

解散公告

当社は、令和八年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都板橋区赤塚八丁目六番一九号

有限会社日本メカトロニクス

清算人　関口　直宏

解散公告

当社は、令和八年五月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　合同会社エコスピリット

清算人　大木　慶

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都新宿区新宿二丁目一二番一三号新宿アントレサロンビル二階

株式会社Ｍｅｌｉｆｉｅ

代表清算人　中澤　利絵

解散公告

当社は、令和八年七月六日をもって社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地さくら綜合事務所内

Centara Osaka特定目的会社

代表清算人　林　健二

解散公告

当法人は、令和八年七月六日をもって社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
Centara Osaka Capital一般社団法人
代表清算人　林　健二

解散公告

当社は、令和八年六月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都台東区松が谷三丁目一番一三号
玉鋼刃物合同会社
清算人　安達　祝然

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日開催の定時評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都台東区浅草六丁目四二番四―一〇一号
一般財団法人生き活きクラブ令和
清算人　小林　公慈

解散公告

当社は、令和八年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　株式会社オアシス
代表清算人　伊藤　英寿

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都大田区大森北三丁目二四番二七号
有限会社原田商事
清算人　原田　洋一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都大田区大森北三丁目二四番二七号
株式会社ビートランス
代表清算人　原田　洋一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都渋谷区宇田川町一四番一三号宇田川町ビルディング三階　株式会社まなぶや
代表清算人　金光　七緒

解散公告

当社は解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二
Ｎｅｕｒａｌ　Ｌｏｇｉｃ合同会社
清算人　岡崎　諒

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

東京都新宿区神楽坂六丁目八番地文悠ビルＢ一　一般社団法人松井須磨子協会
代表清算人　堀川　健仁

解散公告

当社は、令和八年七月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

神奈川県川崎市川崎区藤崎二―一八―二一
太陽プロテック合同会社
清算人　李　耀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

横浜市南区南太田一丁目四九番八号
合同会社アイソフト工房
清算人　島田竜之介

解散公告

当社は、令和八年六月二十二日開催の臨時株主総会の決議により令和八年六月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

神奈川県川崎市麻生区上麻生四丁目一九番三―五〇四号　リーチ株式会社
代表清算人　宮井　清一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

神奈川県相模原市南区鵜野森三丁目八番一九号　株式会社ホワイトザユー
代表清算人　平　勇逸

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

横浜市戸塚区上倉田町一一〇九―一〇

合同会社ＳＨＩＦＴ

清算人　永冨　遼

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一〇号

湘南第五ビル四Ｆ　株式会社ＦＩＮＤＩＴ

代表清算人　奥岡　修司

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

横浜市港北区綱島東二丁目八番二号

立花ハウジング株式会社

代表清算人　袖永　徳之

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

川崎市宮前区鷺沼一丁目一七番八　ハイツ鷺沼Ｂ１

有限会社かっぱハウス

清算人　島岡安芸和

解散公告

当社は令和八年六月三十日開催の総社員の同意により解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

福井県大飯郡高浜町音海第四三号三二番地

合同会社やまさわ

清算人　大野　智也

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

長野県佐久市長土呂八〇一番地二

ワコー電子株式会社

代表清算人　佐藤　秀幸

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

長野県諏訪市大字中洲字曽根田四八三五番地三

株式会社西浦設備

代表清算人　飯塚　隆志

解散公告

当社は、令和八年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一四八〇〇番地三五八

有限会社小林設備

清算人　小林　直美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

岐阜県海津市海津町高須町九〇六番地の一

特定非営利活動法人まごの手クラブ

清算人代表　谷　芳和

清算人　長尾　美幸

解散公告

当社は、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

静岡県焼津市小柳津三八五番地の七

有限会社工藤額縁

清算人　工藤　繁

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

静岡県熱海市春日町一六番一五号

ｓｏｎｏｈａｕｓ　ｇｒａｐｈｉｃｓ株式会社

代表清算人　大沼　敏将

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

名古屋市中区栄一丁目一四番八号栄ＫＴビル二階

アウルムアラス株式会社

代表清算人　渡邉　修

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

名古屋市西区児玉二丁目九番一七号

合同一商株式会社

代表清算人　林　宏守

解散公告

当社は、令和八年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県岡崎市竜美南二丁目七番地一二

株式会社オフィス藤野

代表清算人　藤野　孝爾

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県豊橋市下五井町青木三一番地

特定非営利活動法人三千里鐵道

清算人　都　相太

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

名古屋市緑区野末町一五〇一番地

株式会社アーニスト

代表清算人　鈴木　靖幸

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日開催の株主総会の決議により令和八年六月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県江南市河野町一色一二〇番地

株式会社維研

代表清算人　佐藤　雅哉

解散公告

当社は、令和八年七月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

名古屋市中村区名駅五丁目一六番一七号

株式会社オフィスハヤシ

代表清算人　岩田　正子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

名古屋市中区栄四丁目一五番一四号栄ハイホーム四一三号

株式会社ＦＧＰＺ

代表清算人　丁　文彬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県一宮市定水寺字塚越四八番地一

株式会社ウインズバード

代表清算人　安田　貴志

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県尾張旭市北原山町六田池二二二五番地四

株式会社令和観光

代表清算人　藤原　東一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県豊明市西川町島原一一番二〇

株式会社オレンジ

代表清算人　堀　智美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県名古屋市中村区名駅三―四―一〇

アルティメイト名駅１ｓｔ二階

株式会社スキマメディア

代表清算人　上田　大季

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

三重県鈴鹿市北江島町六番一九号

株式会社Ｓｔｒａｔｉｖ

代表清算人　村井　賢介

解散公告

当社は、令和八年七月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

京都市上京区千本通出水下る十四軒町四〇五番地ルミエール聚楽〇〇五号

株式会社パルティール

代表清算人　藤井　明義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府河内長野市大矢船中町一七番九号

株式会社イメディア

代表清算人　山中三英子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府守口市藤田町一丁目三七番六号ロイヤルオーディン藤田町一〇五Ｂ号室

株式会社太陽

代表清算人　王　楚燁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪市住吉区南住吉二丁目六番二一号ホワイトコーポ南住吉一〇二号室

九壌明星株式会社

代表清算人　韋　春華

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府池田市豊島北一丁目一〇番一〇号

有限会社村田電気商会

清算人　村田　都

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪市生野区小路東六丁目八番一七号昭和エクセルビュー東大阪一〇三―Ｇ二一

Ｓ＆Ｓ株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

中山ビル三〇五Ａ

代表清算人　得譯株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪市生野区小路東六丁目八番一七号昭和エクセルビュー東大阪一〇三―Ｇ一六

三山株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号中山ビル四〇七Ｂ

イーコムウィズ株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

森竺株式会社

代表清算人　張　美玉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府大阪市西区新町三丁目一〇番二一―六〇〇二号

合茶貿易株式会社

代表清算人　張廖　址築

解散公告

当社は、令和八年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪市北区西天満四丁目八番二八号

永楽株式会社

代表清算人　陳　坤　勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府四條畷市楠公一丁目一五番三号

株式会社Ｆｏｂａｈ

代表清算人　上埜　譲二

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

神戸市兵庫区吉田町一丁目二番一〇―五号

株式会社若松一階

代表清算人　鄒　瀨　鍇

解散公告

当社は、令和八年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

奈良市東登美ケ丘六丁目三番一五号

株式会社ダイヨー

代表清算人　寺田　憲一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目九番三八号

株式会社サンクレスト不動産販売

代表清算人　関本とみ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

広島市中区吉島東一丁目五番七号

株式会社ＳａｌｌｙＳｔｙｌｅ

代表清算人　杉浦　一人

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

山口県柳井市柳井津四二六番地の一

有限会社はせがわ

清算人　長谷川哲夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛媛県松山市谷町甲一二六番地一

有限会社恭明設備工業

清算人　岡田　利雄

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

北九州市八幡西区御開五丁目三番八号

有限会社田中管工

清算人　田中　定夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

鹿児島市西千石町七番四一号

株式会社セントラル総合美容

代表清算人　田中もり子

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

沖縄県那覇市古島二丁目二五番地の三

株式会社古島組

清算人　比嘉　康善

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府豊中市柴原町三丁目一〇番一四号

医療法人江本医院

清算人　江本　敬

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十七日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府豊中市永楽荘一丁目三番一九号

医療法人普川歯科医院

清算人　普川　朋志

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府大阪市此花区春日出中二丁目一六番二三号

医療法人小山医院

清算人　小山　智継

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

島根県邑智郡川本町大字川下二六一八番地

宗教法人浄福寺

清算人　小笠原唯真

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

京都府京丹後市網野町日和田七二八番地

農事組合法人ヤマユリ牧場

清算人　末次　成良

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月二十日北海道知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

北海道上川郡上川町北町三三番地
学校法人上川学園
清算人　谷越　一仁

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十九日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

福島県二本松市油井字桑原九九番地
清算法人長谷寺
清算人　井上　航

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月三十日をもって、医療法第五十五条第一項第五号の定めにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

埼玉県久喜市久喜中央二丁目七番二〇号
医療法人社団ユーアイエメリー会
清算人　鈴木　健夫

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年七月十七日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

静岡県袋井市国本八四一番地
袋井市土橋土地区画整理組合
代表清算人　大庭　哲夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県名古屋市昭和区雪見町一丁目六番地
神ながら教千種教会
清算人　今井田志津子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府東大阪市旭町三番四号
医療法人山下歯科
清算人　山下　早苗

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年五月二十七日鳥取県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六七五番地一
岩美土地改良区
代表清算人　亀井　勲

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二十五日開催の教会総会の決議により令和八年五月二十日島根県知事の許可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

島根県出雲市多伎町久村二九八番地の一
宗教法人日本ナザレン教団久村教会
清算人　中出　潤一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

熊本県玉名市玉名二〇七九番地
職業訓練法人玉名職業訓練運営会
清算人　上嶋　秀徳

第二十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・円

資産の部

資産の部計	二八、九一九、七〇三

負債及び正味財産の部

負債の部計	一六、四〇四、五四二
正味財産の部計	一二、五一五、一六一
負債及び正味財産の部計	二八、九一九、七〇三

令和八年七月二十三日

東京都新宿区西新宿四丁目三二番四号
特定非営利活動法人日本地主家主協会
理事長　手塚　康弘

令和七年度決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　（単位　千円）

資産の部

流動資産	二一、三四六
固定資産	六、九一六、四四四
資産合計	六、九三七、七八九

負債及び正味財産の部

流動負債	一二、五九八
固定負債	二一、七四〇
指定正味財産	三八八、五二七
一般正味財産	六、五一四、九二五
負債及び正味財産合計	六、九三七、七八九

令和八年六月二十六日

東京都港区北青山二丁目五番一号
公益財団法人伊藤忠記念財団
代表理事　鈴木　善久

第３期決算公告

令和８年７月23日

大阪市北区梅田一丁目２番２―200号
Austability株式会社
代表取締役　リチャード・チャールズ・アコット

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,071
	固定資産	407
	合計	51,479
純資産の部及び負債の部	流動負債	143,600
	株主資本	△92,120
	資本金	10,000
	利益剰余金	△102,120
	その他利益剰余金	△102,120
	（うち当期純損失）	(41,033)
	合計	51,479

第８期決算公告　　令和８年７月23日

札幌市東区北七条東二丁目１番１号

石狩ＬＮＧ桟橋株式会社

代表取締役　前谷　浩樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,169
	固定資産	3,969,772
	合計	**4,015,941**
負債及び純資産の部	流動負債	335,815
	固定負債	3,164,720
	株主資本	515,405
	資本金	240,000
	資本剰余金	240,000
	（資本準備金）	(240,000)
	利益剰余金	35,405
	（その他利益剰余金）	(35,405)
	（うち当期純利益）	(3,170)
	合計	**4,015,941**

第 82 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
仙台市青葉区国分町二丁目14番24号
カメイ商事株式会社
代表取締役社長　今野　薫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,603,375
	固定資産	1,420,962
	合計	8,024,337
負債及び純資産の部	流動負債	442,471
	固定負債	4,755,411
	株主資本	2,481,300
	資本金	70,000
	利益剰余金	2,411,300
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	2,393,800
	（うち当期純利益）	(135,794)
	評価・換算差額等	345,155
	合計	8,024,337

第 24 期決算公告

2026年７月23日
仙台市青葉区一番町四丁目１番25号
株式会社東北博報堂
代表取締役　田原　賢

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,958,487
	固定資産	85,902
	合計	4,044,389
負債及び純資産の部	流動負債	2,547,299
	（賞与引当金）	(122,642)
	（役員賞与引当金）	(7,168)
	株主資本	1,495,010
	資本金	350,000
	利益剰余金	1,145,010
	利益準備金	38,500
	その他利益剰余金	1,106,510
	（うち当期純利益）	(155,663)
	評価・換算差額等	2,080
	合計	4,044,389

第 22 期 決 算 公 告

2026年７月23日
札幌市中央区北二条西一丁目１番地
株式会社北海道博報堂
代表取締役　左近　成弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	945,012
	固定資産	32,505
	合計	977,517
負債及び純資産の部	流動負債	465,788
	（賞与引当金）	(56,377)
	（役員賞与引当金）	(7,264)
	株主資本	511,729
	資本金	350,000
	利益剰余金	161,729
	利益準備金	31,100
	その他利益剰余金	130,629
	（うち当期純損失）	(26,793)
	合計	977,517

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月 23 日　　東京都港区東新橋一丁目９番２号

水ing エンジニアリング株式会社

代表取締役　須山　晃延

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,134	流動負債	27,838
固定資産	1,943	賞与引当金	725
		その他流動負債	27,112
		固定負債	1,090
		株主資本	13,149
		資本金	300
		資本剰余金	8,107
		その他資本剰余金	8,107
		利益剰余金	4,741
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	4,666
		（当期純利益）	(2,289)
資産合計	**42,077**	**負債・純資産合計**	**42,077**

第 9 期 決 算 公 告

令和８年７月 23 日　　東京都港区東新橋一丁目９番２号

水ing AM 株式会社

代表取締役　石川　隆雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,720	流動負債	12,668
固定資産	1,172	賞与引当金	1,631
		その他流動負債	11,036
		固定負債	32
		株主資本	1,192
		資本金	100
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	1,042
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,017
		（当期純利益）	(984)
資産合計	**13,893**	**負債・純資産合計**	**13,893**

第73期決算公告　令和８年６月25日
福島県福島市大森字宮ノ前25番地の２
福島県酒類卸株式会社
代表取締役社長　板垣　和裕
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,641,320
	固定資産	1,376,105
	資産合計	3,017,425
負債及び純資産の部	流動負債	1,055,625
	固定負債	56,736
	株主資本	1,905,064
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	1,755,064
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,730,064
	（うち当期純利益）	(2,438)
	負債・純資産合計	3,017,425

第38期決算公告
令和８年７月23日
山形県天童市東芳賀二丁目２番１号
山形段ボール株式会社
代表取締役　岡村　泰延
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	288,625
	固定資産	659,928
	合計	948,553
負債及び純資産の部	流動負債	655,796
	固定負債	29,015
	株主資本	263,742
	資本金	50,000
	利益剰余金	213,742
	（うち当期純利益）	(△1,775)
	合計	948,553

第27期決算公告　令和８年６月24日
宮城県栗原市鶯沢南郷南沢82番地の２
東日本リサイクルシステムズ株式会社
代表取締役　阿曽　健
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,996,291
	固定資産	761,860
	合計	2,758,151
負債及び純資産の部	流動負債	307,197
	固定負債	—
	株主資本	2,450,954
	資本金	280,000
	利益剰余金	2,190,954
	利益準備金	92,113
	その他利益剰余金	2,098,841
	（うち当期純利益）	(293,504)
	自己株式	△20,000
	合計	2,758,151

第51期決算公告　令和８年５月28日
茨城県ひたちなか市山崎30番地
株式会社宮本冷機
代表取締役　宮本　浩樹
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,509,861
	固定資産	2,189,861
	合計	7,699,722
負債及び純資産の部	流動負債	1,127,722
	固定負債	201,992
	株主資本	6,153,578
	資本金	100,000
	利益剰余金	6,053,578
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	6,028,578
	（うち当期純利益）	(372,226)
	評価・換算差額等	216,430
	合計	7,699,722

第66期決算公告　令和８年７月23日
茨城県猿島郡五霞町幸主573番地
株式会社タケウチハイパック
代表取締役　竹内　将士
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,004,080
	固定資産	1,334,415
	資産合計	2,338,495
負債及び純資産の部	流動負債	1,689,050
	固定負債	448,996
	株主資本	195,312
	資本金	50,000
	利益剰余金	145,312
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	143,312
	（うち当期純損失）	(7,239)
	評価・換算差額等	5,137
	負債・純資産合計	2,338,495

第11期決算公告
令和８年７月23日
福島県須賀川市本町47番地
グリーンパーク須賀川株式会社
代表取締役　桂木　格
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	161,075
	固定資産	283
	合計	161,358
負債及び純資産の部	流動負債	70,190
	株主資本	91,168
	資本金	50,000
	利益剰余金	41,168
	その他利益剰余金	41,168
	（うち当期純利益）	(11,244)
	合計	161,358

第２期決算公告

令和８年７月23日
東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
株式会社日本低軌道社中
代表取締役　山本　雄大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,299,646
	固定資産	2,605
	繰延資産	205
	合計	1,302,457
負純資債及産のび部	流動負債	1,228,243
	株主資本	74,213
	資本金	120,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	△165,786
	その他利益剰余金	△165,786
	（うち当期純損失）	(115,332)
	合計	1,302,457

第７期決算公告

令和８年６月16日
東京都品川区北品川四丁目７―35
株式会社ＥｄＢａｎｋ
代表取締役　山本　善弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	21,283,520
	固定資産	12,211,384
	有形固定資産	404,039
	無形固定資産	1
	投資その他の資産	11,807,344
	資産合計	33,494,904
負純資債及産のび部	流動負債	45,080,545
	固定負債	8,067,920
	株主資本	△19,653,561
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△29,653,561
	その他利益剰余金	△29,653,561
	（うち当期純損失）	(28,954,094)
	負債・純資産合計	33,494,904

第66期決算公告

令和８年７月23日
埼玉県飯能市双柳373番地15
西武ガス株式会社
代表取締役社長　平井　孝男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	固定資産	1,842
	流動資産	753
	資産合計	2,595
負純資債及産のび部	固定負債	85
	退職給付引当金	85
	流動負債	353
	株主資本	2,156
	資本金	67
	利益剰余金	2,089
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	2,072
	（うち当期純利益）	(45)
	負債・純資産合計	2,595

第１期決算公告

令和８年７月23日
東京都千代田区神田和泉町１番地
株式会社Ｊ－ＰＬＡＮＴＳ
代表取締役　遠藤　　昂

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	704
	資産合計	704
負純資債及産のび部	株主資本	704
	資本金	1,000
	利益剰余金	△295
	その他利益剰余金	△295
	（うち当期純損失）	(295)
	負債・純資産合計	704

第57期決算公告

令和８年６月29日
東京都渋谷区神宮前５―53―67
株式会社テレビマンユニオン
代表取締役社長　國分　禎雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,949,762,198
	固定資産	532,359,935
	合計	2,482,122,133
負純資債及産のび部	流動負債	1,344,577,769
	固定負債	48,811,000
	株主資本	1,088,733,364
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	利益剰余金	986,965,364
	利益準備金	37,500,000
	その他利益剰余金	949,465,364
	（うち当期純利益）	(45,178,017)
	自己株式	△48,232,000
	合計	2,482,122,133

第47期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
ENEOSグローブガスターミナル株式会社
代表取締役社長　河野　岳史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	787
	固定資産	234
	資産合計	1,021
負純資債及産のび部	流動負債	509
	固定負債	450
	株主資本	62
	資本金	10
	利益剰余金	52
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	49
	（うち当期純利益）	(9)
	負債・純資産合計	1,021

第35期決算公告

令和８年７月１日
東京都渋谷区渋谷２丁目２番10号
株式会社ビー・エス・エス
代表取締役社長　明川　幸司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	202,032
	固定資産	26,389
	合計	228,421
負純資債及産のび部	流動負債	127,231
	固定負債	65,135
	株主資本	36,055
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,055
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	23,555
	（うち当期純損失）	(7,572)
	合計	228,421

第37期決算公告

令和８年６月23日
東京都千代田区一番町13番地３
株式会社ドラムエンジニアリング
代表取締役社長　井上　博士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	489,402
	固定資産	40,592
	資産合計	529,995
負純資債及産のび部	流動負債	454,074
	固定負債	7,643
	負債合計	461,717
	株主資本	68,277
	資本金	10,000
	利益剰余金	62,277
	その他利益剰余金	62,277
	（うち当期純利益）	(13,208)
	自己株式	△ 4,000
	純資産合計	68,277
	負債・純資産合計	529,995

第36期決算公告

令和８年６月26日
東京都港区虎ノ門２丁目１番１号
ＭＯＬ　ＬＮＧ輸送株式会社
代表取締役社長　鈴木　隆仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,186,068
	固定資産	44,908
	繰延資産	33,382
	合計	4,264,358
負純資債及産のび部	流動負債	3,788,688
	固定負債	17,704
	株主資本	457,966
	資本金	40,000
	利益剰余金	417,966
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	407,966
	（うち当期純利益）	(147,306)
	合計	4,264,358

第１期決算公告

令和８年７月23日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ＷＩＪ
代表取締役　手島　太一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,913
	合計	9,913
負純資債及産のび部	流動負債	196
	株主資本	9,717
	資本金	10,000
	利益剰余金	△282
	その他利益剰余金	△282
	（うち当期純損失）	(282)
	合計	9,913

第16期決算公告

2026年７月23日
東京都港区赤坂四丁目９番17号
株式会社コンパクトシーク
代表取締役社長　安野　　実

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	147
	固定資産	27
	合計	174
負純資債及産のび部	流動負債	97
	固定負債	2
	株主資本	74
	資本金	100
	資本剰余金	7
	その他資本剰余金	7
	利益剰余金	△ 32
	その他利益剰余金	△ 32
	（うち当期純損失）	(32)
	合計	174

第24期決算公告

2026年７月23日
東京都港区赤坂四丁目９番17号
株式会社目黒雅叙園
代表取締役社長　田渕　浩之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	835
	固定資産	657
	合計	1,492
負純資債及産のび部	流動負債	4,843
	固定負債	166
	株主資本	△ 3,517
	資本金	100
	利益剰余金	△ 3,617
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	△ 3,642
	（うち当期純損失）	(2,055)
	合計	1,492

第４期決算公告

令和８年７月23日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社Ｃｌｏｕｄ３
代表取締役　山田　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	327,079
	固定資産	20,119
	合計	347,198
負純資債及産のび部	流動負債	165,730
	株主資本	181,468
	資本金	10,000
	資本剰余金	180,000
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	170,000
	利益剰余金	△8,531
	その他利益剰余金	△8,531
	（うち当期純利益）	(32,773)
	合計	347,198

第５期決算公告

令和８年７月23日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社クラリス
代表取締役　坂口　路将

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,947
	固定資産	50,163
	資産合計	64,111
負純資債及産のび部	流動負債	317,883
	賞与引当金	2,561
	その他	315,321
	株主資本	△253,771
	資本金	9,990
	利益剰余金	△263,761
	その他利益剰余金	△263,761
	（うち当期純損失）	(28,720)
	負債・純資産合計	64,111

第３期決算公告

令和８年７月23日
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社プロテクト・リアルエステイト
代表取締役　森岡　為章

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,023
	合計	1,023
負純資債及産のび部	流動負債	10,679
	株主資本	△9,655
	資本金	300
	利益剰余金	△9,955
	その他利益剰余金	△9,955
	（うち当期純損失）	(6,060)
	合計	1,023

第19期決算公告

令和８年７月23日
東京都新宿区箪笥町22番地
伊藤園・伊藤忠ミネラルウォーターズ株式会社
代表取締役社長　川村　和美

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,183
	固定資産	1
	合計	1,185
負純資債及産のび部	流動負債	838
	（うち賞与引当金）	(0)
	株主資本	346
	資本金	300
	利益剰余金	46
	その他利益剰余金	11
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	1,185

第17期決算公告

令和８年７月23日
東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号
東急セキュリティ株式会社
代表取締役社長　山中　淳郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,342
	固定資産	479
	資産合計	2,822
負純資債及産のび部	流動負債	836
	固定負債	573
	株主資本	1,413
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	1,213
	その他利益剰余金	1,213
	（当期純利益）	(149)
	負債・純資産合計	2,822

第７期決算公告

令和８年７月23日
東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ＦＲＥＥ　ＪＯＢ
代表取締役　矢野　寛貴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	503,881
	固定資産	13,165
	資産合計	517,046
負純資債及産のび部	流動負債	211,247
	賞与引当金	1,376
	その他	209,871
	株主資本	305,799
	資本金	100,000
	資本剰余金	910,000
	その他資本剰余金	910,000
	利益剰余金	△704,200
	その他利益剰余金	△704,200
	（うち当期純損失）	(4,997)
	負債・純資産合計	517,046

第12期決算公告

令和８年７月23日
東京都渋谷区東１―32―12
株式会社ゲームエイト
代表取締役　沢村　俊介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,295,513
	固定資産	194,939
	合計	1,490,453
負純資債及産のび部	流動負債	419,788
	株主資本	1,111,505
	資本金	9,879
	資本剰余金	9,879
	資本準備金	9,879
	利益剰余金	1,091,746
	その他利益剰余金	1,091,746
	（うち当期純利益）	(451,139)
	評価・換算差額等	△40,840
	繰延ヘッジ損益	△40,840
	合計	1,490,453

第12期決算公告

令和８年６月26日
東京都港区六本木１丁目６番１号
ＳＢＩクリアリング信託株式会社
代表取締役　森　浩司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	772,543
	固定資産	80,756
	資産合計	853,300
負純資債及産のび部	流動負債	57,549
	株主資本	795,750
	資本金	300,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	295,750
	その他利益剰余金	295,750
	（うち当期純利益）	(80,631)
	負債・純資産合計	853,300

第69期決算公告

2026年６月26日
東京都千代田区平河町二丁目６番４号
株式会社日本海運会館
代表取締役社長　長澤　仁志

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,669
	固定資産	1,454
	資産合計	3,124
負純資債及産のび部	流動負債	100
	固定負債	635
	株主資本	2,388
	資本金	100
	資本剰余金	2,494
	その他資本剰余金	2,494
	利益剰余金	△205
	その他利益剰余金	△205
	（うち当期純損失）	(517)
	負債・純資産合計	3,124

第11期決算公告

令和８年７月23日
石川県小松市大野町信三郎谷１番地
グリーンパーク小松株式会社
代表取締役　内田　博之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	190,296
	固定資産	5
	合計	190,301
負純資債及産のび部	流動負債	108,413
	株主資本	81,888
	資本金	50,000
	利益剰余金	31,888
	その他利益剰余金	31,888
	（うち当期純利益）	(3,157)
	合計	190,301

第24期決算公告

2026年７月23日
新潟市中央区天神一丁目12番８号
株式会社新潟博報堂
代表取締役　首藤　大輔

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,335,385
	固定資産	18,086
	合計	1,353,471
負純資債及産のび部	流動負債	609,155
	（賞与引当金）	(46,129)
	（役員賞与引当金）	(6,717)
	株主資本	744,316
	資本金	350,000
	利益剰余金	394,316
	利益準備金	47,200
	その他利益剰余金	347,116
	（うち当期純利益）	(44,819)
	合計	1,353,471

第２期決算公告

令和８年７月23日
東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社Ｓ８Ｐｌｕｓ
代表取締役　沢村　俊介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	122,993
	固定資産	0
	合計	122,993
負純資債及産のび部	流動負債	20,950
	株主資本	102,042
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△47,957
	その他利益剰余金	△47,957
	（うち当期純損失）	(35,739)
	合計	122,993

第４期決算公告

令和８年７月23日

静岡県静岡市清水区松原町５番17号

株式会社静岡海洋文化ネットワーク

代表取締役　藤中　隆一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,153
	資産合計	**13,153**
負純資産及のび部	流動負債	3,371
	株主資本	9,781
	資本金	10,000
	利益剰余金	△218
	その他利益剰余金	△218
	（当期純損失）	(65)
	負債・純資産合計	**13,153**

第29期決算公告

令和８年６月25日

長野県飯田市駄科1008番地

旭松フレッシュシステム株式会社

代表取締役社長　平澤　公夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	342,933
	固定資産	53,176
	合計	**396,109**
負純資産及のび部	流動負債	143,390
	（うち賞与引当金）	(5,358)
	固定負債	18,004
	株主資本	234,716
	資本金	50,000
	利益剰余金	184,716
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	179,516
	（うち当期純利益）	(18,030)
	合計	**396,109**

第22期決算公告

2026年７月23日

石川県金沢市南町４番１号

株式会社北陸博報堂

代表取締役　開上　真樹

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	761,435
	固定資産	10,357
	合計	**771,792**
負純資産及のび部	流動負債	304,083
	（賞与引当金）	(22,812)
	株主資本	467,709
	資本金	350,000
	利益剰余金	117,709
	利益準備金	20,600
	その他利益剰余金	97,109
	（うち当期純利益）	(18,371)
	合計	**771,792**

第87期決算公告

令和８年６月８日

愛知県稲沢市幸町120番地の１

株式会社日立アイイーシステム

代表取締役　武本　　剛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,021,241
	固定資産	1,447,802
	資産合計	**8,469,043**
負純資産及のび部	流動負債	3,959,140
	固定負債	4,831
	株主資本	4,505,072
	資本金	450,000
	利益剰余金	4,055,072
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	3,942,572
	（うち当期純利益）	(726,983)
	負債・純資産合計	**8,469,043**

第６期決算公告

令和８年７月23日

愛知県名古屋市東区東桜１丁目13―３

ＮＨＫ名古屋放送センタービル18階

株式会社中電Ｌｏｏｏｐ　Ｓｏｌａｒ

代表取締役　岩田　守広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,357,843
	固定資産	14,330,068
	資産合計	**15,687,911**
負純資産及のび部	流動負債	4,079,321
	固定負債	10,626,927
	株主資本	981,663
	資本金	300,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	381,663
	その他利益剰余金	381,663
	（うち当期純利益）	(200,726)
	合計	**15,687,911**

第61期決算公告

令和８年７月23日

愛知県大府市東新町三丁目９番地

豊通鋼管株式会社

代表取締役社長　小池　圭吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,027
	固定資産	1,900
	合計	**4,928**
負純資産及のび部	流動負債	2,468
	固定負債	261
	株主資本	2,198
	資本金	310
	利益剰余金	1,888
	利益準備金	77
	その他利益剰余金	1,810
	（うち当期純利益）	(245)
	合計	**4,928**

第56期決算公告

令和８年６月19日

愛知県東海市元浜町39番地

大同テクニカ株式会社

代表取締役社長　松井　宏司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,627,234
	固定資産	933,361
	合計	**2,560,595**
負純資産及のび部	流動負債	861,305
	固定負債	1,125,236
	株主資本	574,054
	資本金	40,000
	利益剰余金	534,054
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	524,054
	（うち当期純利益）	(3,887)
	合計	**2,560,595**

第11期決算公告

令和８年７月23日

愛知県豊川市穂ノ原二丁目10

旭メタルズ株式会社

代表取締役　大塚　隆志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,969
	固定資産	5,177
	合計	**10,147**
負純資産及のび部	流動負債	3,765
	固定負債	1,164
	株主資本	5,217
	資本金	310
	資本剰余金	3,674
	資本準備金	627
	その他資本剰余金	3,046
	利益剰余金	1,233
	その他利益剰余金	1,233
	（うち当期純利益）	(315)
	合計	**10,147**

第19期決算公告

令和８年７月23日

愛知県春日井市鷹来町字米野4387番地１

中央インシュレーション株式会社

代表取締役　藤田　俊弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	172,884
	固定資産	48,834
	合計	**221,718**
負純資産及のび部	流動負債	133,534
	（うち預り金）	(274)
	固定負債	5,991
	株主資本	82,193
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,193
	利益準備金	5,600
	その他利益剰余金	△ 3,407
	（うち当期純利益）	(2,553)
	合計	**221,718**

第71期決算公告

令和８年６月29日

名古屋市港区浜二丁目３番５号

菱洋運輸株式会社

取締役社長　吉岡　稔仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	880,644
	固定資産	536,558
	資産合計	**1,417,202**
負純資産及のび部	流動負債	219,911
	固定負債	252,838
	負債合計	**472,750**
	株主資本	944,451
	資本金	60,000
	利益剰余金	884,451
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	869,451
	（うち当期純損失）	(9,148)
	純資産合計	**944,451**
	負債・純資産合計	**1,417,202**

第39期決算公告

令和８年７月23日

名古屋市中区正木三丁目５番14号

ＳＭＣＣグリーンパートナーズ株式会社

代表取締役　石井　健久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	891,963
	固定資産	78,379
	合計	**970,342**
負純資産及のび部	流動負債	198,269
	固定負債	32,921
	株主資本	739,152
	資本金	100,000
	資本剰余金	209,362
	利益剰余金	429,790
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	404,790
	（うち当期純利益）	(16,148)
	合計	**970,342**

第80期決算公告

令和８年７月23日

愛知県知多郡武豊町冨貴中田１番地25

株式会社竹内鐵工所

代表取締役社長　牛込　了介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	551,754
	固定資産	582,102
	合計	**1,133,856**
負純資産及のび部	流動負債	338,220
	固定負債	592,655
	株主資本	202,981
	資本金	80,000
	利益剰余金	122,981
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	97,981
	（うち当期純利益）	(39,882)
	合計	**1,133,856**

第 21 期決算公告　2026年７月23日
京都府宇治市宇治小桜45番地の２
ユニチカグラスファイバー株式会社
代表取締役　板倉　宏政
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	968,141
	固定資産	7,079,667
	合計	8,047,808
負純資債及産のび部	流動負債	2,823,505
	固定負債	—
	株主資本	5,224,303
	資本金	90,000
	資本剰余金	5,072,334
	（資本準備金）	(5,072,334)
	利益剰余金	61,969
	（その他利益剰余金）	(61,969)
	（うち当期純利益）	(7,006)
	合計	8,047,808

第 105 期決算公告　令和８年７月23日
京都市伏見区本材木町668番地の１
大倉酒造株式会社
取締役社長　堤　高司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,123
	固定資産	992,974
	資産合計	1,052,097
負純資債及産のび部	流動負債	8,220
	株主資本	1,043,877
	資本金	23,400
	資本剰余金	143
	資本準備金	143
	利益剰余金	1,020,334
	利益準備金	5,850
	その他利益剰余金	1,014,484
	（うち当期純利益）	(9,964)
	負債・純資産合計	1,052,097

第 41 期決算公告　令和８年６月26日
三重県四日市市大協町一丁目１番地
コスモテクノ四日市株式会社
代表取締役社長　大坂　浩義
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	339,180
	固定資産	68,959
	資産合計	408,139
負純資債及産のび部	流動負債	241,803
	固定負債	75,651
	負債合計	317,454
	株主資本	90,685
	資本金	10,000
	利益剰余金	80,685
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	78,185
	（うち当期純利益）	(72,812)
	純資産合計	90,685
	負債・純資産合計	408,139

第 24 期決算公告　2026年６月24日
京都市右京区梅津高畝町47番地
株式会社日新ビジネスプロモート
代表取締役　直原　知宏
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	282,537
	固定資産	290,329
	資産合計	572,866
負純資債及産のび部	流動負債	230,729
	固定負債	1,996
	株主資本	340,139
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	300,139
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	297,639
	（うち当期純利益）	(69,753)
	負債・純資産合計	572,866

第 16 期決算公告　2026年６月30日
京都市南区久世殿城町338番地
ニデックモータホールディングス株式会社
代表取締役社長　南井　正之
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	849
	固定資産	7,750
	合計	8,599
負純資債及産のび部	流動負債	3,450
	固定負債	—
	株主資本	5,149
	資本金	10
	資本剰余金	4,095
	その他資本剰余金	4,095
	利益剰余金	1,044
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,042
	（うち当期純損失）	(115)
	合計	8,599

第 63 期決算公告　令和８年７月23日
京都市伏見区本材木町668番地の１
笠置屋株式会社
代表取締役　小島　泰弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,137
	固定資産	288,598
	合計	417,736
負純資債及産のび部	流動負債	9,331
	固定負債	400
	（役員退職引当金）	(400)
	株主資本	408,005
	資本金	11,000
	利益剰余金	397,005
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	394,255
	（うち当期純利益）	(9,191)
	合計	417,736

第 28 期決算公告
2026年６月24日
大阪市淀川区田川２丁目１番11号
ダイヘンビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　山本　秀行
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	322,191
	固定資産	63,540
	合計	385,731
負純資債及産のび部	流動負債	141,133
	固定負債	103,257
	株主資本	141,340
	資本金	70,000
	利益剰余金	71,340
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	53,840
	（うち当期純利益）	(326)
	合計	385,731

第 1 期決算公告
令和８年７月23日
大阪市北区茶屋町18番14号
池田泉州インベストメント株式会社
代表取締役　木村　公寿
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,549
	固定資産	1,126
	合計	99,675
負純資債及産のび部	流動負債	2,269
	株主資本	97,406
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 2,593
	その他利益剰余金	△ 2,593
	（うち当期純損失）	(2,593)
	合計	99,675

第 1 期決算公告
令和８年７月23日
大阪市北区茶屋町18番14号
池田泉州Ｍ＆Ａソリューション株式会社
代表取締役　朴木　健吾
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	404,742
	固定資産	71,926
	合計	476,668
負純資債及産のび部	流動負債	46,473
	株主資本	430,195
	資本金	300,000
	資本剰余金	68,295
	資本準備金	68,295
	利益剰余金	61,899
	その他利益剰余金	61,899
	（うち当期純利益）	(61,899)
	合計	476,668

第 40 期決算公告
令和８年６月24日
大阪府大阪市北区曾根崎新地二丁目５番３号
日本ダイニーマ株式会社
代表取締役社長　田中　茂樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,020,141
	固定資産	923,430
	合計	1,943,571
負純資債及産のび部	流動負債	848,358
	株主資本	1,095,213
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,015,213
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	995,213
	（うち当期純利益）	(64,993)
	合計	1,943,571

第 41 期決算公告　令和８年６月25日
大阪市平野区加美東１丁目１番15号
大和金属工業株式会社
代表取締役　橋本　孔志
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	826,347
	固定資産	719,434
	資産合計	1,545,781
負純資債及産のび部	流動負債	410,670
	固定負債	360,549
	負債合計	771,219
	株主資本	774,562
	資本金	10,000
	利益剰余金	764,562
	利益準備金	1,390
	その他利益剰余金	763,172
	（うち当期純利益）	(94,202)
	純資産合計	774,562
	負債・純資産合計	1,545,781

第 15 期決算公告　令和８年７月23日
大阪市中央区本町三丁目６番４号
山口リキッドハイドロジェン株式会社
代表取締役　薮ノ　成仁
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	416
	固定資産	1,329
	資産合計	1,745
負純資債及産のび部	流動負債	1,407
	（うち賞与引当金）	(0)
	固定負債	322
	負債合計	1,730
	株主資本	15
	資本金	10
	利益剰余金	5
	その他利益剰余金	5
	（うち当期純利益）	(0)
	純資産合計	15
	負債・純資産合計	1,745

第61期決算公告　令和８年６月26日

大阪市淀川区宮原四丁目２番10号
ファミリーイナダ株式会社
代表取締役　稲田　壮秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,562,528
	固定資産	3,680,053
	合計	6,242,582
負純資産及び部	流動負債	726,738
	固定負債	735,705
	株主資本	4,780,856
	資本金	100,000
	資本剰余金	666,000
	利益剰余金	4,861,416
	（うち当期純損失）	(746,130)
	自己株式	△ 846,560
	評価・換算差額等	△ 718
	合計	6,242,582

第18期決算公告　令和８年６月26日

大阪府八尾市太田新町九丁目16番地
千代田明和ダンボール株式会社
代表取締役　村松　　良

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	607,613
	固定資産	414,641
	合計	1,022,254
負純資産及び部	流動負債	1,231,169
	（内賞与引当金）	(21,609)
	固定負債	202,080
	（内退職給付引当金）	(4,585)
	株主資本	△ 410,994
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 411,994
	利益準備金	1,010
	その他利益剰余金	△ 413,004
	（内当期純損失）	(11,124)
	合計	1,022,254

第９期決算公告

令和８年６月22日
大阪市北区天満１丁目19―６
日成建設ビル６階
株式会社ＴＫＫワークス
代表取締役　前田　和則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,100
	固定資産	4,541
	資産合計	81,641
負純資産及び部	流動負債	440,219
	固定負債	4,522
	株主資本	△ 363,100
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 373,100
	その他利益剰余金	△ 373,100
	（うち当期純損失）	(39,762)
	負債・純資産合計	81,641

第21期決算公告

2026年７月23日
鳥取県米子市吉岡373番地
米子王子サポート株式会社
代表取締役社長　山本　芳弘

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	429,448
	固定資産	70,152
	資産合計	499,600
負純資産及び部	流動負債	155,939
	固定負債	178,640
	負債合計	334,579
	株主資本	165,021
	資本金	10,000
	利益剰余金	155,021
	（うち当期純利益）	(281)
	純資産合計	165,021
	負債・純資産合計	499,600

第13期決算公告　令和８年６月30日

福岡市城南区長尾４丁目18番９号
株式会社ネクスト - ライフ - デザイン
代表取締役　石川　秀一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,685,715
	固定資産	70,967
	資産合計	1,756,683
負純資産及び部	流動負債	1,238,059
	固定負債	226,102
	株主資本	292,521
	資本金	10,000
	利益剰余金	282,521
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	280,412
	（うち当期純利益）	(85,069)
	負債・純資産合計	1,756,683

第37期決算公告　令和８年６月10日

大阪市北区堂島１丁目６番20号
株式会社ＢＳＣ
代表取締役社長　瀧本　光明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	878,685
	固定資産	258,250
	合計	1,136,935
負純資産及び部	流動負債	504,658
	固定負債	116,109
	株主資本	514,784
	資本金	50,000
	利益剰余金	464,784
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	452,284
	（うち当期純利益）	(222,928)
	評価・換算差額等	1,384
	合計	1,136,935

第19期決算公告

令和８年７月23日
広島県廿日市市木材港北９番20号
エルピーネット広島西株式会社
代表取締役　大谷　俊司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,601
	固定資産	0
	合計	22,601
負純資産及び部	流動負債	4,581
	株主資本	18,020
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,020
	その他利益剰余金	8,020
	（うち当期純利益）	(1,770)
	合計	22,601

第３期決算公告

令和８年６月25日
島根県松江市宍道町佐々布19―１
ＪＡ全農島根農機サポート株式会社
代表取締役　奥井　雅彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,363
	固定資産	4,685
	資産合計	134,048
負純資産及び部	流動負債	92,934
	負債合計	92,934
	株主資本	41,114
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 8,886
	その他利益剰余金	△ 8,886
	（うち当期純利益）	(2,458)
	純資産合計	41,114
	負債・純資産合計	134,048

第46期決算公告

令和８年７月23日
鳥取県米子市吉岡373番地
米子王子紙業株式会社
代表取締役社長　川勝　雄一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	415,144
	固定資産	170,936
	合計	586,080
負純資産及び部	流動負債	132,060
	固定負債	407,592
	株主資本	46,428
	資本金	30,000
	資本剰余金	249
	利益剰余金	16,179
	利益準備金	5,460
	その他利益剰余金	10,719
	（うち当期純利益）	(11,992)
	合計	586,080

第42期決算公告　令和８年６月25日

山口県下関市彦島江の浦町六丁目16番１号
ＭＨＩ下関エンジニアリング株式会社
取締役社長　森　　宏司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,377,279
	固定資産	682,383
	合計	3,059,663
負純資産及び部	流動負債	1,986,230
	固定負債	398,461
	退職給付引当金	398,461
	株主資本	674,971
	資本金	40,000
	利益剰余金	634,971
	利益準備金	11,648
	その他利益剰余金	623,323
	（うち当期純利益）	(258,993)
	合計	3,059,663

第17期決算公告

令和８年７月23日
広島県三次市十日市東三丁目14番25号
株式会社暮らしサポートみよし
代表取締役社長　福永　清三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	127,341
	固定資産	0
	合計	127,341
負純資産及び部	流動負債	30,429
	賞与引当金	11,500
	固定負債	6,810
	役員退職慰労引当金	6,810
	株主資本	90,102
	資本金	30,000
	利益剰余金	60,102
	その他利益剰余金	60,102
	（うち当期純利益）	(230)
	合計	127,341

第74期決算公告　令和８年６月23日

広島市西区商工センター五丁目７番５号
リヨーコクシヨウジ株式会社
代表取締役社長　佐々木優輔

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,957,388
	固定資産	128,292
	合計	2,085,680
負純資産及び部	流動負債	698,693
	固定負債	—
	株主資本	1,381,694
	資本金	21,500
	利益剰余金	1,457,387
	利益準備金	5,375
	その他利益剰余金	1,452,012
	（うち当期純利益）	(103,769)
	自己株式	△ 97,193
	評価・換算差額等	5,293
	合計	2,085,680

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

佐賀県佐賀市多布施１丁目４番27号

株式会社オフィスブレイン

代表取締役社長　松尾　哲吾

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	91,782
	合計	91,782
負純資産及のび部	流動負債	4,007
	株主資本	87,774
	資本金	10,000
	利益剰余金	77,774
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	75,274
	（うち当期純利益）	(5,039)
	合計	91,782

第 10 期決算公告　令和８年６月25日

福岡県大牟田市大字手鎌1892番地１

株式会社日立ハイテク九州

代表取締役　取締役社長　小松　広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,150,529
	固定資産	76,304
	資産合計	1,226,833
負純資産及のび部	流動負債	703,407
	固定負債	15,559
	株主資本	507,867
	資本金	80,000
	利益剰余金	427,867
	利益準備金	20,248
	その他利益剰余金	407,619
	（うち当期純利益）	(150,191)
	負債・純資産合計	1,226,833

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

福岡県京都郡苅田町長浜町10番地

セレクト工業株式会社

代表取締役　長　剛

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	125
	固定資産	21
	合計	146
負純資産及のび部	流動負債	16
	株主資本	130
	資本金	10
	利益剰余金	120
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	117
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	146

第 23 期決算公告　2026年７月23日

沖縄県那覇市壺川三丁目２番地４

沖縄ワタベウェディング株式会社

代表取締役社長　河島　等

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	406
	固定資産	327
	合計	734
負純資産及のび部	流動負債	205
	固定負債	43
	株主資本	484
	資本金	50
	資本剰余金	50
	その他資本剰余金	50
	利益剰余金	384
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	372
	（うち当期純損失）	(66)
	合計	734

第 53 期決算公告　令和８年７月23日

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1009番地

ヤクデン商事株式会社

代表取締役　岩川　貞之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	274,941
	固定資産	210,922
	合計	485,863
負純資産及のび部	流動負債	176,954
	固定負債	97,542
	株主資本	211,367
	資本金	90,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	101,367
	利益準備金	8,360
	その他利益剰余金	93,007
	（うち当期純損失）	(4,519)
	合計	485,863

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

熊本県菊池郡菊陽町大字曲手707番地

ユーユーフーズ株式会社

代表取締役　前田　英志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,321,566
	固定資産	532,337
	合計	1,853,903
負純資産及のび部	流動負債	523,027
	固定負債	47,648
	株主資本	1,283,228
	資本金	400,000
	利益剰余金	883,228
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	882,828
	（うち当期純利益）	(132,797)
	合計	1,853,903

令和７年度決算公告

令和８年６月29日

静岡市葵区伝馬町16番地の３

公益財団法人就職支援財団

理事長　鈴木　寿彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,645
	固定資産	417,986
	合計	419,631
負味債財及産びの正部	流動負債	987
	固定負債	0
	負債合計	988
	指定正味財産	135,100
	一般正味財産	283,543
	（うち基本財産への充当額）	(250,900)
	正味財産合計	418,643
	合計	419,631

第７期決算公告　令和８年７月23日

東京都千代田区丸の内二丁目５番１号丸の内二丁目ビル６階

一般財団法人エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス基金

代表理事　三村　智彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,264
	固定資産	40,000
	資産合計	61,264
負純資産及のび部	流動負債	70
	負債合計	70
	純資産	61,194
	剰余金	61,194
	その他利益剰余金	61,194
	（うち当期純損失）	(2,356)
	純資産合計	61,194
	負債・純資産合計	61,264

2025 年 度 決 算 公 告

2026年６月24日

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号日比谷国際ビル７Ｆ

一般財団法人日本航空機開発協会

理事長　橋本　康彦

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,316,553
	固定資産	16,269,820
	合計	45,586,373
負味債財及産びの正部	流動負債	30,374,050
	固定負債	15,110,537
	負債合計	45,484,587
	指定正味財産	10,000
	一般正味財産	91,786
	正味財産合計	101,786
	合計	45,586,373

第 14 期決算公告　令和８年６月23日

宮城県岩沼市中央１丁目２番２号村上ビル２階３号室

いわぬま臨空メガソーラー株式会社

代表取締役　新崎　努

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	667,506
	固定資産	1,822
	資産合計	669,328
負純資産及のび部	流動負債	287,939
	株主資本	381,389
	資本金	100,000
	利益剰余金	281,389
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	256,389
	（うち当期純利益）	(10,898)
	負債・純資産合計	669,328

令和７年度決算公告

令和８年６月29日

京都市東山区正面通本町東入茶屋町527番地

一般社団法人清風会

理事長　垣内　永次

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,671
	固定資産	35,700
	合計	45,371
負味債財及産びの正部	流動負債	112
	一般正味財産	45,259
	合計	45,371

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

京都市左京区北白川平井町３番地

公益財団法人奥山育英会

代表理事　奥山　尚

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,974,461
	固定資産	129,323,299
	合計	137,297,760
負味債財及産びの正部	流動負債	613,336
	負債合計	613,336
	一般正味財産	136,684,424
	正味財産合計	136,684,424
	合計	137,297,760

第56期決算公告　令和８年６月５日
福島県いわき市泉町滝尻字亀石町２―34
磐城木材産業株式会社
代表取締役社長　西　　恵治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,202
	固定資産	73,724
	資産合計	**109,926**
負純資債及産のび部	流動負債	47,214
	固定負債	12,717
	負債合計	**59,931**
	株主資本	49,995
	資本金	38,000
	利益剰余金	11,995
	利益準備金	1,672
	その他利益剰余金	10,323
	（うち当期純利益）	(1,905)
	純資産合計	**49,995**
	負債・純資産合計	**109,926**

第21期決算公告
2026年７月23日
仙台市青葉区錦ケ丘九丁目29番地32
株式会社仙台天文サービス
代表取締役社長　鈴木　徳彦
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,038
	固定資産	84
	合計	**3,123**
負純資債及産のび部	流動負債	316
	固定負債	2,625
	株主資本	181
	資本金	10
	利益剰余金	171
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	168
	（うち当期純利益）	(24)
	合計	**3,123**

第13期決算公告　令和８年７月23日
仙台市青葉区本町二丁目１番29号
株式会社シグマパワー仙台水力
代表取締役　野代谷　学
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,559
	固定資産	196,412
	合計	**205,972**
負純資債及産のび部	流動負債	119,933
	固定負債	56,174
	株主資本	29,865
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△10,134
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△10,134
	（うち当期純損失）	(330)
	合計	**205,972**

第75期決算公告　令和８年６月30日
埼玉県川口市安行領根岸2521番地１
東京輸送株式会社
代表取締役社長　重田　昌志
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	400,478
	固定資産	263,288
	資産合計	**663,766**
負純資債及産のび部	流動負債	141,037
	固定負債	89,256
	株主資本	410,292
	資本金	30,000
	利益剰余金	380,292
	利益準備金	7,260
	その他利益剰余金	373,032
	（うち当期純利益）	(15,015)
	評価・換算差額等	23,181
	有価証券評価差額金	23,181
	負債・純資産合計	**663,766**

第７期決算公告　2026年６月25日
さいたま市中央区本町東５丁目13―20
株式会社マースシステムズ東日本
代表取締役　秋山　学
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,833,269
	固定資産	198,367
	合計	**2,031,637**
負純資債及産のび部	流動負債	534,272
	固定負債	9,913
	株主資本	1,487,451
	資本金	100,000
	資本剰余金	841,457
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	816,457
	利益剰余金	545,994
	その他利益剰余金	545,994
	（うち当期純利益）	(493,946)
	合計	**2,031,637**

第50期決算公告　2026年７月23日
埼玉県三郷市三郷２―４―２
ＴＰＲサンライト株式会社
代表取締役　池田　伸弥
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,131,941
	固定資産	1,888,303
	合計	**3,020,244**
負純資債及産のび部	流動負債	219,733
	固定負債	313,752
	株主資本	1,919,905
	資本金	60,000
	資本剰余金	78,480
	利益剰余金	1,781,425
	利益準備金	21,250
	その他利益剰余金	1,760,175
	（うち当期純利益）	(20,661)
	評価・換算差額等	566,852
	合計	**3,020,244**

第27期決算公告　令和８年７月23日
東京都立川市高松町一丁目100番地
株式会社オレンジジャムコ
代表取締役　石森　　徹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,180
	固定資産	6,846
	資産合計	**45,027**
負純資債及産のび部	流動負債	12,829
	賞与引当金	5,282
	固定負債	4,351
	退職給付引当金	4,351
	株主資本	27,846
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,846
	利益準備金	2,191
	その他利益剰余金	15,655
	（うち当期純損失）	(382)
	負債・純資産合計	**45,027**

第40期決算公告　令和８年６月25日
東京都新宿区天神町10番地
神楽坂安村ビル５階
株式会社システムシンク
代表取締役社長　藤田　聖司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	144,123
	固定資産	27,168
	資産合計	**171,292**
負純資債及産のび部	流動負債	72,122
	固定負債	21,277
	株主資本	77,891
	資本金	30,000
	利益剰余金	47,891
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	40,391
	（うち当期純利益）	(12,219)
	負債・純資産合計	**171,292**

第15期決算公告　令和８年６月18日
東京都台東区浅草橋五丁目３番２号
秋葉原スクエアビル５階
株式会社エスケアメイト
代表取締役　山田　　茂
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	928,504
	固定資産	691,716
	資産合計	**1,620,220**
負純資債及産のび部	流動負債	369,912
	（賞与引当金）	(36,340)
	固定負債	7,620,959
	株主資本	△6,370,651
	資本金	50,000
	利益剰余金	△6,420,651
	その他利益剰余金	△6,420,651
	（うち当期純損失）	(72,799)
	負債・純資産合計	**1,620,220**

第57期決算公告　令和８年６月29日
東京都江東区深川一丁目６番29号
瀝青輸送株式会社
代表取締役　結城　賢進
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	106
	固定資産	35
	資産合計	**141**
負純資債及産のび部	流動負債	13
	固定負債	6
	退職給付引当金	6
	株主資本	122
	資本金	20
	利益剰余金	114
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	106
	（うち当期純利益）	(7)
	自己株式	△12
	負債・純資産合計	**141**

第８期決算公告　令和８年６月24日
東京都台東区蔵前四丁目13番７号
メディケア・ジャパン株式会社
代表取締役社長　鄔　　海濱
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	881,185
	資産合計	**881,185**
負純資債及産のび部	流動負債	745,558
	（うち賞与引当金）	(800)
	株主資本	135,627
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	125,627
	その他利益剰余金	125,627
	（うち当期純利益）	(1,339)
	負債・純資産合計	**881,185**

第59期決算公告　2026年７月23日
東京都港区芝大門一丁目３番７号
オスコ産業株式会社
取締役社長　石鍋　潤史
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,493,165
	固定資産	1,414,317
	合計	**4,907,482**
負純資債及産のび部	流動負債	2,260,737
	固定負債	649,731
	株主資本	1,997,014
	資本金	157,500
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	1,804,514
	利益準備金	39,375
	その他利益剰余金	1,765,139
	（うち当期純利益）	(164,226)
	合計	**4,907,482**

第３期決算公告

令和８年６月29日
東京都港区麻布十番一丁目10番10号
SMBC Wevox株式会社
代表取締役　杉本　秀和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	172,018
	固定資産	196,666
	資産合計	368,685
負債及び純資産の部	流動負債	77,385
	固定負債	1,264
	株主資本	290,035
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	190,035
	その他利益剰余金	190,035
	（うち当期純利益）	(59,139)
	負債・純資産合計	368,685

第77期決算公告

令和８年６月26日
東京都文京区小石川一丁目１番１号
株式会社クロコ
代表取締役　佐藤　征治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,002,078
	固定資産	86,359
	資産合計	5,088,438
負債及び純資産の部	流動負債	3,867,184
	固定負債	41,835
	株主資本	1,160,068
	資本金	16,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	994,068
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	990,068
	（うち当期純利益）	(489,863)
	評価・換算差額等	19,349
	負債・純資産合計	5,088,438

第24期決算公告

2026年７月23日
東京都目黒区青葉台四丁目９番６号
株式会社サテライトイメージマーケティング
代表取締役　根本　沙織

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	479,836
	固定資産	6,103
	資産合計	485,939
負債及び純資産の部	流動負債	89,328
	固定負債	5,406
	株主資本	391,205
	資本金	60,000
	利益剰余金	331,205
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	316,205
	（うち当期純利益）	(103,554)
	負債・純資産合計	485,939

第９期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区東新橋一丁目９番２号
水ｉｎｇケミカル株式会社
代表取締役　吉野　慶太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	0
	合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	1,906
	株主資本	△1,906
	資本金	0
	利益剰余金	△1,906
	その他利益剰余金	△1,906
	（当期純損失）	(241)
	合計	0

第６期決算公告

令和８年３月２日
東京都大田区羽田旭町11番１号
荏原イノベーションパートナーズ株式会社
代表取締役社長　杉谷　周彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	29,583,134
	固定資産	335,312,124
	資産合計	364,895,258
負債及び純資産の部	流動負債	500,066,635
	株主資本	△135,171,377
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	△145,171,377
	その他利益剰余金	△145,171,377
	（うち当期純損失）	(35,317,228)
	負債・純資産合計	364,895,258

決算公告

令和８年６月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング
ＢＢＣスタジオジャパン株式会社
代表取締役社長　フィル・ハードマン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	209,783
	固定資産	142,271
	資産合計	352,054
負債及び純資産の部	流動負債	117,501
	固定負債	113,945
	株主資本	120,608
	資本金	30,000
	利益剰余金	90,608
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	65,608
	（うち当期純利益）	(17,729)
	負債・純資産合計	352,054

第２期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー
アシノ株式会社
代表取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	2,821,418
	固定資産	9,112,000
	資産合計	11,933,418
負債及び純資産の部	流動負債	2,303,975
	固定負債	6,877,000
	株主資本	2,752,443
	資本金	2,500,000
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	△2,247,557
	その他利益剰余金	△2,247,557
	（うち当期純損失）	(958,517)
	負債・純資産合計	11,933,418

第６期決算公告

令和８年７月23日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
ＭＣメディアマーケティング株式会社
代表取締役　寺山　恭司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,255
	固定資産	886,461
	合計	895,716
負債及び純資産の部	流動負債	78,604
	固定負債	45,000
	株主資本	611,170
	資本金	329,420
	資本剰余金	327,500
	資本準備金	327,500
	利益剰余金	△45,749
	その他利益剰余金	△45,749
	（うち当期純損失）	(6,313)
	評価・換算差額等	160,942
	合計	895,716

第４期決算公告

令和８年７月23日
東京都渋谷区神宮前一丁目５番８号14階
Dataiku Japan株式会社
代表取締役　フロリアン・ドゥエトー

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,341,732
	固定資産	124,946
	資産合計	1,466,678
負債及び純資産の部	流動負債	1,325,774
	固定負債	137,763
	株主資本	3,139
	資本金	100
	利益剰余金	3,039
	その他利益剰余金	3,039
	（当期純利益）	(3,022)
	負債・純資産合計	1,466,678

第16期決算公告

令和８年７月23日
東京都中央区銀座六丁目15番１号
バイオコールプラントサービス株式会社
代表取締役　赤坂　康文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,047,097
	固定資産	4,973
	資産合計	1,052,070
負債及び純資産の部	流動負債	969,488
	株主資本	82,582
	資本金	55,000
	資本剰余金	55,000
	資本準備金	55,000
	利益剰余金	△27,418
	その他利益剰余金	△27,418
	（うち当期純利益）	(85,446)
	負債・純資産合計	1,052,070

第27期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
株式会社日立ハイテクアナリシス

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	12,420
	固定資産	5,825
	資産合計	18,245
負債及び純資産の部	流動負債	10,644
	製品保証引当金	48
	固定負債	1,490
	退職給付引当金	450
	株主資本	6,112
	資本金	100
	資本剰余金	969
	資本準備金	969
	利益剰余金	5,043
	その他利益剰余金	5,043
	（うち当期純損失）	(47)
	負債・純資産合計	18,245

第70期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区西新橋二丁目37番５号
株式会社同和ライン
代表取締役　瀧川　和雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,865,579
	固定資産	12,433,763
	合計	17,299,342
負債及び純資産の部	流動負債	1,336,865
	固定負債	5,217,626
	株主資本	10,744,851
	資本金	207,409
	利益剰余金	10,537,442
	利益準備金	82,000
	その他利益剰余金	10,455,442
	（うち当期純利益）	(598,323)
	合計	17,299,342

第３期決算公告　令和８年６月29日
東京都新宿区下宮比町１番４号
株式会社ジェイ・ケイ・エフ
代表取締役　大串　啓介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,196
	固定資産	6,317,536
	資産合計	**6,409,732**
負純資産及び債のび部	流動負債	73,072
	負債合計	**73,072**
	株主資本	6,336,660
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,264,300
	その他資本剰余金	6,264,300
	利益剰余金	△27,640
	その他利益剰余金	△27,640
	（うち当期純損失）	(27,546)
	純資産合計	**6,336,660**
	負債・純資産合計	**6,409,732**

第９期決算公告
令和８年７月23日
東京都渋谷区代々木二丁目２番２号
ＪＲ東日本スタートアップ株式会社
代表取締役社長　柴田　裕
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,640,022
	固定資産	8,144
	合計	**3,648,166**
負純資産及び債のび部	流動負債	78,353
	固定負債	45,438
	株主資本	3,448,356
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,648,530
	利益剰余金	△300,174
	（うち当期純損失）	(366,231)
	評価・換算差額等	76,019
	合計	**3,648,166**

第57期決算公告　令和８年６月23日
東京都中央区日本橋小網町18番８号
日本ロックエンジニアリング株式会社
代表取締役　山北　宏一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,538
	固定資産	673
	資産合計	**2,211**
負純資産及び債のび部	流動負債	254
	固定負債	99
	株主資本	1,858
	資本金	20
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	1,789
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,777
	（うち当期純利益）	(219)
	負債・純資産合計	**2,211**

第７期決算公告
令和８年６月23日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社スクウェア・エニックス・AI＆アーツ・アルケミー
代表取締役　桐生　隆司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,667
	固定資産	850
	資産合計	**159,517**
負純資産及び債のび部	流動負債	112,267
	株主資本	47,249
	資本金	85,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△112,750
	その他利益剰余金	△112,750
	（うち当期純利益）	(3,374)
	負債・純資産合計	**159,517**

第68期決算公告　令和８年６月５日
東京都新宿区東五軒町３番25号
株式会社ウォーターエージェンシー
代表取締役社長　榊原　秀明
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,111
	固定資産	3,766
	資産合計	**36,877**
負純資産及び債のび部	流動負債	13,528
	固定負債	5,858
	退職給付引当金	5,858
	株主資本	17,491
	資本金	200
	利益剰余金	17,291
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	17,241
	（うち当期純利益）	(4,195)
	負債・純資産合計	**36,877**

第９期決算公告　令和８年６月26日
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
ＭＣＰＤ株式会社
代表取締役　岩元功次郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	140,137
	固定資産	1,055
	資産合計	**141,192**
負純資産及び債のび部	流動負債	83,663
	株主資本	57,529
	資本金	1,000
	資本剰余金	29,000
	その他資本剰余金	29,000
	利益剰余金	27,529
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	27,279
	（うち当期純利益）	(14,646)
	負債・純資産合計	**141,192**

第18期決算公告　2026年６月25日
東京都府中市栄町三丁目１番地の１
株式会社マースネットワークス
代表取締役　平岡　照弘
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,568,917
	固定資産	1,989,344
	合計	**6,558,261**
負純資産及び債のび部	流動負債	768,405
	固定負債	972,117
	株主資本	4,817,738
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,150,177
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	1,125,177
	利益剰余金	3,567,560
	その他利益剰余金	3,567,560
	（うち当期純利益）	(1,810,395)
	合計	**6,558,261**

第８期決算公告　2026年６月25日
東京都新宿区新宿一丁目10番７号
株式会社マースエンジニアリング
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,739,386
	固定資産	1,487,498
	合計	**14,226,884**
負純資産及び債のび部	流動負債	1,392,856
	固定負債	315,750
	株主資本	12,510,898
	資本金	480,000
	資本剰余金	4,480,826
	資本準備金	120,000
	その他資本剰余金	4,360,826
	利益剰余金	7,550,072
	その他利益剰余金	7,550,072
	（うち当期純利益）	(2,624,983)
	評価・換算差額等	7,378
	合計	**14,226,884**

第30期決算公告　2026年６月25日
東京都府中市栄町三丁目１番地の１
株式会社マースコーポレーション
代表取締役　江藤　征弘
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,739,667
	固定資産	10,401,107
	合計	**13,140,775**
負純資産及び債のび部	流動負債	1,082,142
	固定負債	6,338,286
	株主資本	5,720,346
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,400,000
	資本準備金	500,000
	その他資本剰余金	1,900,000
	利益剰余金	3,220,346
	その他利益剰余金	3,220,346
	（うち当期純利益）	(298,020)
	合計	**13,140,775**

第７期決算公告　令和８年６月26日
東京都文京区本駒込二丁目28番８号
バイオニアスマートセンシングイノベーションズ株式会社
代表取締役　岡田　芳和
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,881
	固定資産	—
	資産合計	**18,881**
負純資産及び債のび部	流動負債	5,853,543
	固定負債	—
	株主資本	△5,834,662
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△6,034,662
	その他利益剰余金	△6,034,662
	（うち当期純損失）	(75,003)
	負債・純資産合計	**18,881**

第８期決算公告　2026年７月23日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社
代表取締役　今井　章
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,809,452
	固定資産	87,660
	資産合計	**1,897,113**
負純資産及び債のび部	流動負債	268,681
	（うち賞与引当金）	(14,880)
	株主資本	1,628,431
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	1,618,431
	その他利益剰余金	1,618,431
	（うち当期純利益）	(295,019)
	負債・純資産合計	**1,897,113**

第28期決算公告　2026年６月25日
東京都新宿区新宿一丁目10番７号
株式会社マースプランニング
代表取締役　高橋　丈治
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	991,127
	固定資産	3,436,376
	合計	**4,427,504**
負純資産及び債のび部	流動負債	404,632
	固定負債	2,086,391
	株主資本	1,936,480
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	1,746,480
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,743,980
	（うち当期純利益）	(89,265)
	合計	**4,427,504**

第 51 期 決 算 公 告

2026年７月23日
東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号
菱光サービス株式会社
取締役社長　東條　宏也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,263,165
	固定資産	138,283
	合計	3,401,449
負純資債産及のび部	流動負債	1,399,981
	賞与引当金	360
	固定負債	43,500
	株主資本	1,957,968
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,917,968
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,907,968
	（うち当期純利益）	(1,489,663)
	合計	3,401,449

第17期決算公告

令和８年７月23日
東京都中野区本町２―54―11
株式会社レオパレス・スマイル
代表取締役社長　阿部　裕之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,885
	固定資産	24,254
	資産合計	133,139
負純資債産及のび部	流動負債	71,882
	固定負債	1,035
	負債合計	72,917
	株主資本	60,222
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,222
	その他利益剰余金	50,222
	（うち当期純利益）	(24,152)
	純資産合計	60,222
	負債・純資産合計	133,139

第９期決算公告

令和８年６月30日
東京都中央区日本橋室町一丁目５番５号
千葉・武蔵野アライアンス株式会社
代表取締役　米本　努
代表取締役　長堀　和正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,390,603
	合計	21,390,603
負純資債産及のび部	流動負債	87,300
	固定負債	5,091
	株主資本	21,298,212
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	11,298,212
	（うち当期純利益）	(423,802)
	合計	21,390,603

第二期決算公告

令和８年６月29日
東京都千代田区大手町１－４－２
ターコイズマリンインベストメント株式会社
代表取締役　村田　博一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	28,146,645
	固定資産	5,290,456,230
	資産合計	5,318,602,875
負純資債産及のび部	流動負債	13,880,428
	その他	13,880,428
	固定負債	5,406,841,537
	その他	5,406,841,537
	株主資本	△102,119,090
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△107,119,090
	その他利益剰余金	△107,119,090
	（うち当期純損失）	(95,109,270)
	負債・純資産合計	5,318,602,875

第３期決算公告

令和８年３月31日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
Transreport Japan株式会社
代表取締役　シンジェ・シェン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	198,708,226
	固定資産	477,197
	資産合計	199,185,423
負純資債産及のび部	流動負債	41,933,501
	固定負債	188,270,436
	株主資本	△31,018,514
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△32,018,514
	その他利益剰余金	△32,018,514
	（うち当期純損失）	(15,099,676)
	負債・純資産合計	199,185,423

第６期決算公告

令和８年７月23日
東京都中央区日本橋室町二丁目３番１号
ドルビックスコンサルティング株式会社
代表取締役　武藤　覚

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,791
	固定資産	403
	資産合計	2,194
負純資債産及のび部	流動負債	969
	賞与引当金	391
	固定負債	26
	株主資本	1,199
	資本金	495
	資本剰余金	245
	資本準備金	245
	利益剰余金	459
	その他利益剰余金	459
	（うち当期純利益）	(520)
	負債・純資産合計	2,194

第64期決算公告

2026年７月23日
東京都中央区八重洲二丁目10番17号
八重洲商工株式会社
代表取締役　羽根　正人

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	688,256
	固定資産	104,938
	合計	793,194
負純資債産及のび部	流動負債	41,935
	賞与引当金	10,660
	固定負債	26,701
	役員退職慰労引当金	3,820
	退職給付引当金	22,881
	株主資本	724,558
	資本金	90,000
	利益剰余金	634,558
	その他利益剰余金	634,558
	（うち当期純利益）	(26,525)
	合計	793,194

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
東京都千代田区大手町二丁目６番３号
東京都下水道サービス株式会社
代表取締役社長　神山　守

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,169
	固定資産	7,101
	合計	23,270
負純資債産及のび部	流動負債	7,837
	固定負債	1,977
	株主資本	13,456
	資本金	100
	利益剰余金	13,356
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	13,334
	（うち当期純損失）	(348)
	合計	23,270

第５期決算公告

令和８年６月25日
東京都品川区北品川五丁目５―15
ＭＵＳＶＩ株式会社
代表取締役　阪井　祐介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	473,624
	固定資産	118,316
	繰延資産	123
	資産合計	592,065
負純資債産及のび部	流動負債	107,409
	固定負債	216,535
	株主資本	268,120
	資本金	100,000
	資本剰余金	520,000
	資本準備金	520,000
	利益剰余金	△351,879
	その他利益剰余金	△351,879
	（うち当期純損失）	(53,915)
	負債・純資産合計	592,065

第２期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区浜松町二丁目４番１号
ＬＬホールディングス株式会社
代表取締役　三宅　誠一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,330
	固定資産	14,796
	資産合計	16,126
負純資債産及のび部	流動負債	784
	固定負債	9,364
	株主資本	5,978
	資本金	100
	資本剰余金	6,391
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	6,291
	利益剰余金	△513
	その他利益剰余金	△513
	（うち当期純損失）	(512)
	負債・純資産合計	16,126

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
Ｒａｘｉ株式会社
代表取締役　櫻井　敏治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	134,808
	固定資産	10,500
	資産合計	145,309
負純資債産及のび部	流動負債	6,954
	株主資本	138,354
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,137,000
	資本準備金	1,137,000
	利益剰余金	△1,098,645
	その他利益剰余金	△1,098,645
	（うち当期純損失）	(843,451)
	負債・純資産合計	145,309

第30期決算公告

令和８年６月24日
東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地12
株式会社ＤＪ―ＷＡＶＥエンジニアリング
代表取締役　関　匠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,129
	固定資産	68
	資産合計	1,197
負純資債産及のび部	流動負債	510
	固定負債	21
	株主資本	666
	資本金	90
	資本剰余金	25
	その他資本剰余金	25
	利益剰余金	551
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	541
	（うち当期純利益）	(220)
	負債・純資産合計	1,197

第10期決算公告　令和８年６月26日
東京都港区海岸一丁目５番20号
ＴＧバイオエネルギー株式会社
代表取締役　村田　尚也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,956
	固定資産	211,589
	資産合計	**264,545**
負債及び純資産の部	流動負債	28,083
	固定負債	70,745
	負債合計	**98,828**
	株主資本	165,717
	資本金	72,000
	資本剰余金	70,626
	利益剰余金	23,091
	その他利益剰余金	23,091
	（うち当期純利益）	(5,074)
	純資産合計	**165,717**
	負債・純資産合計	**264,545**

第13期決算公告　令和８年７月23日
東京都千代田区麹町三丁目２番地
wizz Fund Associates株式会社
代表取締役　山本　千秋
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	953,257
	固定資産	134,430
	資産合計	**1,087,687**
負債及び純資産の部	流動負債	433,687
	負債合計	**433,687**
	株主資本	654,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	983,000
	その他利益剰余金	983,000
	（うち当期純利益）	(136,595)
	自己株式	△339,000
	純資産合計	**654,000**
	負債・純資産合計	**1,087,687**

第12期決算公告　令和８年６月28日
東京都中央区日本橋人形町３丁目４番14号
株式会社生活クラブエナジー
代表取締役　須長　雅和
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,233,193
	固定資産	66,962
	資産合計	**1,300,155**
負債及び純資産の部	流動負債	492,431
	固定負債	510,562
	株主資本	297,161
	資本金	65,192
	資本剰余金	342
	資本準備金	342
	利益剰余金	231,626
	利益準備金	7,147
	その他利益剰余金	224,479
	（うち当期純利益）	(12,381)
	負債・純資産合計	**1,300,155**

第５期決算公告　2026年７月23日
東京都中央区晴海四丁目７番４号
NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社
代表取締役　林　　亮治
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,470,123
	固定資産	221,130
	合計	**1,691,254**
負債及び純資産の部	流動負債	847,366
	固定負債	802,769
	株主資本	41,118
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△58,881
	その他利益剰余金	△58,881
	（うち当期純損失）	(35,923)
	合計	**1,691,254**

第２期決算公告
2026年７月23日
東京都港区北青山二丁目５番１号
ＩＳフロンティアパートナーズ株式会社
代表取締役社長　高部　公彦
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	215
	固定資産	7,926
	合計	**8,142**
負債及び純資産の部	流動負債	62
	固定負債	7,700
	株主資本	380
	資本金	200
	資本剰余金	200
	資本準備金	200
	利益剰余金	△19
	その他利益剰余金	△19
	（うち当期純利益）	(42)
	合計	**8,142**

第12期決算公告
2026年７月23日
東京都港区北青山二丁目５番１号
伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社
代表取締役社長　堀内　真人
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,330
	固定資産	47,809
	合計	**50,139**
負債及び純資産の部	流動負債	189
	株主資本	49,950
	資本金	100
	資本剰余金	47,854
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	47,829
	利益剰余金	1,996
	その他利益剰余金	1,996
	（うち当期純利益）	(2,218)
	合計	**50,139**

第１期決算公告
2026年７月23日
東京都中央区晴海四丁目７番４号
NOT・A・TOKYO株式会社
代表取締役　大森みどり
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,816
	固定資産	1,910
	合計	**42,726**
負債及び純資産の部	流動負債	4,343
	役員賞与引当金	2,333
	株主資本	38,382
	資本金	35,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△31,617
	その他利益剰余金	△31,617
	（うち当期純損失）	(31,617)
	合計	**42,726**

第３期決算公告
2026年７月23日
東京都中央区晴海四丁目７番４号
NOT A HOTEL DAO株式会社
代表取締役　渡邉　　亮
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,505,315
	固定資産	1,791,553
	合計	**3,296,869**
負債及び純資産の部	流動負債	3,187,716
	役員賞与引当金	2,400
	賞与引当金	3,010
	株主資本	109,153
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,153
	その他利益剰余金	99,153
	（うち当期純利益）	(193,300)
	合計	**3,296,869**

第８期決算公告
2026年７月23日
東京都新宿区新宿２－11－７
第33宮庭ビル413
NOT A HOTEL 2 nd株式会社
代表取締役　松原　裕一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,595,976
	固定資産	5,155
	合計	**1,601,132**
負債及び純資産の部	流動負債	72,803
	賞与引当金	3,660
	固定負債	1,285,230
	株主資本	243,098
	資本金	100,000
	利益剰余金	143,098
	その他利益剰余金	143,098
	（うち当期純利益）	(61,269)
	合計	**1,601,132**

第14期決算公告
令和８年７月23日
神奈川県横浜市中区相生町三丁目56番地１
株式会社バイオコール横浜南部
代表取締役　白江　順一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,898,993
	資産合計	**1,898,993**
負債及び純資産の部	流動負債	323,406
	固定負債	1,407,100
	株主資本	168,487
	資本金	50,000
	利益剰余金	118,487
	その他利益剰余金	118,487
	（うち当期純利益）	(11,227)
	負債・純資産合計	**1,898,993**

第21期決算公告　令和８年７月23日
神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
株式会社シグマパワー太陽光
代表取締役　中谷　哲也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	525,091
	固定資産	1,077,921
	合計	**1,603,012**
負債及び純資産の部	流動負債	143,600
	固定負債	953,402
	株主資本	506,009
	資本金	99,000
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	308,009
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	308,009
	（うち当期純利益）	(73,907)
	合計	**1,603,012**

第１期決算公告
令和８年７月23日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
iFP Green Technology株式会社
代表取締役　デン・シンユ
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	629
	合計	**629**
負債及び純資産の部	流動負債	1,293
	株主資本	△663
	資本金	100
	利益剰余金	△763
	その他利益剰余金	△763
	（うち当期純損失）	(763)
	合計	**629**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和８年７月３日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社Ｇホールディングス
＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞
『ワールドウィッチーズＸ（通称：ウィチクロ）』内　有償財貨
iOS版／Android版「ダイヤ」
＜払戻しの申出期間＞
令和８年７月24日00:00から、令和８年９月22日23:59まで
※当該申出期間内にお申出をいただけなかった場合には、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
＜払戻しに関する問い合わせ先＞
カスタマーサポートcs@w-witch-cross.com
（受付時間：平日10:00～19:00）

令和８年７月23日　東京都新宿区西新宿三丁目８番３号
株式会社Ｇホールディングス

決　算　公　告

2026年７月23日
オランダ王国アムステルダムシントヨリス通２
Ｃａｔａｗｉｋｉ　Ｂ．Ｖ．
代表取締役　ラビ　プラカシュ　ヴォラ

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万ユーロ）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34	流動負債	42
固定資産	23	固定負債	4
		負債合計	**46**
		株主資本	11
		資本金	0
		資本剰余金	95
		その他資本剰余金	95
		利益剰余金	△ 84
		その他利益剰余金	△ 84
		（うち当期純利益）	(7)
		純資産合計	**11**
資産合計	**57**	**負債・純資産合計**	**57**

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
埼玉県蕨市中央１丁目16番８号ＯＫＩ蕨システムセンター
株式会社沖コムテック
代表取締役　稲葉　晋一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	227,184	流動負債	86,457
固定資産	42,834	固定負債	75,915
		退職給付引当金	75,333
		株主資本	107,646
		資本金	20,000
		資本剰余金	15,752
		その他資本剰余金	15,752
		利益剰余金	71,894
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	66,894
		（うち当期純利益）	(33,550)
資産合計	**270,018**	**負債・純資産合計**	**270,018**

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　福島市伏拝字台田22番地２
フリースペースエンジニアリング株式会社
代表取締役　楠　　慎一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,770,422	流動負債	212,902
固定資産	101,314	固定負債	76,089
		退職給付引当金	15,720
		役員退職慰労引当金	59,100
		株主資本	1,582,745
		資本金	80,000
		資本剰余金	28,811
		その他資本剰余金	28,811
		利益剰余金	1,473,934
		利益準備金	17,000
		その他利益剰余金	1,456,934
		（うち当期純利益）	(113,305)
資産合計	**1,871,736**	**負債・純資産合計**	**1,871,736**

第 75 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　東京都千代田区日比谷公園１番２号
株式会社日比谷松本楼
代表取締役　小坂　文乃

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475,078	流動負債	153,042
固定資産	283,982	固定負債	128,699
		退職給付引当金	40,354
		株主資本	466,903
		資本金	5,000
		資本剰余金	10,014
		その他資本剰余金	10,014
		利益剰余金	555,929
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	554,679
		（うち当期純利益）	(70,645)
		自己株式	△104,041
		評価・換算差額等	10,415
資産合計	**759,060**	**負債・純資産合計**	**759,060**

第 28 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
ロンバー・オディエ信託株式会社
代表取締役　ピエール・イヴ・ロバート・ロンバー

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,332,204	流動負債	357,789
固定資産	432,783	賞与引当金	46,860
		固定負債	100,137
		退職給付引当金	84,729
		株主資本	1,307,061
		資本金	300,000
		利益剰余金	1,007,061
		利益準備金	29,800
		その他利益剰余金	977,261
		（うち当期純利益）	(351,130)
資産合計	**1,764,988**	**負債・純資産合計**	**1,764,988**

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都港区南青山三丁目１番31号
株式会社ジェーピーディーエイチ
代表取締役　森　　一幸

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,437,585	流動負債	1,138,887
固定資産	179,332	固定負債	33,040
		（退職給付引当金）	(33,040)
		株主資本	3,444,990
		資本金	50,000
		資本剰余金	68,969
		その他資本剰余金	68,969
		利益剰余金	3,326,021
		利益準備金	10,530
		その他利益剰余金	3,315,491
		（うち当期純利益）	(497,292)
資産合計	**4,616,917**	**負債・純資産合計**	**4,616,917**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都港区南青山三丁目１番31号
株式会社ディー・ブレーン
代表取締役　石原　政仁

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,430,380	流動負債	2,901,062
固定資産	422,288	固定負債	60,683
		株主資本	3,890,628
		資本金	37,000
		資本剰余金	18,025
		資本準備金	18,025
		利益剰余金	3,911,571
		利益準備金	8,585
		その他利益剰余金	3,902,986
		（うち当期純利益）	(215,638)
		自己株式	△75,968
		その他有価証券評価差額金	295
資産合計	**6,852,668**	**負債・純資産合計**	**6,852,668**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

東京都千代田区大手町一丁目１番３号
株式会社ゲッカワークス
代表取締役　大橋　茂樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	190	流動負債	31
固定資産	552	（うち役員賞与引当金）	(1)
		（うち賞与引当金）	(2)
		株主資本	711
		資本金	45
		資本剰余金	849
		資本準備金	45
		その他資本剰余金	804
		利益剰余金	△ 183
		その他利益剰余金	△ 183
		（うち当期純損失）	(183)
資産合計	742	負債・純資産合計	742

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月23日　東京都練馬区大泉学園町七丁目５番６号
株式会社ライフファーマ
代表取締役　白　　成澤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,070,549	流動負債	618
固定資産	13,643,072	固定負債	44,652
有形固定資産	165,122	負債の部合計	45,270
無形固定資産	10	株主資本	16,668,351
投資その他の資産	13,477,940	資本金	10,000
		資本剰余金	4,965,960
		資本準備金	450,000
		その他資本剰余金	4,515,960
		利益剰余金	11,692,391
		その他利益剰余金	11,692,391
		（うち当期純利益）	(325,735)
		純資産の部合計	16,668,351
資産合計	16,713,622	負債・純資産合計	16,713,622

第 23 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社ハローコミュニケーションズ
代表取締役　三木田のどか

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,884,589	流動負債	6,193,646
固定資産	176,394	賞与引当金	4,763
		その他	6,188,883
		固定負債	27,965
		株主資本	△160,627
		資本金	101,000
		資本剰余金	150
		その他資本剰余金	150
		利益剰余金	7,532,983
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	7,507,733
		（うち当期純利益）	(1,302,363)
		自己株式	△7,794,761
資産合計	6,060,984	負債・純資産合計	6,060,984

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
株式会社アイ・イーグループ
代表取締役　工藤　　俊

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,070,727	流動負債	6,409,953
固定資産	9,642	賞与引当金	2,156
		その他	6,407,797
		固定負債	264,430
		株主資本	405,985
		資本金	101,000
		利益剰余金	1,034,081
		利益準備金	25,250
		その他利益剰余金	1,008,831
		（うち当期純利益）	(278,877)
		自己株式	△729,095
資産合計	7,080,370	負債・純資産合計	7,080,370

第 36 期 決 算 公 告

2026年６月29日

長野県駒ヶ根市北町20―６
株式会社信州エンタープライズ
代表取締役　中島　光孝

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	715,216	流動負債	1,551
固定資産	674,319	固定負債	510,444
		株主資本	877,539
		資本金	100,000
		資本剰余金	174,500
		資本準備金	63,200
		その他資本剰余金	111,300
		利益剰余金	603,039
		利益準備金	2,400
		その他利益剰余金	600,639
		（うち当期純利益）	(63,292)
資産合計	1,389,535	負債・純資産合計	1,389,535

第 50 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　東京都中央区日本橋室町四丁目３番18号
三井化学ファイン株式会社
代表取締役社長　田中　久義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,101	流動負債	8,623
固定資産	1,315	固定負債	287
有形固定資産	889	負債合計	8,911
無形固定資産	215	株主資本	8,506
投資その他の資産	211	資本金	400
		資本剰余金	28
		資本準備金	28
		利益剰余金	8,077
		利益準備金	72
		その他利益剰余金	8,006
		（内当期純利益）	(1,267)
		純資産合計	8,506
合計	17,416	合計	17,416

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
豊田ケミカルエンジニアリング株式会社
代表取締役　西郷　剛史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,760	流動負債	1,142
固定資産	4,326	固定負債	142
有形固定資産	3,960	負債合計	1,284
無形固定資産	39	株主資本	4,802
投資その他の資産	325	資本金	310
		資本剰余金	81
		資本準備金	81
		利益剰余金	4,411
		その他利益剰余金	4,411
		（うち当期純利益）	(682)
		純資産合計	4,802
資産合計	6,086	負債・純資産合計	6,086

第 85 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

静岡県静岡市清水区清開３丁目５番40号
清水埠頭株式会社
取締役社長　鈴木健一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,545,646	流動負債	656,973
固定資産	6,534,982	固定負債	339,243
有形固定資産	5,835,416	負債合計	996,217
無形固定資産	83,709	株主資本	10,084,411
投資その他の資産	615,855	資本金	300,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	9,764,411
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	9,689,411
		（うち当期純利益）	(416,167)
		純資産合計	10,084,411
合計	11,080,628	合計	11,080,628

第 62 期 決 算 公 告

2026年７月23日

京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴円町361番地

ワタベウェディング株式会社

代表取締役社長執行役員　河島　等

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,804	流動負債	6,476
固定資産	2,407	固定負債	5,031
		株主資本	△ 5,221
		資本金	100
		利益剰余金	△ 5,321
		その他利益剰余金	△ 5,321
		（うち当期純利益）	(1,503)
		評価・換算差額等	△ 74
		その他有価証券評価差額金	38
		土地再評価差額金	△ 112
資産合計	6,212	負債・純資産合計	6,212

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

愛知県豊橋市牛川通二丁目７番地４

株式会社イー・メンテ豊橋

代表取締役　小山富士夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,127,324	流動負債	260,906
固定資産	300,037	固定負債	18,402
		株主資本	1,148,053
		資本金	23,000
		資本剰余金	369,413
		その他資本剰余金	369,413
		利益剰余金	755,639
		利益準備金	4,655
		その他利益剰余金	750,984
		（うち当期純利益）	(70,895)
資産合計	1,427,362	負債・純資産合計	1,427,362

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　堺市西区浜寺諏訪森町西４丁383番地の５

関西東芝エンジニアリング株式会社

代表取締役　阿部　慶市

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,244	流動負債	869
固定資産	740	（内役員賞与引当金）	(4)
		固定負債	399
		退職給付引当金	388
		役員退職慰労引当金	3
		その他	8
		株主資本	1,716
		資本金	100
		利益剰余金	1,616
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,591
		（内当期純利益）	(382)
資産合計	2,984	負債・純資産合計	2,984

第 14 期 決 算 公 告

2026年６月26日

大阪市北区堂島一丁目５番30号

株式会社ヤシマナダ

代表取締役社長　小松　洋

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,512,474	流動負債	3,377,309
固定資産	1,231,558	（うち賞与引当金）	(23,654)
		固定負債	103,341
		（うち退職給付引当金）	(36,330)
		（うち役員退職慰労引当金）	(21,030)
		株主資本	1,263,382
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,163,382
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,138,382
		（うち当期純利益）	(23,935)
資産合計	4,744,032	負債・純資産合計	4,744,032

第 18 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　広島県福山市東手城町二丁目10番７号

株式会社ユニオンアロー・テクノロジー

代表取締役　中村　佳広

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,028,163	流動負債	340,049
固定資産	2,992	アフターコスト引当金	6,487
		賞与引当金	8,872
		検収コスト引当金	24,087
		特許実施補償引当金	1,356
		株主資本	1,691,106
		資本金	162,000
		資本剰余金	82,000
		資本準備金	82,000
		利益剰余金	1,447,106
		その他利益剰余金	1,447,106
		（うち当期純利益）	(137,009)
資産合計	2,031,155	負債・純資産合計	2,031,155

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月22日

大阪市北区堂島二丁目１番16号

株式会社ユウホウ

代表取締役　井上　壮一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,564,710	流動負債	549,469
固定資産	1,897,371	（うち賞与引当金）	(105,158)
		固定負債	433,412
		（うち退職給付引当金）	(410,954)
		（うち役員退職慰労引当金）	(18,144)
		株主資本	2,479,200
		資本金	410,000
		利益剰余金	2,069,200
		利益準備金	46,355
		その他利益剰余金	2,022,845
		（うち当期純損失）	(22,133)
資産合計	3,462,081	負債・純資産合計	3,462,081

第 25 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

広島市安佐南区大町東二丁目14番12号

株式会社広島クミアイ燃料

代表取締役社長　吉本　洋二

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	678,201	流動負債	293,152
固定資産	540,680	（賞与引当金）	(18,401)
		固定負債	90,457
		（退職給付引当金）	(69,205)
		（役員退職慰労引当金）	(9,550)
		株主資本	835,271
		資本金	235,000
		利益剰余金	600,271
		利益準備金	58,750
		その他利益剰余金	541,521
		（うち当期純利益）	(77,482)
資産合計	1,218,881	負債・純資産合計	1,218,881

第 77 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

広島市南区出島一丁目32番82号

全農アグリウエスト株式会社

代表取締役社長　仁城　明彦

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,351,367	流動負債	723,000
固定資産	221,224	（賞与引当金）	(7,274)
		固定負債	41,979
		（退職給付引当金）	(35,917)
		（役員退職慰労引当金）	(4,230)
		株主資本	807,610
		資本金	50,000
		利益剰余金	757,610
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	745,110
		（うち当期純利益）	(37,597)
資産合計	1,572,591	負債・純資産合計	1,572,591

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

福岡市博多区西月隈一丁目14番79号
ＭＩ万世ステンレス株式会社
代表取締役　高島　弘樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,524	流動負債	4,356
固定資産	1,906	固定負債	292
		株主資本	2,673
		資本金	100
		資本剰余金	863
		資本準備金	642
		その他資本剰余金	221
		利益剰余金	1,710
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	1,698
		（うち当期純利益）	(115)
		評価・換算差額等	109
資産合計	7,430	負債・純資産合計	7,430

第 59 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

東京都台東区寿３―10―10
中三エス・ティ株式会社
代表取締役　中西　淳一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	642,214	流動負債	388,080
固定資産	92,055	固定負債	17,918
有形固定資産	1,316	株主資本	287,550
無形固定資産	3,477	資本金	100,000
投資その他の資産	87,261	利益剰余金	187,550
		利益準備金	23,881
		その他利益剰余金	163,669
		（うち当期純利益）	(69,311)
		評価・換算差額等	40,720
		その他有価証券評価差額金	40,720
資産合計	734,269	負債・純資産合計	734,269

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　　東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
ノイエス株式会社
代表取締役社長　藤本　圭一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,832,483	流動負債	1,784,493
固定資産	378,603	賞与引当金	430,000
繰延資産	0	固定負債	508,571
		退職給付引当金	466,064
		株主資本	4,918,021
		資本金	70,300
		資本剰余金	44,800
		資本準備金	44,800
		利益剰余金	4,802,921
		利益準備金	2,743
		その他利益剰余金	4,800,178
		（うち当期純利益）	(2,148,675)
資産合計	7,211,086	負債・純資産合計	7,211,086

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　　長崎県島原市高島二丁目7192番地
島原Ｇエナジー株式会社
代表取締役社長　櫻井　明秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	342,011	流動負債	76,103
固定資産	29,916	負債合計	76,103
		株主資本	295,615
		資本金	60,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	60,000
		利益剰余金	175,615
		その他利益剰余金	175,615
		（うち当期純利益）	(10,865)
		評価・換算差額等	209
		その他有価証券評価差額金	209
		純資産合計	295,824
資産合計	371,927	負債・純資産合計	371,927

第 102 期 決 算 公 告

令和８年６月27日　　東京都港区赤坂９丁目６番44号
株式会社日本教文社
代表取締役社長　西尾　慎也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	679,109	流動負債	72,826
固定資産	2,661,833	固定負債	37,520
有形固定資産	716,997	役員退職慰労引当金	37,520
無形固定資産	247	株主資本	3,081,812
投資その他の資産	1,944,590	資本金	50,000
		資本剰余金	46
		資本準備金	46
		利益剰余金	3,035,467
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,022,967
		（うち当期純利益）	(68,975)
		自己株式	△3,701
		評価・換算差額等	148,784
資産合計	3,340,942	負債・純資産合計	3,340,942

第 22 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　　東京都港区芝浦一丁目２番１号
宇部丸善ポリエチレン株式会社
代表取締役社長　勝田　正彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,569	流動負債	7,807
固定資産	5,249	賞与引当金	48
		固定負債	73
		役員退職慰労引当金	6
		株主資本	16,938
		資本金	490
		資本剰余金	2,510
		資本準備金	2,510
		利益剰余金	13,938
		その他利益剰余金	13,938
		（うち当期純利益）	(756)
資産合計	24,818	負債・純資産合計	24,818

第 53 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　　東京都中野区弥生町２丁目８番15号
株式会社ヴィアックス
代表取締役社長　西門　　直

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,610,649	流動負債	1,101,026
固定資産	401,831	賞与引当金	38,000
		固定負債	199,429
		退職給付引当金	174,067
		役員退職慰労引当金	24,824
		株主資本	1,712,025
		資本金	177,742
		資本剰余金	134,742
		資本準備金	134,742
		利益剰余金	1,399,540
		利益準備金	18,250
		その他利益剰余金	1,381,290
		（うち当期純利益）	(115,885)
資産合計	3,012,481	負債・純資産合計	3,012,481

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　　東京都渋谷区円山町３番６号
株式会社ギガプライズ
代表取締役　佐藤　寿洋

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,662,898	流動負債	4,308,766
固定資産	2,514,175	賞与引当金	108,429
		役員賞与引当金	12,239
		固定負債	732,585
		退職給付引当金	76,373
		役員退職慰労引当金	60,527
		株主資本	14,135,722
		資本金	195,310
		資本剰余金	115,505
		資本準備金	115,505
		利益剰余金	13,824,907
		その他利益剰余金	13,824,907
		（うち当期純利益）	(3,326,647)
資産合計	19,177,074	負債・純資産合計	19,177,074

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月16日　東京都港区芝大門二丁目５番５号

株式会社アイシーエム

代表取締役　三原　洋一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	270,754	流動負債	103,979
固定資産	75,959	賞与引当金	10,252
		株主資本	242,734
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,593
		資本準備金	16,500
		その他資本剰余金	34,093
		利益剰余金	92,141
		利益準備金	8,500
		その他利益剰余金	83,641
		（うち当期純利益）	(52,941)
資産合計	346,713	負債・純資産合計	346,713

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月23日

東京都千代田区神田司町２－６神田平沼ビル７Ｆ

ＩｎｆｉｎｉＣｏｒｅ株式会社

代表取締役社長　村上　雅一

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	476	流動負債	453
固定資産	133	固定負債	5
		株主資本	151
		資本金	90
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	48
		その他利益剰余金	48
		（うち当期純利益）	(7)
		自己株式	△7
資産合計	610	負債・純資産合計	610

第 65 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　東京都渋谷区神宮前二丁目３番16号

株式会社建築家会館

代表取締役　野生司義光

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	375,481	流動負債	20,748
固定資産	591,429	（賞与引当金）	(867)
		固定負債	453,387
		（退職給付引当金）	(11,865)
		株主資本	492,774
		資本金	93,750
		利益剰余金	427,294
		利益準備金	440
		その他利益剰余金	426,854
		（うち当期純利益）	(17,380)
		自己株式	△28,270
資産合計	966,910	負債・純資産合計	966,910

第 6 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都港区六本木一丁目６番１号

ＳＢＩ地域活性化支援株式会社

代表取締役　後藤　　健

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	73,069	流動負債	26,663
固定資産	7,888	株主資本	54,289
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	44,289
		その他利益剰余金	44,289
		（うち当期純利益）	(9,807)
		評価・換算差額等	4
		その他有価証券評価差額金	4
資産合計	80,957	負債・純資産合計	80,957

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　東京都港区浜松町二丁目４番１号

オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社

代表取締役　三宅　誠一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	899,509	流動負債	83,146
固定資産	2,413,034	固定負債	2,329
		負債合計	85,476
		株主資本	3,227,067
		資本金	60,935
		資本剰余金	2,284,724
		資本準備金	60,935
		その他資本剰余金	2,223,789
		利益剰余金	881,408
		その他利益剰余金	881,408
		（うち当期純利益）	(23,112)
		純資産合計	3,227,067
資産合計	3,312,543	負債・純資産合計	3,312,543

決　算　公　告

令和８年６月29日　東京都港区港南二丁目15番１号

蝶理ＧＬＥＸ株式会社

代表取締役　木村　明洋

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,180,918	流動負債	418,792
固定資産	82,211	賞与引当金	24,770
		固定負債	45,054
		退職給付引当金	45,054
		株主資本	1,799,283
		資本金	499,889
		資本剰余金	36,110
		資本準備金	36,110
		利益剰余金	1,316,839
		利益準備金	55,629
		その他利益剰余金	1,261,209
		（うち当期純利益）	(170,008)
		自己株式	△53,555
資産合計	2,263,130	負債・純資産合計	2,263,130

第 22 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　東京都渋谷区恵比寿一丁目３番１号
朝日生命恵比寿ビル８階

タタコミュニケーションズジャパン株式会社

代表取締役　シャ・コク・セン・コリン

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,809,496,166	流動負債	2,221,681,756
固定資産	5,543,885,748	退職給付引当金	7,318,580
		固定負債	3,449,473,354
		株主資本	3,682,226,804
		資本金	199,000,000
		資本剰余金	189,000,000
		資本準備金	189,000,000
		利益剰余金	3,294,226,804
		その他利益剰余金	3,294,226,804
		（うち当期純損失）	(276,741,081)
資産合計	9,353,381,914	負債・純資産合計	9,353,381,914

第 10 期 決 算 公 告

2026年６月30日　東京都墨田区亀沢四丁目17番12号
関電工錦糸町ビル102

株式会社エナジーＯ＆Ｍ

取締役社長　大塚　　豊

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	879,635	流動負債	211,803
固定資産	259,979	固定負債	36,897
		退職給付引当金	29,480
		役員退職慰労引当金	720
		その他	6,697
		株主資本	890,913
		資本金	35,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	820,913
		その他利益剰余金	820,913
		（うち当期純利益）	(101,659)
資産合計	1,139,614	負債・純資産合計	1,139,614

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

新潟県佐渡市八幡1942番地11
佐和田発電所株式会社
代表取締役　柳田健一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	578,686	流動負債	50,892
固定資産	443,100	賞与引当金	7,733
		固定負債	253,663
		株主資本	717,231
		資本金	397,350
		資本剰余金	127,350
		資本準備金	127,350
		利益剰余金	192,531
		利益準備金	39,687
		その他利益剰余金	152,843
		（うち当期純利益）	（68,481）
資産合計	1,021,787	負債・純資産合計	1,021,787

第 26 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

東京都港区港南二丁目16番１号
品川イーストワンタワー21階
ラッカス・ネットワークス・ジャパン株式会社
代表取締役　マイケル・デイビッド・コッピン

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	171,029,326	流動負債	63,814,723
固定資産	74,263,511	有給休暇引当金	12,653,519
		賞与引当金	34,303,888
		固定負債	100,155,563
		退職給付引当金	100,155,563
		株主資本	81,322,551
		資本金	1
		利益剰余金	81,322,550
		その他利益剰余金	81,322,550
		（うち当期純利益）	（8,251,335）
資産合計	245,292,837	負債・純資産合計	245,292,837

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月29日

東京都目黒区目黒１－24－12
オリックス目黒ビル２Ｆ
株式会社フードコネクション
代表取締役　船木　純一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	557,071	流動負債	231,348
固定資産	89,370	（賞与引当金）	（17,208）
		固定負債	212,705
		株主資本	201,257
		資本金	15,000
		利益剰余金	186,257
		その他利益剰余金	186,257
		（うち当期純利益）	（70,019）
		評価・換算差額等	1,129
		その他有価証券評価差額金	1,129
資産合計	646,441	負債・純資産合計	646,441

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

香川県高松市田町14番地５
株式会社はなまる
代表取締役　前田　良博

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,884,785	流動負債	7,771,344
固定資産	7,584,835	賞与引当金	197,742
		株主優待引当金	18,293
		転貸損失引当金	1,560
		固定負債	1,116,842
		転貸損失引当金	2,470
		株主資本	1,581,434
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,571,434
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,568,934
		（うち当期純利益）	（1,277,335）
資産合計	10,469,621	負債・純資産合計	10,469,621

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

名古屋市中村区名駅三丁目１番16号
グランドメゾン名駅三丁目1602号
アサヒインターナショナル株式会社
代表取締役　久保川議道

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	91,676	流動負債	693,666
固定資産	5,463,848	固定負債	3,901,151
繰延資産	260	負債合計	4,594,817
		株主資本	960,968
		資本金	1,000
		資本剰余金	259,696
		その他資本剰余金	259,696
		利益剰余金	700,272
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	700,022
		（うち当期純利益）	（127,387）
		純資産合計	960,968
資産合計	5,555,785	負債・純資産合計	5,555,785

第 80 期 決 算 公 告

令和８年６月19日

愛知県岡崎市福岡町字下荒追28
太田油脂株式会社
代表取締役　太田　健介

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,523,275	流動負債	3,383,308
固定資産	5,784,733	固定負債	946,897
		株主資本	5,977,803
		資本金	45,000
		資本剰余金	13,553
		資本準備金	13,553
		利益剰余金	5,507,032
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	5,495,782
		（うち当期純利益）	（173,830）
		その他有価証券評価差額金	412,218
資産合計	10,308,008	負債・純資産合計	10,308,008

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月22日

神奈川県藤沢市宮前100番地の１
コベルコ溶接テクノ株式会社
代表取締役　清水　弘之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	935	流動負債	375
固定資産	298	賞与引当金	148
		固定負債	461
		退職給付引当金	461
		負債合計	836
		株主資本	397
		資本金	75
		資本剰余金	75
		資本準備金	75
		利益剰余金	247
		その他利益剰余金	247
		（うち当期純利益）	（30）
		純資産合計	397
資産合計	1,233	負債・純資産合計	1,233

第 5 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

広島市南区西蟹屋一丁目１番18号
ひろぎんヒューマンリソース株式会社
代表取締役　山内　栄弐

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	447,366	流動負債	77,434
固定資産	113,700	（うち賞与引当金）	（18,572）
		固定負債	12,674
		（うち退職給付引当金）	（2,017）
		（うち役員退職慰労引当金）	（10,657）
		株主資本	470,958
		資本金	250,000
		資本剰余金	135,000
		資本準備金	135,000
		利益剰余金	85,958
		その他利益剰余金	85,958
		（うち当期純利益）	（33,619）
資産合計	561,067	負債・純資産合計	561,067

第 60 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　富山県高岡市戸出徳市188番地２

ＮＳＫ富山株式会社

代表取締役　坂田　禎智

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,190,242	流動負債	3,587,575
固定資産	9,428,942	（賞与引当金）	(264,434)
		固定負債	7,964,213
		（役員退職引当金）	(2,831)
		（退職給付引当金）	(188,636)
		（長期環境引当金）	(2,640)
		株主資本	1,067,395
		資本金	250,000
		資本剰余金	225,000
		利益剰余金	592,395
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	586,145
		（うち当期純利益）	(272,297)
資産合計	12,619,184	負債・純資産合計	12,619,184

第 86 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17番４

協和合金株式会社

代表取締役　高島　眞吾

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,006,112	流動負債	1,101,003
固定資産	2,610,115	固定負債	1,104,063
		（うち引当金）	(254,201)
		株主資本	2,311,257
		資本金	411,873
		資本剰余金	422,587
		資本準備金	422,587
		利益剰余金	1,678,325
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	1,648,325
		（うち当期純利益）	(169,796)
		自己株式	△201,529
		評価・換算差額等	99,904
資産合計	4,616,228	負債・純資産合計	4,616,228

第 77 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

大阪市東淀川区東中島４丁目11番10号

中央復建コンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　白水　靖郎

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,249,973	流動負債	3,908,962
固定資産	4,500,774	固定負債	181,432
有形固定資産	3,794,890	株主資本	8,660,726
無形固定資産	140,941	資本金	306,000
投資その他の資産	564,943	利益剰余金	8,377,541
		利益準備金	76,500
		その他利益剰余金	8,301,041
		（うち当期純利益）	(220,025)
		自己株式	△22,815
		評価・換算差額等	△374
		その他有価証券評価差額金	△374
資産合計	12,750,747	負債・純資産合計	12,750,747

第 82 期 決 算 公 告

令和８年６月23日　京都市中京区西ノ京東中合町73番地

京華産業株式会社

代表取締役　西田　武史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,400,642	流動負債	2,118,349
固定資産	1,117,980	固定負債	39,186
		負債合計	2,157,534
		株主資本	2,121,881
		資本金	99,650
		資本剰余金	27,650
		利益剰余金	1,994,581
		利益準備金	18,000
		その他利益剰余金	1,976,581
		（うち当期純利益）	(165,685)
		評価・換算差額等	239,208
		純資産合計	2,361,088
資産合計	4,518,622	負債・純資産合計	4,518,622

第 39 期 決 算 公 告

2026年７月23日　福岡市中央区渡辺通一丁目１番１号

株式会社エフ・オー・デー

代表取締役社長　松下　霜一

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	36,338	流動負債	6,422
固定資産	461,633	固定負債	30,241
		負債合計	36,663
		株主資本	448,534
		資本金	300,000
		利益剰余金	148,534
		利益準備金	1,323
		その他利益剰余金	147,211
		（うち当期純利益）	(11,308)
		評価・換算差額等	12,772
		純資産合計	461,307
資産合計	497,971	負債・純資産合計	497,971

第 24 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　北九州市小倉北区砂津一丁目１番２号

西鉄バス北九州株式会社

代表取締役社長　吉田　透

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,159	流動負債	2,030
固定資産	1,939	（うち賞与引当金）	(451)
有形固定資産	1,179	固定負債	2,003
無形固定資産	2	（うち退職給付引当金）	(1,742)
投資その他の資産	757	株主資本	2,064
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	75
		利益剰余金	1,864
		その他利益剰余金	1,864
		（うち当期純利益）	(181)
資産合計	6,098	負債・純資産合計	6,098

第 25 期 決 算 公 告

2026年７月23日

横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号

株式会社モマ神奈川パートナーズ

代表取締役社長　内田　真二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,277
	固定資産	74
	合計	1,351
負債及び純資産の部	流動負債	262
	固定負債	747
	株主資本	340
	資本金	50
	利益剰余金	290
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	280
	（うち当期純利益）	(36)
	合計	1,351

第 116 期 決 算 公 告

2026年６月30日

東京都千代田区大手町１丁目３番１号

株式会社東京商工リサーチ

代表取締役社長　河原　光雄

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	32,648	流動負債	5,903
固定資産	4,360	固定負債	1,917
繰延資産	2,049	負債合計	7,820
		株主資本	31,238
		資本金	67
		資本剰余金	47
		資本準備金	47
		利益剰余金	31,123
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	31,106
		純資産合計	31,238
資産合計	39,058	負債・純資産合計	39,058

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	26,453
営業費用	19,847
営業利益	6,605
営業外収益	217
営業外費用	36
経常利益	6,786
特別利益	21
特別損失	20
税引前当期純利益	6,787
法人税・住民税及び事業税	2,340
当期純利益	4,447

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

スマートフォン向けゲーム「新月同行」のサービス終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用の前払式支払手段について下記のとおり払戻しを実施いたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
　Garena Japan合同会社
２．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　「新月同行」のゲーム内通貨「超相金」(有償発行分に限る)
３．払戻しの申出期間
　令和８年７月23日（木）午前10時00分から令和８年10月30日（金）午前10時00分まで
　※当該期間内に払戻しの申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、本払戻手続きから除斥されますのでご注意ください。
４．払戻しの申出方法
　払戻手続きの詳細については、「新月同行」公式運営サイト（https://fellowmoon.garena.com/jp/）をご確認ください。
５．お問い合わせ先
　カスタマーサポート：https://jp.support.garena.com/

令和８年７月23日　　Garena Japan合同会社

第31期決算公告

2026年６月25日
長野県埴科郡坂城町大字中之条1375－１
株式会社マースウインテック
代表取締役　井出平三郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,066,938
	固定資産	557,352
	合計	2,624,291
負債及び純資産の部	流動負債	178,127
	固定負債	111,845
	株主資本	2,334,318
	資本金	100,000
	資本剰余金	65,000
	利益剰余金	2,169,318
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	2,167,518
	（うち当期純利益）	(4,177)
	合計	2,624,291

第52期決算公告

令和８年７月23日　　東京都中央区築地三丁目11番６号
株式会社サンギ
代表取締役社長　ロズリン　ヘイマン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,819	流動負債	649
固定資産	885	販売促進引当金	80
		固定負債	115
		負債合計	764
		株主資本	6,844
		資本金	901
		利益剰余金	5,943
		利益準備金	96
		その他利益剰余金	5,846
		評価・換算差額等	95
		純資産合計	6,940
資産合計	7,704	負債・純資産合計	7,704

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,550
売上原価	2,431
売上総利益	3,119
販売費及び一般管理費	2,504
営業利益	614
営業外収益	65
営業外費用	85
経常利益	594
税引前当期純利益	594
法人税、住民税及び事業税	164
法人税等調整額	10
当期純利益	420

第10期決算公告

2026年６月25日
静岡県御殿場市柴怒田961―14
株式会社マーステクノファクトリー
代表取締役　藤原　久信

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	298,874
	固定資産	266,316
	合計	565,190
負債及び純資産の部	流動負債	135,501
	固定負債	151,155
	株主資本	278,533
	資本金	50,000
	利益剰余金	228,533
	その他利益剰余金	228,533
	（うち当期純損失）	(24,761)
	合計	565,190

第14期決算公告

2026年６月26日　東京都中央区銀座四丁目７番５号
王子グリーンリソース株式会社
代表取締役社長　安藤　和義

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	54,259	流動負債	61,803
固定資産	40,520	固定負債	17,659
有形固定資産	349	負債合計	79,462
投資その他の資産	40,171	株主資本	15,317
		資本金	350
		資本剰余金	10,752
		その他資本剰余金	10,752
		利益剰余金	4,215
		利益準備金	87
		その他利益剰余金	4,127
		純資産合計	15,317
資産合計	94,780	負債・純資産合計	94,780

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	73,573
売上原価	70,575
売上総利益	2,998
販売費及び一般管理費	2,352
営業利益	646
営業外収益	2,834
営業外費用	403
経常利益	3,077
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	3,077
法人税、住民税及び事業税	443
法人税等調整額	△7
当期純利益	2,641

第10期決算公告

令和８年７月23日
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地９
株式会社バイオコール京都洛西
代表取締役　白江　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,371
	資産合計	48,371
負債及び純資産の部	流動負債	28,848
	株主資本	19,523
	資本金	20,000
	利益剰余金	△477
	その他利益剰余金	△477
	（うち当期純利益）	(154)
	負債・純資産合計	48,371

第67期決算公告

令和８年６月26日　愛知県高浜市八幡町二丁目２番地１
高浜工業株式会社
代表取締役社長　鈴木　雅基

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,904	流動負債	2,504
固定資産	2,268	固定負債	1,407
有形固定資産	1,784	株主資本	2,211
無形固定資産	8	資本金	656
投資その他の資産	474	資本剰余金	552
		（資本準備金）	(552)
		利益剰余金	1,003
		（利益準備金）	(45)
		（その他利益剰余金）	(957)
		評価・換算差額等	49
資産合計	6,172	負債・純資産合計	6,172

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,346
売上原価	3,800
売上総利益	545
販売費及び一般管理費	527
営業利益	17
営業外収益	63
営業外費用	50
経常利益	30
特別損失	3
税引前当期純利益	26
法人税、住民税及び事業税	6
法人税等調整額	1
当期純利益	18

第15期決算公告

令和８年７月23日
大阪府大阪市中央区瓦町三丁目６番５号
株式会社バイオコール大阪平野
代表取締役　白江　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,674,021
	資産合計	1,674,021
負債及び純資産の部	流動負債	389,147
	固定負債	1,107,952
	株主資本	176,922
	資本金	50,000
	利益剰余金	126,922
	その他利益剰余金	126,922
	（うち当期純利益）	(2,770)
	負債・純資産合計	1,674,021

第６期決算公告　2026年６月25日
大阪府大阪市北区堂島１－６－20
堂島アバンザ
株式会社マースシステムズ西日本
代表取締役　秋山　裕和

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,632,106
	固定資産	131,030
	合計	1,763,137
負債及び純資産の部	流動負債	405,306
	固定負債	2,874
	株主資本	1,354,956
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	1,154,956
	その他利益剰余金	1,154,956
	（うち当期純利益）	(452,592)
	合計	1,763,137

第71期決算公告

令和８年６月25日

大阪市西区九条南一丁目12番21号
社会医療法人きつこう会
理事長　多根　一之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,661	流動負債	2,692
固定資産	14,102	賞与引当金	567
有形固定資産	12,555	その他の流動負債	2,124
無形固定資産	60	固定負債	3,926
その他の資産	1,486	役員退職慰労引当金	127
		その他の固定負債	3,799
		負債合計	6,618
		積立金	14,146
		設立等積立金	4
		繰越利益積立金	14,142
		純資産合計	14,146
資産合計	20,764	負債・純資産合計	20,764

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	16,435
本来業務	16,113
付帯業務	214
収益業務	107
事業費用	16,016
本来業務	15,765
付帯業務	179
収益業務	70
事業利益	418
事業外損益	△ 55
経常利益	363
特別損益	△ 0
税引前当期純利益	362
法人税等充当金	13
当期純利益	348

第17期決算公告

令和８年７月23日

広島県広島市中区橋本町10番10号
株式会社バイオコール広島西部
代表取締役　白江　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,195
	資産合計	120,195
負債及び純資産の部	流動負債	71,631
	株主資本	48,564
	資本金	25,000
	利益剰余金	23,564
	その他利益剰余金	23,564
	（うち当期純利益）	(212)
	負債・純資産合計	120,195

第７期決算公告

令和８年７月23日　鹿児島県姶良郡湧水町木場3102
ＭＥＣ　Ｉｎｄｕｓｔｒｙ株式会社
代表取締役　森下　喜隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,797	流動負債	6,992
固定資産	14	賞与引当金	32
繰延資産	19	固定負債	9
		退職給付引当金	9
		負債合計	7,001
		株主資本	△5,170
		資本金	3,600
		資本剰余金	3,600
		資本準備金	3,600
		利益剰余金	△12,370
		その他利益剰余金	△12,370
		純資産合計	△5,170
資産合計	1,831	負債・純資産合計	1,831

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,589
売上原価	2,665
売上総損失	1,075
販売費及び一般管理費	702
営業損失	1,778
営業外収益	16
営業外費用	125
経常損失	1,888
特別損失	6,538
税引前当期純損失	8,426
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	△343
当期純損失	8,086

第１期決算公告　令和８年６月26日
東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ミークモバイル株式会社
代表取締役　小林　敏範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,727
	資産合計	48,727
負債及び純資産の部	流動負債	173
	負債合計	173
	株主資本	48,554
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△1,445
	その他利益剰余金	△1,445
	（うち当期純損失）	(1,445)
	純資産合計	48,554
	負債・純資産合計	48,727

第10期決算公告

令和８年６月24日

愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪１番地98
地域医療連携推進法人尾三会
代表理事　湯澤由紀夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	29,631,184	流動負債	1,402,600
		負債合計	1,402,600
		積立金	28,228,584
		繰越利益積立金	28,228,584
		純資産合計	28,228,584
資産合計	29,631,184	負債・純資産合計	29,631,184

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：円）

科目	金額
経常収益	13,432,042
事業	5,358,933
管理	3,195,363
経常利益	4,877,746
税引前当期純利益	4,877,746
法人税、住民税及び事業税	1,256,716
当期純利益	3,621,030

第41期決算公告

令和８年６月30日
愛媛県松山市枝松６丁目５番８号
エヒメエレベータサービス株式会社
代表取締役　宇野　真輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	470,307
	固定資産	134,534
	資産合計	604,841
負債及び純資産の部	流動負債	59,356
	固定負債	14,767
	株主資本	530,718
	資本金	10,000
	利益剰余金	520,718
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	520,617
	（うち当期純利益）	(134,916)
	負債・純資産合計	604,841

第28期決算公告　令和８年７月23日
札幌市北区北三十二条西三丁目３番25号
株式会社レゾン
代表取締役　村田　恭子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,963
	固定資産	1,490,727
	資産合計	1,553,689
負債及び純資産の部	流動負債	17,231
	固定負債	1,285,740
	株主資本	250,718
	資本金	35,000
	利益剰余金	215,718
	その他利益剰余金	215,718
	（うち当期純利益）	(19,137)
	負債・純資産合計	1,553,689

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＡＩ（住所札幌市北区北三十二条西三丁目三番二五号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日
札幌市北区北三十二条西三丁目三番二五号
株式会社レゾン
代表取締役　村田　恭子

第 12 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

福島市飯坂町字八景５番地の６

株式会社タカラプロパティ

代表取締役　三瓶　浩徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,539
	固定資産	320,749
	合計	365,288
負純資産の債及び部	流動負債	138,230
	固定負債	150,369
	株主資本	76,689
	資本金	6,000
	利益剰余金	70,689
	その他利益剰余金	70,689
	（うち当期純損失）	(6,511)
	合計	365,288

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十三日

福島市飯坂町字八景五番地の六

（甲）株式会社タカラプロパティ

代表取締役　三瓶　浩徳

福島県双葉郡浪江町大字下津島字小塚六三番地一

（乙）有限会社あぶくまトレイディング

代表取締役　三瓶　孝子

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

福岡県福岡市中央区荒戸二丁目１番５号

株式会社バイオコール福岡御笠川

代表取締役　白江　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	89,151
	資産合計	89,151
負純資産の債及び部	流動負債	64,148
	株主資本	25,003
	資本金	20,000
	利益剰余金	5,003
	その他利益剰余金	5,003
	（うち当期純利益）	(305)
	負債・純資産合計	89,151

決算公告

令和８年７月23日

茨城県水戸市河和田二丁目２番地の７

３ｃｈ株式会社

代表取締役　五町　達也

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	13,203
	固定資産	8,781
	資産合計	21,984
負純資産の債及び部	流動負債	1,908
	固定負債	10,862
	負債合計	12,770
	株主資本	9,213
	資本金	7,000
	利益剰余金	2,213
	その他利益剰余金	2,213
	（うち当期純利益）	(1,847)
	純資産合計	9,213
	負債・純資産合計	21,984

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

茨城県水戸市河和田二丁目二番地の七

３ｃｈ株式会社

代表取締役　五町　達也

第 2 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

福岡県飯塚市川津680番地４

株式会社Kyutech ARISE

代表取締役　嶺　正二郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,086
	固定資産	2,053
	合計	36,140
負純資産の債及び部	流動負債	10,478
	株主資本	25,661
	資本金	30,000
	利益剰余金	△4,338
	その他利益剰余金	△4,338
	（うち当期純損失）	(1,840)
	合計	36,140

第 55 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

東京都足立区谷中一丁目25番18号

新家商事株式会社

代表取締役　山崎　良雄

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,445
	固定資産	132,825
	資産合計	137,270
負純資産の債及び部	流動負債	31,510
	固定負債	66,542
	株主資本	39,218
	資本金	20,000
	利益剰余金	19,218
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	18,218
	（うち当期純損失）	(6,043)
	負債・純資産合計	137,270

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都足立区谷中一丁目二五番一八号

新家商事株式会社

代表取締役　山崎　良雄

第 14 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

長崎県西海市大瀬戸町松島内郷2573番地３

株式会社グリーンコール西海

代表取締役　赤坂　康文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	217,759
	資産合計	217,759
負純資産の債及び部	流動負債	168,852
	株主資本	48,907
	資本金	100,000
	利益剰余金	△51,093
	その他利益剰余金	△51,093
	（うち当期純損失）	(12,380)
	負債・純資産合計	217,759

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

東京都大田区東蒲田二丁目21番４号

株式会社ダイケンビジネス

代表取締役　西原　知起

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	67,527
	固定資産	903
	合計	68,431
負純資産の債及び部	流動負債	11,977
	株主資本	56,453
	資本金	23,000
	利益剰余金	33,453
	その他利益剰余金	33,453
	（うち当期純利益）	(9,100)
	合計	68,431

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都大田区東蒲田二丁目二一番四号

株式会社ダイケンビジネス

代表取締役　西原　知起

第 14 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

熊本県熊本市南区近見八丁目14番１号

株式会社バイオコール熊本南部

代表取締役　白江　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	55,857
	資産合計	55,857
負純資産の債及び部	流動負債	23,282
	株主資本	32,575
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,575
	その他利益剰余金	12,575
	（うち当期純利益）	(825)
	負債・純資産合計	55,857

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

滋賀県野洲市市三宅一九四番地

（甲）株式会社きたなかふぁーむ

代表取締役　北中　良幸

滋賀県野洲市市三宅一九九四

（乙）合同会社ＭＩＴＡＳＵ

代表社員　北中　良幸

第11期決算公告

令和８年７月23日

滋賀県野洲市市三宅1994番地

株式会社きたなかふぁーむ

代表取締役　北中　良幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,917
	固定資産	74,071
	合計	171,989
負純資産の債及び部	流動負債	41,523
	固定負債	120,542
	株主資本	9,923
	資本金	2,000
	利益剰余金	7,923
	その他利益剰余金	7,923
	（うち当期純損失）	(26,806)
	合計	171,989

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

大阪府豊中市末広町三丁目三番一三号

株式会社桃井

代表取締役　桃井　克明

第38期決算公告

令和８年７月23日

大阪府豊中市末広町三丁目３番13号

株式会社桃井

代表取締役　桃井　克明

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,391
	固定資産	16,613
	合計	29,005
負純資産の債及び部	流動負債	133
	株主資本	28,872
	資本金	80,000
	利益剰余金	△51,127
	その他利益剰余金	△51,127
	（うち当期純損失）	(1,644)
	合計	29,005

第16期決算公告　令和８年６月16日

東京都板橋区加賀一丁目９番７号

公益財団法人野口研究所

代表理事　竹中　克

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	255,034
	固定資産	13,511,494
	合計	13,766,528
負純資産の債及び部	流動負債	81,101
	固定負債	48,255
	負債合計	129,356
	指定純資産	334,134
	一般純資産	12,013,702
	その他有価証券評価差額金	1,289,336
	純資産合計	13,637,172
	合計	13,766,528

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を一億五千九百九十一万九千六百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

宮崎市大字広原六五一〇番地一

矢野運輸株式会社

代表取締役　矢野　俊也

第58期決算公告

令和８年７月23日

宮崎市大字広原6510番地１

矢野運輸株式会社

代表取締役　矢野　俊也

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	389,343
	固定資産	827,901
	合計	1,217,245
負純資産の債及び部	流動負債	365,412
	固定負債	303,908
	株主資本	547,924
	資本金	40,000
	利益剰余金	507,924
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	497,924
	（うち当期純利益）	(1,878)
	合計	1,217,245

第27期決算公告

2026年７月23日

栃木県宇都宮市平出工業団地１番地17

三菱重工パワー精密鋳造株式会社

取締役社長　髙際　幸一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,373,073
	固定資産	6,491,274
	合計	12,864,347
負純資産の債及び部	流動負債	6,158,970
	固定負債	3,189,071
	株主資本	3,516,306
	資本金	450,000
	利益剰余金	3,066,306
	利益準備金	450,000
	その他利益剰余金	2,616,306
	（うち当期純利益）	(428,158)
	合計	12,864,347

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を十五億六百三十三万九千九百三十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

宮崎県東諸県郡国富町大字木脇三九五二番地三

矢野産業株式会社

代表取締役　矢野　俊也

第64期決算公告　令和８年７月23日

宮崎県東諸県郡国富町大字木脇3952番地３

矢野産業株式会社

代表取締役　矢野　俊也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,334,389
	固定資産	2,899,585
	繰延資産	13,230
	合計	4,247,205
負純資産の債及び部	流動負債	707,184
	固定負債	2,078,041
	株主資本	1,461,978
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,425,921
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,410,921
	（うち当期純利益）	(36,733)
	自己株式	△23,942
	合計	4,247,205

第39期決算公告

令和８年６月19日

東京都中央区日本橋室町４－２－17

ＤＫサンビル５Ｆ

有限会社共食

代表取締役　倉橋　淳仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,837
	固定資産	146
	合計	19,983
負純資産の債及び部	流動負債	4,457
	固定負債	0
	株主資本	15,526
	資本金	3,000
	利益剰余金	12,526
	利益準備金	12,526
	（うち当期純利益）	(4,800)
	合計	19,983

第７期決算公告

令和８年７月23日
鹿児島県薩摩川内市青山町5928番地５
株式会社友栄工業
代表取締役　桐原　隆之

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	109,184
	固定資産	346,228
	資産合計	455,413
負債及び純資産の部	流動負債	88,164
	固定負債	285,868
	負債合計	374,033
	株主資本	81,379
	資本金	10,000
	利益剰余金	71,379
	その他利益剰余金	71,379
	（うち当期純利益）	(162)
	純資産合計	81,379
	負債・純資産合計	455,413

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＹＣＤ（住所鹿児島県薩摩川内市青山町五九二八番地五）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

記

令和八年七月二十三日
鹿児島県薩摩川内市青山町五九二八番地五
株式会社友栄工業
代表取締役　桐原　隆之

第25期決算公告

令和８年７月23日
東京都中央区勝どき三丁目12番１号
株式会社ゲットイット
代表取締役　廣田　優輝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,951
	固定資産	634
	合計	5,585
負債及び純資産の部	流動負債	2,693
	固定負債	162
	株主資本	2,729
	資本金	70
	利益剰余金	2,659
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	2,642
	（うち当期純利益）	(630)
	合計	5,585

第34期決算公告

令和８年７月23日
東京都千代田区有楽町１丁目１番３号
丸紅エアロスペース株式会社
代表取締役社長　中川　聡

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	44,846	流動負債	37,698
固定資産	751	賞与引当金	275
有形固定資産	134	その他	37,423
無形固定資産	39	固定負債	3
投資その他の資産	578	役員退職慰労引当金	3
		株主資本	7,760
		資本金	749
		資本剰余金	349
		利益剰余金	6,662
		評価・換算差額等	136
資産合計	45,597	負債・純資産合計	45,597

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	55,671
売上原価	48,552
売上総利益	7,119
販売費及び一般管理費	3,294
営業利益	3,825
営業外収益	721
営業外費用	303
経常利益	4,243
特別利益	3
特別損失	151
税引前当期純利益	4,095
法人税、住民税及び事業税	1,245
当期純利益	2,850

第10期決算公告

令和８年７月23日
東京都千代田区富士見２丁目13番３号
株式会社クールジャパントラベル
代表取締役社長　西澤　元晴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,280
	固定資産	4,144
	資産合計	47,424
負債及び純資産の部	流動負債	91,489
	株主資本	△44,064
	資本金	88,000
	資本剰余金	72,000
	資本準備金	72,000
	利益剰余金	△204,064
	その他利益剰余金	△204,064
	（うち当期純損失）	(45,665)
	負債・純資産合計	47,424

第46期決算公告

令和８年７月23日　　東京都墨田区菊川三丁目17番２号
ゆうちょローンセンター株式会社
代表取締役社長　藤田　公次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,752,407	流動負債	97,721
固定資産	503,121	債務保証損失引当金	20,966
有形固定資産	108,256	その他	76,754
無形固定資産	321,803	負債合計	97,721
投資その他の資産	73,061	株主資本	2,157,807
		資本金	2,000,000
		利益剰余金	157,807
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	152,807
		純資産合計	2,157,807
資産合計	2,255,529	負債・純資産合計	2,255,529

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	821,732
売上原価	—
売上総利益	821,732
販売費及び一般管理費	787,182
営業利益	34,550
営業外収益	2,035
営業外費用	—
経常利益	36,585
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	36,585
法人税、住民税及び事業税	4,477
法人税等調整額	—
当期純利益	32,108

第35期決算公告

令和８年６月26日
石川県白山市西新町235番地１
株式会社あさがおテレビ
代表取締役社長　山下　浩雅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	818,239
	固定資産	849,281
	繰延資産	41
	合計	1,667,561
負債及び純資産の部	流動負債	215,275
	固定負債	563,250
	株主資本	889,036
	資本金	497,000
	利益剰余金	392,036
	利益準備金	32,951
	その他利益剰余金	359,085
	（うち当期純利益）	(52,967)
	合計	1,667,561

第３期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
ディーアールアイ・ユーティー株式会社
代表取締役　手塚　万峰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,544	流動負債	128
固定資産	111,514	負債合計	128
		株主資本	114,929
		資本金	56,148
		資本剰余金	58,748
		資本準備金	56,148
		その他資本剰余金	2,600
		利益剰余金	33
		その他利益剰余金	33
		純資産合計	114,929
資産合計	115,057	負債・純資産合計	115,057

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,791
売上総利益	13,791
販売費及び一般管理費	81
営業利益	13,710
営業外収益	12
営業外費用	114
経常利益	13,608
税引前当期純利益	13,608
法人税、住民税及び事業税	84
法人税等調整額	123
当期純利益	13,400

第20期決算公告

令和８年６月19日
愛知県岡崎市岡町字下野川２番地６
エスエスフード株式会社
代表取締役　服部　隆平

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,478
	固定資産	6,883
	合計	34,361
負債及び純資産の部	流動負債	12,509
	固定負債	0
	株主資本	21,852
	資本金	13,500
	利益剰余金	8,352
	その他利益剰余金	8,352
	（うち当期純利益）	(1,010)
	合計	34,361

第49期決算公告　令和８年６月16日

神戸市東灘区深江浜町５番地の１
株式会社神戸まるかん
代表取締役　西谷　賢亮

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,795,982
	固定資産	587,644
	合計	2,383,626
負純資債及産のび部	流動負債	858,944
	固定負債	163,231
	株主資本	1,348,901
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,308,901
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,298,901
	(うち当期純利益)	(20,844)
	評価・換算差額等	12,550
	合計	2,383,626

第15期決算公告

2026年７月23日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号
スカーレットＬＮＧ輸送株式会社
代表取締役　遠藤　智広

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	702	流動負債	38,193
固定資産	19,299	固定負債	3,789
投資その他の資産	19,299	株主資本	△21,981
		資本金	3
		利益剰余金	△21,984
		その他利益剰余金	△21,984
資産合計	20,001	負債・純資産合計	20,001

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	656
販売費及び一般管理費	115
営業利益	541
営業外収益	3
営業外費用	4,776
経常損失	4,231
税引前当期純損失	4,231
法人税及び住民税	△311
当期純損失	3,919

第55期決算公告

令和８年７月23日
広島県大竹市東栄二丁目１番４号
ダイセル大竹産業株式会社
代表取締役　北口　誠信

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	292,672
	固定資産	90,106
	合計	382,778
負純資債及産のび部	流動負債	186,487
	固定負債	21,035
	株主資本	175,255
	資本金	10,000
	利益剰余金	165,255
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	162,755
	(うち当期純利益)	(28,416)
	合計	382,778

第２期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
ＫＰＭＧ税理士法人内

サガミ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	12,019	流動負債	68
固定資産	12,019	固定負債	5,746
特定資産合計	12,019	負債合計	5,815
その他の資産	464	社員資本	6,668
流動資産	449	特定資本金	0
固定資産	8	優先資本金	6,538
繰延資産	5	剰余金	130
その他の資産合計	464	純資産合計	6,668
資産合計	12,483	負債・純資産合計	12,483

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	517
営業費用	386
営業利益	131
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	132
税引前当期純利益	132
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	130

第23期決算公告　令和８年６月16日

沖縄県浦添市勢理客四丁目18番５号
株式会社大城組
代表取締役社長　仲西　聰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,112,096
	固定資産	122,539
	合計	3,234,635
負純資債及産のび部	流動負債	1,314,280
	固定負債	16,492
	株主資本	1,903,863
	資本金	100,000
	資本剰余金	436,000
	資本準備金	86,000
	その他資本剰余金	350,000
	利益剰余金	1,367,863
	その他利益剰余金	1,367,863
	(うち当期純利益)	(114,754)
	合計	3,234,635

第２期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
ＫＰＭＧ税理士法人内

トウヤ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	3,236	流動負債	18
固定資産	3,236	固定負債	1,586
特定資産合計	3,236	負債合計	1,604
その他の資産	154	社員資本	1,786
流動資産	145	特定資本金	0
固定資産	3	優先資本金	1,760
繰延資産	5	剰余金	26
その他の資産合計	154	純資産合計	1,786
資産合計	3,391	負債・純資産合計	3,391

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	120
営業費用	93
営業利益	27
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	27
税引前当期純利益	27
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	26

第55期決算公告　令和８年６月25日

沖縄県浦添市勢理客四丁目18番５号
株式会社オーエスジー
代表取締役社長　金城　俊弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,851,420
	固定資産	1,979,056
	合計	6,830,476
負純資債及産のび部	流動負債	2,982,438
	固定負債	12,705
	株主資本	3,835,333
	資本金	100,000
	資本剰余金	356,850
	その他資本剰余金	356,850
	利益剰余金	3,378,482
	利益準備金	114,212
	その他利益剰余金	3,264,270
	(うち当期純利益)	(157,784)
	合計	6,830,476

第１期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

横浜インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,907	流動負債	56
流動資産	288	固定負債	3,783
固定資産	4,619	負債合計	3,840
特定資産合計	4,907	社員資本	1,788
その他の資産	721	特定資本金	0
流動資産	685	優先資本金	1,822
繰延資産	35	剰余金	△33
その他の資産合計	721	純資産合計	1,788
資産合計	5,629	負債・純資産合計	5,629

損益計算書の要旨
（自　令和７年９月16日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	66
営業費用	100
営業損失	33
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	33
税引前当期純損失	33
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	33

第　１　期　決　算　公　告

令和８年７月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

つくば中央ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	20,345	流動負債	1,624
流動資産	826	固定負債	14,306
固定資産	19,519	**負債合計**	**15,931**
特定資産合計	**20,345**	社員資本	6,278
その他の資産	1,864	特定資本金	0
流動資産	1,757	優先資本金	6,374
固定資産	88	剰余金	△95
繰延資産	19		
その他の資産合計	**1,864**	**純資産合計**	**6,278**
資産合計	**22,210**	**負債・純資産合計**	**22,210**

損益計算書の要旨
（自　令和７年９月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	399
営業費用	494
営業損失	95
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	95
税引前当期純損失	95
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	95

第 11 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

兵庫県神戸市灘区六甲台町１番１号

一般社団法人神戸大学科学技術アントレプレナーシップ基金

代表理事　河端　俊典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,885
	固定資産	21,000
	合計	**22,885**
負味債財及産びの正部	流動負債	22
	固定負債	—
	負債合計	**22**
	基金	25,070
	指定正味財産	—
	一般正味財産	△2,206
	正味財産合計	**22,863**
	合計	**22,885**

第　18　期　決　算　公　告

令和８年６月16日　　東京都台東区蔵前三丁目15番７号

株式会社消火器リサイクル推進センター

代表取締役　初田　和弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,141	流動負債	3,182
固定資産	29,741	賞与引当金	2
		期限切等処理引当金	2,200
		固定負債	28,746
		退職給付引当金	5
		役員退職慰労引当金	5
		負債合計	**31,928**
		株主資本	954
		資本金	113
		利益剰余金	863
		その他利益剰余金	863
		自己株式	△22
		純資産合計	**954**
資産合計	**32,883**	**負債・純資産合計**	**32,883**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,491
売上原価	1,483
売上総利益	7
販売費及び一般管理費	516
営業損失	508
営業外収益	2,935
営業外費用	2,143
経常利益	282
特別損失	0
税引前当期純利益	282
法人税、住民税及び事業税	132
当期純利益	149

第 75 期決算公告

令和８年７月23日

相模原市中央区宮下三丁目10番14号

日本電子工業株式会社

代表取締役　竹内　博次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,878,860
	固定資産	5,957,362
	合計	**7,836,223**
負純資債産及のび部	流動負債	1,374,137
	固定負債	1,768,938
	株主資本	4,491,701
	資本金	119,500
	資本剰余金	4,400
	利益剰余金	4,367,801
	利益準備金	29,875
	その他利益剰余金	4,337,926
	（うち当期純損失）	（31,385）
	評価・換算差額等	201,445
	合計	**7,836,223**

第　１　期　決　算　公　告

令和８年６月30日

東京都港区浜松町二丁目４番１号

ＯＦＩ・01株式会社

代表取締役　三宅　誠一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,844,402	流動負債	1,150,820
固定資産	33,092,161	固定負債	24,060,000
		負債合計	**25,210,820**
		株主資本	19,725,743
		資本金	10,278,500
		資本剰余金	10,278,500
		資本準備金	10,278,500
		利益剰余金	△831,256
		その他利益剰余金	△831,256
		純資産合計	**19,725,743**
資産合計	**44,936,563**	**負債・純資産合計**	**44,936,563**

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月８日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	267,978
営業損失	267,978
営業外収益	60,734
営業外費用	623,306
経常損失	830,551
税引前当期純損失	830,551
法人税、住民税及び事業税	705
当期純損失	831,256

第 49 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

神奈川県相模原市中央区田名3113番地１

エヌ・デイ・ケー加工センター株式会社

代表取締役　池永　　薫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,066,566
	固定資産	2,234,919
	合計	**3,301,486**
負純資債産及のび部	流動負債	415,283
	固定負債	555,856
	株主資本	2,285,143
	資本金	57,500
	利益剰余金	2,227,643
	利益準備金	14,375
	その他利益剰余金	2,213,268
	（うち当期純利益）	（94,538）
	評価・換算差額等	45,203
	合計	**3,301,486**

第　６　期　決　算　公　告

令和８年６月25日

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

ディーアールアイ・ジーピー２株式会社

代表取締役　手塚　万峰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,882,955	流動負債	2,305,182
固定資産	21,194,750	**負債合計**	**2,305,182**
		株主資本	28,772,523
		資本金	11,520,000
		資本剰余金	11,520,000
		資本準備金	11,520,000
		利益剰余金	5,732,523
		その他利益剰余金	5,732,523
		純資産合計	**28,772,523**
資産合計	**31,077,705**	**負債・純資産合計**	**31,077,705**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	7,864,016
売上総利益	7,864,016
販売費及び一般管理費	146,079
営業利益	7,717,937
営業外収益	8,041,292
経常利益	15,759,229
税引前当期純利益	15,759,229
法人税、住民税及び事業税	2,188,540
法人税等調整額	25,914
当期純利益	13,544,774

第 46 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

神奈川県相模原市緑区根小屋1733－７

エヌ・デイ・ケーエンジニアリング株式会社

代表取締役　山田健太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	207,685
	固定資産	268,077
	合計	**475,762**
負純資債産及のび部	流動負債	31,954
	固定負債	11,066
	株主資本	432,741
	資本金	10,000
	利益剰余金	422,741
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	420,241
	（うち当期純利益）	（6,393）
	合計	**475,762**

第 53 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
横浜市南区高砂町２丁目24番地
株式会社メモワール
代表取締役　渡邊　正典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,365,486
	固定資産	16,827,252
	繰延資産	9,179
	合計	19,201,917
負純資債産及のび部	流動負債	2,002,444
	固定負債	12,251,474
	株主資本	4,947,999
	資本金	50,000
	利益剰余金	4,897,999
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,892,999
	（うち当期純損失）	(5,753)
	合計	19,201,917

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
ディーアールアイ・オーシャンパーク株式会社
代表取締役　手塚　万峰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	227,136	流動負債	623
固定資産	20,678,214	負債合計	623
		株主資本	20,904,726
		資本金	10,450,750
		資本剰余金	10,450,750
		資本準備金	10,450,750
		利益剰余金	3,226
		その他利益剰余金	3,226
		純資産合計	20,904,726
資産合計	20,905,350	負債・純資産合計	20,905,350

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	13,111
営業損失	13,111
営業外収益	494
経常損失	12,617
税引前当期純損失	12,617
法人税、住民税及び事業税	804
法人税等調整額	△4,032
当期純損失	9,389

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月29日
神奈川県川崎市中原区上小田中４－１－１
富士通アドバンス・アカウンティングサービス株式会社
代表取締役社長　益田　良夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	176,877
	固定資産	103,824
	合計	280,701
負純資債産及のび部	流動負債	363,582
	株主資本	△82,881
	資本金	10,000
	利益剰余金	△92,881
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△95,381
	（うち当期純利益）	(54,497)
	合計	280,701

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都新宿区下宮比町１番４号
株式会社東京スター債権回収
代表取締役　岩波　義則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	128,053	流動負債	5,163
固定資産	2,002	その他	5,163
		固定負債	2,396
		退職給付引当金	2,396
		負債合計	7,559
		株主資本	122,496
		資本金	500,000
		利益剰余金	△377,503
		その他利益剰余金	△377,503
資産合計	130,055	負債・純資産合計	130,055

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	28,331
売上原価	20
売上総利益	28,311
販売費及び一般管理費	66,182
営業損失	37,870
営業外収益	92
経常損失	37,777
税引前当期純損失	37,777
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	38,067

第 83 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目２番１
日鋼工機株式会社
代表取締役　内田　良平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	753,884
	固定資産	35,188
	繰延資産	51,369
	合計	840,441
負純資債産及のび部	流動負債	303,335
	固定負債	333,696
	株主資本	203,410
	資本金	10,000
	利益剰余金	193,410
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	190,910
	（うち当期純損失）	(6,081)
	合計	840,441

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都中央区東日本橋３丁目６番11号
日清ヨーク株式会社
代表取締役　前田　健二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,717	流動負債	14,689
固定資産	12,759	固定負債	231
有形固定資産	12,406	負債合計	14,920
無形固定資産	22	株主資本	4,556
投資その他の資産	330	資本金	870
		利益剰余金	3,686
		利益準備金	217
		その他利益剰余金	3,468
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	4,556
資産合計	19,476	負債・純資産合計	19,476

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	26,396
売上原価	13,805
売上総利益	12,591
販売費及び一般管理費	8,035
営業利益	4,555
営業外収益	21
営業外費用	36
経常利益	4,540
特別損失	2
税引前当期純利益	4,537
法人税、住民税及び事業税	1,024
法人税等調整額	45
当期純利益	3,468

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月23日
岐阜市金宝町四丁目５番地
スター被服株式会社
代表取締役　河村恵一郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	272,689
	固定資産	17,299
	合計	289,988
負純資債産及のび部	流動負債	94,329
	固定負債	204,550
	株主資本	△8,890
	資本金	10,000
	利益剰余金	△18,890
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△21,390
	（うち当期純損失）	(9,650)
	合計	289,988

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　東京都中央区日本橋兜町８番１号
株式会社ことら
代表取締役　野村　治成

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,085,629	流動負債	101,681
固定資産	127,430	固定負債	2,875
繰延資産	449	負債合計	104,556
		株主資本	1,108,952
		資本金	1,700,000
		資本剰余金	1,700,000
		資本準備金	1,700,000
		利益剰余金	△2,291,048
		その他利益剰余金	△2,291,048
		純資産合計	1,108,952
資産合計	1,213,508	負債・純資産合計	1,213,508

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	866,465
売上原価	862,914
売上総利益	3,551
販売費及び一般管理費	354,945
営業損失	351,394
営業外収益	3,027
営業外費用	1,837
経常損失	350,204
特別利益	109
税引前当期純損失	350,095
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等調整額	△48
当期純損失	350,997

第９期決算公告

令和８年６月26日　東京都港区海岸一丁目５番20号

プロミネットパワー株式会社

代表取締役　伊藤　英臣

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,049	流動負債	2,929
固定資産	69,630	固定負債	64,153
		負債合計	67,082
		株主資本	4,597
		資本金	3,488
		資本剰余金	3,488
		資本準備金	3,488
		利益剰余金	△2,379
		その他利益剰余金	△2,379
		純資産合計	4,597
資産合計	71,679	負債・純資産合計	71,679

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	727
売上原価	768
売上総損失	41
販売費及び一般管理費	144
営業損失	185
営業外収益	52
営業外費用	452
経常損失	585
税引前当期純損失	585
法人税、住民税及び事業税	△5
法人税等調整額	0
当期純損失	581

第46期決算公告

令和８年６月30日

大阪市淀川区田川二丁目１―11

株式会社ダイキ

代表取締役　橋本　泰忠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	334,711
	固定資産	598,827
	合計	933,539
負債及び純資産の部	流動負債	100,808
	固定負債	84,976
	株主資本	747,754
	資本金	50,000
	利益剰余金	697,754
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	685,254
	（うち当期純利益）	（43,542）
	合計	933,539

第６期決算公告

2026年７月23日　東京都中央区晴海四丁目７番４号

NOT A HOTEL株式会社

代表取締役　濵渦　伸次

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	28,260	流動負債	21,865
固定資産	16,016	賞与引当金	300
		役員賞与引当金	18
		固定負債	7,477
		株主資本	14,867
		資本金	94
		資本剰余金	13,933
		資本準備金	13,933
		利益剰余金	839
		その他利益剰余金	839
		評価・換算差額等	13
		繰延ヘッジ損益	13
		新株予約権	51
資産合計	44,276	負債・純資産合計	44,276

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,273
売上原価	3,915
売上総利益	7,358
販売費及び一般管理費	5,973
営業利益	1,385
営業外収益	210
営業外費用	680
経常利益	915
特別利益	39
特別損失	38
税引前当期純利益	916
法人税、住民税及び事業税	367
法人税等調整額	△66
当期純利益	615

第48期決算公告

令和８年７月23日

広島県広島市安佐北区小河原町1591―１

広島日本電子工業株式会社

代表取締役　佐々木満雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	225,567
	固定資産	199,309
	合計	424,876
負債及び純資産の部	流動負債	115,099
	固定負債	20,279
	株主資本	283,485
	資本金	10,000
	利益剰余金	273,485
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	270,985
	（うち当期純利益）	（5,880）
	評価・換算差額等	6,013
	合計	424,876

第21期決算公告

令和８年７月23日　神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

株式会社シグマパワー有明

代表取締役社長　中谷　哲也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,366	流動負債	17,854
固定資産	0	固定負債	3,572
有形固定資産	0	負債合計	21,426
無形固定資産	0	株主資本	△19,060
投資その他の資産	0	資本金	425
		資本剰余金	4,261
		資本準備金	425
		その他資本剰余金	3,836
		利益剰余金	△23,746
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△23,746
		純資産合計	△19,060
資産合計	2,366	負債・純資産合計	2,366

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,207
売上原価	15,078
売上総損失	870
販売費及び一般管理費	526
営業損失	1,397
営業外収益	42
営業外費用	482
経常損失	1,837
特別損失	17,232
税引前当期純損失	19,069
法人税及び住民税	△388
法人税等調整額	52
当期純損失	18,733

第46期決算公告

令和８年７月23日

福岡県久留米市城島町浮島966―６

九州日本電子工業株式会社

代表取締役　中園　伸治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	74,880
	固定資産	133,332
	合計	208,212
負債及び純資産の部	流動負債	34,574
	固定負債	74,421
	株主資本	99,216
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,216
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	88,416
	（うち当期純損失）	（10,586）
	合計	208,212

第69期決算公告

令和８年７月23日

神奈川県川崎市幸区小向東芝町１番地

東芝電波プロダクツ株式会社

代表取締役　古谷　敏昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15,385	流動負債	12,702
固定資産	3,895	賞与引当金	755
		固定負債	3,347
		退職給付引当金	3,279
		役員退職慰労引当金	20
		株主資本	3,231
		資本金	1,200
		資本剰余金	300
		資本準備金	300
		利益剰余金	1,731
		利益準備金	95
		その他利益剰余金	1,636
資産合計	19,281	負債・純資産合計	19,281

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,225
売上原価	19,111
売上総利益	5,113
販売費及び一般管理費	2,677
営業利益	2,435
営業外収益	11
営業外費用	293
経常利益	2,153
特別利益	―
特別損失	―
税引前当期純利益	2,153
法人税、住民税及び事業税	847
法人税等調整額	△329
当期純利益	1,636

第33期決算公告

令和８年６月18日

岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割183番地７

株式会社アストモスガスセンター岩手

代表取締役　熊谷　祐介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	412,946
	固定資産	12,407
	合計	425,354
負債及び純資産の部	流動負債	155,235
	固定負債	61,228
	株主資本	208,890
	資本金	42,000
	利益剰余金	166,890
	利益準備金	9,550
	その他利益剰余金	157,340
	（うち当期純利益）	（660）
	合計	425,354

第55期決算公告

令和８年７月23日
岩手県釜石市甲子町第５地割62番地１
株式会社カネナカ
代表取締役　郷内　裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	929,852
	固定資産	167,890
	繰延資産	0
	合計	1,097,743
負債及び純資産の部	流動負債	67,845
	固定負債	0
	株主資本	1,029,898
	資本金	60,000
	利益剰余金	969,898
	利益準備金	11,700
	繰越利益剰余金	958,198
	(うち当期純利益)	(1,526)
	合計	1,097,743

第48期決算公告

令和８年７月23日
宮崎県都城市高崎町大牟田4251－３
株式会社ミヤチク
代表取締役社長　船ヶ山祐二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,399	流動負債	6,856
固定資産	6,987	固定負債	3,494
有形固定資産	6,131	負債合計	10,350
無形固定資産	330	株主資本	6,036
投資その他の資産	526	資本金	2,620
		利益剰余金	3,416
		その他利益剰余金	3,416
		純資産合計	6,036
資産合計	16,386	負債・純資産合計	16,386

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	65,282
売上原価	61,269
売上総利益	4,013
販売費及び一般管理費	3,932
営業利益	81
営業外収益	210
営業外費用	70
経常利益	221
特別利益	149
特別損失	154
税引前当期純利益	216
法人税、住民税及び事業税	89
法人税等調整額	△11
当期純利益	138

第２期決算公告

令和８年６月29日
東京都港区六本木一丁目６番１号
株式会社まちのわホールディングス
代表取締役　入戸野真弓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	104,445
	固定資産	564,274
	繰延資産	513
	資産合計	669,233
負債及び純資産の部	流動負債	9,400
	株主資本	659,832
	資本金	100,000
	資本剰余金	560,274
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	460,274
	利益剰余金	△441
	その他利益剰余金	△441
	(うち当期純利益)	(2,820)
	負債・純資産合計	669,233

第24期決算公告

令和８年７月23日
福島県喜多方市字西町2840番地
大徳運送株式会社
代表取締役　渡部　正道

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,165
	固定資産	72,546
	資産合計	169,711
負債及び純資産の部	流動負債	46,271
	固定負債	36,926
	負債合計	83,197
	株主資本	86,513
	資本金	4,000
	利益剰余金	82,513
	その他利益剰余金	82,513
	(うち当期純利益)	(30,969)
	純資産合計	86,513
	負債・純資産合計	169,711

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十三日

福島県喜多方市字西町二八四〇番地
（甲）大徳運送株式会社
代表取締役　渡部　正道

栃木県鹿沼市茂呂二二番地六
（乙）有限会社丸中物流栃木
取締役　相馬　英二

第５期決算公告

令和８年６月29日
福岡県福岡市中央区薬院一丁目７番３号
株式会社まちのわ
代表取締役　入戸野真弓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,078,679
	固定資産	287,061
	資産合計	1,365,740
負債及び純資産の部	流動負債	711,411
	株主資本	654,328
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	454,328
	その他利益剰余金	454,328
	(うち当期純利益)	(29,488)
	負債・純資産合計	1,365,740

第46期決算公告

令和８年７月23日
埼玉県さいたま市見沼区大字中川794番地49
みやこ商事株式会社
代表取締役　大塚　章江

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3
	固定資産	44,137
	合計	44,140
負債及び純資産の部	流動負債	36,694
	株主資本	7,446
	資本金	15,000
	利益剰余金	△7,553
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△8,553
	(うち当期純損失)	(15,788)
	合計	44,140

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十五万三千六百七十九円、利益準備金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十三日

埼玉県さいたま市見沼区大字中川七九
四番地四九　みやこ商事株式会社
代表取締役　大塚　章江

第95期決算公告

令和８年７月23日
福岡県福岡市東区松田三丁目９番32号
ダイヤモンド秀巧社印刷株式会社
代表取締役社長　坂口　淳一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,641,203
	固定資産	1,667,870
	資産合計	3,309,073
負債及び純資産の部	流動負債	983,061
	固定負債	360,520
	株主資本	1,965,492
	資本金	32,000
	資本剰余金	7,000
	その他資本剰余金	7,000
	利益剰余金	1,926,492
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	1,918,492
	(うち当期純利益)	(47,756)
	負債・純資産合計	3,309,073

第12期決算公告

令和８年７月23日
埼玉県さいたま市大宮区上小町629－１
ハイタッチかみこ２Ｆ
株式会社Ｂｅｅｒ　ａｎｄ　Ｔｅｃｈ
代表取締役　森田　憲久

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	542,335
	固定資産	91,343
	資産合計	633,678
負債及び純資産の部	流動負債	226,838
	固定負債	57,908
	株主資本	348,932
	資本金	100,000
	資本剰余金	327,497
	資本準備金	327,497
	利益剰余金	△78,565
	その他利益剰余金	△78,565
	(うち当期純利益)	(32,828)
	負債・純資産合計	633,678

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区上小町六二
九－一ハイタッチかみこ二Ｆ
株式会社Ｂｅｅｒ　ａｎｄ　Ｔｅｃｈ
代表取締役　森田　憲久

第２期決算公告

令和８年７月23日
東京都渋谷区代々木三丁目１番３号
ＡＸＩＳビル５Ｆ
株式会社ベストコンシェル
代表取締役　大澤　悠太

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	13,452,354
	資産合計	13,452,354
負債及び純資産の部	流動負債	3,101,873
	負債合計	3,101,873
	株主資本	10,350,481
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	1,350,481
	その他利益剰余金	1,350,481
	（うち当期純利益）	(13,056,717)
	純資産合計	10,350,481
	負債・純資産合計	13,452,354

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し〇円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十九日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日
東京都渋谷区代々木三丁目一番三号
ＡＸＩＳビル五Ｆ
株式会社ベストコンシェル
代表取締役　大澤　悠太

第15期決算公告

令和８年６月27日
福岡県福岡市東区みなと香椎３丁目１番１―308号
株式会社福果物流
代表取締役社長　簑原　良伸

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	333,824
	固定資産	126,884
	資産合計	460,708
負債及び純資産の部	流動負債	85,766
	固定負債	123,261
	株主資本	251,681
	資本金	5,000
	利益剰余金	246,681
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	246,481
	（うち当期純利益）	(19,635)
	負債・純資産合計	460,708

第１期決算公告

令和８年７月23日
東京都千代田区隼町３番19号
パームヘルスケア株式会社
代表取締役　廣井　功一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	185,734,850
	固定資産	10,578,366
	資産合計	196,313,216
負債及び純資産の部	流動負債	8,565,695
	株主資本	187,747,521
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	100,000,000
	資本準備金	100,000,000
	利益剰余金	△12,252,479
	その他利益剰余金	△12,252,479
	（うち当期純損失）	(12,252,479)
	負債・純資産合計	196,313,216

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日
東京都千代田区隼町三番一九号
パームヘルスケア株式会社
代表取締役　廣井　功一

第28期決算公告

2026年６月19日
福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目９番22号
株式会社リサイクルテック
代表取締役　橋口　正

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	163,609
	固定資産	73,215
	合計	236,824
負債及び純資産の部	流動負債	92,667
	固定負債	752
	株主資本	143,404
	資本金	30,000
	利益剰余金	113,404
	その他利益剰余金	113,404
	（うち当期純利益）	(6,683)
	合計	236,824

第９期決算公告

令和８年７月23日
東京都渋谷区渋谷二丁目14番10号
株式会社ＪＯＢ　ＰＡＹ
代表取締役　村山　剛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,347,868
	固定資産	222,091
	資産合計	1,569,959
負債及び純資産の部	流動負債	1,201,860
	固定負債	291,741
	株主資本	76,357
	資本金	90,000
	資本剰余金	84,432
	その他資本剰余金	84,432
	利益剰余金	△98,074
	その他利益剰余金	△98,074
	（うち当期純損失）	(98,074)
	負債・純資産合計	1,569,959

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百五十万円、資本準備金の額を六千四百五十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日
東京都渋谷区渋谷二丁目一四番一〇号
株式会社ＪＯＢ　ＰＡＹ
代表取締役　村山　剛

第21期決算公告

令和８年６月26日
宮崎県日向市北町２―87
九州トーコー株式会社
代表取締役　石山　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	567,567
	固定資産	23,885
	資産合計	591,452
負債及び純資産の部	流動負債	119,052
	固定負債	7,608
	株主資本	464,792
	資本金	11,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	448,792
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	445,992
	（うち当期純利益）	(45,177)
	負債・純資産合計	591,452

第23期決算公告

2026年７月23日
富山市中央通り一丁目６番８号ゼブラビル２Ｆ
ほくほく債権回収株式会社
代表取締役　小谷　洋志

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	835,702	流動負債	73,309
固定資産	48,543	固定負債	22,144
有形固定資産	30,698	（退職給付引当金）	(4,169)
無形固定資産	510	（役員退職慰労引当金）	(1,320)
投資その他の資産	17,334	負債合計	95,454
		株主資本	788,791
		資本金	500,000
		利益剰余金	288,791
		その他利益剰余金	288,791
		純資産合計	788,791
資産合計	884,246	負債・純資産合計	884,246

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	373,659
営業費用	345,582
営業利益	28,076
営業外収益	1,552
営業外費用	926
経常利益	28,702
特別損失	―
税引前当期純利益	28,702
法人税、住民税及び事業税	10,681
法人税等調整額	△3,007
当期純利益	21,029

第９期決算公告

2026年６月９日
岩手県一関市東山町長坂字羽根堀50
株式会社マテリアル東北
代表取締役　石田　真明

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	190,136
	固定資産	13,361
	合計	203,497
負債及び純資産の部	流動負債	63,351
	（うち賞与引当金）	(26,927)
	固定負債	501
	株主資本	139,645
	資本金	50,000
	法定準備金	50,000
	利益剰余金	39,645
	（うち当期純利益）	(14,396)
	合計	203,497

第８期決算公告

2026年７月23日

東京都千代田区大手町一丁目１番１号

株式会社三菱ＵＦＪ

イノベーション・パートナーズ

代表取締役　鈴木　伸武

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,720,791
	固定資産	164,896
	資産合計	**3,885,687**
負債及び純資産の部	流動負債	1,379,658
	固定負債	34,099
	退職給付引当金	26,484
	役員退職慰労引当金	7,615
	負債合計	**1,413,757**
	株主資本	2,459,259
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	1,959,259
	その他利益剰余金	1,959,259
	（うち当期純利益）	(411,972)
	評価・換算差額等	12,671
	その他有価証券評価差額金	12,671
	純資産合計	**2,471,930**
	負債・純資産合計	**3,885,687**

第25期決算公告

令和８年７月23日

東京都千代田区丸の内二丁目５番１号

丸の内二丁目ビル６階

フェニックス・キャピタル株式会社

代表取締役　三村　智彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,164,002
	固定資産	773,904
	資産合計	**6,937,906**
負債及び純資産の部	流動負債	416,291
	固定負債	600,916
	（退職給付引当金）	(145,726)
	（役員退職慰労引当金）	(254,584)
	負債合計	**1,017,208**
	株主資本	5,555,099
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,545,099
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,542,599
	（うち当期純損失）	(4,183,498)
	評価・換算差額等	365,598
	その他有価証券評価差額金	365,598
	純資産合計	**5,920,698**
	負債・純資産合計	**6,937,906**

第62期決算公告

令和８年６月26日

埼玉県本庄市児玉町秋山2787－１

寄居印刷紙器株式会社

代表取締役　吉田　和人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	489,959
	固定資産	219,055
	資産合計	**709,014**
負債及び純資産の部	流動負債	279,342
	固定負債	76,152
	負債合計	**355,494**
	株主資本	343,499
	資本金	10,000
	資本剰余金	75,935
	その他資本剰余金	75,935
	利益剰余金	257,564
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	255,064
	（うち当期純利益）	(20,705)
	評価・換算差額等	10,020
	その他評価差額金	10,020
	純資産合計	**353,519**
	負債・純資産合計	**709,014**

第27期決算公告

令和８年６月26日

京都府綴喜郡井手町薮尻１番地

関西パック株式会社

代表取締役　児島　明彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,467,564
	固定資産	1,881,036
	資産合計	**3,348,600**
負債及び純資産の部	流動負債	2,171,954
	（うち賞与引当金）	(23,949)
	固定負債	101,938
	（うち退職給付引当金）	(81,884)
	（うち役員退職慰労金引当金）	(5,000)
	株主資本	1,041,926
	資本金	225,000
	利益剰余金	816,926
	利益準備金	3,749
	その他利益剰余金	813,176
	（うち当期純利益）	(22,089)
	評価・換算差額等	32,781
	その他有価証券評価差額金	32,781
	負債・純資産合計	**3,348,600**

第45期決算公告

令和８年６月30日

静岡市駿河区国吉田一丁目20番28号

静岡マツダ株式会社

代表取締役　日置　輝明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,017,387
	固定資産	11,350,817
	資産合計	**18,368,204**
負債及び純資産の部	流動負債	5,173,037
	固定負債	1,494,830
	退職給付引当金	1,364,027
	その他	130,803
	株主資本	11,700,337
	資本金	300,000
	資本剰余金	1,219,902
	資本準備金	1,219,902
	利益剰余金	10,180,435
	その他利益剰余金	10,180,435
	（うち当期純利益）	(805,956)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	負債・純資産合計	**18,368,204**

第17期決算公告

令和８年７月23日

東京都台東区浅草５丁目１番13号

株式会社グリーンバリュー

代表取締役社長　山本　　司

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	523
	固定資産	142
	合計	**665**
負債及び純資産の部	流動負債	132
	（うち賞与引当金）	(23)
	固定負債	42
	（うち退職給付引当金）	(37)
	負債の部合計	**175**
	株主資本	490
	資本金	45
	資本剰余金	57
	資本準備金	45
	その他資本剰余金	12
	利益剰余金	387
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	375
	（うち当期純利益）	(115)
	純資産の部合計	**490**
	合計	**665**

第 17 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 29 日

埼玉県蓮田市大字黒浜3484番地１

東光東芝メーターシステムズ株式会社

代表取締役社長　青木　　勲

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,141
	固定資産	3,976
	資産合計	**17,117**
負債及び純資産の部	流動負債	3,659
	賞与引当金	235
	その他	3,424
	固定負債	1,992
	退職給付引当金	1,268
	製品保証引当金	723
	負債合計	**5,651**
	株主資本	11,466
	資本金	100
	資本剰余金	9,481
	その他資本剰余金	9,481
	利益剰余金	1,885
	（当期純利益）	(1,260)
	純資産合計	**11,466**
	負債・純資産合計	**17,117**

第58期決算公告

令和８年７月23日

福岡県京都郡苅田町苅田3787―62

株式会社オートウェイ

代表取締役社長　倉元　　進

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,610,692
	固定資産	3,733,406
	資産合計	**13,344,098**
負債及び純資産の部	流動負債	5,934,770
	（うち賞与引当金）	(69,445)
	（うち返品引当金）	(12,556)
	（うちポイント引当金）	(22,567)
	固定負債	1,373,238
	（うち役員退職慰労引当金）	(28,260)
	株主資本	6,036,090
	資本金	100,000
	資本剰余金	399,000
	その他資本剰余金	399,000
	利益剰余金	5,537,090
	利益準備金	17,250
	その他利益剰余金	5,519,840
	（うち当期純利益）	(505,308)
	負債・純資産合計	**13,344,098**

第89期決算公告

令和８年６月25日

兵庫県伊丹市北河原５丁目３番８号

豊能運送株式会社

代表取締役　岡田　康幸

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,503
	固定資産	11,112
	資産合計	**18,615**
負債及び純資産の部	流動負債	3,964
	（うち役員賞与引当金）	(6)
	（うち賞与引当金）	(119)
	固定負債	2,487
	（うち役員退職引当金）	(25)
	（うち退職給付引当金）	(525)
	負債合計	**6,451**
	株主資本	12,155
	資本金	41
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	12,111
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	12,101
	（うち当期純利益）	(705)
	評価・換算差額等	9
	その他有価証券評価差額金	9
	純資産合計	**12,164**
	負債・純資産合計	**18,615**

第 25 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

東京都港区赤坂七丁目１番１号

トライベック株式会社

代表取締役　後藤　　洋

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,367,528
	固定資産	326,878
	資産合計	**1,694,407**
負債及び純資産の部	流動負債	455,573
	賞与引当金	78,879
	固定負債	369,558
	負債合計	**825,131**
	株主資本	868,979
	資本金	310,000
	資本剰余金	410,162
	資本準備金	269,976
	その他資本剰余金	140,185
	利益剰余金	151,131
	その他利益剰余金	151,131
	（うち当期純損失）	(370,029)
	自己株式	△2,314
	評価・換算差額等	296
	その他有価証券評価差額金	296
	純資産合計	**869,275**
	負債・純資産合計	**1,694,407**

第 85 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

東京都品川区東大井五丁目22番５号

三愛リテールサービス株式会社

代表取締役社長　小寺　啓司

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,910
	固定資産	3,341
	資産合計	**11,252**
負債及び純資産の部	流動負債	2,272
	賞与引当金	361
	役員賞与引当金	0
	固定負債	125
	役員退任慰労引当金	3
	負債合計	**2,397**
	株主資本	8,854
	資本金	100
	資本剰余金	10
	その他資本剰余金	10
	利益剰余金	8,744
	利益準備金	31
	その他利益剰余金	8,712
	（うち当期純利益）	(935)
	純資産合計	**8,854**
	負債・純資産合計	**11,252**

第 68 期 決 算 公 告

令和８年７月23日

東京都中央区日本橋人形町二丁目25番13号

株式会社リンレイサービス

代表取締役社長　中上　孝文

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,729
	固定資産	1,424
	資産合計	**5,153**
負債及び純資産の部	流動負債	424
	賞与引当金	46
	固定負債	150
	退職給付引当金	71
	長期修繕引当金	19
	負債合計	**574**
	株主資本	4,579
	資本金	50
	資本剰余金	447
	資本準備金	5
	その他資本剰余金	441
	利益剰余金	4,082
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	4,069
	（うち当期純利益）	(290)
	純資産合計	**4,579**
	負債・純資産合計	**5,153**

第 88 期 決 算 公 告

2026 年 7 月 23 日

東京都港区高輪二丁目15番21号

株式会社コシダテック

代表取締役　越田　亮三

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,109
	固定資産	8,157
	資産合計	**20,266**
負債及び純資産の部	流動負債	9,040
	賞与引当金	194
	その他	8,846
	固定負債	6,120
	退職給付引当金	774
	役員退職慰労引当金	204
	その他	5,143
	負債合計	**15,161**
	株主資本	4,704
	資本金	371
	資本剰余金	164
	資本準備金	164
	利益剰余金	4,168
	利益準備金	39
	その他利益剰余金	4,129
	（うち当期純利益）	（121）
	評価・換算差額等	401
	その他有価証券評価差額金	408
	土地再評価差額金	△6
	純資産合計	**5,105**
	負債・純資産合計	**20,266**

第 31 期 決 算 公 告

令和８年６月 25 日

富山県高岡市オフィスパーク５番地

株式会社富山県産業高度化センター

代表取締役社長　中谷　仁

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	228,038	流動負債	17,081
固定資産	1,246,267	固定負債	2,643
有形固定資産	405,738	**負債合計**	**19,724**
投資その他の資産	840,528	株主資本	1,454,580
		資本金	1,520,000
		利益剰余金	△65,420
		その他利益剰余金	△65,420
		純資産合計	**1,454,580**
資産合計	**1,474,304**	**負債・純資産合計**	**1,474,304**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	72,288
売上原価	17,924
売上総利益	54,363
販売費及び一般管理費	54,295
営業利益	68
営業外収益	6,057
営業外費用	0
経常利益	6,126
税引前当期純利益	6,126
法人税、住民税及び事業税	3,061
当期純利益	3,065

第 7 期 決 算 公 告

令和８年７月 23 日

名古屋市南区桜台一丁目19番３号

株式会社ＴＫ

代表取締役　高西　洋治

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	40,394
	固定資産	13,052
	合計	**53,447**
負純資産の債及び部	流動負債	8,178
	固定負債	10,626
	株主資本	34,642
	資本金	5,000
	利益剰余金	29,642
	その他利益剰余金	29,642
	（うち当期純利益）	（12,800）
	合計	**53,447**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

名古屋市南区桜台一丁目一九番三号

（甲）株式会社ＴＫ

代表取締役　高西　洋治

名古屋市天白区菅田一丁目二五〇八番地

（乙）合同会社ｌａＭａｕｉ

代表社員　株式会社ＴＫ

職務執行者　高西　洋治

第 66 期決算公告　令和８年７月23日

北海道小樽市入船四丁目６番５号

株式会社曲イ細物商店

代表取締役　寺井　聡

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	22,880
	固定資産	5,045
	合計	**27,925**
負純資産の債及び部	流動負債	8,432
	固定負債	6,008
	株主資本	13,485
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,485
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	985
	（うち当期純利益）	（5,780）
	合計	**27,925**

第 60 期決算公告　令和８年７月23日

北海道小樽市入船四丁目６番５号

株式会社ときわ乾物

代表取締役　寺井　聡

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	48,033
	固定資産	109,328
	資産合計	**157,362**
負純資産の債及び部	流動負債	78,692
	固定負債	7,001
	株主資本	71,668
	資本金	6,000
	利益剰余金	65,668
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	64,168
	（うち当期純利益）	（198）
	負債・純資産合計	**157,362**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年七月六日に、乙の株主総会の承認決議は同年同月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

北海道小樽市入船四丁目六番五号

（甲）株式会社ときわ乾物

代表取締役　寺井　聡

北海道小樽市入船四丁目六番五号

（乙）株式会社曲イ細物商店

代表取締役　寺井　聡

決算公告　令和８年７月23日

東京都台東区上野三丁目28番７号

株式会社ウエニ

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,910,903
	固定資産	2,847,374
	合計	**6,758,278**
負純資産の債及び部	流動負債	922,009
	固定負債	1,280,262
	株主資本	4,554,882
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,544,882
	任意積立金	2,500
	繰越利益剰余金	4,542,382
	（うち当期純利益）	（982,821）
	評価・換算差額等	1,124
	その他有価証券評価差額金	1,124
	合計	**6,758,278**

甲の貸借対照表の要旨

令和８年７月 23 日

東京都台東区上野三丁目28番７号

株式会社ウエニエステート

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	12,083,437
	固定資産	22,607,420
	合計	**34,690,857**
負純資産の債及び部	流動負債	5,395,517
	固定負債	19,335,854
	株主資本	9,956,248
	資本金	88,000
	利益剰余金	9,868,248
	繰越利益剰余金	9,868,248
	（うち当期純利益）	（9,522,524）
	評価・換算差額等	3,237
	その他有価証券評価差額金	3,237
	合計	**34,690,857**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都台東区上野三丁目二八番七号

（甲）株式会社ウエニエステート

代表取締役　宮上　光弘

東京都台東区上野三丁目二八番七号

（乙）株式会社ウエニ

代表取締役　宮上　光弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都杉並区西荻南三丁目一二番一号
（甲）ＴＳ不動産管理株式会社
代表取締役　吉村　文伽

東京都杉並区西荻北二丁目二五番一二号
（乙）株式会社トラスト
代表取締役　吉村さき子

第11期決算公告

令和８年７月23日

東京都杉並区西荻北二丁目25番12号
株式会社トラスト
代表取締役　吉村さき子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,323
	固定資産	101,384
	資産合計	119,708
負純資産債及びの部	流動負債	2,286
	固定負債	58,979
	株主資本	58,442
	資本金	5,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	43,442
	その他利益剰余金	43,442
	（うち当期純利益）	(1,844)
	負債・純資産合計	119,708

第17期決算公告

令和８年７月23日

東京都杉並区西荻南三丁目12番１号
ＴＳ不動産管理株式会社
代表取締役　吉村　文伽

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	235,725
	固定資産	1,367,460
	資産合計	1,603,186
負純資産債及びの部	流動負債	86,286
	固定負債	935,152
	株主資本	581,747
	資本金	30,000
	資本剰余金	335,000
	資本準備金	335,000
	利益剰余金	216,747
	その他利益剰余金	216,747
	（うち当期純利益）	(10,420)
	負債・純資産合計	1,603,186

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。両社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都中央区八丁堀二―二六―一〇
（甲）株式会社サンユーエンタープライズ
代表取締役　山邉　悟

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町三番一五―四Ｆ
（乙）株式会社山雄工業
代表取締役　山邉　悟

第21期決算公告

令和８年７月23日

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町３番15―４Ｆ
株式会社山雄工業
代表取締役　山邉　悟

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	55,461,603
	固定資産	8,568,695
	合計	64,030,298
負純資産債及びの部	流動負債	39,748,800
	株主資本	24,281,498
	資本金	33,000,000
	利益剰余金	△8,718,502
	その他利益剰余金	△8,718,502
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	64,030,298

第３期決算公告

令和８年７月23日

東京都中央区八丁堀２―26―10
株式会社サンユーエンタープライズ
代表取締役　山邉　悟

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,613,500
	繰延資産	386,500
	合計	10,000,000
負純資産債及びの部	流動負債	0
	株主資本	10,000,000
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	10,000,000

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一四番一号二Ｆ
（甲）株式会社成有
代表取締役　成田　昭一

神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一四番一号一Ｆ
（乙）ｎｅｏプラウド株式会社
代表取締役　成田　昭一

第16期決算公告

令和８年７月23日

神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目14番１号１Ｆ
ｎｅｏプラウド株式会社
代表取締役　成田　昭一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,443
	固定資産	201,294
	資産合計	271,737
負純資産債及びの部	流動負債	59,823
	固定負債	129,512
	株主資本	82,401
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,401
	その他利益剰余金	72,401
	（うち当期純利益）	(2,025)
	負債・純資産合計	271,737

第44期決算公告

令和８年７月23日

神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目14番１号２Ｆ
株式会社成有
代表取締役　成田　昭一

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	113,608
	固定資産	299,294
	資産合計	412,902
負純資産債及びの部	流動負債	27,860
	固定負債	143,642
	株主資本	241,399
	資本金	30,000
	利益剰余金	211,399
	その他利益剰余金	211,399
	（うち当期純損失）	(34,087)
	負債・純資産合計	412,902

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

大阪府堺市堺区戎之町東三丁一番二七号
（甲）株式会社プライムエコ
代表取締役　北野　正明

大阪府堺市堺区戎之町東三丁一番二七号
（乙）株式会社和建
代表取締役　堀米　諒

第20期決算公告

令和８年７月23日

大阪府堺市堺区戎之町東三丁１番27号
株式会社和建
代表取締役　堀米　諒

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	579,039
	固定資産	258,807
	合計	837,847
負純資産債及びの部	流動負債	15,864
	固定負債	197,494
	株主資本	624,487
	資本金	40,000
	利益剰余金	608,524
	その他利益剰余金	608,524
	（うち当期純損失）	(3,776)
	自己株式	△ 24,036
	合計	837,847

第16期決算公告

令和８年７月23日

大阪府堺市堺区戎之町東三丁１番27号
株式会社プライムエコ
代表取締役　北野　正明

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,209,067
	固定資産	3,249,549
	合計	7,458,617
負純資産債及びの部	流動負債	2,385,803
	固定負債	2,232,011
	株主資本	2,840,802
	資本金	25,000
	利益剰余金	2,815,802
	その他利益剰余金	2,815,802
	（うち当期純利益）	(321,207)
	合計	7,458,617

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

広島市南区出島二丁目一四番五一号
（甲）株式会社坪島総合建設
代表取締役　禰宜元隆文

広島市南区出島二丁目一四番五一号
（乙）アイゲン株式会社
代表取締役　禰宜元隆文

第12期決算公告

令和８年７月23日
広島市南区出島二丁目14番51号
アイゲン株式会社
代表取締役　禰宜元隆文

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,259
	固定資産	30
	合計	4,289
負債及び純資産の部	流動負債	18,600
	固定負債	—
	株主資本	△ 14,310
	資本金	8,000
	利益剰余金	△ 22,310
	その他利益剰余金	△ 22,310
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	4,289

第46期決算公告

令和８年７月23日
広島市南区出島二丁目14番51号
株式会社坪島総合建設
代表取締役　禰宜元隆文

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	144,863
	固定資産	121,534
	合計	266,398
負債及び純資産の部	流動負債	112,217
	固定負債	45,776
	株主資本	108,404
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,404
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	98,204
	（うち当期純利益）	(22,128)
	合計	266,398

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

鹿児島県薩摩郡さつま町柏原三二六五番地
（甲）株式会社南原農園
代表取締役　南原　武博

鹿児島県薩摩郡さつま町久富木九五〇番地
（乙）株式会社鹿児島リーフ
代表取締役　南原　武博

第34期決算公告

令和８年７月23日
鹿児島県薩摩郡さつま町久富木950番地
株式会社鹿児島リーフ
代表取締役　南原　武博

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,099
	固定資産	12,548
	合計	23,647
負債及び純資産の部	流動負債	836
	固定負債	11,122
	株主資本	11,689
	資本金	150
	利益剰余金	11,539
	その他利益剰余金	11,539
	（うち当期純損失）	(4,062)
	合計	23,647

第36期決算公告

令和８年７月23日
鹿児島県薩摩郡さつま町柏原3265番地
株式会社南原農園
代表取締役　南原　武博

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	73,377
	固定資産	52,542
	合計	125,920
負債及び純資産の部	流動負債	23,354
	固定負債	32,005
	株主資本	70,560
	資本金	50,000
	利益剰余金	45,560
	利益準備金	4,250
	その他利益剰余金	41,310
	（うち当期純利益）	(15,794)
	自己株式	△ 25,000
	合計	125,920

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都新宿区北新宿四丁目三六番一号
（甲）株式会社三共モータース
代表取締役　村山　繁男

東京都新宿区北新宿四丁目九番一八―六〇一号
（乙）株式会社トモエ
代表取締役　村山　繁男

第16期決算公告

令和８年７月23日
東京都新宿区北新宿四丁目９番18―601号
株式会社トモエ
代表取締役　村山　繁男

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,947
	固定資産	2,769
	資産合計	10,716
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	30,477
	株主資本	△19,830
	資本金	3,000
	利益剰余金	△22,830
	その他利益剰余金	△22,830
	（うち当期純利益）	(645)
	負債・純資産合計	10,716

第68期決算公告

令和８年７月23日
東京都新宿区北新宿四丁目36番１号
株式会社三共モータース
代表取締役　村山　繁男

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	61,415
	固定資産	281,941
	資産合計	343,357
負債及び純資産の部	流動負債	17,196
	固定負債	209,949
	株主資本	116,211
	資本金	3,000
	利益剰余金	113,211
	利益準備金	375
	その他利益剰余金	112,836
	（うち当期純利益）	(12,734)
	負債・純資産合計	343,357

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都目黒区中町二丁目四一番一八号
（甲）株式会社富国商会
代表取締役　黒川　弘夫

東京都目黒区中町二丁目四一番一八号
（乙）株式会社大和商会
代表取締役　黒川　弘夫

第73期決算公告

令和８年７月23日
東京都目黒区中町二丁目41番18号
株式会社大和商会
代表取締役　黒川　弘夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	129,487
	固定資産	13,015
	合計	142,502
負債及び純資産の部	流動負債	5,018
	固定負債	471
	株主資本	137,012
	資本金	10,000
	利益剰余金	127,012
	利益準備金	15,500
	その他利益剰余金	111,512
	（うち当期純利益）	(15,575)
	合計	142,502

第57期決算公告

令和８年７月23日
東京都目黒区中町二丁目41番18号
株式会社富国商会
代表取締役　黒川　弘夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	163,413
	固定資産	60,284
	合計	223,697
負債及び純資産の部	流動負債	22,343
	固定負債	180
	株主資本	201,174
	資本金	10,000
	利益剰余金	191,174
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	186,174
	（うち当期純損失）	(6,892)
	合計	223,697

第 50 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　　東京都港区東新橋一丁目９番２号

水ing 株式会社

代表取締役　安田　真規

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,429	流動負債	32,955
固定資産	17,351	賞与引当金	564
		その他流動負債	32,391
		固定負債	925
		退職給付引当金	440
		その他固定負債	485
		負債合計	**33,881**
		株主資本	17,416
		資本金	5,500
		資本剰余金	244
		その他資本剰余金	244
		利益剰余金	11,671
		利益準備金	1,375
		その他利益剰余金	10,296
		評価・換算差額等	483
		その他有価証券評価差額金	483
		純資産合計	**17,899**
資産合計	**51,781**	**負債・純資産合計**	**51,781**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	13,007	経常利益	8,652
売上原価	10,485	特別利益	10
売上総利益	2,521	特別損失	163
販売費及び一般管理費	1,403	税引前当期純利益	8,499
営業利益	1,118	法人税、住民税及び事業税	96
営業外収益	7,687	法人税等調整額	242
営業外費用	153	当期純利益	8,161

第 3 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　　東京都港区海岸一丁目７番１号

シルバーバンズジャパン株式会社

代表取締役　上野光太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,235,124	流動負債	1,217,957
		負債合計	**1,217,957**
		株主資本	11,017,167
		資本金	9,259,306
		資本剰余金	9,259,306
		資本準備金	9,259,306
		利益剰余金	△ 7,501,445
		その他利益剰余金	△ 7,501,445
		純資産合計	**11,017,167**
資産合計	**12,235,124**	**負債・純資産合計**	**12,235,124**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	—	経常損失	3,053,506
売上原価	—	特別利益	—
売上総利益	—	特別損失	—
販売費及び一般管理費	4,376,683	税引前当期純損失	3,053,506
営業損失	4,376,683	法人税、住民税及び事業税	1,210
営業外収益	1,371,182	法人税等調整額	—
営業外費用	48,005	当期純損失	3,054,716

第 3 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　　東京都港区海岸一丁目７番１号

なにわゲート株式会社

代表取締役　長尾　　至

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,415,383	流動負債	252,976
固定資産	358	**負債合計**	**252,976**
		株主資本	2,162,765
		資本金	3,100,000
		資本剰余金	3,100,000
		資本準備金	3,100,000
		利益剰余金	△ 4,037,235
		その他利益剰余金	△ 4,037,235
		純資産合計	**2,162,765**
資産合計	**2,415,741**	**負債・純資産合計**	**2,415,741**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	—	経常損失	3,964,000
売上原価	—	特別利益	—
売上総利益	—	特別損失	—
販売費及び一般管理費	3,961,549	税引前当期純損失	3,964,000
営業損失	3,961,549	法人税、住民税及び事業税	2,550
営業外収益	4,115	法人税等調整額	—
営業外費用	6,566	当期純損失	3,966,550

第 62 期 決 算 公 告

令和８年７月23日　　東京都江東区東雲一丁目７番12号

株式会社ＩＨＩ回転機械エンジニアリング

代表取締役　森川　圭一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,106	流動負債	11,896
固定資産	11,131	賞与引当金	1,683
		役員賞与引当金	42
		保証工事引当金	323
		受注工事損失引当金	332
		その他	9,514
		固定負債	4,676
		退職給付引当金	4,016
		その他	660
		負債合計	**16,573**
		株主資本	18,662
		資本金	1,033
		資本剰余金	5,023
		資本準備金	310
		その他資本剰余金	4,712
		利益剰余金	12,605
		利益準備金	168
		その他利益剰余金	12,437
		評価・換算差額等	1
		繰延ヘッジ損益	1
		純資産合計	**18,664**
資産合計	**35,237**	**負債・純資産合計**	**35,237**

損益計算書の要旨（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	47,595	経常利益	6,269
売上原価	32,676	特別利益	178
売上総利益	14,918	税引前当期純利益	6,448
販売費及び一般管理費	9,989	法人税、住民税及び事業税	1,550
営業利益	4,929	法人税等調整額	△ 102
営業外収益	1,417	当期純利益	5,000
営業外費用	76		

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　神奈川県伊勢原市鈴川54番地２

ＤＮライティング株式会社

代表取締役社長　倉持　一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,958,540	流動負債	1,676,956
固定資産	5,593,525	役員賞与引当金	41,587
		固定負債	398,105
		退職給付引当金	251,344
		負債合計	**2,075,061**
		株主資本	12,407,043
		資本金	527,850
		資本剰余金	498,500
		資本準備金	408,500
		その他資本剰余金	90,000
		利益剰余金	11,380,693
		利益準備金	47,436
		その他利益剰余金	11,333,257
		評価・換算差額等	69,960
		その他有価証券評価差額金	69,960
		純資産合計	**12,477,003**
資産合計	**14,552,065**	**負債・純資産合計**	**14,552,065**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,558,750	経常利益	1,780,223
売上原価	5,783,938	特別利益	253,180
売上総利益	4,774,811	特別損失	1,298
販売費及び一般管理費	3,027,440	税引前当期純利益	2,032,105
営業利益	1,747,371	法人税、住民税及び事業税	507,695
営業外収益	41,284	法人税等調整額	72,467
営業外費用	8,433	当期純利益	1,451,942

第 51 期 決 算 公 告

2026年７月23日　東京都千代田区丸の内１丁目８番３号

双日エアロスペース株式会社

代表取締役社長　長谷川　章

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	59,619	流動負債	50,576
固定資産	1,794	賞与引当金	235
		その他	50,341
		固定負債	243
		退職給付引当金	151
		その他	92
		負債合計	**50,820**
		株主資本	10,208
		資本金	1,410
		資本剰余金	1,030
		資本準備金	1,030
		利益剰余金	7,768
		利益準備金	110
		その他利益剰余金	7,658
		評価・換算差額等	385
		その他有価証券評価差額金	397
		繰延ヘッジ損益	△ 12
		純資産合計	**10,593**
資産合計	**61,414**	**負債・純資産合計**	**61,414**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
収益	7,743	税引前当期純利益	3,771
原価	868	法人税、住民税及び事業税	1,172
売上総利益	6,874	法人税等調整額	△ 136
販売費及び一般管理費	2,865	当期純利益	2,735
営業利益	4,009		
営業外収益	417		
営業外費用	655		
経常利益	3,771		

収益認識に関する会計基準の適用に伴い、2022年３月期から損益計算書の表示科目を「売上高」及び「売上原価」から「収益」及び「原価」に変更を行っております。また、代理人取引と判定された取引は、手数料等相当額を収益としております。いずれも売上総利益への影響はありません。

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都渋谷区代々木二丁目１番１号新宿マインズタワー17階

株式会社インヴァランス

代表取締役　元岡　宙樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	70,255	流動負債	15,878
固定資産	631	賞与引当金	441
		役員株式給付引当金	8
		その他	15,428
		固定負債	43,312
		役員株式給付引当金	42
		その他	43,269
		負債合計	**59,190**
		株主資本	11,695
		資本金	143
		資本剰余金	43
		資本準備金	43
		利益剰余金	12,058
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	12,033
		自己株式	△ 548
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	**11,696**
資産合計	**70,887**	**負債・純資産合計**	**70,887**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	38,334	特別利益	41
売上原価	31,218	特別損失	1
売上総利益	7,115	税引前当期純利益	2,821
販売費及び一般管理費	3,855	法人税、住民税及び事業税	850
営業利益	3,260	法人税等調整額	21
営業外収益	17	当期純利益	1,949
営業外費用	496		
経常利益	2,781		

第 66 期 決 算 公 告

2026年７月23日　愛知県東海市新宝町33番の４

豊通メタルソリューションズ株式会社

代表取締役社長　中村　博行

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,054	流動負債	13,429
固定資産	12,646	賞与引当金	615
		役員賞与引当金	26
		固定負債	600
		退職給付引当金	576
		役員退職慰労引当金	11
		負債合計	**14,029**
		株主資本	15,590
		資本金	1,500
		資本剰余金	1,230
		利益剰余金	17,067
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	16,692
		自己株式	△ 4,207
		評価・換算差額等	81
		純資産合計	**15,671**
資産合計	**29,701**	**負債・純資産合計**	**29,701**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	18,965	特別利益	0
売上原価	10,143	特別損失	17
売上総利益	8,822	税引前当期純利益	3,918
販売費及び一般管理費	4,337	法人税、住民税及び事業税	984
営業利益	4,484	法人税等調整額	103
営業外収益	73	当期純利益	2,829
営業外費用	622		
経常利益	3,935		

第62期決算公告

令和８年７月23日

兵庫県明石市花園町３番地13

兵庫光洋株式会社

代表取締役　三浦　守弘

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,198
	固定資産	75,610
	合計	76,808
負債及び純資産の部	流動負債	84,554
	固定負債	0
	株主資本	△7,746
	資本金	16,000
	利益剰余金	△23,746
	その他利益剰余金	△23,746
	（うち当期純損失）	(866)
	合計	76,808

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し、金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日

兵庫県明石市花園町三番地一三

兵庫光洋株式会社

代表取締役　三浦　守弘

第64期決算公告

2026年７月23日

福岡市博多区博多駅中央街２番１号

博多バスターミナル株式会社

代表取締役社長　東　圭司

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,560
	固定資産	5,083
	資産合計	6,643
負債及び純資産の部	流動負債	765
	（賞与引当金）	(12)
	固定負債	1,116
	（退職給付引当金）	(27)
	（役員等退職慰労金引当金）	(13)
	株主資本	4,762
	資本金	400
	資本剰余金	600
	その他資本剰余金	600
	利益剰余金	3,762
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	3,662
	（うち当期純利益）	(415)
	負債・純資産合計	6,643

2025年度決算公告

2026年７月23日

千葉県船橋市飯山満町１―833

医療法人社団紺整会

理事長　山浦　一郎

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,429	流動負債	2,192
固定資産	10,981	（うち賞与引当金）	(196)
有形固定資産	10,065	固定負債	9,849
無形固定資産	126	（うち退職給付引当金）	(1,705)
その他の資産	790	負債合計	12,041
		積立金	5,369
		設立等積立金	3,926
		繰越利益積立金	1,443
		純資産合計	5,369
資産合計	17,410	負債・純資産合計	17,410

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	10,612
（うち本来業務）	(10,590)
（うち附帯業務）	(22)
事業費用	9,751
（うち本来業務）	(9,733)
（うち附帯業務）	(18)
事業利益	861
事業外損益	△ 14
経常利益	847
特別損益	55
税引前当期純利益	902
法人税・住民税及び事業税	247
法人税等調整額	△ 40
当期純利益	695

第５期決算公告

令和８年７月23日

兵庫県尼崎市東本町四丁目10番地

株式会社ビリーヴ

代表取締役　山下智栄子

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,417,108
	固定資産	409,440
	資産合計	3,826,548
負債及び純資産の部	流動負債	606,481
	固定負債	169,510
	株主資本	3,050,557
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	50,557
	その他利益剰余金	50,557
	（うち当期純損失）	(2,083,334)
	負債・純資産合計	3,826,548

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。また、効力発生日をもって甲は商号を株式会社ビリーヴに変更するとともに、本店を兵庫県尼崎市東本町四丁目一〇番地へ移転いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月二十三日

兵庫県西宮市甲子園町二五番二三号

（甲）東宝興産株式会社

代表取締役　山下智栄子

兵庫県尼崎市東本町四丁目一〇番地

（乙）株式会社ビリーヴ

代表取締役　山下智栄子

兵庫県尼崎市東本町四丁目一〇番地

（丙）プログレス株式会社

代表取締役　山下智栄子

第15期決算公告

令和８年７月23日

兵庫県尼崎市東本町四丁目10番地

プログレス株式会社

代表取締役　山下智栄子

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,423,535
	固定資産	23,384,640
	資産合計	79,808,175
負債及び純資産の部	流動負債	20,694,926
	固定負債	255,632,931
	株主資本	△196,519,682
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△226,519,682
	その他利益剰余金	△226,519,682
	（うち当期純利益）	(3,119,257)
	負債・純資産合計	79,808,175

第59期決算公告

令和８年７月23日

兵庫県西宮市甲子園町25番23号

東宝興産株式会社

代表取締役　山下智栄子

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	48,570,655	流動負債	4,253,792
固定資産	419,291,182	固定負債	411,632,213
		株主資本	51,975,832
		資本金	15,000,000
		利益剰余金	36,975,832
		その他利益剰余金	36,975,832
		（うち当期純損失）	(17,611,496)
資産合計	467,861,837	負債・純資産合計	467,861,837

第47期決算公告

令和８年７月23日
東京都千代田区神田錦町１丁目７
株式会社新紀元社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	388,289
	固定資産	37,218
	資産合計	425,508
負債及び純資産の部	流動負債	168,395
	賞与引当金	4,077
	固定負債	36,271
	退職給付引当金	10,333
	役員退職慰労引当金	550
	株主資本	220,841
	資本金	69,100
	利益剰余金	151,741
	利益準備金	18,850
	その他利益剰余金	132,891
	（うち当期純利益）	(7,389)
	負債・純資産合計	425,508

第20期決算公告

令和８年６月30日
神奈川県横浜市西区花咲町６丁目139番地
日産神奈川販売株式会社
代表取締役　髙木　恵一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,228	流動負債	29,206
固定資産	11,614	賞与引当金	1,337
		固定負債	5,630
		退職給付引当金	5,328
		株主資本	15,006
		資本金	90
		資本剰余金	90
		その他資本剰余金	90
		利益剰余金	14,825
		その他利益剰余金	14,825
資産合計	49,842	負債・純資産合計	49,842

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	133,994
売上原価	106,054
売上総利益	27,940
販売費及び一般管理費	26,296
営業利益	1,644
営業外収益	404
営業外費用	610
経常利益	1,438
税引前当期純利益	1,438
法人税、住民税及び事業税	235
法人税等調整額	306
当期純利益	897

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を四億千八十四万八千六百三十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月二十三日
静岡県浜松市中央区和地山三丁目一番七号
株式会社ＡＮＳｅｅＮ
代表取締役　小池　昭史

令和７年度決算公告

令和８年７月23日
川崎市中原区北谷町59番地
株式会社保険企画
代表取締役　河合　哲伸

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,332,286
	固定資産	9,691,518
	合計	39,023,804
負債及び純資産の部	流動負債	4,473,340
	固定負債	32,520,000
	株主資本	2,030,464
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△17,969,536
	その他利益剰余金	△17,969,536
	（うち当期純利益）	(632,236)
	合計	39,023,804

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月二十三日
川崎市中原区北谷町五九番地
株式会社保険企画
代表取締役　河合　哲伸

第30期決算公告

令和８年７月23日
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋1160－２
医療法人社団千葉光徳会
理事長　徳田　哲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		1,991,613	流動負債	728,404
固定資産		6,875,559	賞与引当金	65,626
有形固定資産		5,863,326	その他	662,778
無形固定資産		16,562	固定負債	4,185,507
投資その他の資産		995,670	退職給付引当金	204,124
			その他	3,981,383
			積立金	3,953,261
			代替基金	400,000
			繰越利益積立金	2,797,652
			その他積立金	600,000
			設立等積立金	155,609
資産合計		8,867,172	負債・純資産合計	8,867,172

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
本来業務事業収益	4,188,241
本来業務事業費用	4,052,412
本来業務事業利益	135,828
附帯業務事業収益	228,015
附帯業務事業費用	241,607
附帯業務事業損失	13,591
事業利益	122,237
事業外収益	13,730
事業外費用	42,218
経常利益	93,748
特別損失	252
税引前当期純利益	93,496
法人税、住民税及び事業税	2,273
当期純利益	91,223

第15期決算公告

令和８年７月23日

静岡県浜松市中央区和地山三丁目１番７号
株式会社ＡＮＳｅｅＮ
代表取締役　小池　昭史

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,195
	固定資産	12,331
	資産合計	92,527
負債及び純資産の部	流動負債	191,375
	固定負債	169,000
	負債合計	360,375
	株主資本	△267,848
	資本金	60,000
	資本剰余金	283,000
	資本準備金	283,000
	その他資本剰余金	—
	利益剰余金	△610,848
	その他利益剰余金	△610,848
	（圧縮積立金）	(3,567)
	（繰越利益剰余金）	(△614,415)
	（うち当期純損失）	(194,387)
	純資産合計	△267,848
	負債・純資産合計	92,527

第63期決算公告

2026年６月23日
福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目９番22号
株式会社新菱
代表取締役　土山　正明

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,330	流動負債	13,784
固定資産	18,343	固定負債	6,685
有形固定資産	16,397	株主資本	8,204
無形固定資産	42	資本金	500
投資その他の資産	1,903	資本剰余金	159
		利益剰余金	7,545
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	7,420
資産合計	28,674	負債・純資産合計	28,674

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,471
売上原価	23,774
売上総利益	4,696
販売費及び一般管理費	2,511
営業利益	2,184
営業外損益	△114
経常利益	2,069
特別利益	603
税引前当期純利益	2,672
法人税、住民税及び事業税	615
法人税等調整額	222
当期純利益	1,834

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年七月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月二十三日

名古屋市中村区名駅南一丁目三番一八号
（甲）株式会社総合システムリサーチ
代表取締役　加藤　真悟

名古屋市東区葵三丁目二四番二号
（乙）株式会社サンライジングコーポレーション
代表取締役　加藤　真悟

第26期決算公告

令和８年７月23日
名古屋市東区葵三丁目24番２号
株式会社サンライジングコーポレーション
代表取締役　加藤　真悟

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	95,081
	固定資産	15,740
	合計	110,821
負債及び純資産の部	流動負債	33,342
	固定負債	43,766
	株主資本	33,713
	資本金	25,000
	利益剰余金	8,713
	その他利益剰余金	8,713
	（うち当期純利益）	(△8,350)
	合計	110,821

第34期決算公告

令和８年７月23日
名古屋市中村区名駅南一丁目３番18号
株式会社総合システムリサーチ
代表取締役　加藤　真悟

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	463,193
	固定資産	17,564
	合計	480,757
負債及び純資産の部	流動負債	179,004
	（うち賞与引当金）	(8,265)
	固定負債	10,029
	株主資本	291,724
	資本金	20,000
	利益剰余金	271,724
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	261,724
	（うち当期純利益）	(102,082)
	合計	480,757

第36期決算公告

令和８年７月23日
東京都台東区浅草橋１―34―９
クレシード株式会社
代表取締役　笛田　英則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	549,238
	固定資産	310,898
	資産合計	860,136
負債及び純資産の部	流動負債	441,638
	固定負債	27,695
	株主資本	390,803
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	360,803
	利益準備金	6,330
	その他利益剰余金	354,473
	（うち当期純利益）	(121,870)
	負債・純資産合計	860,136

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億千八百二十一万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月二十三日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一一番一号
オルタス仙台ビル
株式会社いちごホールディングス
代表取締役　木野　将徳

決　算　公　告

令和８年７月23日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目11番１号

オルタス仙台ビル

株式会社いちごホールディングス

代表取締役　木野　将徳

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	980,072
	固定資産	1,470,324
	合計	2,450,396
負債及び純資産の部	流動負債	287,868
	賞与引当金	4,472
	固定負債	1,151,559
	株主資本	1,011,182
	資本金	225,000
	資本剰余金	497,585
	資本準備金	174,999
	その他資本剰余金	322,585
	利益剰余金	288,597
	その他利益剰余金	288,597
	（うち当期純損失）	(15,321)
	評価・換算差額等	△213
	その他有価証券評価差額金	△213
	合計	2,450,396

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年八月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月十七日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都港区赤坂三丁目五番五号
（甲）エアモビリティ株式会社
代表取締役社長＆ＣＥＯ　浅井　尚

東京都港区赤坂三丁目五番五号
（乙）イーグルペイ株式会社
代表取締役社長　浅井　尚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千九百九十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年八月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月二十三日

東京都港区赤坂三丁目五番五号
エアモビリティ株式会社
代表取締役社長＆ＣＥＯ　浅井　尚

第７期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区赤坂三丁目５番５号
エアモビリティ株式会社
代表取締役社長＆ＣＥＯ　浅井　尚

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	16,104,253
	固定資産	93,540,149
	資産合計	109,644,402
負債及び純資産の部	流動負債	13,204,126
	株主資本	96,440,276
	資本金	99,970,000
	資本剰余金	528,670,000
	資本準備金	528,670,000
	利益剰余金	△532,199,724
	その他利益剰余金	△532,199,724
	（うち当期純損失）	(222,803,693)
	負債・純資産合計	109,644,402

第７期決算公告

令和８年７月23日
東京都港区赤坂三丁目５番５号
イーグルペイ株式会社
代表取締役社長　浅井　尚

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	4,315,666
	固定資産	1
	資産合計	4,315,667
負債及び純資産の部	流動負債	457,240
	固定負債	13,475,000
	株主資本	△9,616,573
	資本金	69,000,000
	資本剰余金	58,000,000
	資本準備金	58,000,000
	利益剰余金	△136,616,573
	その他利益剰余金	△136,616,573
	（うち当期純損失）	(10,761,304)
	負債・純資産合計	4,315,667